

平成17年度

平成16年度

都道府県・指定都市等における生涯
学習・社会教育に関する答申・建議等

国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

平成16年度

都道府県・指定都市等における生涯
学習・社会教育に関する答申・建議等

本資料集について

本資料集は、平成16年度に都道府県・指定都市・市区町村に設置されている審議会等から提出された生涯学習・社会教育に関する答申・建議等を集約したものです。

資料の収集にあたっては、都道府県・指定都市教育委員会に依頼するとともに、市区町村分については、都道府県教育委員会をとおして依頼し、直接国立教育政策研究所社会教育実践研究センターに送付していただきました。

掲載にあたっては、次のとおり5つに分類いたしました。

I 都道府県・指定都市における生涯学習審議会の答申・建議等

都道府県・指定都市に設置されている生涯学習審議会における答申・建議等

II 市区町村における生涯学習審議会等の答申・建議等

市区町村に設置される生涯学習審議会等における答申・建議等

III 都道府県・指定都市における社会教育委員の会議の答申・建議等

都道府県・指定都市に設置される社会教育委員の会議における答申・建議等

IV 市区町村における社会教育委員の会議の答申・建議等

市区町村に設置される社会教育委員の会議における答申・建議等

V その他の答申・建議等

都道府県・指定都市・市区町村に設置されている生涯学習審議会・社会教育委員の会議以外の生涯学習・社会教育に関する審議会・委員会等における答申・建議等

なお、都道府県・指定都市分については全文を掲載し（資料等を除く）、市区町村分及びその他の答申・建議等については、答申・建議等名のみ掲載いたしました。

目 次

I 都道府県・指定都市における生涯学習審議会の答申・建議等	
○ 新しい県民ニーズに対応した生涯学習のあり方 …………… 3 ～『働きがい』を満たすための学習支援について～ (報告 平成16年5月 神奈川県生涯学習審議会)	
○ キャリアアップによる豊かな人生を築くために …………… 32 －青森県における今後の生涯学習の推進方策について－ (答申 平成16年6月 青森県生涯学習審議会)	
○ 県民一人一人の生涯学習を支援する「学びの環境づくり」 …………… 72 いばらきECAPPE(えかっぺ)プラン (報告 平成16年6月 茨城県生涯学習審議会)	
○ 「地域全体で『元気なひろしまっ子』を育む環境づくり」 …………… 83 (建議 平成16年11月 広島県生涯学習審議会)	
○ 生涯学習の進展における市民と行政の関わり …………… 89 (建議 平成17年1月 埼玉県生涯学習審議会)	
○ 子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について …………… 95 ～「地域教育プラットフォーム」構想を推進するための教育行政の役割～ (答申 平成17年1月 東京都生涯学習審議会)	
II 市区町村における生涯学習審議会等の答申・建議等 …………… 123	
III 都道府県・指定都市における社会教育委員の会議の答申・建議等	
○ 青少年の地域活動を支援する環境づくりに向けた社会教育行政の役割と課題 …………… 127 (報告 平成16年5月 神奈川県社会教育委員の会議)	
○ 「“子育てまちづくり”の実現に向けて」 …………… 156 ～社会教育関係団体等のネットワーク化を図る社会教育の推進方策～ (報告 平成16年7月 長崎県社会教育委員会)	
○ 地方分権下における社会教育の在り方と県の役割 …………… 167 (提言 平成16年7月 静岡県社会教育委員会)	
○ 子どもの体験活動の充実方策について …………… 179 ～体験活動の質と量の高まりを目指して～ (提言 平成16年9月 福岡県社会教育委員の会議)	
○ 今後の生涯学習施策のあり方について …………… 215 ～自律と協働の生涯学習社会をめざして～ (意見具申 平成16年10月 大阪市社会教育委員会議)	

○ 地域課題を解決する県社会教育施設のあり方について ……………	246
(提言 平成17年2月 秋田県社会教育委員の会議)	
○ 眼差しが(目)が輝いている子どもを育てるために ……………	254
子どもたちが健全な社会生活を送るための、家庭と地域、行政の関わりと果たす役割について	
～子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるためには～	
(答申 平成17年3月 埼玉県社会教育委員会議)	
○ 県民の生涯学習を支える地域教育システムの構築 ……………	266
(報告 平成17年3月 兵庫県社会教育委員の会議)	
IV 市区町村における社会教育委員の会議の答申・建議等 ……………	287
V その他の答申・建議等	
1 公民館運営審議会の答申・建議等 ……………	291
2 図書館協議会の答申・建議等 ……………	291
3 その他の協議会等の答申・建議等 ……………	291

I 都道府県・指定都市における生涯学習審議会の
の答申・建議等

○ 新しい県民ニーズに対応した生涯学習のあり方 ～『働きがい』を満たすための学習支援について～

(報告 平成16年5月 神奈川県生涯学習審議会)

はじめに

本県では、平成9年3月に「生涯学習社会」の実現に向けた総合的な取組の行動指針である「かながわ生涯学習推進構想」を策定し、着実に取組を進めてきたところであるが、構想策定後、ほぼ7年を経過し、社会・経済情勢をはじめ、生涯学習を取り巻く状況には変化が生じてきている。

大きな流れとして、様々な市民がボランティアやNPO、NGO等の社会参加活動に取り組むなど、市民の意識の変化は著しい。一方で、1990年代半ばから続く景気の低迷は企業収益を圧迫しており、リストラや倒産の増加などから、失業率もかつてない水準にまで上昇してきており、終身雇用を通じて機能してきた従来型の社員の企業内訓練では、企業の活性化が期待できなくなっている。

また、フリーターの増加など、若年層の働き方も大きく変化してきており、こうしたことから、年少の頃からの勤労観、職業観の育成を行うなど「職業教育」の充実が求められてきている。そして、生涯学習の観点からも、個人のキャリア開発意欲をどう支援していくか、新たな取組が求められてきている。

このような状況を踏まえ、本審議会は、従来から取組を進めてきた学習活動への支援に加えて、「かながわ生涯学習構想」に述べられている、社会的背景の4つの潮流の1つの「働きがい」の支援に着目し、「新しい県民ニーズに対応した生涯学習のあり方～『働きがい』を満たすための学習支援について～」をテーマに、具体的には「多様な働き方に向けた教育、学習支援の方向性」を検討することとし、専門部会を設置し、検討を重ねてきた。本報告書は、この専門部会の検討結果を受け、県の生涯学習行政がどのような役割をはたすべきかを念頭に置き、審議会において取りまとめたものである。

第1章 これまでの経緯と審議テーマ

1 経緯

神奈川県では、本審議会の答申を受け、平成9年3月に「生涯にわたる“自分づくり”」と「魅力ある“地域社会づくり”」を基本目標とする『かながわ生涯学習推進構想』を策定した。

この構想に基づき、県では、情報の収集・提供、関係機関や民間団体とのネットワークづくりを中心に取り組み、併せて学習相談や生涯学習支援者研修の実施などにより、学習者や市町村の生涯学習振興の取組に対して支援を進めてきた。

こうした流れを踏まえて、第5期生涯学習審議会は、県と市町村が行った「生涯学習と社会参加に関する調査」の結果や第4期生涯学習審議会の報告を踏まえ、「“自分づくり”から“地域づくり”へ～生涯学習の成果を生かした社会参加のための支援方策について～」をテーマとした、学習者のタイプによるきめ細かな支援や社会参加活動の支援システムづくりの必要性を内容とす

る報告を行った。

2 審議テーマ

『かながわ生涯学習構想』にあるように、生涯学習が求められる背景には、人々の心の中に「学びがい」「生きがい」「働きがい」「創りがい」の4つの生涯学習への期待がある。

一方で、高度情報化、長引く景気低迷等の社会・経済情勢の変化に伴い、絶えず新しい知識や技術の取得が必要になってきたため、社会人をはじめとした個人のキャリアアップ意欲が増大してきており、また、働きがいを意識しながら、自らの生計を立てることも、生涯学習の観点から重要であると考えられる。

こうした視点に基づき、第6期審議会の審議テーマは、「新しい県民ニーズに対応した生涯学習のあり方～『働きがい』を満たすための学習支援について～」とし、多様な働き方に向けた教育、学習支援の方向性について検討を重ねた。

第2章 背景

1 労働を取り巻く状況

(1) 社会・経済の変化

「働きがい」を検討するに際して、その背景となる社会・経済の変化を概観してみると次のとおりである。

① 大きな社会状況の変化

- ・グローバル化、顧客ニーズ変化や商品サイクル短縮化による競争激化で国際競争が激化している。
- ・技術革新の急激な進展や経済社会のニーズの大きな変化などの情報革命が進展し、労働者が長年にわたって蓄積してきた職業能力を無にされる可能性も生じてきている。
- ・顧客ニーズ・商品ニーズの高度化、高付加価値化、経済のサービス化が進み、職業能力における専門性や問題発見・解決能力が重視されるような知識社会化が進んだ。
- ・企業中心社会から、生活中心社会へ、真の豊かさを求める国民意識の変化が起こっている。

② 労働を取り巻く状況の変化

- ・規格化された生産と流通から、不断の革新と創造が求められるように経済・産業構造が変化しつつある。
- ・収入確保から充足感へ、就社から就職への意識の変化に見られる労働の意味・就業意識の変化が生じてきている。
- ・経済的豊かさの増大・価値観の多様化等に伴い若年層の職業意識の変化が見られる。
- ・量的・質的な人材需給のミスマッチが生じている。

このような変化に伴い、働き方について、次のような大きな特徴が見られる。

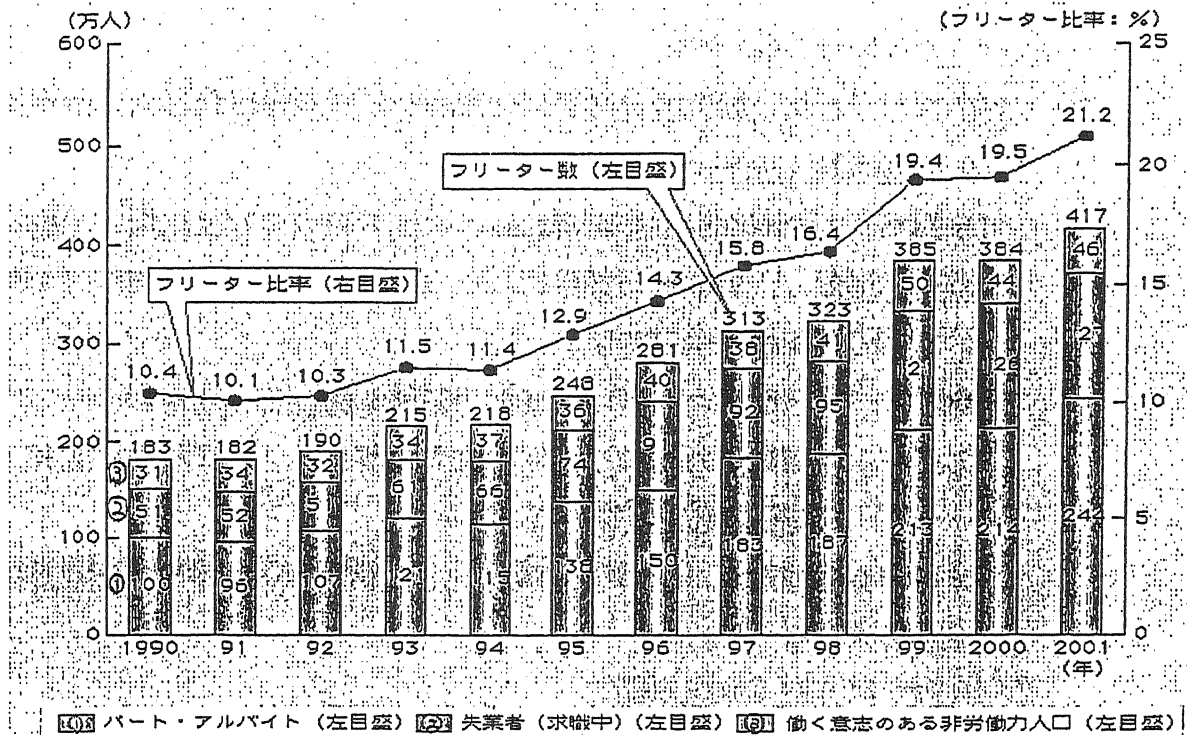
(2) フリーターの増加

- 完全失業率（全国）は、平成14年度に比べ徐々に低くなっているものの、16年3月は4.7%

であり、特に15～24歳の同時期の失業率は11.8%と高水準で推移している。

- 経済的豊かさの増大、価値観の多様化等に伴い若者の職業意識が変化し、学卒早期離職者も増加しつつある。
- そのような状況の中で、学生、主婦を除いた若年人口全体の5人に1人（21.2%）がフリーターとなっている。

年々増加するフリーター



(備考) 1. 総務省「労働力調査特別調査」により作成。
 2. 「フリーター」とは、学生、主婦を除く若年のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人。
 3. 「フリーター比率」とは、学生、主婦を除く若年人口に占めるフリーターの割合。
 4. 対象は、15歳～34歳の人。

(3) 就業構造の変化

- 雇用形態について、平成9年度と14年度を比較すると、県内においても全国においてもほぼ同じ傾向で、正規職員・従業員が減り、パート、アルバイトの比率が高まっている。

県内における雇用形態別雇用者数及び増加率

(単位：千人、%)

区 分		平成14年度	平成 9 年度	増 減 率
雇用者数		4,008 (54,733)	4,000 (54,997)	0.2 (▲0.5)
内 訳	正規職員・従業員	2,478 (34,557)	2,760 (38,542)	▲10.2 (▲10.3)
	パート	536 (4,563)	473 (4,112)	13.3 (11.0)
	アルバイト	374 (4,237)	296 (3,344)	26.4 (26.7)
	その他	620 (11,376)	471 (8,999)	31.6 (26.4)

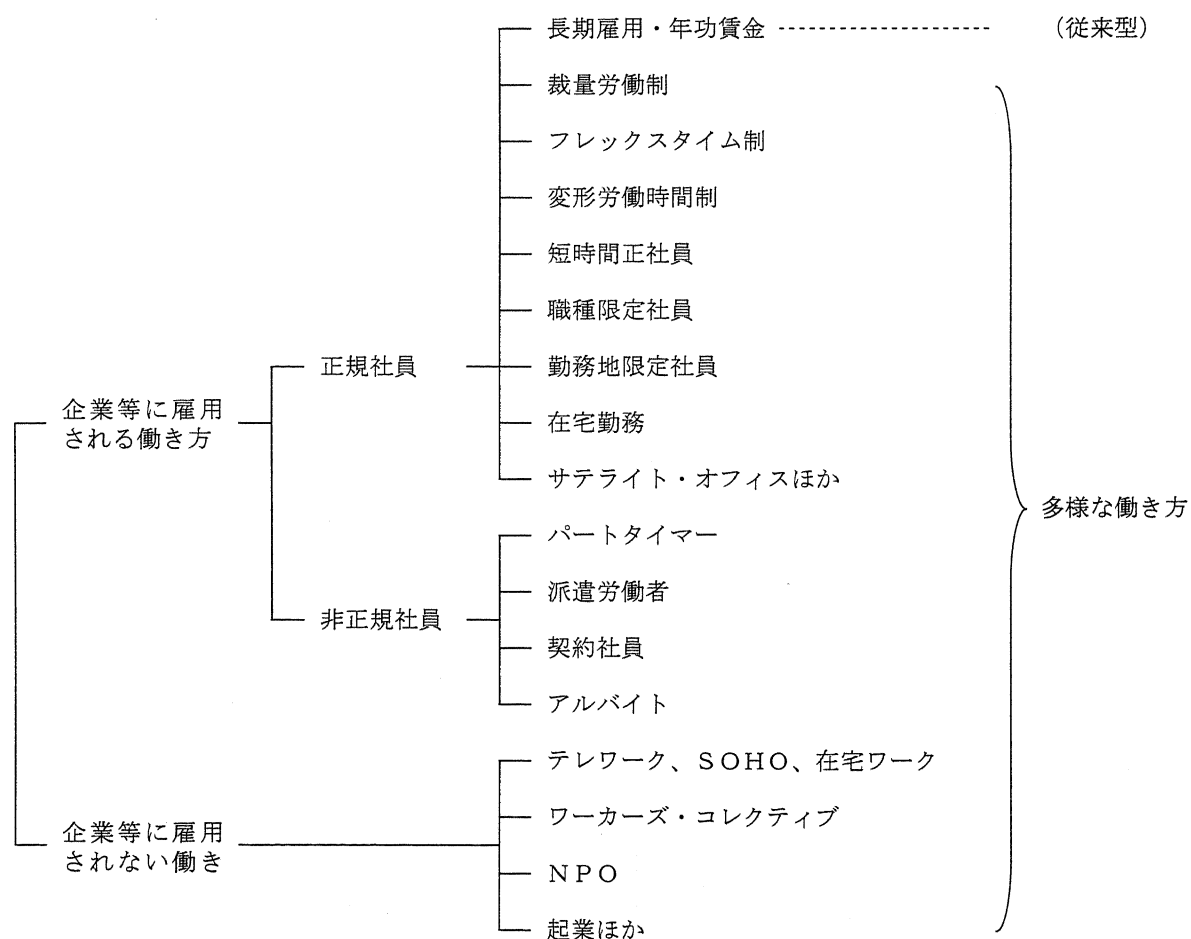
- (注) 1 千人未満を四捨五入しているため、内訳の計が合わないことなどがある。
 2 その他には、民間役員、嘱託、派遣社員が含まれている。
 3 () 内は全国の数値

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査結果」

- 転職率、離職率とも上昇傾向にあり、特に神奈川県は、転職率が5.8%で、沖縄県、福岡県に続き高い。また、過去に一度でも転職を経験したことのある有業者の割合は48.4%でほぼ5割となっている。

(4) 多様な働き方

- また、次のような多様な働き方や新しいビジネス形態が増え、関心を集めるようになってきている。



神奈川県雇用確保に係る政策

神奈川県商工労働部においては、雇用の確保関係について、どのような目標を掲げているのだろうか。新しい総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」（平成16年3月策定）の戦略プロジェクトから抜粋してみた。

1 2015年のめざすすがた

〈めざすすがた〉

民間と行政との連携の下で、就業支援や職業能力開発によって、働く意欲のある人がそれぞれの能力を十分発揮し、生き生きと働くことのできる就労の場が確保されています。

2 県内就職件数の目標

〈目 標〉

○ 県内の就職件数（単年度） （単位：件）

実績（2002）	現状（2003見込）	2004	2005	2006
73,839	75,600	77,400	79,200	81,000

（「労働市場年報」（神奈川労働局）より）

3 取り組む事業

〈取り組む事業〉

厳しい雇用情勢の下に置かれている若年者、中高年齢者及び障害者を対象に、相談、適正検査、カウンセリング、教育訓練、就業体験研修、さらには職業紹介機能を活用して就業支援に取り組みます。また、多様なニーズに的確に応えた効果的な能力開発を推進するため、技術校の再編整備と民間との連携による人材育成の総合的な支援体制を構築します。

No	構成事業	項目	単位	現状 (2003見込)	年度別目標		
					2004	2005	2006
1	若年者の就職支援 フリーターをはじめ若年者の就職を支援する施設を設置・運営し、カウンセリングを中心に教育訓練、就業体験研修など就業に向けた様々な機会を提供します。	若年者の就職を支援するセンターの設置・運営 (県・民間) 就業体験研修者 (県・民間)	人	100	110	110	120
2	中高年齢者の再就職支援 雇用ミスマッチの解消を図るため、就職開拓講座、合同面接会を一体化した実践就労講座や、きめ細かなキャリアカウンセリングなどにより、総合的な再就職支援を進めます。	実践就労講座受講者 (県・民間)	人	690	690	720	720

2 「働きがい」について

このような背景のもと、第6期審議会の審議テーマ「新しい県民ニーズに対応した生涯学習のあり方～『働きがい』を満たすための学習支援～」は時宜にかなったものといえる。

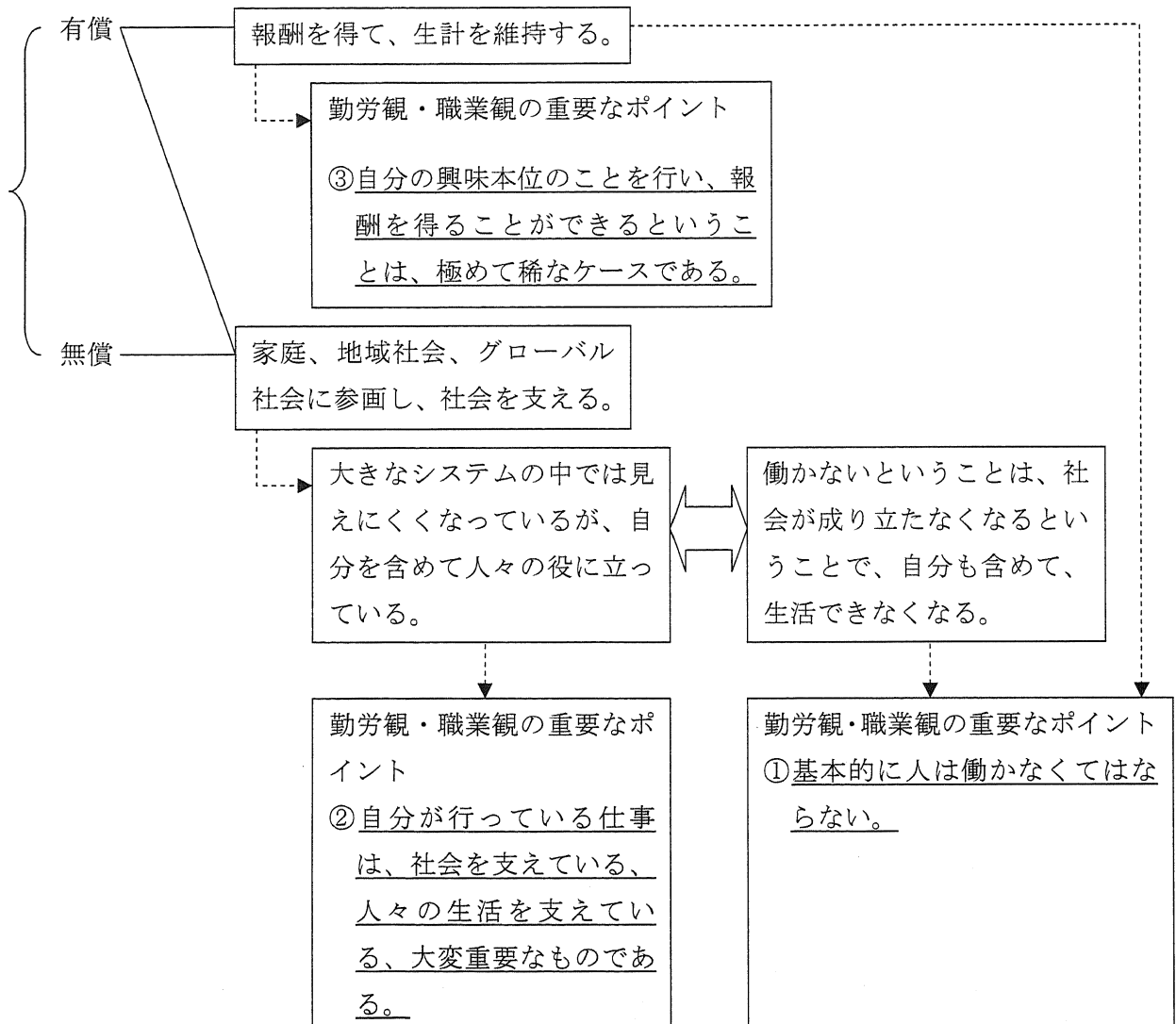
(1) 勤労観・職業観の基本的な考え方

労働には報酬を得て行う有償労働と報酬のない無償労働がある。報酬を得て、生計を維持することを目的とした有償労働は、本来働き手ではなくて、顧客のためにする行為であり、自分の興味本位のことを行い、報酬を得ることができるということは、極めて稀なケースである。

また、いずれの場合も、家庭、地域社会、グローバル社会に参画することで、人々の生活つまりは社会を支えている大変重要なものである。

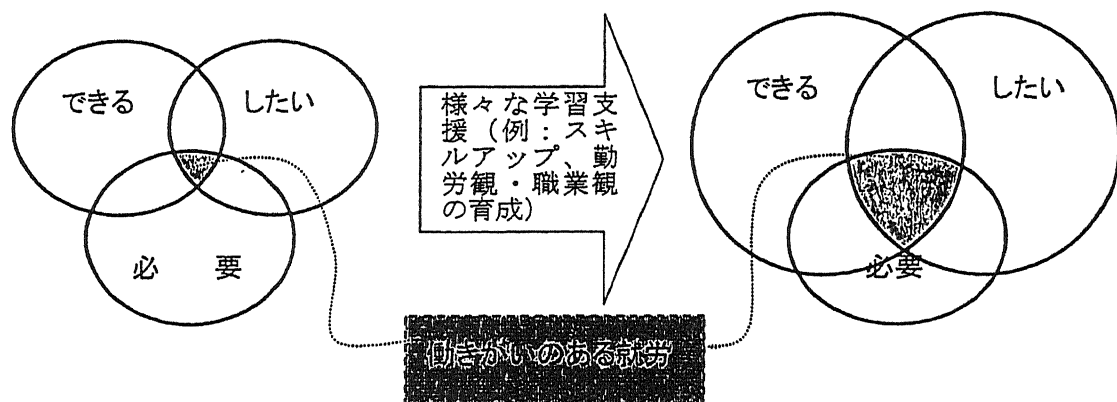
逆に言えば、労働をしなければ、生計を維持することができず、社会を維持することもできなくなる。

労働



(2) 「働きがい」について

- 人は報酬を得て、生計を維持するため、そして家庭、地域社会、グローバル社会に参画し、社会を支えるために働かなければならない。それを前提とした上で、「できる」ことを増やし、「したい」こと、つまり興味、関心等を増やすことにより、働きがいを持った就労への可能性が広がると考えられる。(下図参照)。
- 自分の興味に近いものが仕事であるならば、働くことに対する意欲は当然向上し、苦勞があったとしても働きがいを感じるであろうから、自分の興味が何か、自分は何に向いているのかを考えることは、非常に大切である。
- さらに、未就業者に対し、世の中の様々な職業や生き方・働き方を示すことは大切なことである。そのことで、勤勞観・職業観・就学観が変わり、様々な教育課題の解決の一つの方法になるであろう。



- しかし、現実には、自分の興味、関心のない就労をしている人々も多いと思われるが、自分が行っている仕事は、社会を支えている、人々の生活を支えている、大変貴重なものであるという自覚を持つべきである。
- 一方、(1)にもあるとおり、「働く」ことには、「無償」に区分されるものもある。「1996年の無償労働の貨幣評価」(経済企画庁)では、家事、介護・看護、育児、買物、社会的活動に区分し、国内総生産の23.2%を占めるものの、その84.5%を女性が担っていると推計している。
「無償」に区分されるものも、社会を支えている大変貴重なものであるという自覚を、男女問わず持たなければならない。

3 検討の方向

(1) 検討の手法

審議会の検討に当っては、「『働きがいのある就労』を創り出していくためには、その人のニーズに合った、きめ細かな教育、学習支援が有効であろう」という仮説をたて、ライフステージ・対象者毎に、どのような教育、学習支援が必要か、参考資料(紙面の都合で削除)のとおり、

- ① 仕事を通じた自己実現の支援（働きがいの基礎づくり）
- ② キャリア教育（職業の基礎となる能力の育成）
- ③ スキルアップ学習の支援（職務遂行に必要な職業的・技術的知識とスキル）

と、3つの教育、学習支援の枠組みを設定し、分析を行うこととした。そして、具体的な支援施策を導き出すため、ライフステージを「就学者」「就業者」「無業者、その他」の3つに分類し、それをさらに対象者ごとに就学前から起業準備者の18区分に分けて、検討した。

(2) 『職業教育』と学習支援の充実

18区分に分け検討する中で、浮かび上がってきた問題点、課題、政策の方向等を、p11、12の一覧表のとおり、「多様な働き方に向けた教育、学習支援の方向性」として大きく「就学者版」「就業・無業者版」に集約し、整理した。

これを基に検討を行った結果、今後、「働きがいのある就労」を創り出していくためには、「仕事を通じた自己実現の支援」と「キャリア教育」を統合した①『職業教育』と②学習支援の充実が重要である、と当審議会では考えた。次章以降、誰がどのような支援を行うべきか、具体的に検討する。

※ 『職業教育』とは

- ① 「働きがい」の基礎づくり ←—— 今後重点を置いて取り組むべきもの
 - (ア) 勤労観・職業観の育成（第2章3）
 - (イ) 自分探し（何が好きか。自分の個性や適正はどういったものか。）
- ② 職業の基礎となる能力の育成 ←—— 学校教育で従来から行われてきたもので、より充実が望まれるもの
 - (ア) 学制的知識等基礎学力
 - (イ) 学制的知識等基礎学力以外の能力
 - ・ 責任感、誠実さ等基礎となる資質
 - ・ 人間関係形成能力、情報活用能力等の思考特性や行動特性

多様な働き方に向けた教育、学習支援の方向性（就学者版）

問題点	課題	政策の方向	それぞれの役割			
			学校教育	家庭・地域・社会教育	産業界・労働行政	
『職業教育』の充実	社会人・職業人としての基礎的能力の不足	<ul style="list-style-type: none"> 『職業教育』を目標とした基礎学力・コミュニケーションの習得 チームワークスキルの習得 	<ul style="list-style-type: none"> 知識・技能の習得 クラブ・生徒会・体験活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 生活・社会体験の機会の充実 		
	勤労観・職業観の未成熟	<ul style="list-style-type: none"> 勤労観・職業観の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への啓発 計画、組織、系統、継続的な『職業教育』の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 出口指導からの脱却 勤労観・職業観の確立 『職業教育』カリキュラムの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 『職業教育』カリキュラム作成への協力（職場見学・実習、企業人による授業、教育界への具体的な人材の要望等） 	
	自己の確立の遅れ（将来像の未構築、夢や学ぶ意欲、働く意欲の喪失）	<ul style="list-style-type: none"> 体験の機会と場の充実 生活・職業プラン設計能力の習得 成功モデルの提示 	<ul style="list-style-type: none"> 自分探し（適性、個性の発見）支援 	<ul style="list-style-type: none"> 豊富な成功モデルの提示（社会人講師等） 職場体験、インターシップの充実、学校外の学修成果認定の充実 クラブ・生徒会・体験活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な体験活動、インターシップの受け皿づくり 地域人材の協力・参画 異年齢集団との交流 地域人材のネットワーク化 	<ul style="list-style-type: none"> 職場体験、インターシップの場の提供、仕事参観、人材の派遣
	職業選択をするための情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> 職業情報提供の充実 相談をできる体制づくり 学習機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 客観的で、充実した職業情報提供体制の構築 キャリアカウンセリングのシステムづくり スキルアップ学習の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 進路指導の充実・改善 キャリアカウンセリング・アドバイスの充実 教員のガイダンス・カウンセリング等にかかる資質向上 	<ul style="list-style-type: none"> 職業情報提供の充実 身近な場所での学習環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 的確な職業情報の提供 面接会等のマッチング機会拡大の支援 教員向け企業体験プログラムの実施 キャリアカウンセラーの育成
スキルアップ学習の充実						

生涯学習部門による関係機関のネットワーク化

多様な働き方に向けた教育、学習支援の方向性（就業・無業者版）

問題点	課題	政策の方向	それぞれの役割			
			学校教育	家庭・地域・社会教育	産業界・労働行政	
『職業教育』の充実	無業者への支援の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・無業者支援の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・『職業教育』カリキュラムへの協力 ・補習教育への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・『職業教育』への協力 ・勤労観・職業観の確立 ・補習教育の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・『職業教育』のカリキュラムづくり、実施 	
	職業情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・職業情報提供の充実 ・相談できる体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・客観的で、充実した体系的な職業情報提供体制の構築 ・キャリアカウンセリングのシステムづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業情報提供の充実 ・ボランティア活動の情報等の充実 ・学習相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・的確な職業情報提供、ワンストップサービスの充実 ・職業安定所等による職業紹介事業の充実 ・面接会等のマッチング機会拡大の支援 ・教員向け企業体験プログラムの実施 ・キャリアカウンセリングの充実、キャリアカウンセラーの育成 	
スキルアップ学習の充実	多様な学習ニーズへの対応の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップ学習の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等への社会人受入の充実 ・学習プログラムづくり、提供 ・大学関係機関のネットワークの体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習プログラムづくり、提供 ・身近な場所での学習（公民館、図書館、博物館等を中心とした利用者の生活時間帯に合わせた学習形態等）の充実 ・学習コーディネーターの育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習プログラムづくり、提供 ・事業主等が行う教育訓練に対する支援 ・公共職業訓練の推進（高等職業技術校の機能の充実） ・（財）中小企業センター等による経営・技術相談等の実施
その他	制度等の未整備	<ul style="list-style-type: none"> ・支援制度の確立等 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な支援制度の確立等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動等ボランティア活動の創出 ・コミュニティビジネスおこし支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇（有給教育訓練休暇制度の導入も含む）や短時間労働、ワークシェアリング等の受入 ・職業能力を適正に評価するための基準づくり 	
	生涯学習成果の評価の未確立、活用の場	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の適切な評価、活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の評価、認証の仕組みづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習パスポート（生涯学習記録票）の仕組みの整備 ・多様な学習成果の累積を評価するシステムづくり（ポートフォリオ評価など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業側の評価の改善 ・パスポートの活用 	

生涯学習部門による関係機関のネットワーク化

第3章 基本的な考え方（各層への支援）

この章ではライフステージに対応して、大きく

- ① 学生・フリーター層
- ② 就業者層
- ③ 高年齢者層

に区分して、教育、学習支援の基本的な考え方取りまとめた（無業者のうち、若年フリーター層については、年齢的に近接している学生層と同じカテゴリーにまとめた。）。

①については、学校教育が中心となった「職業教育」、②、③については、個人が主体の「学習支援」の充実が重要であると考えられる。

いずれの層においても、学校教育、家庭・地域・社会教育、産業界・労働行政それぞれが責任を自覚し、共に考え、連携、協力していくことが必要である。

1 学生・フリーター層

(1) 若年の就業構造変化が引き起こす問題

- 日本経済の成長が制約を受ける。
 - ・若年の職業能力が高まらない。
 - ・一般的にフリーターは所得が少なく、個人消費への寄与度が低い。
- 二極分化により、社会不安が生じる。
 - ・企業に守られ、企業による就業教育や年功賃金を享受することができるグループと、企業から一定の距離を持ち、自ら将来設計を立てていかなければならないグループに分かれていく。
- 未婚化、晩婚化、少子化などを助長する。
 - ・現在のパート・アルバイトの収入は年齢とともに増加することではなく、世帯形成期になっても収入はすくない。

急速に悪化する新卒無業者比率（県内）

(%)

区 分	高 校			大 学	
	大学等進学率	就職率	無業者比率	就職率	無業者比率
1992年	28.4	22.7	7.1	83.8	6.6
1993年	30.6	20.4	8.4	81.2	8.3
1994年	33.8	17.3	9.7	74.8	12.9
1995年	35.7	15.2	11.6	72.9	15.1
1996年	38.4	14.1	11.9	70.7	17.1
1997年	39.9	13.7	12.9	70.9	15.8
1998年	42.2	13.7	13.3	70.4	16.1
1999年	45.3	11.6	14.4	64.3	21.4
2000年	47.7	9.7	15.1	59.5	26.9
2001年	48.8	9.8	14.5	59.9	22.6
2002年	48.3	9.2	14.4	60.1	23.8

（平成15年度学校基本調査結果報告、神奈川県大学の統計（平成14年度））

参 考

(1) フリーターの3類型

「大都市の若者の就業行動と意識」(平成13年日本労働研究機構)によると、

- ① モラトリアム型 47% (職業を決定するまでの猶予期間としてフリーターを選択し、その間に自分のやりたいことを探そうとするタイプや先の見通しがはっきりしないまま学校や職場を離れた者など)
- ② やむを得ず型 39% (正規雇用を志向しながらそれが得られない者や家族の事情等でやむなく学費を稼ぐ必要が生じたためにフリーターをせざるを得なくなった者など)
- ③ 夢追求型 14% (何かしら明確な目標を持った上で、生活の糧を得るために、あるいは一種の社会勉強の手段としてフリーターを選んだ者)

(2) 「かながわの青少年2003 平成14年度版神奈川県青少年白書」より

▼ フリーター

23～25歳の若者を対象に行った県若年者就業実態調査によると、定職についていない者で、家事や病気の理由がある者を除いた人を「フリーター」とし、定職に就いていない状況が続ける期間を聞いたところ、57.5%が「できるだけ早く変わりたい」と答えています。また、将来についてどのようにしていきたいかについては「会社などで正社員として働きたい」が最も多く、43.7%でした。

図 I - 8 - 10 定職に就いていない状況
を続ける期間

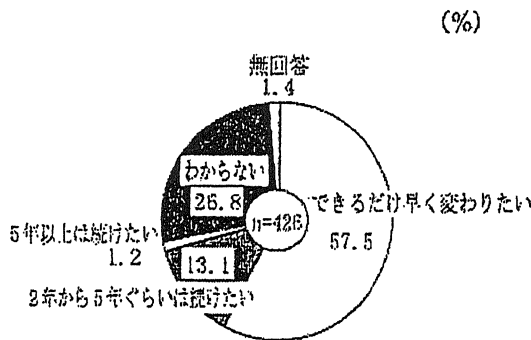
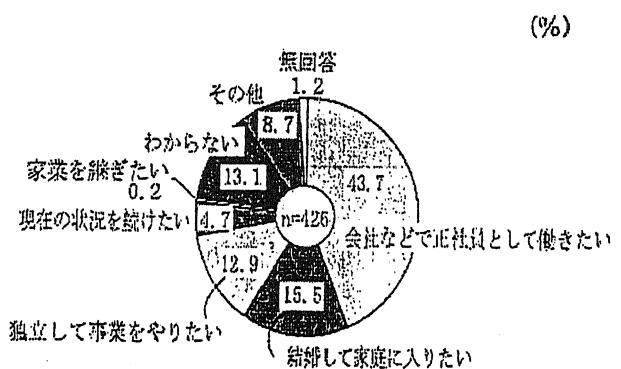


図 I - 8 - 11 将来についての考え



資料出所：県若年者就業実態調査（雇用対策課 平成13年9月）

(2) 学生・フリーター層をめぐる問題

p 11～12の一覧表によると、この層における問題点は、次の5点である。

- ① 社会人・職業人としての基礎能力の不足
- ② 勤労観・職業観の未成熟
- ③ 自己の確立の遅れ
- ④ 職業選択をするための情報の不足
- ⑤ 無業者への支援の不足

ただし、これらについては、若者自身の問題もあるが、若者を支える社会に内在する次のような背景・原因等が存在していることに注意すべきである。

- 働くことへの関心、意欲、態度、目的意識、責任感、意志等広い意味での勤労観、職業観の未熟さをはじめ、コミュニケーション能力や対人関係能力、基本的マナー等「社会の中で生きる力」、すなわち若者の勤労観、職業観や職業人としての基礎的・基本的な資質・能力を巡る課題は、決して今に始まったわけではなく、程度の差はあるものの、過去から様々に指摘されてきた問題である。
- 幼少期からの様々な直接体験の機会や異年齢者との交流の場が乏しくなったこと、豊かで成熟した社会にあって人々の価値観や生き方が多様化したことなどから、自己や他者、身の回りの環境等への関心や職業意識や自分の適職へのイメージづくりを身に付けられなくなってきた。
- 特に自営業が減ってサラリーマンが増えるなど間近で生き生きと働いている人を見たことが少ないことなどから、働くということはどういうことなのか、働かなければいけないのか、働いた結果自分は何が得られるのか、を実感できなくなってしまっている。その結果、自分は何をしたいのか分からない、ということになっている。
- 進路意識や目的意識が希薄なまま「とりあえず」進学したりする若者が増加している。このようなモラトリアム傾向は、それを許容する学校教育のあり方に内在する問題でもある。また、保護者自身にも、とりあえず進学させさえすればという意識が強かったり、必要以上に長期にわたっての子どもを経済的依存を許容したりして、若者の自立を阻害し、子どもの教育や進路選択に必要な責任を果たしていない。
- 求人の減少、求職と求人の不適合など学卒市場が厳しく、そもそも就職自体が困難になっている上、就職できたとしても、自らの能力適性に合った就職先である確率が低く、また、企業の求める人材要件が高度化している反面、学卒者の受入れ、育成体制が弱まり、即戦力指向のところも多くなっており、早期離職率が高くなってきている（いわゆる「7, 5, 3問題」）。そして、「有名大学に入り、大企業に就職し、終身雇用のもとで安定した生活を送る。」という単一価値観の成功モデルが崩壊してきている。

(3) 支援内容

この層においては、主に学校教育が「教育」の観点から主な役割を果たすべきであると考えられ、家庭・地域・社会教育や産業界・労働行政がこうした学校教育の取組を支援すべきものと考えられる。

学校教育における支援

学校においては、従来の学校教育の転換が必要である。例えば、「これまでの過度に一律かつ集団的な教育・就職システムがもはや機能しなくなっているにもかかわらず、新たなシステムが形成されていない。特に、個人のキャリアを重視し、キャリア意識を涵養する職業教育や就職に当たっての職業情報の提供、指導・助言等の機能が欠けている。」(キャリア形成の現状と支援政策の展開「キャリア形成を支援する労働市場政策研究所(報告書)」平成14年7月 厚生労働省職業能力開発局)といわれている。そこで、従来の進路指導＝出口指導から脱却し、勤労観・職業観の育成を中心とする計画的、組織的、体系的な「職業教育」に重点を置いていくべきである。

- ◎ 学制的知識等基礎学力の習得←—確かな学力
- ◎ 基礎学力以外の能力の育成←—社会的規範・責任感・協調性の育成や、チームワークスキル等の習得のためのクラブ活動・生徒会活動の充実、体験活動の実施
- ◎ 勤労観・職業観の育成←—小学校高学年くらいから行うことが望ましい。(参考資料 p 41)「もし日本が30人の村だったら」:職場体験(ジョブシャドーイング)・インターンシップの拡充実施、デュアルシステムの実施、学外の学修の成果の単位の認定の拡充
- ◎ 自分探し←—成功モデルの提示(社会人講和の実施等)、職場体験(ジョブシャドーイング)・インターンシップの拡充実施、体験活動の実施、クラブ活動・生徒活動の充実
- ◎ 職業選択のための情報の充実←—進路指導の充実・改善、キャリアカウンセリングの充実、教員のカウンセリング等の資質の向上

カリキュラムづくりが必要

家庭・地域・社会教育における支援

幼少期から生活習慣をしつけによって身に付けさせること、社会の仕組みや自己と他者或は社会の関係を理解できるようにするとともに、そうした理解の上に立って、自分の力で自分の人生をつくるのだという認識を持たせること、家事の分担をさせたりすることによって、仕事には苦労もあるが大きなやりがいや達成感、社会的役割もあることを、家庭の中で有形無形のうちに感じ取らせたりすることは、子ども達の成長・発達を支える上で極めて重要である。地域・社会教育側においても、受け皿等の支援を行うべきである。

- ◎ 勤労観・職業観の育成←—幼少時からのしつけ、家事の分担、職場体験(ジョブシャドーイング)・インターンシップの受け皿づくり、
- ◎ 自分探し←—職場体験(ジョブシャドーイング)・インターンシップの受け皿づくり、体験活動の実施、受け皿づくり、地域人材の協力・参画、異年齢集団との交流、成功モデルの提示
- ◎ 基礎学力以外の能力の育成←—体験活動の実施・受け皿づくり、地域人材の協力・参画(学校支援ボランティアの仕組みづくり)、地域人材のネットワーク化
- ◎ 職業選択のための情報の充実←—職業情報提供の充実

◎ その他←カリキュラムづくりへの協力

産業界・労働行政における支援

勤労観・職業観の育成等について、企業の果たすべき役割は大きい。近年企業の一部には、即戦力志向に走り、若年層の育成をおろそかにする傾向もみられるが、長期的にはこうした人材育成を重視する企業が魅力ある企業として優秀な人材を集め、企業の創造性と活力を高めることが、生き残っていくことにつながると思われる。

- ◎ 勤労観・職業観の育成←職場体験（ジョブシャドーイング）・インターンシップの受け皿づくり、デュアルシステムの実施
- ◎ 自分探し←職場体験（ジョブシャドーイング）・インターンシップの受け皿づくり、人材の学校への派遣、こども参観日の実施
- ◎ 基礎学力以外の能力の育成←職場体験（ジョブシャドーイング）・インターンシップの受け皿づくり、人材の協力・参画
- ◎ 職業選択のための情報の充実←職業情報提供の充実、キャリアカウンセラーの育成
- ◎ その他←教員向け体験企業体験プログラムの実施、学校におけるカリキュラムづくりへの協力、トライアル雇用、起業研修の実施、面接会等のマッチング機会の拡大

◇◇フリーター（モラトリアム型 やむを得ず型）に対する支援のイメージ◇◇

p12で整理したように、無業者への支援、特にモラトリアム型、やむを得ず型フリーターに対する支援が十分とはいえず、このため、支援の仕組みづくりが急務となっている。「職業教育」だけでなく、補習教育が必要なケースも考えられるが、学生ではないため、学校教育による支援が受けづらい。そこで、学校教育、社会教育、産業界等の連携が必要である。支援策のイメージは、次のとおりである。

- ☆ 学校教育・産業界等の連携によるフリーターへの「職業教育」も含めた再教育の実施（p31）
- ☆ 身近な場所におけるキャリアカウンセリングの実施
- ☆ トライアル雇用（国、地方自治体等による雇用促進事業）
- ☆ 正規社員との待遇格差の是正
- ☆ 起業環境の整備

2 就業者層

(1) 就業者層を取り巻く状況

- 大企業といえども倒産のリスクを避けられず、誰しも、突然、転身を迫られたり、失業の事態も生じうる。
 - ・経済のグローバル化に加え、顧客ニーズの急激な変化や商品サイクルの短縮化により企業間競争が激化した。
- ボーナスだけでなく基本給もカットされるようになった。
 - ・長引くデフレとそれにとまなう景気の低迷は企業収益を圧迫している。

県内現金給与総額の推移

(事業所規模30人以上) (単位：円、%)

区 分	現金給与総額		定期給与		特別給与	
	月 額	増減率	月 額	増減率	月 額	増減率
平成12年	427,182	0.4	331,007	0.6	96,175	-0.4
平成13年	431,079	0.8	331,866	0.1	99,213	3.0
平成14年	418,813	-2.4	329,894	-0.2	88,919	-10.4

(注) 対前年増減率は平成14年1月のギャップ修正後の指数により計算した。

資料出所：県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」

- 雇用が流動化し、「終身雇用」「年功序列」といった雇用慣行が崩れつつある。
 - ・年棒制の導入など個人の能力や実績を重視する傾向が強まってきている。
 - ・通年採用や企業間の勤労者の流動性が増大してきている。
- 企業主導の教育訓練が弱体化してきている。

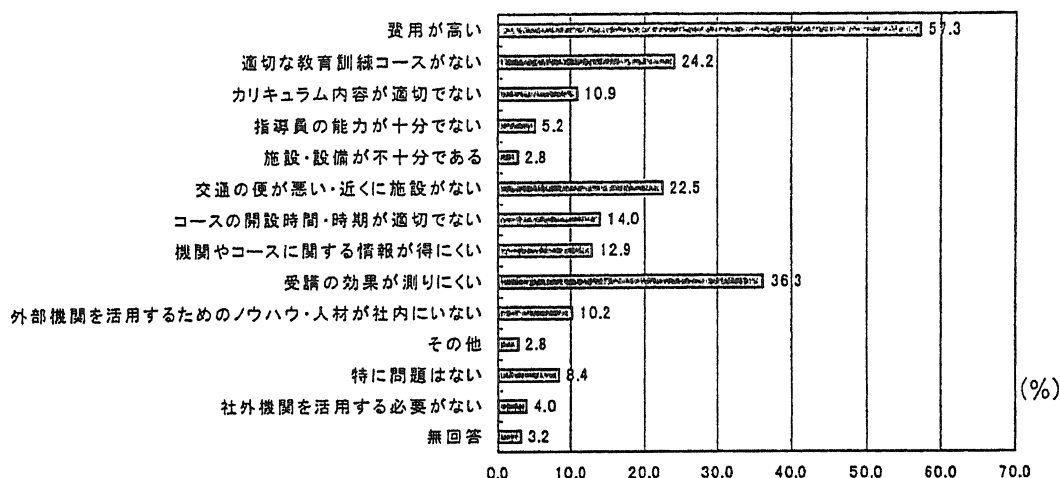
企業における正社員の規模の計画的なOJT・OFF-JTの実施状況

		計画的OJT実施率	OFF-JT実施率
平成13年度	2063社	44.8%	60.2%
正社員規模別内訳	30人未満	31.3%	45.0%
	30～49人	36.7%	50.9%
	50～99人	44.6%	58.7%
	100～299人	52.5%	71.8%
	300人以上	66.5%	82.9%
平成5年	2362社	74.0%	61.2%
正社員規模内訳	30～99人	70.0%	55.6%
	100～299人	83.3%	70.3%
	300～499人	86.3%	85.4%
	500～999人	85.2%	90.9%
	1000人以上	86.4%	90.3%

※ 平成13年度は、厚生労働省委託による日本労働研究機構「能力開発基本調査報告書」平成15年3月

※ 平成5年は、労働省「民間教育訓練実態調査報告書」平成6年11月

社外の教育訓練期間を活用・検討する際の問題点（複数回答）



資料出所：日本労働研究機構「能力開発基本調査報告書」平成14年3月

○ 絶えざる技術革新への対応が必要となっている。

- ・労働者が長年にわたって蓄積した職業能力を無にされる事態も生じうる。

以上のことより、より高い職業上の知識や技能を獲得し、個人の職業能力の向上に向けたスキルアップ学習の支援が必要である。

(2) 就業者層をめぐる問題

p 12の一覧表より整理したこの層における問題点は、次の4点である。

- ① 職業に関する情報の不足
- ② 多様な学習ニーズへの対応の不足
- ③ 制度等の未整備
- ④ 生涯学習成果の評価の未確立、活用の場の不足

(3) 支援内容

学校教育における支援

大学における学び直しの場の充実が求められる。

- ◎ 多様な学習ニーズへの対応 ← 大学等の社会人受入の充実、通学しやすい場所のキャンパス（エクステンションセンター）の設置、学びやすい日時での開講、ITの活用、新しい技術に対応したカリキュラムの設置、成人を対象としたキャリア・学習プログラムづくりとその提供、地域向け課題に関する講座の充実、大学関係機関のネットワークの体制整備

家庭・地域・社会教育における支援

身近な場所における学習機会の提供と、関係機関のネットワーク化の役割が考えられる。

- ◎ 職業に関する情報提供の充実← 情報データベース（学習、就業、地域活動等）の充実、ネットワーク化、ワンストップサービス化、キャリアに係る学習の相談、成功モデルの提供
- ◎ 多様な学習ニーズへの対応← 関係機関の連携による学習プログラムづくりとその提供・コーディネート、身近な場所での学習環境（保育スペース等）の充実、学習コーディネーターの育成
- ◎ 制度等の整備← 地域福祉活動等のボランティア活動の創出（人材バンクづくり、子ディネートの仕組みづくり）、コミュニティビジネスおこし支援
- ◎ 生涯学習成果の評価の確立、活用の場の充実← 生涯学習の成果の評価・認証の機能をもつ生涯学習パスポート（生涯学習記録票）の活用が進む仕組みの整備、スキル標準づくり
- ◎ その他← 関係機関・団体のネットワーク化、学習者のネットワークづくり

産業界・労働行政における支援

労働者のスキルアップを支援するためには、労働者個人の自己啓発に対する支援を行っていくことが必要であり、情報やキャリアカウンセリングによる支援、金銭面での支援、能力開発や評価面での支援が考えられる。また、多様な働き方の認知や条件整備は、間接的に労働者の働き方を支援することにもつながる。特に、男女ともに育児休業や育児時間を取得しやすい環境をつくるなど、労働者の家族的責任に配慮した家庭にやさしい、ファミリーフレンドリーな企業を構築していくため、支援制度等を充実していかなければならない。

厳しい経済状況であるが、今まで以上に学校教育、社会教育サイド等と連携をとることが求められている。

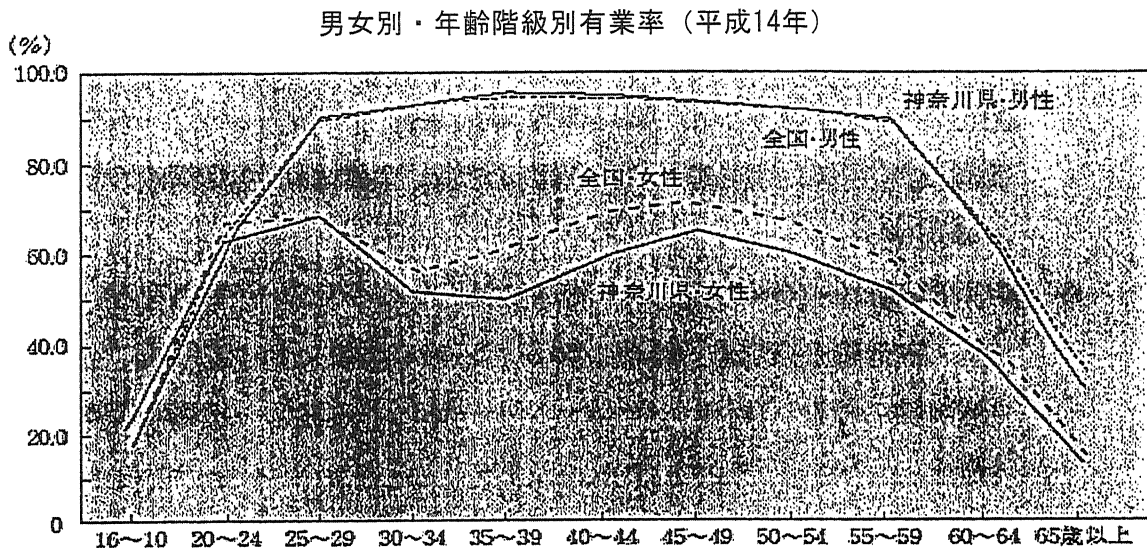
- ◎ 職業に関する情報提供の充実← 情報データベースの充実、ネットワーク化、ワンストップサービス化、面接会等のマッチング機会拡大の支援、キャリアカウンセリングの充実、キャリアカウンセラーの育成、職業安定所等による職業紹介事業の充実、教員向け企業体験プログラムの実施
- ◎ 多様な学習ニーズへの対応← 学習プログラムづくりとその提供、冠講座・寄付講座の実施、事業主等が行う教育訓練に対する支援、公共職業訓練の推進、(財)中小企業センター等による経営・技術相談等の実施
- ◎ 制度等の整備← 学び直し・自己啓発支援、休暇（有給教育訓練休暇制度や就学休業制度の導入も含む。）やフレックスタイム、短時間労働、在宅勤務、休暇を取得しやすい環境づくり、ワークシェアリング等の実施、奨学金制度の導入、職業能力評価に係るスキル標準づくり
- ◎ 生涯学習成果の評価の確立、活用の場の充実← 生涯学習パスポート（生涯学習記録票）の活用、企業側の評価の改善

女性の働き方

各層への支援内容は、男女で変わることはないが、下表のとおり、年齢階級別有業率について、男女で違いがある。このため、35～39歳ぐらいから再度就労する際の支援を中心に、ここでは「女性の働き方」について考えてみる。

1 県内における女性の働き方の現状

いわゆる「M字型（中間再就職型）」を示しており、有業率は全国平均より低い。



女性雇用数は、150万6千人で雇用者全体の37.6%を占めており、平成9年と比べ男性雇用者が5万9千人（2.3%）減少している中で、逆に6万6千人（4.6%）増加している。また、女性雇用者の就業形態をみると、勤務先でパート、アルバイトと呼ばれている者の割合が高く、その数は、67万6千人で女性雇用者全体の44.9%を占め、平成9年と比べて14.8%増加し、女性雇用者の伸びを上回っている。

雇用形態別雇用者数及び増減率

（単位：千人、%）

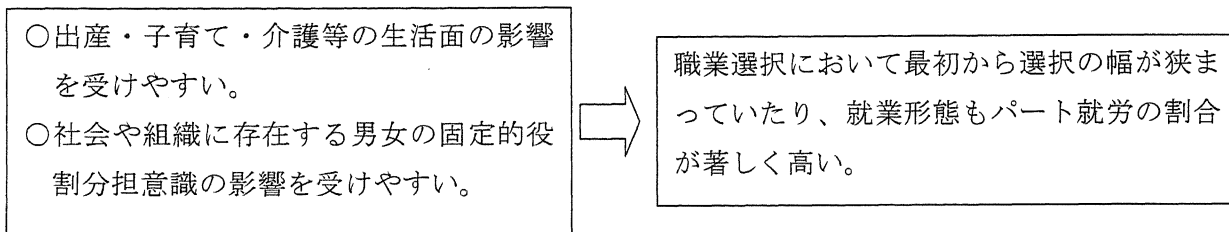
区 分	男女計			男			女		
	14年	9年	増減率	14年	9年	増減率	14年	9年	増減率
15歳以上人口 a	7,414	7,105	4.3	3,739	3,607	3.7	3,675	3,498	5.1
有業者数 b	4,434	4,494	▲1.3	2,753	2,828	▲2.7	1,680	1,666	0.8
有業率 b/a	59.8	63.3	-	73.6	78.4	-	45.7	47.6	-
雇用者数	4,008 (100.0)	4,000 (100.0)	0.2	2,501 (100.0)	2,560 (100.0)	▲2.3	1,506 (100.0)	1,440 (100.0)	4.6
正規職員・従業員	2,478 (61.8)	2,760 (11.8)	▲10.2	1,874 (74.9)	2,039 (79.6)	▲8.1	604 (40.1)	721 (50.1)	▲16.2
パート	536 (13.4)	473 (11.8)	13.3	42 (1.7)	25 (1.0)	68.0	495 (32.9)	448 (31.1)	10.5
アルバイト	374 (9.3)	296 (7.4)	26.4	192 (7.7)	156 (6.1)	23.1	181 (12.0)	141 (9.8)	28.4
その他	620 (15.5)	471 (11.8)	31.6	393 (15.7)	340 (13.3)	15.6	225 (14.9)	130 (9.0)	73.1

（注）1 千人未満を四捨五入しているため、内訳の計が合わないことがある。

2 その他には、民間役員、嘱託、派遣社員が含まれている。

資料出所：総務省統計局「就業構造基本調査結果」

2 女性の働き方をめぐる問題等



支 援

学 校	……男女共同参画社会についての啓発、大学等の生涯学習機関としての体制整備
家庭地域等社会教育	……身近な場所における雇用等に関する講座の開催、ボランティア活動の創出
産業界・労働行政	……女性差別の禁止や企業の積極的取組の促進、カウンセリング等による自分探しへの支援

3 女性が多様な役割を果している現状

女性は若いときから高齢に至るまで、男性と比べて、様々な課題を経験する傾向がある。子育て経験、地域活動、及びそれらに伴うネットワークづくり等の「見えない価値」を有する女性の経験は、終身雇用という形態が変わりはじめていたり、いわゆる第2の人生が長くなりつつある現状を考えると、実は男性にとっても必要なものではないだろうか。

論点2の「多様な働き方」でも触れる「ワーカーズ・コレクティブ」は、構成員の大半が主婦でであるとのことである。

4 女性の働き方支援のイメージ

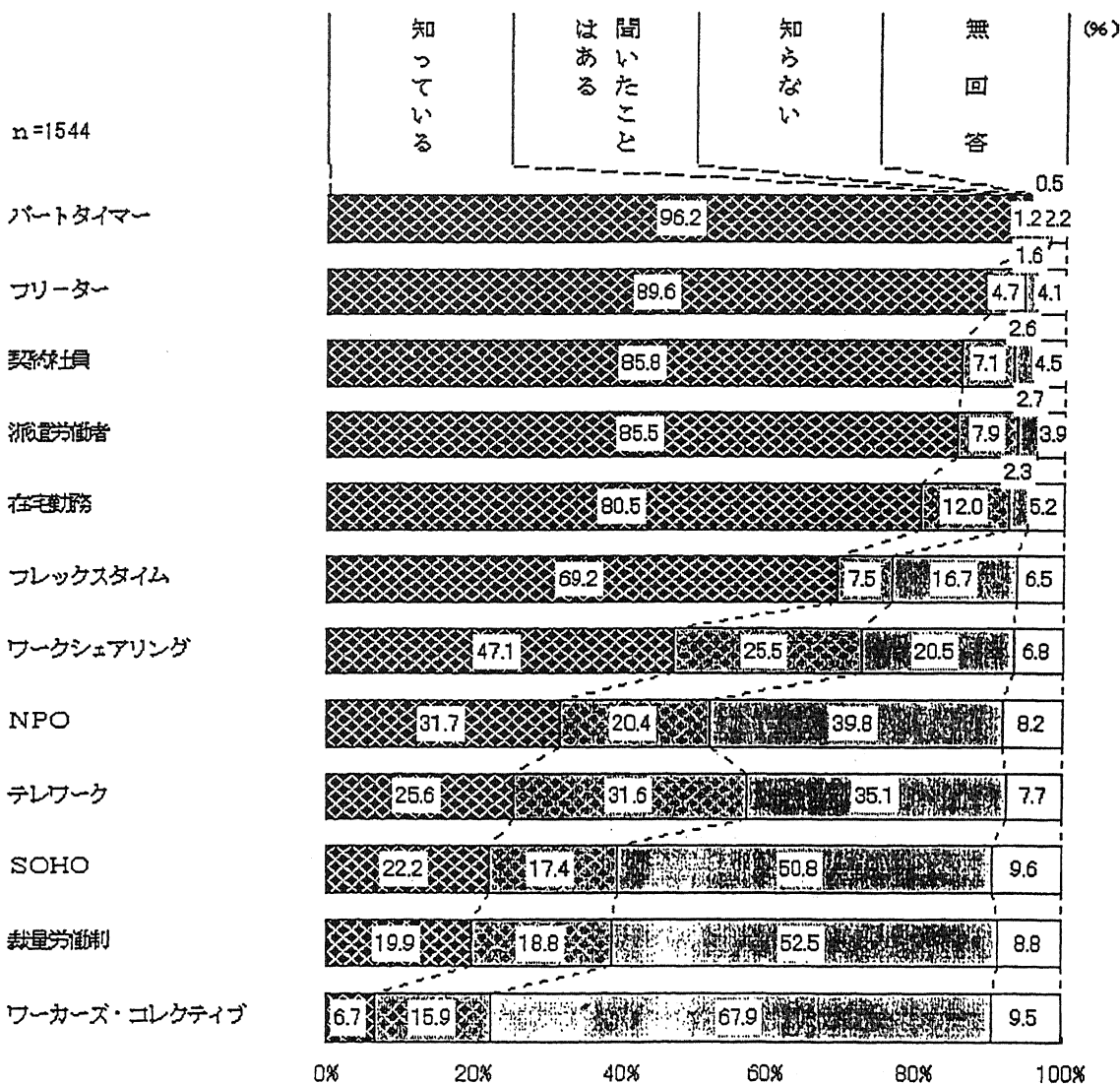
例：子育て終了後の女性が社会復帰するための環境整備

- 育児休暇等の制度や託児施設等の充実
- 中断期間中に職業能力を維持できるようなIT等の研修・能力維持プログラムの実施（学習施設における託児所の整備等）
- 多様な働き方支援（起業講座の開催等 次ページ参照）
- 子育て経験等の経験を評価する生涯学習パスポート等の仕組みづくり

多様な働き方

1 県内における多様な働き方の認知度

多様な働き方を12項目あげ、それぞれ認知度を尋ねたところ、「知っている」は、パートタイマー(96.2%)が9割を超え最も多く、フリーター(89.6%)、契約社員(85.8%)、派遣労働者(85.5%)、在宅勤務(80.5%)、フレックスタイム(69.2%)と続いた。「知らない」ではワーカーズ・コレクティブ(67.9%)が最も多く、裁量労働制(52.5%)、SOHO(50.8%)と続いた。



また、同調査において、NPOで、働いてみたいと思う人は、32.0%、ワーカーズコレクティブは、17.7%であった。以下、この2つについて詳しく述べる。

2 NPOについて

環境保護や国際協力、まちづくり、学術研究、人権平和、保健福祉、スポーツ振興などを行う、様々な分野にわたる民間非営利組織のことをいう。NPOは、市民が公共の担い手として地域の社会問題を解決する社会参加の場をつくるとともに、自己実現を目指した新しい働き方を創ることが期待されている。

平成16年1月31日現在、県内の認証数は、889件で、都道府県では、東京都、大阪府に続いている。認証団体の活動分野（複数該当）は、「保健・医療・福祉」が最も多く、続いて「子どもの健全育成」と「社会教育」が同数で、「連絡・助言・援助」「環境の保全」と続いている。

平成13年の経済産業省の調査によれば、事務局スタッフ数は平均6.3人で、そのうち有給の常勤は27%、有給の非常勤は32%、無給は41%となっており、また、平均賃金は常勤が年収134万円、非常勤が51万円となっている。

このように団体の収入基盤が弱く、有給スタッフの給与は通常の会社員よりも低く、また、職員の中に人事・労務・経理など組織運営のプロが少なく、運営体制の強化が課題である。

しかし、会社勤めではかなえられない、ボランティアや社会貢献をめざす働き方として、行政や企業の役割の間隙を補う有力なセクターとして成長が見込まれている。

3 ワーカーズコレクティブについて

同じ志を持つ人達が集まって資金を出し合い、皆で共同して管理、経営、運営を行いながら事業を行う事業形態のことで、雇う側、雇われる側という区分はなく、全員が労働者であると同時に経営者でもあるという自立的な働き方である点に大きな特徴がある。

県内のワーカーズ・コレクティブの連合会の会員は210団体、5,859名（平成16年1月末現在）で、活動部門は介護から保育、弁当仕出し、リサイクルショップ、出版、翻訳、カルチャー教室、生協、医療、健康づくりなど広範囲にわたる。

企業と異なり、営利を目的としていないため、収入は通常の会社員より低い水準にあり、採算性の確保が課題である。また、労働者であると同時に経営者でもあるので、経営実務の習熟が課題となっている。

しかし、他人に雇用されない主体的・自立的な及び地域づくりに参加・貢献したい働き方として、団体数、構成員数のいずれも増加しており、今後も引き続き増加することが見込まれる。

4 多様な働き方支援のイメージ

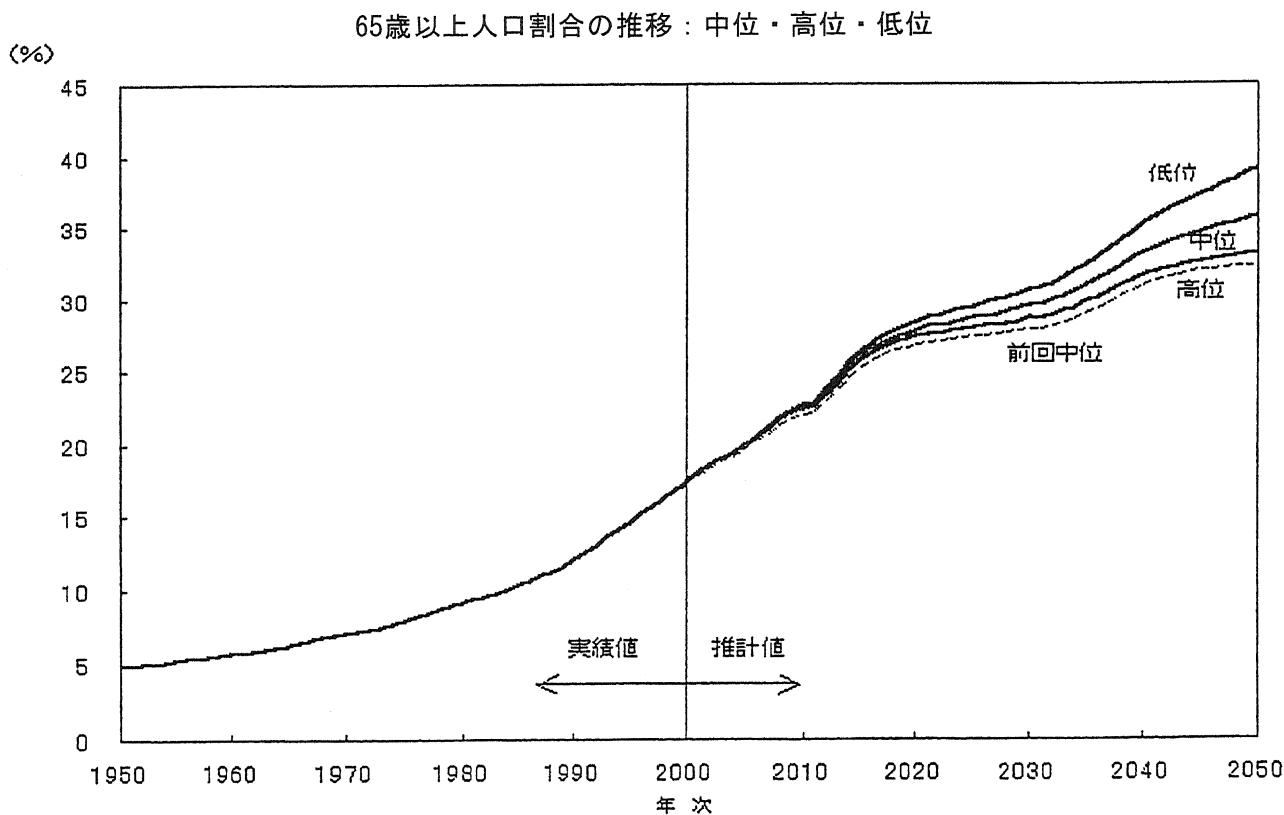
例：NPO等に対する支援について

- 地域課題の解決のための学習機会の充実
- コミュニティビジネス（主に住民が主体となり、地域のニーズや課題に対応してきめ細かなサービスを提供する事業）の創出のきっかけづくり
- 地域活動からビジネスへつながる学習者のネットワークづくり
- 人事、労務、経理法務等運営管理に関する研修、セミナーの実施
- 人材情報の提供

3 高年齢層

(1) 高齢者を取り巻く労働の状況

- 65歳以上の労働力率は、欧米諸国をはるかに超える水準となっている。
 - ・日本 (21.8%)、アメリカ (13.1%)、カナダ (6.0%)、イタリア (3.4%)、ドイツ (2.8%)、フランス (1.3%) (2001年 厚生労働省政策統括官付政策評価官質作成)
 - ・内閣府「中高年齢層の高齢化問題に関する意識調査」(1977年)によると、中高年齢者に何歳まで働きたいか尋ねたところ、80%以上の方が、65歳以上、あるいは年齢にこだわらず働くのがよい、であった。
- 高齢者自身が長く働き続け、高齢社会を支える側に立たざる得ない。
 - ・高齢人口比率が2014年には25%を超え、人口の1/4が高齢者という先進国でも群を抜いた高齢社会となる。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

- ・社会保障制度を維持する必要があるが、若年人口が激減（例えば20代の人口でいえば21世紀の最初の10年で、約250万人減少）する。
- 自分の価値にこだわることが可能な状況も生じる。
 - ・開業時における経営者の年齢は、平均年齢（2001年調査 41.8歳）及び50歳以上の高年齢者が占める割合（同 25.4%）は、上昇傾向にある（「新規実態開業調査」国民生活金融公庫総合研究所）。

(2) 高年齢層をめぐる問題

p 12の一覧表により整理したこの層における問題点は、就業者層とほぼ、同様次の4点に集約される。

- ① 職業に関する情報の不足
- ② 多様な学習ニーズへの対応の不足
- ③ 制度等の未整備
- ④ 生涯学習成果の評価の未確立、活用の場の不足

(3) 支援内容

この層における支援内容は、スキルアップという観点からは、就業者層におけるそれとほぼ同様である。それに加えて、この層においては、特に今までの就労等の中で形成された蓄積（技術、判断力、洞察力、ノウハウ、ネットワーク等）を地域貢献等によって、後の世代に引き継いでいくことが重要である。

ただし、高齢者になると、個人の能力・意欲・健康の状態や住宅、年金をはじめとする生活環境には大きな違いが出てくる。働き方も、こうした違いに応じて、就業時間、場所、契約形態が選択できるようにすることが望ましい。

学校教育における支援

- ◎ 多様な学習ニーズへの対応 ← 大学等の社会人受入れの充実、通学しやすい場所のキャンパス（エクステンションセンター）の設置、学びやすい日時での開講、ITの活用、新しい技術に対応したカリキュラムの設置、成人を対象としたキャリア・学習プログラムづくりとその提供、地域向け課題に関する講座の充実、大学関係機関のネットワークの体制整備

家庭・地域・社会教育における支援

- ◎ 職業に関する情報提供の充実 ← 情報データベース（学習、就業、地域活動等）の充実、ネットワーク化、ワンスストップサービス化、キャリアに係る学習の相談、成功モデルの提供
- ◎ 多様な学習ニーズへの対応 ← 関係機関の連携による学習プログラムづくりとその提供・コーディネート、身近な場所での学習環境の充実、学習コーディネーターの育成
- ◎ 制度等の整備 ← 地域福祉活動等ボランティア活動の創出（人材バンクづくり、コーディネートの仕組みづくり）、コミュニティビジネスおこし支援
- ◎ 生涯学習成果の評価の確立、活用の場の充実 ← 生涯学習の成果の評価・認証の機能をもつ生涯学習パスポート（生涯学習記録票）の活用が進む仕組みの整備、スキル標準づくり
- ◎ その他 ← 関係機関・団体のネットワーク化、学習者のネットワークづくり

産業界・労働行政における支援

- ◎ 多様な学習ニーズへの対応 ← 学習プログラムづくりとその提供、冠講座・寄付講座の実施、事業主等が行う教育訓練に対する支援、公共職業訓練の推進、(財)中小企業センター等による経

営・技術相談等の実施

- ◎ 制度等の整備← 学び直し・自己啓発支援、休暇（有給教育訓練休暇制度や就学休業制度の導入も含む。）やフレックスタイム、短時間労働、在宅勤務、休暇を取得しやすい環境づくり、ワークシェアリング等の実施、奨学金制度の導入、職業能力評価に係るスキル標準づくり
- ◎ 生涯学習成果の評価の確立、活用の場の充実← 生涯学習パスポート（生涯学習記録票）の活用、企業側の評価の改善

第4章 提言

1 まとめ

「働きがい」という観点から、第3章で、「学生・フリーター層」「就学者層」「高年齢層」に区分して、支援内容の基本的な考え方を取りまとめた。

今後、現在の経済状況では、終身雇用が少なくなり、ますます雇用形態の多様化が進むと考えられる。雇用制度が大きく変わろうとしている一方で、IT、多様化が進むと考えられる。雇用制度が大きく変わろうとしている一方で、IT、環境、バイオ関連等のニュービジネスが台頭しつつあり、働き方も、官から民への大きな流れの中でNPO等の活躍の場が広がりつつある。

こういう変化のもとで、若年層に対する支援としては、「どの会社にはいりたいか。」から「どんな仕事をしたいのか。」への考え方の転換が必要であり、子どもに対しては、学校、家庭、地域が連携して、好奇心、関心、興味を育む教育が求められている。フリーター等に対する支援については、平成14年度社会教育調査中間報告にもあるとおり、「職業知識・技術の向上」分野の講座数が大幅に増加するなど、社会教育側の取組も充実してきている。それにより、仕事おこしに成功した事例もある。

また、就業者層、高年齢層についても、雇用は不安定になりつつあり、しかも年金支給開始年齢の引き上げ等の関係から就労期間が長くなると考えられる。

こうしたことから、生涯学習の分野において、こういう状況を先取りした講座、例えばニュービジネスや様々な働き方における分野の講座を設置し、それらを受講することで、スキルアップを図るとともに、ネットワークづくりを図る。そして、仕事に充実感を持つことができ、社会的に価値を認められ充実した人生を過せるよう、学校・社会教育、労働行政、産業界は連携し、取り組んでいく必要がある。

若者に明るい将来を示せない国に未来はない。

一方で、仕事抜きでどう生きるかは語れない。どんな能力、専門性やセンスに磨きをかえかけ、何目指してどんな職業に就き、自分の人生を築いていくのか。

働きがい 自らつかもう 学びから

そのための基盤をつくっていく必要がある。

2 提 言

これまでの検討に基づき、等審議会は、それぞれの主体は、今後次のような施策等に取り組むべきであるとする。

(1) 県の役割（生涯学習の観点から）

① 短 期（概ね3年、以下同様）

- 職業情報提供の充実（情報の充実、ネットワーク化、ワンストップサービス化）
- 関係機関・団体のネットワーク化（産業界・大学等とのネットワークづくり、地域人材の協力、参画等）
- 『職業教育』に係る学校教育のカリキュラムづくりの支援
- 学習機会の提供、相談
- 保護者への啓発（幼少期からのしつけ、p15参照）

【取り組むべき施策】

- ・ 職業情報提供、相談システムの充実
- ・ フリーターへの補習教育、『職業教育』
- ・ 技術革新への対応が可能となるようなスキルアップ学習の支援
- ・ 新しい働き方の支援（起業セミナー等）
- ・ インターンシップや体験活動の受け皿づくり

について、学校教育、市町村、NPO、ボランティア、専門学校等との連携を図り、実施。

② 中長期（概ね3年以上、以下同様）

【取り組むべき施策】

- ・ 学校との連携による、『職業教育』の地域・家庭における推進（こども参観日の実施による啓発等）
- ・ 子育て経験等女性が中心に行っていた「無報酬の就労」（アンペイドワーク）の価値の啓発
- ・ 学習コーディネーターの育成

(2) 市町村への要望

① 短 期

- 身近な場所での学習機会の提供

【取り組むべき施策】

- ・ フリーターへの補習教育、『職業教育』
- ・ 技術革新への対応が可能となるようなスキルアップ学習の支援
- ・ 新しい働き方の支援（起業セミナー等）
- ・ インターンシップや体験活動の受け皿づくり

について、公民館、市民センター等身近な場所で実施

- ・ 地域福祉等ボランティア活動の創出、コミュニティビジネスおこしの支援

② 中長期

【取り組むべき施策】

- ・『職業教育』の学校・地域・家庭における推進
- ・子育て等女性が中心に行っていた「無報酬の就労」（アンペイドワーク）の価値の啓発

(3) 国への要望

① 短期

- 学習機会の提供（大学における学び直し支援の促進）

【取り組むべき施策】

- ・通学しやすい場所へのキャンパス（エクステンションセンター）の設置
- ・学びやすい日時での開講
- ・新しい技術に対応したカリキュラムづくり
- ・産休等の就労中断期間中に職業能力を維持できるようなIT等の研修・能力プログラムの実施

- 働きながら学べる環境づくり

- 産休、育休の取得や保育園の整備等子育てしながら働ける環境の整備

② 中長期

- 生涯学習の成果の記録、認証、活用のための仕組みづくり

【取り組むべき施策】

- ・生涯学習パスポートの整備
- ・公的職業能力評価制度の整備（NVQ（National Vocational Qualification）等）
- ・就学休業制度、ワークシェアリング等の整備、時短の促進

(4) 学校教育への要望

① 短期

【取り組むべき施策】

- ・『職業教育』の推進（勤労観、職業観の育成）
- ・インターンシップ、職場体験（ジョブシャドーイング）、デュアルシステム等の実施
- ・体験活動の実施、成功モデルの提示
- ・クラブ活動、生徒会活動の充実

② 中長期

【取り組むべき施策】

- ・『職業教育』のカリキュラムづくり
- ・キャリアカウンセリングの充実
- ・進路指導の充実・改善

(5) 産業界・労働行政への要望

① 短期

○ 学習機会の提供

【取り組むべき施策】

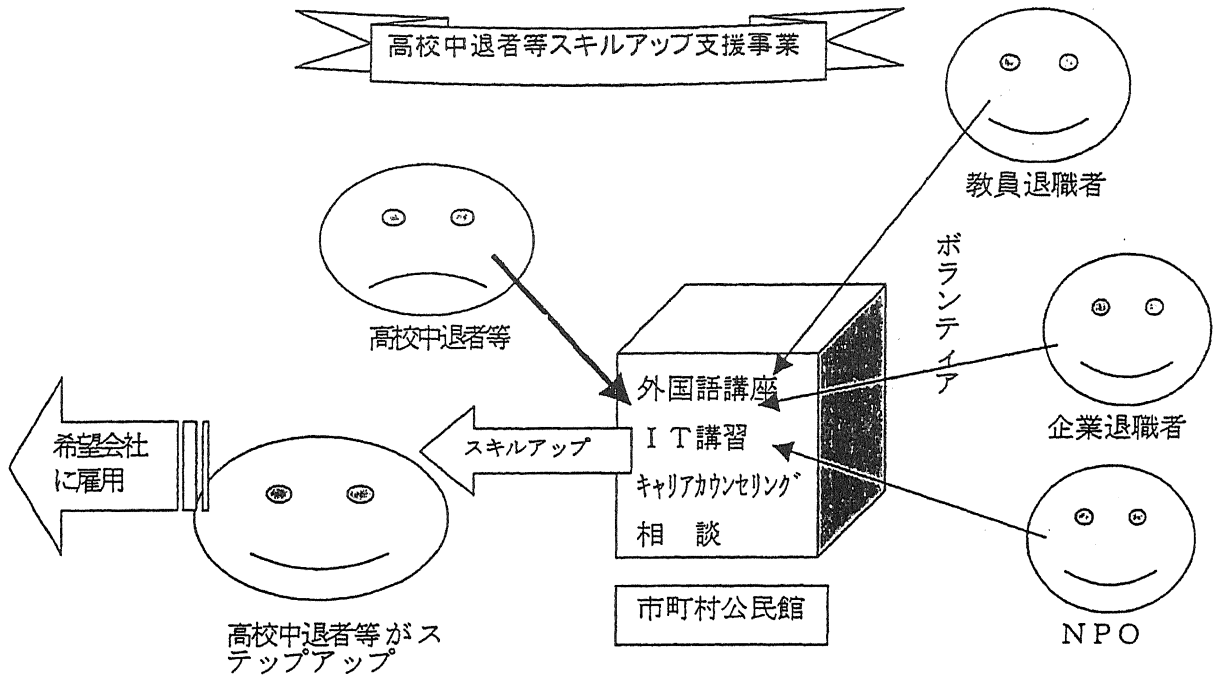
- ・フリーターの補習教育、スキルアップ支援を図るための施策
- ・トライアル雇用の実施
- ・インターンシップ、職場体験（ジョブシャドーイング）、デュアルシステム等の実施
- ・人材の学校への派遣
- ・面接等マッチング機会の拡大

② 中長期

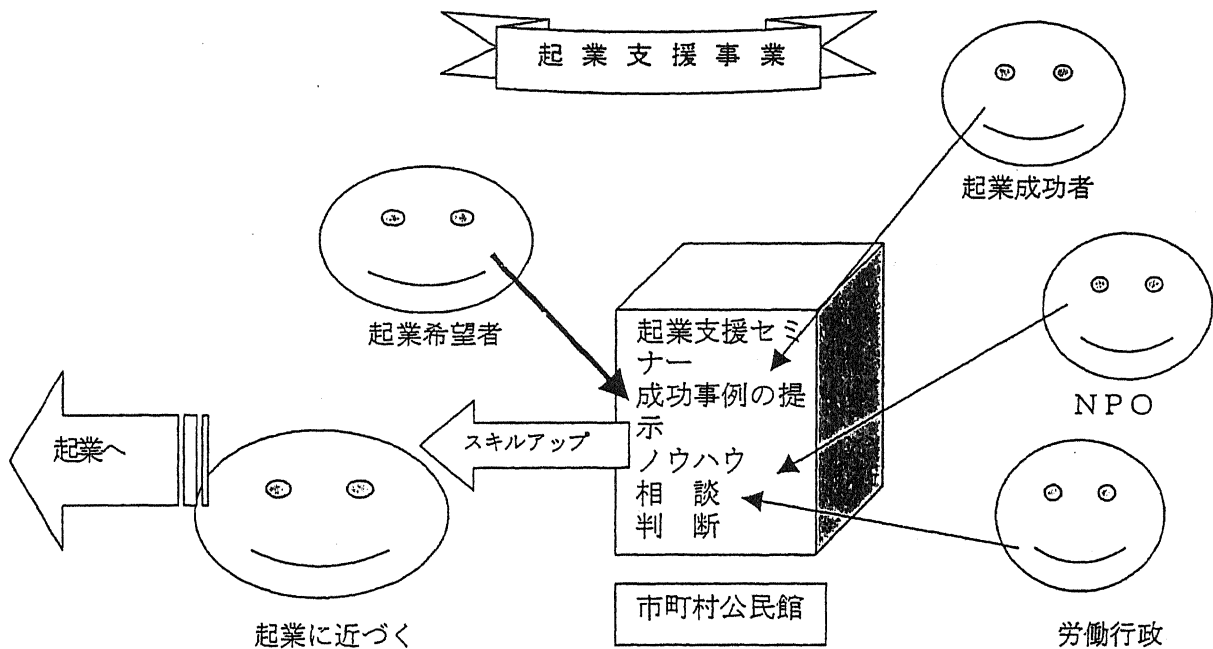
【取り組むべき施策】

- ・ファミリーフレンドリー企業の増加
- ・ワークシェアリングの実施、時短
- ・生涯学習の成果の評価、パスポートの活用
- ・キャリアカウンセリングの実施、キャリアカウンセラーの育成

(6) モデル事業例（生涯学習分野がネットワークの中心となり、コーディネートを行う。）



高校中退者等を対象に身近な市町村公民館などで、教員退職者が『職業教育』を行い、企業退職者がIT講習を行いスキルアップを図る。さらにNPOがキャリアカウンセリングを行い、雇用に向けボランティアを行う。



起業を希望する者を対象に、労働行政がセミナーを開催し、そこで起業成功者が実例やノウハウを提示する。また行政やNPOが相談にのったり、起業内容の判断を行い、起業への支援を行う。

○ キャリアアップによる豊かな人生を築くために ー青森県における今後の生涯学習の推進方策についてー

(答申 平成16年6月 青森県生涯学習審議会)

はじめに

21世紀に入り、私たちは急激な社会の変化に直面しています。

都市化、核家族化、少子高齢化の進行、地域の連帯感や人間関係の希薄化等が進み、家庭の教育力の低下や青少年の健全育成が問題となっています。子どもや家庭をとりまく問題の深刻化やここ数年の経済状況の悪化は、多くの人々に自らの家庭生活や人生の先行きに不安を与えています。中でも、子どもたちの社会性や公共性の不足、親子のコミュニケーション不足などが指摘されており、人間としての生き方そのものが問われている時代でもあります。

また、地域には様々な課題があり、従来のやり方だけでは解決できない課題も増えています。地域においては、地縁だけでなく、住民の学習活動や環境、子育て等の目的でつながったネットワーク等、新たな地域コミュニティが形成されることが予想され、これからの時代に対応する「地域の教育力」の活性化が緊急の課題になっています。

さらに、人々が生涯にわたり生きがいを持って活躍することのできる社会を構築することが求められており、生涯のあらゆる時期に学習機会を選択して学ぶことができ、その学習の成果が適切に評価され、社会参加活動につながるような生涯学習社会が構築される必要があります。

生涯学習とは、「生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意志に基づいて行うことを基本」(平成2年中央教育審議会答申)としつつ、同時に一人一人の生活を支えるより豊かな地域、豊かな人間関係をつくり上げる力を形成するために学びつづけることです。県民一人一人が様々な機会を捉え生涯学習や社会参加活動に取り組むことは、生涯を通して「キャリアアップによる豊かな人生」を築く営みにもなります。

本県では、既に『新青森県長期総合プラン後期実施計画(平成14年度～18年度)』、『第3次青森県長期総合教育計画後期実施計画(平成14年度～平成18年度)』、『第2次青森県生涯学習推進基本計画(11～15年度)』に基づき、生涯学習の推進を目指した取り組みを進め、一定の成果を上げてきました。しかし、社会情勢の急激な変化に対応して、本県における生涯学習の推進をめぐる状況についても、これまでとは違った視点での取り組みが求められています。

第6期青森県生涯学習審議会は、このような社会の変化に対応する本県における今後の生涯学習の推進方策について検討を重ねてきました。本提言は、その審議を踏まえ、県民が豊かな人生を築くために「豊かにはぐくむ」、「自らを高める」、「共に地域をつくる」の3つをキーワードに今後の生涯学習の推進方策について取りまとめたものです。

序章 今なぜキャリアアップか

1 「キャリア」、「キャリアアップ」とは何か

「キャリア」の意味づけや用いられ方は多様です。一般には「経歴、経験」を意味しますが、平成11年の国の生涯学習審議会答申では「職業、職歴ばかりでなく社会的な活動歴をも含む」としています。

「キャリア」の用いられ方が多様なのは、「キャリア」が個人の「生き方」と「働き方」との関係の上に成立する概念であることに由来していると思われます。例えば、教師一筋で生きていこう、仕事と趣味を両立させた人生を送ろう、というように個人の「生き方」や「働き方」は様々です。このように「キャリア」は、生き方と働き方、あるいは人生と職業が結びついた概念だと言えます。

こうしたことを踏まえ、当審議会では「キャリア」を、個人が職業上たどっていく経歴(職業上のキャリア)ばかりでなく、人生における経歴一般として幅広く捉えます。従って「キャリアアップ」は、「仕事をしていく上で必要な資質や能力を高めるばかりでなく、日常生活を通して人生全般を豊かにするための資質や能力の向上」を意味します。

2 キャリアアップの必要性

(1) 子どもの健やかな成長のために ～第1章 豊かにはぐくむ～

最近の深刻化する青少年をとりまく問題の背景として、「家庭の教育力」や「地域の教育力」の低下が指摘されています。

本県でも、核家族化の進行等により家庭教育や子育てに不安や悩みを持つ親が増加しています。特に、母親の負担が大きく、父親の家庭教育への積極的な参加が求められています。また、「生活の夜型化」が進行し、子どもの睡眠時間や食事が不規則となり、心身への影響が懸念されています。

家庭は、子どもの「育ちの場」であり、人間形成に大きな影響を与えます。親が、基本的な生活習慣を子どもにしっかり身に付けさせるためには、家庭教育について積極的に学習することが必要であり、子どもの発達段階に応じて、子どもを理解する力やコミュニケーションのとり方等、家庭教育における親のキャリアアップが求められます。

また、子どもに対しては、変化の激しい社会をたくましく「生きる力」を培うことが求められており、子どもの頃から、自分で課題を見つけたり、自ら学び自分で考えることのできる資質や能力等を向上させることが必要であり、将来のキャリア形成の基礎を培うことが大切です。

これまで、子どものしつけをはじめとする教育は、学校教育に任せておけばよいと考える人も見受けられ、学校への一方的な期待が大きすぎたように思われます。しかし、学校だけですべての課題に取り組めるわけではありません。近年、学校では少人数指導の充実や総合的な学習の時間などを通して課題の解決に向けて取り組んでおり、家庭や地域との連携をより一層深めようとしています。

地域においても、住民同士が、地域の子どもの「共に育てる」意識を広げ、「共に学ぶ」機会を充実することが大切です。子どもや親、住民が互いに学び合うことによりキャリアアップす

ることは、「地域の教育力」を高めることにつながります。

(2) 職業能力の開発・向上のために ～第2章 自らを高める～

本県は、全国的にも最も厳しい雇用環境にあり、若者の未就職者や中高年の離職者が増加しています。特に、中高年世代にとっては、企業の倒産等により一旦職場を失うと、なかなか再就職できないなど、これまで築いてきた職歴や経歴が通用しなくなっています。

近年、産業構造の変化や雇用の急速な流動化により、勤労者に求められる職業能力は、特定の職務への習熟から幅広い職務に対応できる専門的な職務能力、業務を遂行する上で問題を発見し解決する能力、創造性、思考・行動特性等を含めた実践的な職業能力へと変化しています。

『青森県雇用創出プラン』によると、本県における雇用の課題として、新規事業や起業化等による多様な雇用の場の創出及び人材の質的向上が重要であることを指摘しています。

これからは、早い段階から学校教育等において職業観・勤労観を身に付けさせるとともに、社会に出てからも、勤労者が実践的な職業能力の開発・向上を目指すなど、自らを高めるための努力が求められます。

また、本県においても少子高齢化の進展や経済的理由から、女性や高齢者が就労する機会が増大しています。女性は、家事や育児で忙しい期間は就業を控え、子育て後に再就職するケースが多く、また高齢になってからも働きたいという意欲が高いことが明らかになっています。しかし、再就職後の女性には不安定雇用のパートタイム労働者等が多く、また高齢者も希望通りには再就職できない状況があります。

女性が経済的自立を図る上で、また高齢者が、第2、第3の就職などによって仕事による生きがいを求める上でも、早くから新たな就労に結びつくキャリアアップに取り組み、自らの資質や能力を幅広く高めることが重要です。

(3) 共に支えあって生きるために ～第3章 共に地域をつくる～

地方分権、市町村合併がすすめられている今日、県民一人一人が自らの住む地域を共につくる主体であるとの認識が必要になってきています。

また、人はみな、共に支えあって生きていく存在です。とりわけ、高齢社会に突入し、地域で支えあう生活が重要になっています。

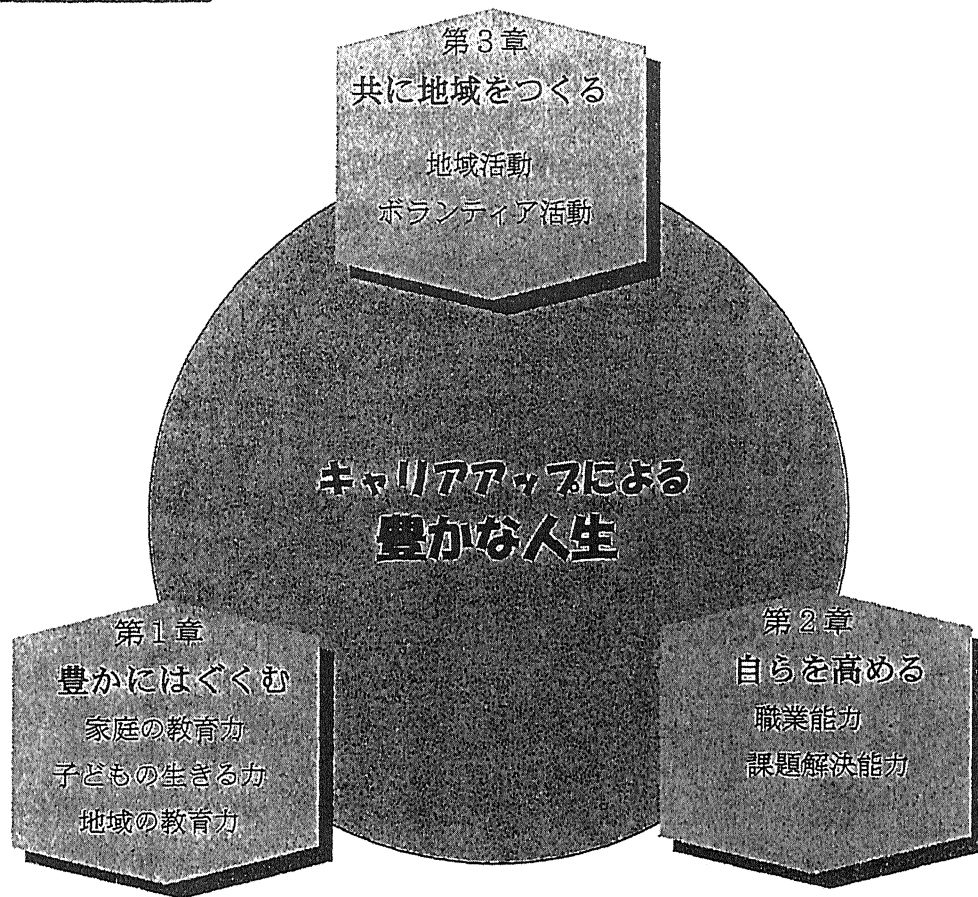
地域を共に支えあい、より豊かな地域として創造していくためには、県民一人一人の高度な学習によるキャリアアップが必要になります。その第一歩として、これまで学んだ知識・技術・技能などを生かしながら地域活動やボランティア活動に取り組むことから始めたいものです。これらの活動のためには専門的な学習が必要になったり、また活動を推進することによって、必然的に次の段階の学習が必要になったりします。まさに実践することが、学びのサイクルを生み出し、幅広い能力を高めることにつながると言えます。

平成12年の『県民意識調査』では、これからの生き方として、自分らしい生き方を大切にしたいという、自己実現を目指す生活スタイルを求める人の割合が高く、特に、積極的に社会に関わりたいとする人が、年代が上がるにつれて増える傾向にあります。最近では、自主的な学習サークルを立ち上げたり、ボランティア団体・NPO等を結成したり、参加したりする人が

増えてきています。

県民一人一人が社会参加活動に取り組むことは、人生を豊かにするばかりでなく、自ら住む地域をより豊かな地域として創造することにもつながります。

全体のイメージ



第1章 豊かにはぐくむ ～家庭教育支援・青少年教育の充実～

1 家庭教育支援・青少年教育をめぐる現状と課題

(1) 少子化・核家族化による子どもへの影響

本県の年少人口（15歳未満）の割合は、年々減少し、少子化が急速に進んでいます。また、女性の晩婚化が進み第一子の平均出産年齢も年々上昇しており、出生数の減少に影響を与えているものと見られます。さらに、家族構成についても、三世同居の世帯が減少していることを反映して核家族化が進行しています。特に、夫婦と子どもからなる世帯が減少しており、夫婦のみの世帯、両親のいずれか一方と子どもからなる世帯が増えています。

県の『子育て環境に関する調査』によると、「子どもの数の減少は、子どもの成長にとって好ましくない」と約7割の親が考えています。子どもの数の減少によって、子ども同士のふれあいが減ったり、逆に、親の過保護や過干渉により、子どもの自主性や社会性が阻害されるなど、子ども自身に対する様々な影響が心配されています。

(2) 母親の子育て負担・不安の増加

核家族化や世帯の小規模化が進むにより、祖父母などが直接子育てを援助したり育児の知識を伝える機会が少なくなっています。また、地域社会の人間関係の希薄化による親の孤立化や、兄弟姉妹の少ない中で育った親たちの直接・間接的な子育て経験の不足などから、今の親たちは相談したい時に相談する人が身近にいないなど、悩みや不安を抱えながら子育てをしている現状にあります。特に乳幼児期は、子育ての責任が母親一人に集中することが多く、母親が育児不安やノイローゼに陥ったり、さらに虐待に至る事態もあります。

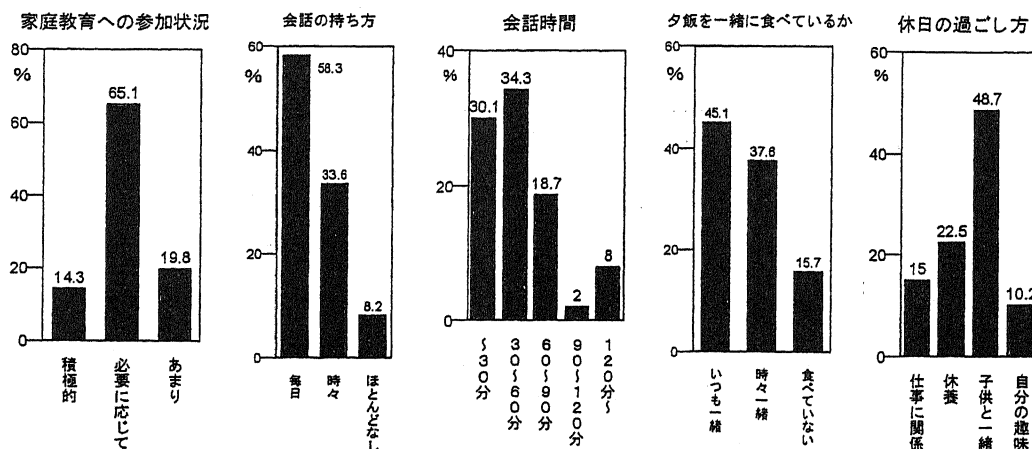
前述の調査によると、母親の子育てをする上での悩みは、最も大きなものから順に「子ども自身に関すること（子どもの健康、勉強、性格やくせ、友人など）」、「仕事や家事が忙しくて、子どもとのふれあいやしつけが十分でないこと」、「自分の自由時間がないこと」となっています。このような母親の子育て負担や不安を軽減するには、父親が子育てに参加するとともに、できるだけ多くの方が子育てに関わる必要があります。

(3) 父親の家庭教育への参加

子育てには、父親の強力が不可欠です。しかし前述の調査によると、夫婦間の子育ての役割分担について、「自分の分担は6割以上」と答えている母親が約9割を占めており、子育てについての母親の精神的負担感が強くなっています。父親の子育てへの参加は、母親の負担を軽減するためと言うだけではなく、子どもの成長にとっても重要な課題です。

県総合社会教育センターの『父親の家庭教育参加に関する意識等の調査』によると、父親の家庭教育への参加状況について、「積極的」より「あまり」参加していない割合が高くなっています。また、子育てで困った時に母親任せにしたり、子どもとの会話をほとんどしていない人、夕食を子どもと一緒に食べていない人も少なからずおり、休日も仕事や自分の趣味にあてている父親が約半数近くに上っています（図1）。

図1 父親の家庭教育参加に関する意識等の調査より



県総合社会教育センター『父親の家庭教育参加支援の方策について』（平成11年3月）

同調査によると、一緒に夕食を食べている父親ほど、家庭教育に積極的に参加しており、その多くが子どもとよく会話をしていると答えています。

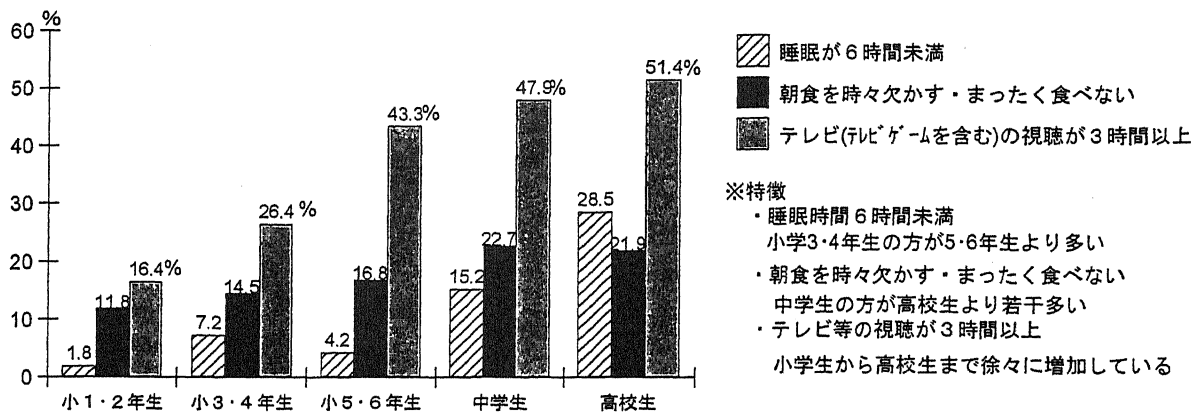
また、本県の『青少年の意識に関する調査』によると、多くの中・高校生が父親との会話の頻度は母親より少なく、子どもに対する理解度も父親よりも母親の方が高いと答えています。悩みごとの相談相手は友だちが圧倒的に多く、次に母親が来るものの、父親はほとんど相談相手になっていない現状です。思春期を迎えた子どもにとって、成長モデルとしての父親の果たす役割の重要性は、多くの識者が指摘しているところです。父親には様々な機会を捉え、子どもが日頃何を考えているのか、何を悩んでいるのか等、子どもの状況について理解する努力が求められます。母親の子育てへの負担を軽減する意味でも、父親には家庭教育への参加を促し、家庭における父親の役割の重要性を再確認する必要があります。

(4) 生活スタイルの変化

(生活の夜型化)

国民全体として「生活の夜型化」が進行し、また、家族が一緒にいる時間が減少しています。親の生活時間の夜型が増えるにつれ、特に乳幼児や小学生の起床時間や就寝時間が遅くなり、心身への影響が懸念されています。本県においても、小・中・高校生の生活が徐々に「夜型化」していることは以前から指摘されています。平成14年度の本県『児童生徒のライフスタイル調査』によっても、小学生からの生活リズムに問題があることがうかがわれます(図2)。

図2 児童生徒の1日の睡眠時間・テレビ(テレビゲームを含む)の視聴時間・朝食を食べない割合



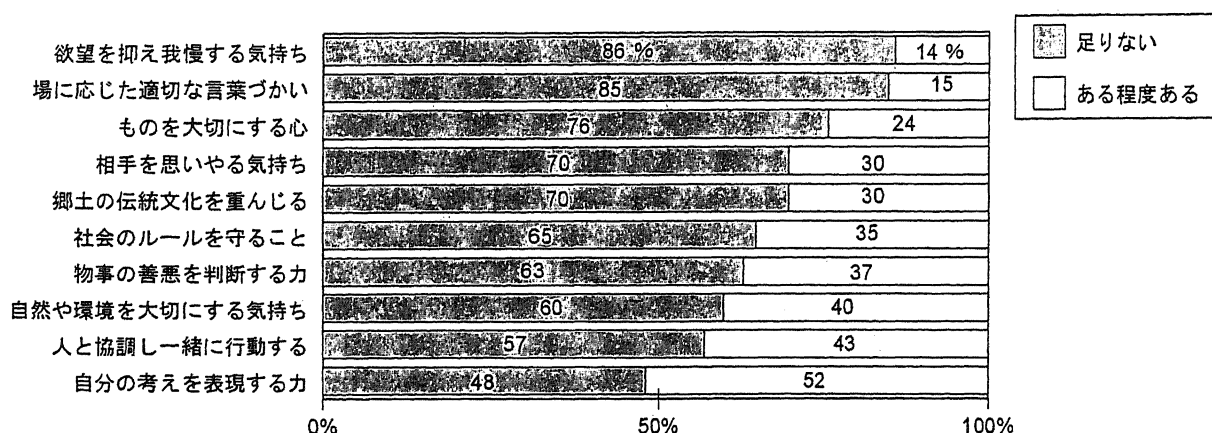
県教育庁スポーツ健康課『児童生徒の健康・体力』ライフスタイル調査(平成14年度)より

睡眠、食事、排泄などは健康の基礎であり、子どもの成長にとって大きな影響を持っています。遅い起床、目覚めの悪さなどは、食欲のなさ、朝食の欠食、ひいては気力や意欲の減退、集中力の欠如等に影響すると言われています。父母の労働時間が長く帰宅時間が遅くなったり、子どもが、けいこ事や塾通いで忙しいことなど、様々な背景があげられています。いずれにしても、親の生活リズムが子どもの生活スタイルに影響を与えており、子どもがテレビやゲームに長時間熱中したり、コンビニで過ごしたりする現象も問題になっています。

県総合社会教育センターの『子どもの豊かな人間性をはぐくむための活動に関する調査』によると、自由時間の過ごし方について、20代においても「朝遅くまで寝ていたり昼寝」「テレビ・ビデオ視聴やゲーム」という回答が多くなっており、若者の生活スタイルが変化しています。

また、同調査によると、小・中学生が「コンビニで過ごす」「生活が夜型になった」、中・高校生が「地面や床に座る」「ピアスや指輪をする」「髪を染める」ことに対しては、7割以上の大人が好ましくないと考えており、今の子どもは「欲望を抑え我慢する気持ちが足りない」「場に応じた適切な言葉づかいが足りない」とする回答が8割を超えるなど、子どもに対して好ましい生活スタイルを望んでいる大人が多いことがわかります（図3）。

図3 今の子ども（小・中学生）についてどのような印象を持っているか



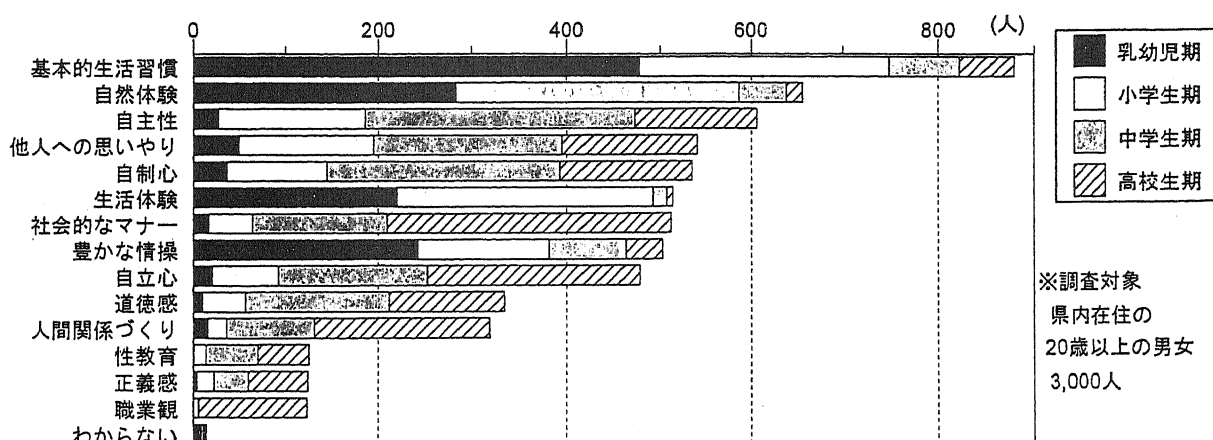
県総合社会教育センター『子どもの豊かな人間性をはぐくむための活動に関する調査』（平成15年3月）

（基本的生活習慣の定着）

基本的生活習慣の形成は、子どもたちが将来に様々な活動を展開する上できわめて重要であり、本来家庭がしっかりとしつけをするべきですが、上述のように以前より困難になっています。

県総合社会教育センターの『家庭の教育力に関する調査』によると、大人が子どもにとって重要だと思われる家庭教育の項目については、「基本的生活習慣」が一番多くあげられています。中でも乳幼児期が突出して多く、小学生期でも2位にあげられるなど、これらの時期の重要な家庭教育の項目であると多くの人を感じています（図4）。

図4 子どもの各発達時期における重要な教育項目



県総合社会教育センター『家庭の教育力に関する調査』（平成14年3月）

子どもの生活習慣の確立の基礎は家庭にあり、親がその重要性を一層認識する必要があります。子どもの生活習慣の確立のために、親は自らの夜型の生活リズムに子どもを巻き込まないよう留意するとともに、子どもの就寝や起床時間に配慮するなど、子どもの発達にあった生活リズムを確立することが望まれます。

(5) 子どもの生活体験・自然体験等の不足

文部省（現文部科学省）の『子どもの体験活動等に関するアンケート調査』によると、保護者の世代と比べて、子どもの生活体験や自然体験が減少していることが報告されています。民間の調査においても、20年前と比較して、例えば「自分でリンゴやナシの皮をむいたこと」「カエルにさわったこと」「洗濯物を干したこと」の体験の度合いが低下しているという結果が出ています。

また、『子どもの体験活動等に関する国際比較調査』によると、日本の子どもたちは、家の中で過ごすことが多く、しかも、テレビやビデオを見ている時間が1日に3時間以上と、諸外国の中では最も長く屋外での遊びや自然体験が少なくなっています。その要因としては、一般に都市化に伴う空き地の減少や交通量の増加が指摘されています。

本県の調査においても、子どもが遊ぶ主な場所は、自分の家や友人の家が圧倒的に多いことが明らかになっています。外で遊ぶ場合でも、幼児から小学校低学年までは、公園や車のあまり通らない道路が多く、高学年になると、公園や空き地のほか、学校の校庭や体育館が増え、中学生では、商店街やデパート、本屋やCD店など繁華街で遊んでいる子どもが増えています。保護者は、子どもが「外で遊ぶことが少なくなった」ことを一番の問題と考えており、特に町村部の保護者が、都市部の保護者よりもそのことを指摘する割合が高くなっています。

平成14年4月から、毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が全国一斉に実施されました。実施後の全国調査によると、小学校のどの学年においても「自然体験などの体験的な活動に参加することが増えた」とする回答よりも、「テレビやビデオを見る時間が増えた」と回答した保護者が6割を超えています。完全学校週5日制は、まだ緒に就いたばかりであり、今後その趣

旨がより広く理解されることが必要となっています。

地域において、人と人とのつながりが密接だった頃は、子どもの成長は、近所や地域の人たちに見守られていました。しかし、本県においても地域と子どものつながりが弱くなっています。

(6) 地域のとのつながりの希薄化

前述の『青少年の意識に関する調査』によると、本県の中・高校生では、悪いことをして地域のの人に注意されたり、良いことをしてほめられた経験のない生徒が、それぞれ89%、76%と高く、地域の人とのつながりが薄くなっています。また、中・高校生の地域活動の実態は、「お祭り」に40%強の参加が見られるほかは、「まったく参加していない」が43%を数えます。さらに、ふだん地域の大人と一緒にあって共同行動をしたことが「あまりない・ない」が80%、大人と一緒に何かを「あまりやりたくない・まったくやりたくない」は68%を占めています。20代の若者についても、前述の『子どもの豊かな人間性を育むための活動に関する調査』によると、日頃の地域における人々との交流や付き合いについて、「ほとんどない・あまりない」という回答が55%、地域活動に参加しない理由として「あまり興味・関心がない」が49%となっています。

地域と子どもとのつながりの薄さは、地域の親や住民同士の人間的なつながりの希薄さを反映しているとも言えます。本県の地域活動は、町内会、子ども会、老人会、婦人会などがその中心を占めています。しかし近年、特に都市部においては、その活動が形骸化しているという指摘もあり、子育ての支援も受けにくいなど「地域の教育力」の低下が憂慮されています。

地域が教育力を発揮して子どもたちを健全に育成するためには、いわゆる「地域コミュニティの再生」が求められています。そこまでは、地域の大人同士の関係が形作られていることが重要であり、親も子どもも地域と人間的につながることが必要です。

2 今後の方向性

(1) 家庭の教育力を高める ～家庭教育の充実～

① 家庭教育における親のキャリアアップ

家庭は心の安らぎや温もりを感じる場であるとともに、子どもたちに家族とのふれあいを通して、基本的な生活習慣や生活能力、豊かな感性や情操、思いやりや善悪の判断、社会的なマナーなどを身に付けさせる重要な役割を担っています。また家庭は、子どもが社会で生きていくために必要な人間関係の基礎・基本を学ぶ場でもあります。子どもにとって家庭は、最も重要な場所であり、家庭で行われる教育は、本来的には家庭の責任に委ねられます。

多くの子どもたちは、親の愛情に包まれ心豊かに育っています。しかし中には、親子の信頼関係が欠如することによって情緒不安になったり、自分に自信を持てず人間関係を持ってない子どももいます。子どもの心身の健全な発達を図るためには、親がその役割を認識し、「家庭の教育力」を高める必要があります。

もちろん、はじめから子育てを理解し、親の役割を果たしていける人は少なく、日々成長していく子どもを通して、その姿を受け止めながら、親としての自分をつくっていくのが一

般的だと思われます。そして、親としてのキャリアは、単に親としての年数ではなく、子どもとどのように接しているかにあると思われます。家庭教育における親のキャリアアップは、子どもの発達に応じた教育を行うために必要であり、親がその学習に積極的に努めることが求められます。

② 家庭教育をめぐる学習のあり方

(親になるための学習の充実)

「家庭教育を担うことができる親」になるための学習機会を充実させることが必要です。その第一歩として、出産前から父親・母親としての自覚を促す学習や、出産後の育児についての学習が必要です。特に乳幼児期は、親との信頼関係や基本的な生活習慣を得る大切な時期であることから、この時期の親の学習機会を充実させることが重要です。現在、乳幼児健診や就学時健診時に講座やフォーラムが開催されていますが、これらの機会を捉え、若い父親・母親には、いわゆる「親育ち」学習の必要性を認識してもらうことが重要です。また、若い世代を対象にして、親になるための心構えを持たせる学習を推進することも必要です。

(子どもの発達段階に応じた親の学習の充実)

前述の『家庭の教育力に関する調査』によると「親にとって重要な学習項目は何か」という問いに対して、「子どもとのコミュニケーションのとり方」が一番多く、次いで「基本的な生活習慣の定着」、「子どもの自立心の育て方」の順になっています。

親の学習機会は、主に幼稚園・保育所や小学校・中学校・高校のPTAの研修において提供されています。そこでは、子どもの発達段階に応じたきめ細かい学習の充実が求められます。例えば、子どもとの話し方や接し方などのコミュニケーションのとり方、子どもの理解のための講座等を開催するなど、専門家の協力を得ながら適切な知識や技術を身に付ける必要があります。

また、早い段階から、子どもに対して基本的な生活習慣、規範意識、倫理観などを明確に教えられるように、社会教育機関や民間教育事業者など様々な機関が提供する人間の生き方に関わる学習の機会などを捉え、積極的に学習することが大切です。

(父親を対象にした学習の充実)

家庭教育に関する学習は、子どもが乳幼児期の頃は、母親を対象としたプログラムが多くなっていますが、小・中学校期以降になると、母親だけに限らず、一般保護者を対象にした学習機会が、PTA研修会のほか学校外でも提供されています。しかし、一般に、父親の参加が少ない現状があります。

要因としては、提供される家庭教育の学習に、趣味的な内容が盛り込まれていることや、時間帯についても平日の午前又は午後に行われることがしばしばであり、働いている父親が参加できにくい時間帯になっていることなどが考えられます。

前述の『父親の家庭教育参加支援の方策について』によれば、父親が望む家庭教育の学

習内容は「子どもの理解」や「家庭についての基礎的な理解」となっています。学習機会の提供に当たってはこれらの実態を踏まえて内容を構成する必要があります。また、仕事の忙しさから、学習をしたくてもできない父親の潜在的な学習要求に応えるためには、開催時期、曜日、時刻、場所等を考慮することが必要です。

同様のことは、働く多くの母親にも言えることであり、両親が共に参加できるように配慮する必要があります。

(祖父母を対象にした学習の充実)

子育ての経験の豊富な祖父母が、孫の教育に積極的に関わることは、意義のあることと考えられます。祖父母が子育てをした時代とは、子育てをめぐる社会環境も、子どもの様子も大きく変化しています。従来の子育てがすべて通用するとは限りません。祖父母が、子育てに関する新しい知識や現代の子どもの生活や考え方を学ぶことにより、長年培ってきた知識や経験を組み合わせながら、子や孫に家庭教育や生き方の指針を与えることが期待できます。

(親子を対象にした学習の充実)

親子で取り組める学習や活動の機会を確保することが大切です。親子参加型の学習・イベント等は、親子の相互理解を深め、絆を強めるよい機会になります。本の「読み聞かせ」など乳幼児期の学習は、そのつながりの深さから母子が中心になっていますが、父親や祖父母も参加できる形の学習機会にしていく必要があります。

学習機会を提供する側は、子どもの成長に伴って比重を増す父親の役割を考慮し、父親が参加できる親子の学習機会を増やす必要があります。特に、父親との対話が少なくなる中・高校生の時期こそ、親子が共に学ぶ機会を意図的につくる必要があると言えます。また、他の親子と関わることは、自らの状況を客観的に顧みることができ、親子が共に成長するきっかけになることも期待できます。

③ 子育ての支援の場づくり

近年、県内においては、子育て中の親たちが子育てサークルを形成したり、子育てを支援する団体・グループの活動が盛んになっています。

子育てサークルは、単に子育て中の親が集まって話し合い等をするだけでなく、サークル活動を通して、学び合いながら共に成長していくキャリアアップの機会ともなっています。中には子育て情報誌を発行するなど、新たな社会参加活動につながっていくものもあります。

これらの団体・グループが連携し、地域において子育て中の親が気軽に立ち寄り、一緒に語り合える交流の場を確保することが必要になります。当初は、行政の支援を受けながら公民館等の社会教育施設や、幼稚園・保育所、学校等を拠点とするなど基盤を固め、将来的には地域住民が自分たちの手でその場をつくり上げることが望まれます。

④ 働く女性の支援

働く女性に対しては、女性が安心して子どもを産み育てることのできるように、企業が働く時間等を調整したり、配偶者の育児休暇などの環境を整備することが望まれます。特に、乳幼児を持つ働く母親に対しては、企業内の保育施設などの整備が求められますが、現実には困難な場合が多く、それに替わる地域の乳幼児施設等の一層の充実が求められます。

また、子育てのための退職や休業している母親が、社会からの孤立感を持たずにすむような環境整備とともに、子育て後に職場復帰や再就職が円滑に進むような支援も行われる必要があります。

(2) 子どもの「生きる力」をはぐくむ ～青少年教育の充実～

① これからの子どもに求められること

本県の大人の多くが、先に見たとおり（図3、p.37）、今の子どもが不足しているものとして、自制心、適切な言葉づかい、ものを大切にできる心、他人と協調し思いやる心、善悪を判断する力などをあげています。これらは時代を超えて変わらない価値あるものであり、子どもたちにしっかり身に付けさせなければならないことは言うまでもありません。

また、急激に変化していく社会の中であって、その時々々の状況を踏まえつつ、考えたり、判断する力がいっそう重要になっています。子どもの頃から、自分で課題を見つけたり、自分で学び自分で考えることのできる資質や能力、それを支える正義感や倫理観等の豊かな人間性、文化を大切にできる心、たくましく生きるための健康や体力等を備えた「生きる力」を培っていかねばなりません。

これからの子どもには、豊かな人間性など時代を超えて変わらない価値のあるものを身に付けるとともに、変化の激しい社会であって、将来のキャリア形成の基礎を培うためにも、「生きる力」をはぐくんでいくことが求められます。

② 体験活動の推進

子どもの「生きる力」は、家庭・学校・地域において、親子のふれあい、友だちとの遊び、地域の人々との交流など様々な体験や活動を通じてはぐくまれます。子どもには、具体的な体験によって得た知識や考え方をもとに、実生活の課題に取り組み、自らを高めようとするなど様々な教育的効果が期待できます。

しかし、子どもの直接体験は、先に見たように、本県においても不足しており、生活体験や自然体験などの体験活動の機会をもっと豊富に持てるようにしなければなりません。その際、子どもたちが体験したことを、日常の生活に根ざしたものにすることが重要であり、様々な体験の機会を、行政や家庭・学校・地域が意図的・計画的に提供することが必要です。

また、体験活動の企画に当たっては、その効果の見通しをしっかりと持つ必要があります。子どものための企画が大人の自己満足に陥らないよう子どもが主体的に考え、試行錯誤しながら自ら解決策を見出ししていくプロセスになっているか、常に点検して進める必要があります。そのためには、プログラムの企画段階から子どもたちを参画させるという姿勢が大切です。子どもたちの創意工夫により創造性が培われたり、主体的に参加しているという意識

を醸成するなど様々な効果が期待されます。

(家庭における体験活動の充実)

家庭においては、買い物や家事の手伝いをさせるなど一定の役割を与えたり、自然に親しませるなど様々な体験をさせる必要があります。『子どもの体験活動等に関するアンケート調査(平成10年度文部省)』によれば、「小さい子どもを背負ったり、遊んであげたり」といった生活体験や、「食器をそろえたり、片づけたりすること」といった手伝いや、「チョウやトンボ、バッタなどの昆虫をつかまえたこと」といった自然体験が豊富な子どもほど「道徳感・正義感」が身に付いている傾向にあると指摘されています。また、家庭での幼少期の手伝い等の体験が基本となってボランティア精神が培われるなど、子どもの成長にとって様々な効果が期待できます。

親が子どもに何もやらせないなどの過剰な配慮をすることは、子どもの自主性や社会性をはぐくむ機会を奪うこととなります。体験活動は家庭を中心になされることが自然な姿であり、かつ効果的であると考えられます。家庭では意図的にこのような機会を拡充することが望まれます。

(学校教育における体験学習の充実)

学校では、体験的学習や問題解決的な学習など、児童生徒が主体的に取り組む学習を一層推進していく必要があります。

学校では、総合的な学習の時間や教科学習の中に積極的に体験的な学習を組み入れるケースが増えています。その際、地域の実態や生活に密着した進め方が大切であり、身近な体験が、学校で学習した知識と結びつくことに留意する必要があります。

また、子どもたちに単に体験させるだけでなく、情報の集め方、調べ方などの学び方や、ものの考え方を身に付けさせたり、問題解決に向けての主体的、創造的な態度を育成したり、体験活動をもとに学習した知識の理解を深めさせたりする必要があります。

体験活動の実施に当たっては、子どもの発達段階に応じた体験活動を考える必要があります。例えば、小学校(幼稚園・保育所を含む)では主に自然体験・生活体験を、また中・高校生では職場体験(インターンシップ等)やボランティア活動などの社会体験を一層推進する必要があります。

体験活動の情報や学習プログラムについては、社会教育側に豊富な蓄積があることから、学校と地域が一体となって取り組む必要があります。

(地域における体験活動の充実)

地域においては、親をはじめ地域の大人が、かつて世代間で継承され、現在失われつつある伝承遊び、生活の知恵、ものづくりの技などの「生活文化」を子どもに体験させたり、冒険的な活動や自然体験、農作業等の勤労体験、世代を超えてのボランティア活動、お年寄りや障害のある人たちとのふれあい体験、地域に住む外国人との交流など、地域に根ざした子どもたちの体験活動を展開する必要があります。実施に当たっては、町内会、青少

年団体、学校、PTAなどの関係機関や諸団体が連携し、継続的な事業として取り組めるよう配慮する必要があります。

③ 読書活動の推進

子どもにとって読書は、想像力や考える習慣を身に付け、豊かな感性や情操、そして思いやりの心をはぐくむ上で大切な営みであり、人としてよりよく「生きる力」をはぐくみ、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことのできないものです。その他、子どもが自ら課題を見つけ自ら解決する能力を高めたり、正義感や倫理観等を身に付けたり、様々な効果が期待されます。

平成13年には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、また、平成14年度から実施された新学習指導要領においても、すべての教科等に共通する配慮事項として、「児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が明記されるなど、読書活動の推進が一層図られるようになっていきます。

子どもの「生きる力」を内面から高める上で、読書活動は、学校ばかりでなく家庭・地域においても、今後一層積極的に取り組む必要があります。

(3) 地域の教育力を高める

① 地域の人間関係づくり

(共に育てる)

地域には子育て経験豊富な人がいるにも拘わらず、今はプライバシーへの配慮などにより、近隣の家庭の子育てに関わることを避ける傾向があります。子育ては、親にとっては息の長い仕事であり、困りごとや心配ごとが突発的に起こったり、親だけでは務まらないこともあります。そういう時に、近所に気軽に相談にに応じてもらえる人がいると安心です。地域は、日常の子育てについて、特別なことをしてくれるわけではありませんが、子どもたちを温かく見守っているというつながりは、子どもたちだけでなく親にも安心感を与えます。その安心感が子育てへの意欲を引き出してくれると言ってもいいでしょう。

近所や地域の人たちが、ふだんから子どもたちへ、あいさつや声かけをすることは、子どもを通して大人同士がつながりを深める機会にもなります。地域の人たちが子どもを「共に育てる」という意識を広げるとともに、地域全体で親を応援することが大切です。

(共に学ぶ)

地域においては子ども同士、親子、お年寄りと子どもなどが、一緒に行動しお互いに学び合うことが大切です。一緒に行動するなかで、子どもたちが「人との関わり方」を学んだり、大人が子どもに対する正しい認識を深めたり、双方にとって学ぶべきことが多くあります。そのためには、子ども同士や異世代との交流の場を確保するとともに、「共に学ぶ」学習機会を地域住民が主体となって企画することが重要です。その際、最初は仲間づくりに重点を置き、遊びを取り入れるなど、地域の誰もが気軽に参加でき、共に楽しみながら共通の体験ができるような企画の工夫が必要です。

(子育てを通した関係づくり)

地域で子どもを育てるためには、親同士のつながりをつくるのが大切です。親同士のつながりは、子どもが幼稚園・保育所や学校にいる時期が、行事やPTAなどを通じて最もつくりやすいと言えます。しかし、就園前の乳幼児を抱えた親は、育児学級、家庭教育学級などの学習機会に積極的に参加しないかぎり、つながりをつくる機会には恵まれていません。

最近では、学習機会を工夫しても個別の参加を求めるのが難しくなっており、親が家庭に閉じこもることなく気軽に集まれるように、地域の親たちの連携の輪を広げ、子育てのための知識や体験、考え方を交換できる場をつくる必要があります。

子育てサークルは、そのような場として有効なもののひとつですが、同じ年齢層の子どもを持つ親同士のつながりだけでなく、地域の様々な人々が参加できるネットワークの形成が重要です。また、地域に子育てサークルがない場合は、児童館や公民館、幼稚園や保育所などを子育て中の家庭が交流できる場として地域に開放することが望まれます。また、学校や幼稚園・保育所同士が交流し、利用者間の仲間づくりを広げる機会をつくることも大切です。

(父親同士の関係づくり)

父親が子どもの教育や学校に関わりたいと思っても、その機会やきっかけをつかめないでいる場合が多く見受けられます。これらの状況を受けて、最近全国的に、父親同士が、PTAのメンバーを中心に「おやじの会」などのグループをつくり、学校支援や地域の家庭教育支援を行う例が増えています。また、子どもが就学しているいないに拘わらず、子どもの教育に関心のある男性を参加者に加えるなど、拡大の動きも見られます。父親同士が連携して、積極的に地域に関わることは「地域の教育力」を高める上で大きな力になると考えられます。

② 地域活動への参加促進

親子をはじめ多くの地域住民が、地域の行事やボランティア活動等地域の活動に参加し、様々な人々と交流を図ることは、子どもだけでなく親や地域住民にとってもきわめて重要な機会になります。

地域に伝わる伝統芸能や祭りなどは、異年齢の子ども同士や異世代間の交流の場であり、特に、子どもにとっては、家庭や学校では教わることのできない知識や技能のほか、自主性や他人への思いやりを身に付けたり、活動の達成感や感動を得るなど、大きな教育的効果が期待できます。

また、親や地域住民が、地域で果たしている役割や姿を見せることは、子どもが将来の地域の担い手としての意識を持つことにもつながります。さらに、子どもにとって、社会参加の意義を理解したり、大人への理解が深まり、親や地域住民とのコミュニケーションの促進に結びつくことが期待できます。

地域住民にとっても、自分の知識や特技を生かしながら、子どもたちとふれあい、様々な

ことを教えることは、豊かな人生を送るためにも有意義であり、自らの生きがいにつながることも考えられます。

多くの人たちが地域活動に参加し、地域と家庭がしっかりとつながり、「地域の教育力」を子どものために生かすことが、地域全体の活性化にもつながります。

③ 学校や関係諸団体等との連携促進

子どもたちを健全に育成するためには、家庭や地域住民との連携だけでなく、学校や関係諸団体との連携が重要です。具体的には、地域の学校のほか、PTA、企業、青年会議所やボランティア団体など、地域の様々な団体、サークルが関わることを望まれます。例えば、これらの機関が「地域連絡協議会」を組織するなど、一体となって地域活動や体験活動に取り組むことにより、その効果も大きなものになると考えられます。

また、子どもの成長を、発達段階を通して見守るという観点から、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校の相互の連携を図ることも重要です。

(4) 県、市町村に期待される役割 ～家庭教育・青少年教育への支援～

① 情報提供・相談体制の充実

子育てや育児に不安を持つ親にとって、情報提供を求める声は高く、いつ、どこで、どんなことが行われているか、どんな相談窓口があるかなど情報が十分でないと感じている人が多くいます。

県及び市町村では、家庭教育の知識や学習機会に関して、広報紙、情報誌、ホームページ、マスメディアなどによって情報の提供や相談が行われています。しかし、親が必要な時に必要な情報を入手でき、相談できるようにするためには、従来の広報を充実させ周知を図るとともに、インターネットを利用した双方向のサービスの提供など、新しい支援の方法を考える必要があります。また、情報提供に際しては、子育て体験談を収集した事例を提供したり、本県の実情に応じたきめ細かい情報を提供することに留意することが必要です。

② 学習機会の提供

県は、家庭教育・青少年教育の指導者の養成や研修、広域的に取り組むべき課題についての学習機会を、既に社会教育施設や放送メディア等を活用して県民に提供しています。今後とも県は、一市町村だけでは容易に提供できない学習内容や、市町村に共通する現代的、且つ広域的な課題について研究するとともに、その成果を広く県民に提供する必要があります。

また、市町村は、住民の最も身近な行政機関として、地域の特性や住民のニーズを踏まえた学習機会を提供する必要があります。特に、家庭教育・青少年教育の支援事業に関しては、企画運営に住民の参加を求めたり、関係部局が連携・協力するなど、親や地域住民が参加しやすい学習機会を提供するよう努める必要があります。家庭教育の学習内容については、趣味・教養型の講座ばかりではなく、本来の家庭教育の目的に立ち返って再確認する必要があります。例えば、子育て実践や悩み等を話題にした学習や、子どもの発達に関わることをテーマにした話し合いなど、子どもを中心とした多様な学習プログラムを開発し提供する必要

があります。

③ 団体・グループ等への支援

県内で活動する子育てや家庭教育・青少年教育を支援するボランティア団体・グループの多くは、経営面、人材の確保、活動場所等において様々な課題を抱えています。県及び市町村は、人材・組織の育成及び活動場所の提供や、団体・グループ同士のネットワーク形成を支援することが必要です。例えば、公益的活動をしている団体・グループの情報提供の窓口になったり、身近な公民館や社会教育施設等を交流の場として定期的に提供するなど、気軽に相談できる環境づくりへの支援が考えられます。

また、県及び市町村には、既に子育てメイトが多数配置されていますが、その研修会等を通して団体・グループで活動する人材育成の場を広げたり、交流の場を提供するなど、ネットワーク形成へのきっかけづくりを支援することが考えられます。

④ 社会教育施設を活用した体験活動への支援

県及び市町村の公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等の社会教育施設では、それぞれの施設の特徴を生かし、子どもの体験活動について独自の事業を展開したり、学校や団体の体験学習の企画・運営について、職員が専門的な観点から相談・協力しています。一般に、家庭、学校、地域だけでは体験活動を実施できないことが多いため、積極的に社会教育側から施設の活用を働きかける必要があります。

中でも青少年教育施設では、生活体験・自然体験活動に適したプログラムが豊富であり、子どもが自己の役割分担や仲間の協力などを体験する中で、とりわけ人との関わり方や社会生活の基本を学び、社会性や忍耐力を培う機会に恵まれています。また、子どもが青年や成人と寝食を共にすることで、異年齢の集団との共通体験を経験することもできます。

これらの施設では、特に学校に対しては、学社連携・融合の観点から、連絡調整を一層密にし、学校の事情に応じた利用可能なプログラムを提供するなど、積極的に活用を働きかける必要があります。

⑤ 読書活動への支援

近年、読み聞かせ等による子どもの情操教育効果への期待が高まっています。

本県では学校や地域において、読み聞かせなど読書活動の実践が活発に行われており、県教育委員会においてもこれらの活動に対する支援が始っています。今後は、市町村においても、行政機関が主体的に子どもの読書活動の推進を図ることや、公立図書館、学校図書館、読書団体・サークルが交流会等を通して、ネットワークを形成するなど一層の連携を図ることが望まれます。

⑥ 子どもの居場所づくりへの支援

地域住民にとって身近な存在である児童館・児童センター、公民館、学校等を子どもの居場所として定着させる必要があります。

児童館・児童センターは、主に親が仕事などで家庭を留守にしている小学生を対象に、放課後の生活の場として放課後児童クラブ（学童保育）等が実施されています。しかし、平日の閉館時間の延長や休・祝日の開館などについて課題も指摘されており、子どもたちが家庭にいる時と同様の安心感や解放感を得られるような、真の子どもたちの居場所となる一層の環境整備が求められます。

また、公民館などの社会教育施設は、一般に成人を対象とした講座が多く、子どもだけの施設利用が大人に比べて制限されているため、子どもたちにとっては必ずしも身近な存在になっていない傾向があります。今後、子どもたちの積極的な利用を図るためには、例えばパソコンを設置してソフトの使い方を先輩が教えるなど、異年齢の子ども同士が交流できるスペースを設置したり、子どもが公民館の講座やイベントに企画段階から加わるなど、子どもが来やすく、行ってみたくなるような企画をすることが重要です。特に、今後は、中高生の健全育成も視野に入れ、「中高生の居場所づくり」のための対策を図る必要があります。

県内では、市町村の公民館等のほか小・中学校を子どもの居場所として活用している例も見られるようになってきました。文部科学省は、平成16年度から全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て“子どもの居場所づくり新プラン「地域子ども教室推進事業」”を実施することになりました。この事業を契機に、県内の市町村においても学校等を活用するなど「子どもの居場所づくり」を一層推進する必要があります。

⑦ 家庭・学校・地域の連携への支援

子どもたちが健全に成長し、家庭や地域の教育力を高めるためには、家庭・学校・地域が連携して取り組むことが必要です。そのために行政は、様々な団体や個人の活動を調整できる「核となる人材」の発掘や、「コーディネーター」の養成を支援する必要があります。これらの人たちは、子どもの成長・発達に精通し、地域の人材や、地域の学校の活動等を把握するなど、家庭・学校・地域の調整を行う資質、能力、技術を持った人でなければなりません。

行政においては、これらの人たちの力量を向上させるためのプログラム開発や講座を一層充実させるなど、総合的な支援を行う必要があります。現在、県及び市町村では、「体験活動・ボランティア活動支援センター」においてコーディネーターを配置し、研修などに取り組んでいますが、今後一層充実した内容にする必要があります。

第2章 自らを高める ～社会人のキャリアアップ～

第1章では、大人一人一人が、子どもたちの生活や教育に関心を持ち、地域における大人の役割を再認識する必要であること、また、大人自身が積極的に地域活動に参加し、地域の様々な課題に取り組むことの重要性について述べました。社会人としての大人一人一人が生涯を通じてどのような姿勢で生きるかは、自らの問題だけではなく、子どもや家庭生活、社会生活に少なからず影響を及ぼすと言えます。

本章では、生涯を通じた生き方の中で切り離すことのできない仕事を中心に、社会人のキャリアアップについて検討しました。

1 社会人のキャリアアップをめぐる現状と課題

(1) キャリアアップのための学習 ～リカレント教育の充実～

社会人のための専門的な再教育の機会である「リカレント教育」の充実は、生涯学習推進の重要な課題の一つとして位置づけられています。リカレント教育は、本来、職業人を対象にした回帰教育の意味であり、その実施機関は大学等の高等教育機関を想定していました。

しかし現実には、職業人への教育・訓練は、高等教育機関ではなく、多くは企業のOJTにおいて行われてきました。それが近年では、雇用の急速な流動化の中で不安定雇用が増大し、多くの職業人にとって、企業の枠の外で自らの能力の開発する場が必要となっています。

本県では、独自に教育・訓練の機会を設けることができない企業が多く、事業組合や公的職業訓練機関などが提供する学習機会に求めなければならないため、国、県、雇用能力開発機構等では、これらの要求に応えるために積極的に民間団体等と連携するなど、職業人の教育・訓練に取り組んでいます。

現在、一般に職業人が求める学習は、必ずしも直接的な職業能力の向上に資するものだけとは限りません。自らの能力を開発するために、直接的に自らの職業に関係しなくても、幅広い分野の学習を求める傾向が強くなっています。

こうしたことから、リカレント教育は、今では広く「社会人の再教育」として捉えられ、職業能力の向上ばかりでなく、人間性を豊かにするための幅広い教育を意味するようになっていきます。そして、高等教育機関だけでなく企業、カルチャーセンター、生涯学習関係団体、学習機会を提供する行政機関等、多様な機関を実施機関として捉えるようになっていきます。

近年、本県においても専門学校、高等専門学校、短大、大学、大学院等の高等教育機関が、社会人を受け入れるなど様々な取り組みを行うようになっていきます。また、放送大学学習センターが設置・拡充されるなど、社会人のキャリアアップを図るための学習環境が一層整備されつつあります。

今後、職業能力の開発・向上だけでなく、県民の多様なキャリアアップの要求に応えるためには、従来の機関だけでなく、より高度な学習機会を提供できる高等教育機関が連携して取り組むことが求められています。

(2) 勤労者の場合

① 職業能力開発・向上を目指す場合

勤労者が、地位の向上、業務上必要な知識・技術の向上、資格取得等を目指す場合、一般的には、企業におけるOJTや業界団体における研修があります。それ以外では、主に公的機関が中心になり様々な形で学習機会を提供しています。

本県の企業の多くは、働く意欲があり専門的スキル・技術を持った人材を望んでいます。しかし、多くの企業が経営上の問題から、就業者に対し研修の時間を与えることができないのが現状です。また、就業者は、自己啓発の意識はあるものの研修機会が少ないことや、学習活動をしたくても学習しやすい曜日、時間帯、学習行動圏が合わないなど職業能力開発環境の整備が不十分であると感じています。

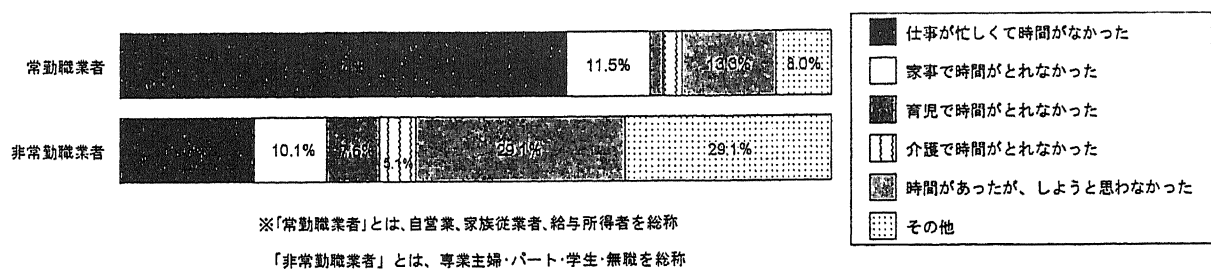
県総合社会教育センターの調査によると、常勤職業者がこの一年間に学習活動をしたかっ

たができなかった又はしなかった理由について、「仕事が忙しくて時間がなかった」とする割合が圧倒的に高く（図4）、学習活動についても「開催時間があわなかった」「身近に利用できる施設がなかった」とする回答が多くなっています（図5）。

一方、非常勤職業者では、「時間があつたが、しようと思わなかった」（図4）、「身近に利用できる施設がなかった」「健康上の理由で活動できなかった」という回答のほか、学習活動の「必要性を感じなかった」とする割合が高く、不安定な就労状態が学習意欲に影響しているものと考えられます（図5）。

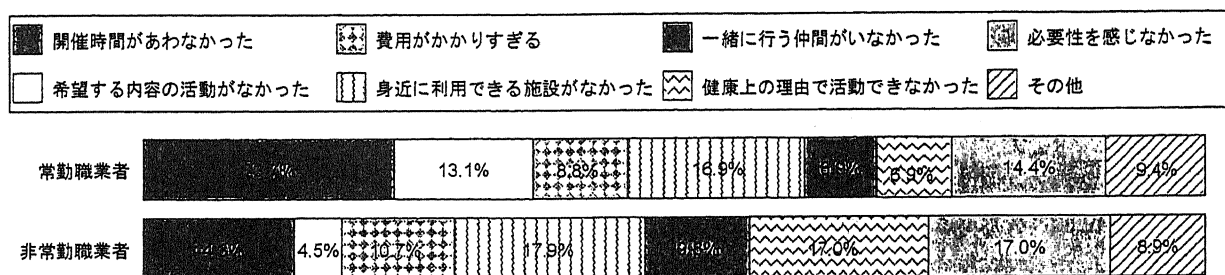
このほか、常勤・非常勤職業者のいずれも「必要な情報が入らない」「入手先がわからない」という回答も多くなっています。

図4 学習活動を「したかったができなかった」又は「しなかった」理由について



県総合社会教育センター『行政・社会教育機関と高等教育機関との連携による体系的・継続的な学習支援の在り方に関する調査』（平成15年3月）

図5 学習活動について



県総合社会教育センター『行政・社会教育機関と高等教育機関との連携による体系的・継続的な学習支援の在り方に関する調査』（平成15年3月）

② 転職・再就職や自立を目指す場合

本県は、有効求人倍率が恒常的に低く、全国に比べてきわめて厳しい雇用環境にあります。就業者が一旦離職すると簡単には次の職に就けない状況があります。これらは景気要因よりも産業構造を要因とした雇用機会の絶対的な不足が原因であることが指摘されていますが、その他の理由として、企業が求める知識・技能等が、就職希望者側にも身に付いていないことが指摘されています。

これからの就業希望者は、IT関連をはじめとする最新技術、先端技術等を習得するとともに、職務を遂行する上で問題を発見し解決する能力、創造力等を含め実践的な職業能力を開発し向上を目指す必要があります。

近年、起業などで自立を目指す人も増えていますが、県や公共職業訓練機関では、このような人たちを対象に、多様な要望を取り入れた職業訓練や、起業を志す人のために講座を設けるなど新たなニーズに応えようとしています。しかし、すべての講座開設の要望に応えることはできないので、受け入れ人数にも限界があります。

一方、パートタイム労働者やフリーター、主婦業にある人が、新たに安定した仕事に就こうとした場合は、ほとんどの人が雇用保険受給資格者でないことから公共職業安定機関による支援が十分受けられない状況があります。職業能力開発をしたくても働くことに追われ、経済的、時間的に余裕がないことから、悪循環に陥ってしまう場合もあります。このような立場の人こそ、就職活動や職業能力開発の面で最も支援を求めていると言えます。

新しい道に進むために、専門学校や大学等の高等教育機関に入学し、専門職としての資格を取るために努力する人たちも増えていますが、職業能力等を身に付けなければならない人や、キャリアアップの意欲に富む人たちの要望に応えるために、行政をはじめとする関係機関がどのような学習支援を行うことができるかを検討する必要があります。

(3) 若年者の場合

本県の高卒者の進路の推移を見ると、大学・短大、専修学校等への進学率が上昇し、相対的に就職者が減少しています。しかし就職希望者のうち、卒業までに就職に至らなかった者が年々増加するなど、厳しい状況となっています。また、せっかく就職しても早期離職率が高く、若年者の職業観の希薄さが指摘されています。これらのことから家庭や学校が、早い段階から将来に向けて自分の人生をどう築いていくか、生き方の中に職業をどう位置づけ、どんな暮らし方をするのかといった構想を持たせ、しっかりとした生き方や働き方の土台を形成することが課題となっています。

県内高校の早期離職調査によると、生徒の離職理由として、「仕事が合わない」「職場の対人関係やストレス」といった回答とともに、「もっと自分の仕事について考えるべきだった」「やりたい仕事に就くべきだった」という声があがっています。それに対し事業所側の多くが、離職理由を、「わがまま、弱さ」などの資質や「自己都合」「理由不明」として受け止めています。学校では、事業所側が受け止めた離職理由と本人の理由とが一致するのは半分であることや、離職した生徒のほとんどが、調査時点でアルバイトやパートの仕事をしていることを指摘しています。

この調査からもわかるように、本県においては、高校卒業と就職への接続がうまくいかず、高校卒業が無業者やフリーターへの入口の一つになっていると見られます。こうした現象には、経済的な状況や労働市場の変化などが深く関係していますが、家庭教育や学校教育が、これまで以上に職業意識の高揚や職業能力の育成に関心を持つ必要があります。また、現在のフリーターや無業者に対しては、行政をはじめ関係機関がどのような支援を行うことができるかを検討する必要があります。

(4) 女性の場合

女性の職場進出が進む中で、本県の全就業者の約4割強が女性で占められています。また、本県女性の年齢別労働力率を見ると、30歳代前半が谷となるM字型を示しています。(図6)。30歳代後半からは、子育てを終えた女性が再就職するため労働力率が増加しますが、パートタイム労働者がその多くを占めています。

これは男性よりも女性の多くが、仕事の継続について生活面の影響を受けやすく、「仕事も家庭も」という二重の負担を背負っている場合が多いと考えられます。県の『男女共同参画に関する意識調査』によれば、「男は仕事、女は家庭」に代表される性別役割分担意識は、若年層を中心に徐々に薄れつつあるものの、一方では職場や家庭・地域及び社会制度や慣行において、「男性が優遇されている」と感じる人が多数を占めています。また多くの女性が、政策づくりや組織の方針決定の場への女性進出が遅れている理由として、「女性の活動を支援するネットワークの不足」「男性優位の組織運営」「女性側の積極性が不十分」であることをあげています。

一方、県総合社会教育センターの調査によると、女性がこの一年間に学習活動をしたかできなかった、又はしなかった理由について、「仕事・家事・育児・介護で時間が取れなかった」とする回答が合わせて約7割を占め、その他「開催時間があわなかった」「身近に利用できる施設がなかった」「家族・職場の理解や協力が得られなかった」とする割合も高くなっています。このように本県女性の社会的な地位の向上や職業能力開発に向けた環境は厳しく、女性の「エンパワーメント」に向けた支援が一層必要となっています。

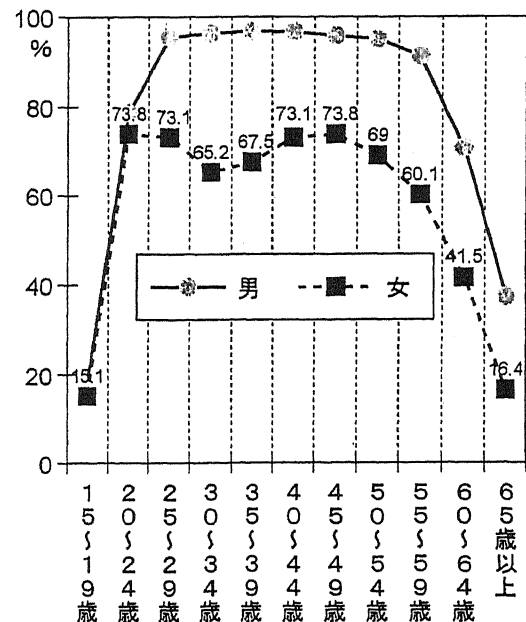
(5) 高齢者の場合

本県の平成12年における65歳以上の就業者は、6万8,742人(全就業者の9.4%)で、平成7年に比べると15%増加するなど、就業者の高齢化が進んでいます。中でも全就業者のうち第1次産業就業者に占める高齢者の割合が34.6%と高く、今後も若年労働力が十分に確保できる状況にはないと考えられることから、高齢者は重要な担い手、人材と位置づけられます。

また、本県の高齢者は健康で元気な方々が多く、経済的な理由等から強い就業意欲を持っていることが意識調査からも明らかになっています。

一方、企業が高齢者に求める就業能力については、事業所アンケートによると「専門的・技能的能力」とする回答が最も多く、特に、若年者が習得するのに時間がかかる分野の能力・技能(具体的には、「技術指導」「労務管理」「生産管理」「対人折衝」等)を求めています。しかし、その能力・技能を備えた就業希望者は現実には多くありません。就業希望者は、それまで

図6 年齢5歳階級別男女別労働力率
M字型を示す女性の労働力率



『青森県の人口』(平成12年国勢調査)

従事してきた職種への就業を希望することが多いため、職種の選択の幅が狭められています。

高齢者が新たな分野の能力・技能等を身に付けるには、厳しいものがあります。県総合社会教育センターの調査によっても、回答者の約8割が高齢期になる前からの準備教育が必要であると回答しています。しかし、現状では高齢期への準備教育は県内企業や組織においては進んでいないことから、本県経済の活力を維持していくためにも、高齢期までに様々な能力を身に付け、その能力の有効な活用を図ることが課題となっています。

(6) 障害者の場合

本県の障害者数は、年々増加の傾向にあります。しかし、障害者の就労状況は、平成5年以降毎年1,500人前後で推移し、法定雇用率に達しない起業の比率も61.3%と高く、障害者雇用の大きな進展は見られません。

県の事業所への実態調査によると、障害者を雇用したことがない事業所は約6割に上ります。多くの事業所に、障害者に適した業務がないことや、障害者に配慮した設備等の改善が阻害要因となっています。

『県民福祉保健意識調査』によると、障害者に関する施策として県や市町村が最も力を入れる必要があることとして、「雇用・就労の場の確保、職業訓練の充実」(43.6%)が最も多く、次いで「障害のある人たちへの理解を深めるための学校教育の充実」(35.5%)があげられています。

また、同調査によると、障害者が地域において「社会参加しにくい」とする回答が約半数を占め、その理由についても「障害のある人たちに対する理解が低い」とするものが最も多くあげられています。

障害のある人が障害のない人と同様に社会の一員として種々の分野で活躍し、充実した職業生活を送ることができるよう「ノーマライゼーション」の視点からの支援が求められています。

(7) 学習機会のネットワーク化

本県では、従来、主に行政が主体となり社会人の学習ニーズに対応し学習機会の提供を行ってきました。近年、県及び市町村のほか、県立学校、高等教育機関、民間教育事業者、商工団体などの各種団体等、多くの機関が学習機会を提供するようになってきています。現在は、これら県内の約350機関が連携し学習機会をネットワーク化した「あおもり県民カレッジ」の仕組みのもとで、県民が体系的・継続的に学ぶことができるように多くの講座が用意され、カレッジ生約8,600人が学習しています。(図7)。

図7によると、連携機関が県民に提供している講座は、「趣味・芸術」「スポーツ・芸術」「生活・福祉」の分野が合わせて7割近くを占めていますが、その一方で産業、技術、職業、労働問題等に関する「産業・技術」分野や、職業能力と密接な結びつきのある「学術・教養」「外国語・国際理解」分野は、それぞれ1割に満たない状況にあります。

当審議会が調査した『生涯学習に関する事業内容調べ』によると、本県行政が提供する学習機会についても、「職業生活に関する知識・技術等の習得」を目的としたものは、少ないことが明らかになっています。

また、図7では、人口の多い地区に講座が集中する傾向も見られます。県民に対しては、講座提供機関の一層の連携により、県内のどの地域においても、どの分野の講座でも受講できるような環境整備をするとともに、個々人が生き方の中に職業や仕事をしっかり位置づけられるよう、実践的な力を養う学習機会を提供することが課題となっています。

また、連携機関が提供する講座のレベルについては、一部を除いてほとんどの講座は、初級から中級レベルの講座が多くなっています。県民がさらに職業能力の向上を目指したり、様々な問題を解決したり課題を達成する必要性が高まるにつれ、これら連携機関の中でも専門学校、短大、大学、大学院等の高等教育機関が持つ豊富な人材、施設、機能が不可欠になっています。

県内の多くの大学では、既に、聴講生・科目履修生・社会人入学制度などにより社会人に大学を開放していますが、一般的には、公開講座の実施により地域への開放が進められています。しかし、いずれも個々の機関が独自に実施しており、講座内容や開催時期、開催場所について必ずしも県民の要望に沿っているとは限りません。県民のキャリアアップの要求に応えるためには、県内の大学が連携し、ひとまとまりの教育機関として、様々な分野において学習機会を提供することが課題となっています。

図7 青森県の地区別・分野別講座数

分野 地区	学術・ 教養	趣味・ 芸術	スポー ツ・健 康	生活・ 福祉	産業・ 技術	外国語・ 国際理 解	青森県 の歴史 伝統	複合・ 総合	総計
東青地区	92	405	247	193	127	43	127	28	1,262
西北地区	14	165	62	45	18	6	63	23	396
中南地区	53	255	181	87	41	20	52	24	713
上北地区	26	97	50	64	32	17	26	32	344
下北地区	3	24	29	22	8	1	7	11	105
三八地区	57	394	165	191	66	29	100	34	1,036
県内各地	2	0	1	6	3	0	1	0	13
計	247	1,340	735	608	295	116	376	152	3,869
構成比	6%	35%	19%	16%	8%	3%	10%	4%	100%

このうちあおり県民カレッジ単位認定講座は、2,786件
『学遊トピアあおり2003』（総合社会教育センター）

2 今後の方向性 ～学習支援に向けた各機関に期待される役割～

(1) 企業の役割

勤労者が仕事と両立させながら学習するためには、自ら進んで学習しようという意志はもちろんのこと、企業側の職員研修についての理解と積極的な支援が前提になります。本県の場合、一企業のみで職員研修を実施することが困難な場合が多いことから、事業組合等が積極的に学習機会を設定したり、多様なOFF-JTの実施、外部の教育機関等への教育研修の委託を進めるとともに、勤労者個人の自己啓発活動を積極的に支援することが必要になります。本県においても近年増加している「キャリア形成促進助成金制度」や「教育訓練給付金制度」は、自発的な能力開発を支援するものであり、今後一層の利用推進が求められます。

① 若者の育成

企業は若者を育てる重要な社会的使命を担っています。近年、本県の企業の中には、高校生のインターンシップ（就業体験）を受け入れるなど、地域の一員として若者を育てることに積極的な企業が増えています。インターンシップは、生徒が実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培うことのできる教育活動として重要な意味を持っています。企業にとっては受け入れの負担は大きいものの、人材の発掘や早期離職の抑制等のメリットもあり、学校と連携した一層の取り組みが求

められます。

また、企業は就職を希望する若者を採用するに当たって、自社が求める職業能力や人材の要件を具体的に示すとともに幅広く公表し、公表した要件に基づく公正な採用に努める必要があります。採用した若者に対しては研修機会の確保と、その内容の充実が求められます。若者は成長する存在であり、企業の教育力によって、新たな人間的成長が見られることも重視しなければなりません。働くことが社会に役立っていることを自覚しながら若者が日々努力する姿こそ企業の力になるとも言えます。

② 女性への理解と就労への環境整備

女性のキャリアアップのためには、職場における男性の理解が不可欠であり、女性が働きやすい職場環境づくりへの積極的な取り組みが必要です。働く女性にとっては育児や介護など家庭生活と職業生活を両立させることが最も重要なことから、例えば、育児休業や介護休業制、フレックスタイム制や在宅勤務制を導入するなど、柔軟な取り組みが求められます。

本県の場合は、女性の就業率をはじめ様々な面において、男性と比べるとまだ格差があることから、男女雇用機会均等法の趣旨からも、女性を積極的に雇用するとともに、在職中の女性に対しては、その地位向上や職業能力の向上のための学習機会を確保することが大切です。特に近年、若い世代の女性を中心に就業に対する意欲の高まりが見られ、就業ニーズがきわめて多様化しています。従来女性が進出しなかった分野への就業が進んでいることから、女性個々の特性を生かした職業能力開発のための学習機会を確保することが求められます。

また女性の再就職に当たっては、その経験を生かした雇用のほか、職業能力の回復・向上のための学習機会を設けるなど、円滑に就業に結びつけるようにすることが必要です。

③ 高齢期への準備教育

本県においては、高齢者が強い就業意識を持っていることから、企業は積極的に高齢者の雇用に取り組む必要があります。企業が高齢者を労働力として活用するためには、企業が求める専門的・技能的能力が備わっていることが条件になります。そのためには、各企業において就業者が高齢になる前から、幅広い職務に対応し専門的な職業能力を習得することができるよう学習環境の整備に取り組む必要があります。

具体的には、多様な学習機会の確保のほか、資格取得や自己啓発のための「キャリア形成促進助成金制度」や「教育訓練給付金制度」を利用した支援や費用支援、退職準備プログラムの作成・実施などについて積極的に取り組む必要があります。

④ 障害者への理解と就労への環境整備

障害者が経済的に自立するためには、雇用促進と職場における障害者への理解を深める必要があります。企業は障害者の就業体験の受け入れなどを通して、障害者が職場内で行うことができる仕事について検討し、障害者雇用に積極的に取り組む必要があります。また、在職中の障害者に対しては、ノーマライゼーションの観点から障害のない者と同様に学習機会を提供することが望まれます。特に、既に職業に必要な相当程度の知識と技能を持っている

者に対しては、程度に応じた知識及び技能の向上やIT活用能力の向上などの技術革新の進展に適応した技能・技術習得のために学習の機会を確保することが求められます。

(2) 専門学校、短大、大学、大学院等高等教育機関の役割

勤労者、主婦、パートタイム労働者、フリーター、高齢者等が、職業上の知識・技能、資格の取得や地位の向上を目指して自らの能力を高めるためには、従来の公共職業訓練機関に加え、専門学校、短大、大学、大学院等高等教育機関がその特色を生かし、積極的に職業能力開発のための講座開設を行うなど、リカレント教育の充実に努める必要があります。

中でも教育訓練給付制度を活用できる専門学校では、直接資格取得に結びつく学習プログラムが多く用意されており、即戦力になる能力を短期間に身に付けことが期待できます。例えば、情報処理技術者資格、簿記検定、社会保険労務士資格などを目指す講座や、ビジネスキャリア制度の認定を受けているホワイトカラーの専門的知識・能力の向上に役立つ講座など、働く人の職業能力向上を支援する多彩な講座が厚生労働大臣から指定されています。

また、大学や大学院では、社会人受入れが拡大しており、県民が高度なレベルの知識や技術を身に付けるための学習も可能になりつつあります。学習者の職業能力開発・向上の意欲に応えるためには、これら大学や大学院において魅力あるプログラムが開発される必要があります。

そのためには、産学連携による取り組みが必要であり、例えば、大学が各業種の必要とする専門性を把握し、これを大学の持つ教育資源と結びつけて、企業内研修的な内容を持つ学習プログラムを開発したり、業種を超えた職業人としての幅広い教養（人事、経営マネジメント、国際理解、情報活用等）を身に付けるための学習プログラムを開発することが望まれます。

学習プログラム開発に当たっては、学習者が必ずしも長期に研修できるわけではないため、短期（1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月）コースを設けたり、夜間開設の学習プログラムを設けるなど、学習者のニーズを把握した上で、柔軟な学習プログラムを開発する工夫が大切になります。プログラムの実施に当たっては、大学の所在地ばかりでなく、サテライト教室、企業、公民館等の施設を利用した出前講座を行うなど、学習者の立場に立って企画することが必要です。

(高等教育機関の連携促進)

県民による高度で充実した学習機会を体系的に提供するためには、高等教育機関の連携を促進する必要があります。県民が様々な面においてキャリアアップを図るためには、高等教育機関が連携し、ひとまとまりの教育機関として学習機会を提供する必要があります。こうした連携・ネットワーク化は、各高等教育機関にとって足りないところを補い、他の機関の優れたノウハウを知ることができるなど、本来の機関の活性化に資するものであり、ひいては地域全体の活性化に寄与することにもなります。

現実的には「あおり県民カレッジ」の仕組みの中で、高等教育機関が相互に連携し、さらにそのネットワークに県行政が加わることによって、双方が持つ豊富な教育・学習資源を最大限に活用した学習の仕組みづくりが求められます。具体的には、県がコーディネートし『高等教育機関生涯学習連絡協議会（仮称）』を設立し、両者が共同して公開講座のテーマを設定したり、プログラムを作成したり、学習成果を社会参加活動につなげる方策を協議した

り、あるいは、学習情報を提供するといった「協働」の場を設定することが考えられています。その際、各高等教育機関は講師や学習の場を提供し、県は全体の調整や受講者の募集に当たるといった明確な役割分担が求められます。

また、職業上の知識・技術等の能力開発において即戦力になる能力を短期に身に付けることができる専門学校は、今後とも大きな位置を占めることが予想されます。大学への編入学も可能であることから専門学校、大学、大学院が学習レベルに応じて段階的システムを構築することなども、今後は検討する必要があります。

さらに、連携実現のためには、大学が社会人のキャリアアップを強力に支援する姿勢が前提として重要であり、企業との連携を図りながら社会人向け大学教育、大学院教育を一層促進する必要があります。例えば、コミュニティカレッジ、1年制大学院、夜間大学院、通信制大学院、都市部におけるサテライトキャンパス、インターネット等の活用など、社会人が大学や大学院に一層通いやすくなる仕組みづくりについて、一層の取り組みが必要です。

(3) 民間教育事業者及び社会通信教育の役割

近年、民間による教育事業が盛んになってきており、カルチャーセンターや社会通信教育事業者などが、民間の柔軟な発想による多様で創意にあふれる学習機会を提供しています。その中には資格取得に結びつく講座も多く、職業能力開発の面からも学習者の求める多様なニーズに応じた講座が用意されています。

通学型の学習形態をとるカルチャーセンターや外国語学校などは、短期の学習コースを設ける場合が多く、集中的に学習できるメリットがあります。ただし、このような施設は、本県では市部に集中していることから、通学することができない町村部の住民に対しては、公民館等を利用して出前講座を企画するなど、社会教育行政と連携した取り組みが求められます。

一方、地理的な条件以外にも、勤務時間や費用負担の都合等から通学することができない人にとっては、社会通信教育が重要な役割を担っています。社会通信教育は、比較的安い費用で資格試験に対する準備学習を行うことができます。特に、自己のペースでどこでも学べることから、働きながら職業能力の向上や資格取得を目指す人にとってはメリットが大きいと言えます。また、近年ではIT技術の進展により、インターネットを利用した通信教育が増える傾向にあり、従来の添削指導や質疑応答が、学習者の状況に応じ即時に、双方向で対話性のあるものに変わりつつあります。今後のこの形態が急速に進展することが予想され、通信教育の重要性が増しています。

(4) 学習教育の役割

① 「学ぶ力」の育成

人々が生涯にわたって学習を続けていくためには、まず生涯学習の基礎を培うことが不可欠です。そのためには、学校教育が生涯にわたる学習に必要な基本的な能力と自ら学ぶ意欲・態度等「学ぶ力」を養うことが重要です。学校教育は、従来もこうした役割を担ってきましたが、今後その機能と役割が一層重視されます。急激な社会の変化は今後も予想されることから、21世紀前半の主役とも言える現在の児童生徒には、様々な困難に立ち向かうためにも、

自ら問題を解決していこうという意欲と能力が求められます。学校教育では、基礎的・基本的な学力を身に付けるとともに、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成し、自ら目標を定め、何をどのように学ぶかという主体的な学習の仕方、態度を身に付けさせることが大切です。

② 職業観・勤労観等の育成

学校教育が早い段階から、児童生徒に対し望ましい職業観・勤労観及び職業に対する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し主体的に進路を選択する態度を育てる教育、いわゆる「キャリア教育」に積極的に取り組む必要があります。とりわけ本県の実情から見ると高校におけるキャリア教育、そのためのカリキュラム開発が緊急の課題であり、就職を希望する生徒だけでなく、進学を希望する生徒であっても将来の社会との接続を視野に入れ、進路指導に取り組むことが重要です。

学校では近年「総合的な学習の時間」が設けられ、その中でインターンシップ（就労体験）をはじめとする様々な体験的学習の機会も拡大しています。これらの学習を積極的に展開し、生徒一人一人の進路選択に指導・援助するキャリア・カウンセリングを充実させるなど、職業意識を高め、将来に向けて自分の人生をどう築いていくかという構想を持てるようにすることが大切です。そして、社会人としての基本的なマナーを身に付けさせることもきわめて重要です。

また本県における大学進学率は全国とは大きな差があるものの、高校卒業者のほぼ3人に1人は大学、短大へ進学しています。これは、県内の大学増により進学が比較的容易になったことや、長引く景気低迷の中で高校卒業者の就職がきわめて厳しいことが、大きく影響していると考えられます。しかし、生徒が個性や適性を考慮しない容易な進学志向であれば、大学も高校と同様な問題を抱えることとなります。大学教育も含めて今後一層社会との接続を図るための教育に比重を置く必要があります。

③ 障害者への理解を深める学習の充実

「ノーマライゼーション」の観点から、子どもの頃から学校等において障害及び障害者に対する理解を深める学習機会を充実することが大切です。特に本県においては、特殊教育諸学校を開放するなど、地域住民の理解を深める取り組みが行われていますが、様々な機会を捉え、障害のある人とない人との交流機会を拡充する必要があります。

(5) 県、市町村の役割

① 社会教育行政の役割

職業能力開発のための学習機会に恵まれない人への支援が必要です。一般に勤労者に対しては、企業や公共職業訓練機関等において学習を行う機会が用意されていますが、学習機会に恵まれないパートタイム労働者やフリーター、新たに職業を求める主婦などに対しては、県及び市町村の社会教育行政が積極的な役割を果たすことが求められます。

例えば、県や市町村の社会教育施設が専門のコーナーを設け職業に関する学習情報の提供

や図書を整備したり、実践的な講座を開催するなどの学習支援に取り組む必要があります。講座等の開催に当たっては、専門学校、短大、大学、大学院等と連携を図りながら出前講座を企画するなど、積極的に社会教育行政側から関係機関に働きかけていく必要があります。

また、近年民間教育事業所やNPO等が、柔軟な発想による多様で創意あふれる学習機会を提供するようになってきました。特に、職業能力に関する学習機会については、社会教育行政が情報提供の窓口になるなど積極的に連携して取り組む必要があります。

② 若年者への支援

雇用状況の厳しい本県においては、新規事業の芽を育てることが重要です。そのためには柔軟な発想や意欲に満ちた人材を育成し、若年のうちから起業家を育成するための学習機会を提供することが大切です。具体的には、アイデアの商品化など知的所有権の学習や企業設立の方策の学習、模擬企業の開設・経営の実践など、県及び市町村が、学校、企業、事業団体等と連携を図りながら実施する必要があります。

また、現在の無業者やフリーターに対しては、失業期間が長引かないよう関係機関が連携し、就きたい職業や、やりたい職業を見つけたり、より高度な知識等の習得への支援が必要になります。例えば、県及び市町村の社会教育施設が職業安定機関と連携し、若者に情報交換の場を提供し相談を受けたり、専門学校やNPO等の民間団体と連携を図りながら、各業界のガイダンスや高度で専門的な知識が習得できる講座を提供するなど、無業期間中に非労働力化を避けるための企画を実施する必要があります。

③ 女性への支援

出産・育児・介護等で職業を中断するなど制約の多い女性に対しては、職業能力を維持するための学習機会に関する情報提供や、再就職に当たっての職業能力の回復・向上のための相談を充実させる必要があります。

県では「青森県男女共同参画センター」を拠点とし、女性の職業能力開発や社会参加に関する相談や、「女性のためのキャリアアップセミナー、女性起業家支援セミナーなどの講座が行われています。市町村においても、社会教育担当者がコーディネート役を果たし、女性に特化した学習プログラム開発や講座の企画、相談窓口の設置など一層の工夫が求められます。また学習機会を提供する施設では、子育て中の女性のために託児所や子どもスペース等を用意するなど、学習しやすい環境を整備することが併せて求められます。

④ 高齢者への支援

本県高齢者の高い就職意欲に応えるためには、高齢者一人一人が長年培ってきた職業上の知識・技術等を大切にしながら、多様な職業形態に対応できるよりきめ細かな学習、及び技術革新等の変化に適応するための学習機会の提供が必要です。そのためには公共職業訓練機関等と連携を図りながら、これまで県及び市町村の社会教育行政が提供してきた高齢者学習に、職業能力に関するプログラムを加味したり、高齢者同士のネットワークづくりを支援することなどが考えられます。

⑤ 障害者への支援

障害者一人一人の特性に応じ、就職前の職業準備の段階から一貫した学習への支援が必要です。障害を持つ生徒の就職指導は、主に特殊教育諸学校において行われていますが、企業との相互理解が必要であり、行政側も障害者の就業体験機会をコーディネートしたり、学校や企業の相互に対し必要な情報を提供するなど、産学官の連携を強化することが必要です。

就業中の障害者に対しては、技術革新の進展に適応した知識・技術習得への支援が必要です。特に近年、インターネットや携帯電話が急速に普及し、障害者の個々の能力を引き出すことを可能にする機器が開発されています。情報通信機器の操作ができるかどうかにより経済的社会的格差が生じないように、情報活用能力の向上を図ることが大切です。

また、何らかの事情により健常者から障害者になった就業者（中途障害者）が職業転換をしなければならない場合があることから、前職の職業生活で培ってきた職業能力を生かしつつ、的確に対応できるように支援する必要があります。

本県では県立障害者職業訓練校やノーマライゼーション推進の観点から県立高等技術専門学校、青森職業能力開発短期大学校等が障害者を受け入れています。行政はこれらの施設の活用を図るほか、技術革新等により多様化している障害者のニーズに応じる必要があります。そのためには、例えば、県及び市町村が障害の程度に応じた能力向上のために必要な学習プログラムや学習機会を、専門学校、短大、大学等の高等教育機関、民間教育事業者等と連携して提供するなど、今後一層の工夫が求められます。

さらに、一般就労が困難な障害者に対しては、社会福祉施設等で提供される福祉的就労を促進するため、福祉関連機関との連携によりどのような学習支援が可能かを検討する必要があります。

⑥ 学習機会のネットワーク化への支援

県民がキャリアアップを図るためには、各自のテーマについて段階的・系統的に学習を進められるように学習環境を整備する必要があります。そのためには「あおもり県民カレッジ」の連携機関が横のネットワークだけでなく、縦のネットワークをつくることにより「学習の高度化」を図ることが重要になります。

例えば、一般的に県民が求めている分野における基礎的な学習は市町村の公民館が担い、また幅広い分野におけるやや専門的な学習までは民間教育事業者が担い、さらに各分野のより高度な内容については、専門学校、短大、大学、大学院等の高等教育機関が担うなど、縦の役割の明確化が考えられます。

県は、必要なレベルの学習機会の提供について、地域のニーズを把握し、民間教育事業者や大学等高等教育機関に情報を提供するなど、各連携機関と連絡調整を図りながら、県民が求めるレベルに応じた学習機会を提供する必要があります。また、分野別の講座数や内容等において地域差があることから、市町村独自では提供が難しい専門的な内容については、県がその地域の県立学校の施設等の教育資源を公開・活用することにより学習機会を提供し、地域差をできるだけ是正することが必要です。さらに、県は、広域的な学習課題について市町村が連携して取り組めるようコーディネートし、民間教育事業者、高等教育機関等と連絡・

調整を図るなどして、学習機会を提供する必要があります。

第3章 共に地域をつくる ～社会参加活動の充実～

第1章・第2章では、学習機会の一層の充実により「豊かにはぐくむ」、「自己を高める」といった個人に即した力の形成に触れてきました。最近では、個人が単に「学ぶ」だけの学習ではなく、学習の成果を様々な場面で生かしたいという要求も高まっています。

本章では、人々が、より豊かな地域を共につくる第一歩として、学んだ知識・技術・技能などを生かしながら「地域活動」や「ボランティア活動」を中心とした社会参加活動に取り組むことについて検討します。

1 社会参加活動をめぐる現状と課題

(1) 地域活動の現状と課題

第1章で見てきたように、本県においても「地域の教育力」の低下が憂慮されるなど、「地域コミュニティの再生」が大きな課題になっています。分業化が進むにつれ、生活の便利さと引き換えに、地域には、ごみ処理、自然環境の保全、介護・福祉等の様々な課題が生まれてきました。これらの課題に対しては、行政が解決すべきとの考え方も強まっています。しかし、本来自分たちの地域は自分たちの工夫で維持していくこと（住民自治）が基本であり、住民が自らの課題を自ら解決できる能力が一層求められています。

最近では、これらの課題に対処するため、企業の地域貢献活動や住民のボランティア・NPO活動など、行政だけに頼らない自主的な活動が盛んになっています。またこれに加えて、生活に身近な課題の解決を目指しながら、住民が経営の視点を取り入れて地域を再生していく「コミュニティビジネス」が芽生えはじめています。今や住民が共通の課題に、ともに取り組む実践を通して、住民一人一人が地域課題を学習し、課題解決に積極的に関わっていく姿勢を持つことが求められています。住民の課題解決能力の向上こそ、地域の再生・活性化につながることを期待できます。

① 住民の参加意識

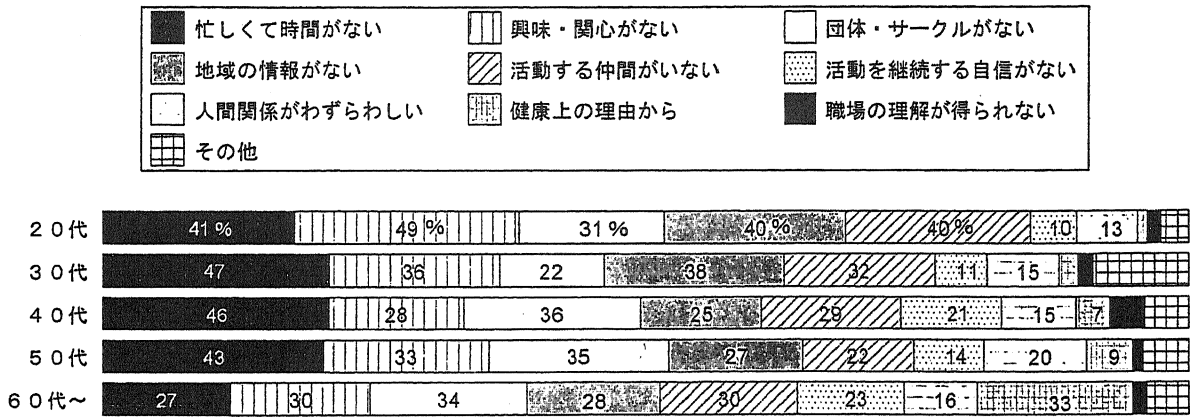
本県では、以前から地域のために役立ちたいという人の割合は高い傾向にあります。特に学習している人が単に学ぶばかりでなく、「学んで得た知識や技術等を役立て地域で何か活動したい」、「地域での活動を通して積極的に社会に関わりたい」とする割合が、年代が増すにつれて多くなる傾向にあります。平成14年の県総合社会教育センターの調査によると、住民の9割が何らかの地域活動に参加したことがあると答えています。

本県における地域活動は、参加者の年代・居住地域や居住年数により違いが見られるものの、一般的に年代が増すほど、また、町村部の方が市部より、さらに居住年数が長いほど参加率が高くなる特徴が見られます。

一方、地域活動に参加しない理由を見ると、「忙しくて時間がない」が最も多くあげられています。また、第1章でも触れたように、20代では「興味・関心がない」が多く、若者世代

で地域活動への参加意識の希薄化が問題になっています（図8）。

図8 地域活動へ参加しない理由（年代別複数回答）



県総合社会教育センター『子どもの豊かな人間性を育むための活動に関する調査』（平成15年3月）

② 地域活動に関する情報提供

図8によると、地域活動に参加しない理由として、どの年代においても「団体・サークルがない、地域の情報がない、活動する仲間がない」など、情報に関わる課題を理由にあげる人が多く見られます。

県や市町村からはホームページ、広報紙、情報紙など様々な形で情報提供がなされているものの、住民のきめ細かいニーズに対応しているとは言えない状況があります。特に、地域からは、何が課題であり、どのような人や組織が活動をしているのか、また、どのような人材や活動が求められているのか、さらに、どのように貢献すればよいのかわからないといった声も聞かれます。これらの情報は、仲間同士、グループ間の伝達が果たしている場合が多く、県民に必要な情報をどのように収集し、広く伝えるかが課題となっています。

③ 地域課題への対応

地域は、従来、学校、自治会・町内会、婦人団体、老人クラブ、子ども会、青年団といった「地縁」に基づく活動によって支えられてきました。しかし、近年、社会の変化に伴って生じつつある新たな地域課題に対しては、行政をはじめ従来型の「地縁」に基づく組織・団体だけで対処することが難しくなっています。

例えば、子育て支援、青少年の健全育成、学校支援、ごみ処理、自然環境の保全、介護・福祉、情報化への対応、人権感覚の育成といった、身近なものから地球的規模のものまで様々な課題が想定されます。中でも、今後予想される本県の課題として、急速な高齢化による在宅高齢者への介護・福祉サービスなどの需要の増大が予測されており、住民が相互に助け合い課題解決に対処することが求められています。

このような様々な地域課題等に対しては、住民の継続した学習が必要であり、公民館等の社会教育施設が中心になり、関係機関と連携して学習機会提供に取り組む必要があります。

(2) ボランティア活動の現状と課題

① ボランティア活動等の活発化

ボランティア活動は、個人による活動のほか、いわゆるボランティア団体と言われる団体・グループだけでなく、町内会、PTA、老人クラブ、子ども会など、必ずしもボランティア活動を主目的としない既存の組織や学校、企業などでも行われています。さらに近年、ボランティア精神を基盤とするNPOの活動が盛んになっており、地域課題に対応した取り組みがなされています。

本県においても、ボランティア団体やNPOが年々増えており、自主的にその営みに参加し貢献することに価値をおく人たちが増えています。平成15年2月に本県で開催された「第5回アジア冬季競技大会」には、高校生から社会人まで約8,000人のボランティアが参加し大会を支えました。また、NPO、行政、企業、市民グループが連携して行っている陸奥湾の清掃活動には、毎年1,000人以上のボランティアが参加しています。最近では、環境を守る立場から、NPOがクリーンエネルギーとして風力発電の施設を建設したり、福祉分野では、車椅子移送などの活動をするなど、新たな分野を切り開いています。これらの活動は今後一層増えることが予想され、その支援のための体制整備が求められています。

② 情報の一元化と学習機会の提供

県では、ボランティア活動等に対する支援を行っていますが、主に情報・資料の収集と提供、相談の受付などが中心になっています。また、情報の一元化がなされていないため、ボランティア活動をしたい県民に必ずしも必要な情報提供を行う環境が、十分に整っているとは言えません。

また、ボランティア活動に関する資質・能力の向上を図るための学習機会の提供については、ボランティアの活動分野が広がるにつれ専門的な知識・技術・技能が求められるようになっており、行政が提供する学習機会だけでは対応できない現状があります。

さらに、様々なボランティアを希望する人と、受け入れ側の橋渡しをコーディネートできる人材は少なく、その養成が急務となっています。

2 今後の方向性

(1) 共に地域をつくる

人はみな、支えあって共に生きていく存在です。地方分権、市町村合併がすすめられている今日、県民一人一人が、自らの住む地域を共につくる主体であるとの認識が必要になっています。

現状と課題で述べたように、近年、社会の変化に伴って生じつつある新たな地域課題に対しては、行政をはじめ従来型の地縁に基づく組織・団体だけで対処することが難しくなっています。とりわけ、高齢社会に突入した今こそ地域で支えあう生活が重要になっています。

地域をより幸せな生活の場として創造していくためには、県民の高度な学習によるキャリアアップが必要になりますが、その第一歩として、これまで学んだ知識・技術・技能などを生かしながら地域活動やボランティア活動に取り組むことから始めたいものです。

これらの活動をするためには専門的な学習、例えば、科学的分析による地域の実態把握の方法や地域課題の発見、団体・サークル等のマネジメント、コーディネーターになるための学習等が必要になったり、また活動を進める上で、必然的に次の段階の学習が必要になったりします。このような実践と学びのサイクルによる個人のキャリアアップが、豊かな地域づくりに貢献することになるでしょう。

また、地域を共に支える主体は、県民一人一人ばかりではありません。行政をはじめ従来からの地域に根ざした組織・団体のほか企業や、新しく関わりを持つボランティア団体・NPOもあります。

これらの主体が「共に地域をつくる」意識を持つことが重要であり、それぞれが持っているものを出し合い、補い合うなど「協働」して地域づくりに取り組む必要があります。

(2) 地域活動への参加促進

① 住民の参加促進

(住民の参加意識の形成)

前述の県総合社会教育センターの調査(図8)では「忙しくて時間がない」ことが、地域活動の阻害要因として多くあげられていました。しかし、調査の分析によると、「忙しさを感じる人が多い人が、特に、地域活動へ参加する割合が低いとは言えず、逆にやや高い傾向が見られる」ことや、「職業を持つ人が、地域活動へ参加する割合が特に低くなる傾向は見られない」としています。つまり、「忙しさや職業の有無」が阻害要因になっているとは必ずしも言えません。

地域活動に住民の参加を進めるためには、地域活動への参加意識と連帯意識を醸成していくことが必要です。そのためには住民が、地域への関心や愛着を深めていくことが重要であり、地域の自然や歴史、文化等を十分理解するとともに、地域がその流れの中で発展させていくべきことや改善していくべき課題について共通の認識を持つことが求められます。そして地域活動の担い手は、何よりも住民自身であり、住民一人一人が「地域に対して何ができるか」を考えると意識づくりが大切になります。

地域の祭りや伝統的行事は、世代を超えた住民参加のよいきっかけになります。町内会等の既存の団体や主催者側は、住民が誰でも参加しやすい雰囲気づくりに配慮し、住民同士の交流を積極的に働きかける必要があります。地域行事等の企画に当たっては、住民が地域活動に参加することによって自分の存在や自発性が認められるような企画や、興味・関心を持てるような内容になっているかどうかについて検討する必要があります。

また、小・中学校の親同士のつながりを、地域活動へ結びつけることも重要であり、公民館等の社会教育施設がコーディネート役を果たすなど、地域の諸団体が学校と連携して、学校行事や地域行事に取り組むことが考えられます。住民の参加意識を形成するためには、様々な機会を通して住民の立場に立って地域活動を企画することが大切です。

(若者の参加促進)

第1章では、地域の連帯感の希薄化が若者を中心に進み、「地域コミュニティの再生」の

ためには、子どもの頃から地域の活動に参加することが大切であり、地域としっかりとつながりを持つことが課題になっていることを指摘しました。

特に、地域とのつながりの中で、子どもの頃から社会の基本的ルール、他人を思いやる気持、社会性や協調性などを身に付けるために、地域でできる青少年のためのボランティア活動などに参加させることや、そのための企画が大切になります。

また、地域の大人がいかに関わるかも重要になります。特に、先の調査で若者の「お祭りや地域の行事等」への参加が比較的高いことから、地域における既存の行事等において、企画・運営から若者が主体となって活動できるようにするなど、若い世代が興味・関心を持てるよう工夫をしていくことが大切です。

(中高年世代の参加促進)

地域活動の担い手として、その中核の位置を占めるのが中高年世代です。男女共同参画の実現の観点からも、仕事を中心でどちらかという地域と関わりが薄い存在の中高年世代が集まり、仕事や趣味などを通して培ってきた豊富な知識や技術を地域活動に生かすことができれば、地域に与える効果は大きいものがあります。

しかし、実際には仕事の忙しさなどから地域活動に消極的になったり、地域に貢献したいと思っても、参加するきっかけをつかめないでいる人や、参加してもうまく馴染めないと感じている人もいます。

中高年世代が地域活動に参加するためには、「人の役に立ちたい」という積極的な意志と、何らかの「きっかけ」が必要になります。学校のPTA活動など子どもを仲介として参加できる機会や祭りなどは、自然に参加のきっかけをつかめますが、その機会に恵まれない人たちに対しては、地域活動の主催者が、誰でも参加できるよう企画を工夫するとともに、ミニコミ誌等により情報を確実に伝え、参加を呼びかける必要があります。また、既に地域に根ざして活動している住民や先輩中高年世代が中心になり、これから社会参加・社会貢献をしようとしている中高年世代を暖かく歓迎する雰囲気づくりが要請されます。

(障害者の参加促進)

地域における障害者の社会参加を活発にしていくことは、人に優しい地域社会の形成を図っていく上で、重要な意味を持っています。

そのためには、まず障害者自身が社会の一員であることを自覚し、社会参加意識を持つ必要があります。積極的に学習や地域活動に参加することが望まれます。その際、企画の段階から積極的に関わるのが大切であり、主催者側も、障害者を暖かく受け入れるための環境づくりに務める必要があります。

学習や地域活動に参加するに当たっては、障害のある人と障害のない人とがパートナーシップを保ちながら、主催者をはじめ親の会、雇用主、学校の同窓会組織、ボランティア団体・NPOなどが、障害者をサポートするシステムづくりも大切になります。

近年、本県では、障害者がNPOを立ち上げ、障害を持つ人たちが自立した生活を営んでいくために必要な事業を営むなど、障害者自身による社会参加活動の動きも見られます。

② 企業の参加促進

企業は地域の一員として大きな役割を担っています。企業は、その地域に居住する人と地域外から通勤する人とで構成されていますが、その地域において多くの時間を過ごしています。企業には地域の一員として地域の公益活動に参加し、社会貢献を果たすことが求められています。企業にとっても地元の理解と支援を得ることは重要です。住民がその企業を応援することは、企業にとってもメリットが生まれ、活力あるまちづくりにもつながります。本県では、既に様々な地域貢献活動や地域との交流を行っている企業がありますが、その活動を通して様々な効果が上がっていることを指摘しています。

企業が地域にできる支援は、寄付や活動助成などの資金、物品、サービス、マンパワー、専門技術、施設、備品など様々考えられます。まずは企業にとって無理なく現実にできることから進める必要があります。地域にとっては、地域に根付き継続して活動してもらうことが大事になります。また、企業は、従業員が自ら行う社会貢献活動に対して、積極的な支援を行うことも必要です。地域活動の活性化に寄与するとともに、企業にとってもメリットが生まれると考えられます。

③ 新しいネットワークの形成

地域活動を行う場合には、個人が対応するよりも共通の目的をもつ人が集まって活動した方が効果が大きいと言えます。新たなグループの結成や、現に活動している同種の団体やグループに加盟して活動する方法が推奨できます。もちろん今まで地域の生活や文化を支えてきた既存の団体や組織の活動を継続維持していかなければならないのは言うまでもありません。

今後はそれに加えて、それぞれの地域における課題を明確にした上で、新しく台頭するグループ等と問題解決や課題達成のためのネットワークをつくり出すことが大切になります。例えば、地域のある課題に対して、既存の組織とボランティア団体、NPO、企業などが連携を図って取り組むことなどが考えられます。全国的にも、問題解決や課題達成を目指して始まった住民の学習活動・自主的活動が、「地縁」を超えたネットワークづくりにつながっている事例も見られるようになってきています。

このように必ずしも「地縁」にこだわらない、子育てや地域の環境問題といった共通する問題（テーマ）で結びつく「新しいネットワーク」づくりと、それをきっかけとした「新しい形の地域コミュニティ」づくりを図る必要があります。そのためには、行政も住民に情報を提供したり、参加を呼びかけたり、持続的な活動を続けられるように団体やサークルなどの育成を図ったりするなど、大きな視野でコーディネート役を果たす必要があります。また、公共性の高い活動を行っている団体等のネットワーク形成に対しては、場所を提供するなどの便宜を図ることが大切になります。

(3) ボランティア活動への参加促進

ボランティア活動は、個人の自由意志に基づく活動ですが、単に社会に貢献する活動にのみとどまらず、多くの人と知り合いになることができたり、生きがいを見つけるきっかけとなる

など、自己実現につながる機会にもなります。一方、様々な社会的課題が発生するなかで、課題を解決し地域を活性化していく上でも、それに取り組む住民参加のボランティア活動への期待が高まっています。

ボランティア活動に参加する人にとっては、その活動のための知識・技術等の習得のための学習が必要になったり、また活動を通して、さらに次の学習が必要になったりします。ボランティア活動に参加することが、学びのサイクルを生み出し、幅広い能力を高めることにつながると言えます。まさに、ボランティア活動そのものが生涯学習の一形態であり、その意味でボランティア活動は、豊かな人生を築くためのキャリアアップと捉えることができます。

子どもから高齢者まですべての人々が、それぞれその立場や能力に応じてボランティア活動に参加することが重要です。例えば、子どもの「生きる力」をはぐくむことや、「地域の教育力」を高めること、また、高齢社会への対応や、豊かで潤いのある地域を形成するために欠かせないものになっています。多くの人がボランティア活動に参加するためには、ボランティア活動とこれに伴う学習活動を一体のものとして捉え、誰もが参加できる雰囲気醸成するとともに、参加しようとする人も積極的に生涯学習の成果を生かそうとする意識を持つことが大切です。

① 職業上のキャリアアップの成果を生かす

第2章で取り上げた、社会人がキャリアアップを通して身に付けた職業上の知識・技術・能力・資格等を、ボランティア活動に生かすことは、活動自体にとって大きな力となります。

活動者自身がボランティア活動に気軽に参加するきっかけになるのは、自らの職業能力等が生かされる雰囲気が醸成されていることや、自らがその活動にとって必要な存在であるという認識を持つことにもあると考えられます。専門的な知識・技能等をその分野の活動に提供することは、新たな学習を始めるより精神的な負担感も少ないはずです。ボランティア活動に参加しようとする人が、活動分野を探する場合、自らの職業能力等を生かす視点で選択することも十分考えられることから、活動主体であるボランティア団体が求めている人材の情報を発信することも重要です。

② NPOへの進展

ボランティア団体・グループの中には、ボランティア活動を継続的に行っていくために、専任の職員や必要な施設、設備、ノウハウ等を備えたNPOへと進展していく場合があります。

ボランティア団体・グループの任意の活動だけでは、目標の実現が困難な場合もあります。例えば、24時間の介護支援や電話相談に応じるためには、専任のスタッフを置くことが必要であり、一定の設備やノウハウを備えなければなりません。NPOに進展することにより、このような社会的サービスを地域に安定して継続的に提供することができます。

現在、NPOの中には、起業化支援・技術教育支援などの団体もあり、専門的な技術を習得することで新しい職を得られる道を開いたり、NPOそのものが雇用の受け皿になるなど、地域に新たな雇用を創出する可能性を持っているものもあります。

ボランティア団体が継続的な社会参加活動をするためには、NPOへの進展が図られるこ

とも選択肢の一つになります。

(4) 県、市町村に期待される役割 ～社会参加活動への支援～

① ボランティア団体・NPO等との協働の促進

県は、豊かな地域を共につくるために、従来から地域で活動する組織・団体のほか企業やボランティア団体・NPO等が、主体的に取り組む必要があることや、行政と「協働」して取り組む意義を、県民に広く理解してもらうとともに、具体的な取り組みが進みやすいよう環境を整えていく必要があります。

そのためには、まず県職員が、地域を様々な機関と共につくる意識を持つとともに職員自らが活動することも重要です。特に近年活発に展開しつつある個人のボランティア活動、ボランティア団体・NPO等の活動への理解を、研修や実践などを通して深めることが大切であり、関係諸団体の自主性、自立性などの特性を尊重するとともに、対等な立場で「協働」していく姿勢が求められます。

また、個人のボランティア活動、ボランティア団体・NPO等の活動と身近に接する機会が多い市町村においても、それらの活動に対する理解と連携が一層必要になります。特に、諸活動の現状把握に努めるとともに、関係諸団体と対等の立場に立って定期的に情報交換を行うなど、地域の様々な課題に「協働」して取り組んでいくことが期待されます。

② 住民への学習機会の提供・充実

多くの住民に社会参加活動への参加を促すためには、地域に存在する公民館等の社会教育施設が中心になり、ボランティア団体・NPOなどのほか町内会等の既存団体、学校、企業等と連携して、地域の特性に適した学習機会を提供する必要があります。

その際住民が興味・関心を持って参加できるような学習プログラムが重要であり、住民が最も身近に感じている地域課題等を積極的に取り上げ、講座型の受け身の学習ではなく、問題解決型の学習方法を取り入れるなど、住民が参加してよかったと思う学習機会にする必要があります。

また、県社会教育委員の会議の調査によると、多くの住民が公民館に対して「活動に結びつく講座」を要望していることから、講座等の開設に当たっては、企画段階から住民の意見・要望を取り入れ、一緒になって検討していく必要があります。

ボランティア活動に関する学習機会については、専門的な知識・技術・技能等も求められるようになってきていることから、行政のみでは対応できない場合もあります。専門的な分野については、行政が、高等教育機関やボランティア団体・NPO等と連携を図りながら学習機会を提供するなど、住民の視点に立った支援が望まれます。

③ 活動場所の提供

最近では、公共施設の整備が進んできており、公民館、コミュニティセンター、集会所、体育館等が利用され、また、学校や企業においても会議室等の開放を行うなど活動拠点の広がりが見られます。

県及び市町村においては、積極的に県の社会教育施設や、市町村の公民館等の社会教育施設を地域活動やボランティア活動の場所として提供する必要があります。その際、変化、発展する住民や団体のニーズを把握し、施設の使用目的の弾力化等により、施設の効率的運営を図るとともに、活動内容が従前の施設利用に例のないものであっても、広い意味での行政目的にかなうものであれば、柔軟に対応するなどの配慮が必要です。

④ 情報提供システムの整備

(情報提供の内容)

地域活動やボランティア活動に参加しようとする人、又は現に活動している人や団体等が求める情報内容は、(1)利用できる施設や制度についての情報、(2)活動している人たちやリーダー等に関する人的な情報や活動の運営方法等の情報、に大別できます。

現在提供されている情報内容は、(1)に関する情報が多く、(2)に関する情報はあまり提供されていないため、提供すべき情報内容についての見直しが必要になります。

(情報提供の方式)

本県においては、行政が提供する広報紙、ポスター、パンフレット等の比重が高く、即応性や多様性の面では十分とは言えません。このため、新たな方式を考える場合、情報を欲する人に対してのみ即時に適正な情報を提供する方式(問い合わせ型)、及び行政が情報を収集するのではなく、活動に参加している人の自発的な提供による方式(参加型)を検討する必要があります。

最近、情報量の多さと受け手の利便性により、全国的にもインターネットによる情報提供が主流になりつつあります。今後は、県民が、地域の活性化やネットワークづくりに生かしていくための「情報リテラシー」を身に付ける必要があります。行政はそのための研修の機会を充実させるなど、情報リテラシーの向上を目指した一層の取り組みが求められます。

(窓口の一元化)

県民の社会参加活動を活発にするためには、情報を提供するための一元化された機関が必要です。

現在、県内各地域の活動団体・サークル及び指導者人材については、県総合社会教育センターに登録されており、『青森県学習情報提供サービス』で情報を検索できるようになっています。また、県社会福祉協議会が運営する『青森県ボランティアセンター』では主に福祉ボランティアに関する情報提供を行っています。

しかし、活動の当事者にとっては、必要とする情報がどこに行けば入手できるのかわからない場合が多いため、総合的な窓口を設け相談に応じるなど、窓口を一元化し、必要な情報の所在場所を明確にすることが望まれます。今後、情報提供機関が横のネットワーク化を図り一体となって取り組む必要があります。

⑤ 指導者人材等の養成

今後、社会参加活動を活性化していくためには、そのリーダーとしての人材、特に地域の実情に精通した担い手や各分野においてきめ細かい実務、技術に精通した人材の養成を図ることが大切になります。

現在は、社会福祉協議会や県の社会教育施設において、指導者養成のための講座が開設されていますが、将来的には、行政が主導的な役割を果たすのではなく、ボランティア団体やNPO等が自主的にその役割を果たすことが期待されます。

一方、様々な個人や団体との橋渡しやネットワーク形成のためには専門的な知識を有するボランティアコーディネーターの養成に力を入れる必要があります。現在、県総合社会教育センターでは、青少年を対象とした体験活動ボランティアコーディネーターの育成のための講座が開設されていますが、各活動分野においてコーディネートができるようになるためには、幅広い知識やノウハウが必要であり、行政ばかりではなく、NPOや高等教育機関等と連携した取り組みが求められます。

おわりに

現代社会における青少年問題の多くは、大人社会を投影していると言えます。大人自身が、自分たちの問題と考え、子育てや家庭教育に真剣に取り組むとともに、地域社会と連携しながら従来の社会の仕組みを適切に変革することによって、解決していかなければなりません。

親や大人が仕事、学習、地域の様々な課題に積極的に取り組むためにも、様々な面でキャリアアップすることは、自らのキャリアを豊かにするばかりでなく、子どもたちにも学習の必要性やたくましい生き方を示すことにもつながります。

また、変化の激しい社会にあって、若者から高齢者まで新しい生き方や働き方が求められています。私たちはこれらの変化に対応しながら、徐々に他者依存から自助努力への転換を目指す必要があります。特に、本県の青少年に対しては、将来に向けて自分の人生をどう築いていくかといった視点を持たせることが重要であり、早い段階から生き方の中に職業や仕事をしっかり位置づける「キャリア教育」を充実することが大切になります。

さらに、様々なキャリアを持った人や組織が、地域活動やボランティア活動などに取り組むことによって、自ら住む地域を、より豊かな地域として共に創造していくことが求められています。生涯学習の成果を、主体的に社会参加活動に生かそうという県民の意識を大切にするためにも、行政がこれらの活動を様々な面から支援することが必要になります。

本提言が、これからの本県における生涯学習の一層の発展のために、関係諸機関によって活用されていくことを強く願う次第です。

○ 県民一人一人の生涯学習を支援する「学びの環境づくり」

いばらきECAPPE（えかっぺ）プラン

いばらきEducational and Cultural Action Program with Participatory Exercises
参画と連携を生かした、いばらき生涯学習実践プログラム

（報告 平成16年6月 茨城県生涯学習審議会）

はじめに

「いばらきECAPPE（えかっぺ）プラン」は、茨城県にさまざまな生涯学習の動きを芽生えさせ、育て、広げるために、第6期茨城県生涯学習審議会が取りまとめた、生涯学習の環境づくりのためのプロモーション・シナリオ（推進計画）（案）です。県民一人一人の自主的な意識と活動をベースに、「一人一人が身近なところから学習を始める。→学びの仲間と交流し磨きあう。→生涯学習の成果を地域づくりの中に生かす。→地域が新たな生涯学習の芽を育てる。→活動の広がりが新たな学習者を増やす。」というステップアップ・サイクルを構築することにより、スパイラル（螺旋形）に高まり、広がる自律的・連携的な生涯学習環境の形成を目指します。発見・交流・実践という3つのプログラムを想定し、それぞれにステップを設定することにより、分かりやすく魅力的な生涯学習が展開し、定着するように工夫しています。

本報告書では、第1章で本県の現状と課題について取り上げ、第2章では、現状と課題をふまえて、本県の生涯学習推進のためのステップアッププランとして前述の「いばらきECAPPEプラン」を、第3章では、本県が目指す生涯学習のビジョンを提案します。

今後、この報告を、県及び各市町村において、自主的、自発的に学ぶことのできる生涯学習の環境整備、つまり「学びの環境づくり」のために、参考にしていただけるよう期待します。

第1章 現状と課題《生涯学習のためのより豊かな風土づくりを目指して》

1 リピーター、女性、高齢者が多い一本県の生涯学習の問題点

現在、本県では、相当数の県民が、生涯学習を実践しています。しかし、次のような問題があることも事実です。

第1の問題は、一人でいろいろな学習に参加しているいわゆるリピーターは多いけれども、学習に参加している実人員が必ずしも多いとは言えないことです。したがって、ここから学習参加者の実人数を増やし、茨城の生涯学習の裾野を広げることが極めて大事な課題となります。

第2の問題は、本県では、いわゆる講座・学級で学習している人は、女性と高齢者が多く、偏りが見られることです。つまり、年代別に見れば若い人が、性別で見ると男性が少ないことです。もちろん、生涯学習で言う「学習」とは、決して机の前に座ってするいわゆる「勉強」だけを意味しません。みんなで楽しむスポーツやレクリエーション活動も、生涯学習です。あるいは、まちづくりの運動も、地域おこしの活動も、ボランティア活動も、それが地域の発展に役立ったり、県民一人一人の自己啓発につながっている限りでは、生涯学習と言えます。その観点に立てば、

本県には、若い人や男性でさまざまな地域活動やボランティア活動に汗をかいている人が大勢いますから、本県の生涯学習参加者はもっと多いと言うこともできます。とは言え、講座・学級等に限って言えば、前途のように女性と高齢者が多いことも事実です。

これは、本県に限ったことではなく、全国共通の現象なのですが、生涯学習の先進県をめざす本県としては、これを乗り越え、老いも若きも、女性も男性も、また、さまざまな職業の人々みんなが学習する県になるよう努力すべきだと思います。

第3の問題は、本県の生涯学習において提供されている学習機会を見ると、趣味・教養に関連する学習が多いことです。これ自体が問題だというわけではありません。しかし、これからの生涯学習では、変動する時代と社会をたくましく充実感を持って生きていけるような力を育てたり、私たちが生活している地域社会にもっと目を向け、安全・安心ですみよい地域づくりを図っていくことが期待されています。このことから例えば、「現代的課題」などについても、積極的に取り上げていくことが、ますます求められるようになってきています。

例えば、霞ヶ浦や北浦をはじめとして、多くの湖沼や河川を持つ本県では、美しい環境を守り育てることが期待されていますし、深刻化する交通問題の解決を図ることも必要です。さらに、高齢化社会における福祉についても、緊急の課題です。

また、県南部から県西部にかけては都市化が進む一方で、県中部では特に市街地の空洞化が深刻化し、また、県北部では過疎化が進む等さまざまな問題が生じています。ここでも地域に希望と活力を生み出す地域づくりや、ボランティア活動の組織化が進んでいますが、大事なことは、住民の自主的な生涯学習が仲立ちになっていることです。

以上のように、これからの生涯学習においては、趣味・教養に限らず、環境や福祉をはじめとする、さまざまな現代的課題に対応する学習も重要であると言えます。

2 「生涯学習」の意味をより分かりやすくするーそれは「勉強」ではない

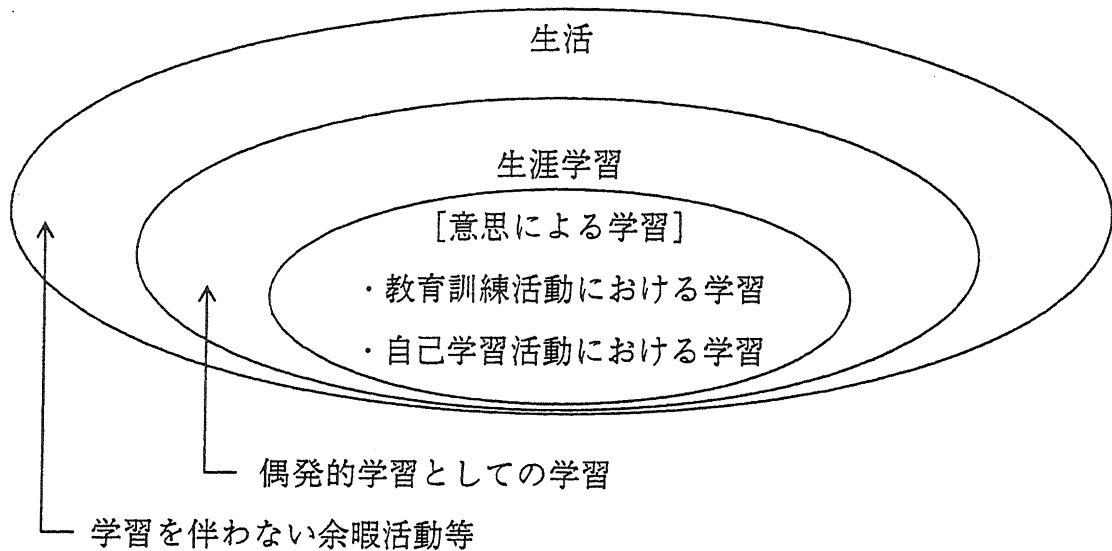
上述したように、本県の生涯学習の重要な課題の一つは、学習に参加する人々の裾野を広げることです。

そのためには、どうすればよいのでしょうか。問題の一つは、「生涯学習」という言葉の意味が硬いことです。生涯学習には、相変わらず「勉強」というイメージがまとりついていることから、もっと私たちの身近な言葉に置き換えてみる必要があります。

つまり、生涯学習イコール勉強というイメージでは、生涯学習の裾野は広がらないということです。生涯学習とは、人生単位での学習のリターンマッチだとするとらえ方があります。学校の勉強と同じ意味、同じやり方の学習では、生涯学習の輪は広がりません。

3 地域と生活の中に「学び」を見だし、「学び」が地域と生活を豊かにする時代へ

これからの生涯学習は、学びイコール生活という考え方に立ちます。学びイコール生活には以下のようないくつかの大事な意味が込められています。



※生涯学習を意識することで 学び=生活 という考え方が成り立つ

(1) 生活の中に「学び」がある

一つは、私たち県民一人一人の生活の中に、豊かな「学び」があることを発見することです。ここで、生活の中に「学び」を発見することとは、もちろん毎日毎日何かを勉強するという意味ではありません。私たちが地域の中で物をつくったり、売ったり、買ったり、消費したり、世話したり、集まったり、楽しんだり、といった日常的な営みの中で、私たちが培っているさまざまな技、工夫、磨き合い、気づきや発見、支え合い等は、それ自体が豊かな「学び」なのです。したがって、誰もが、日々の生活の中で、すでに「学び続けている」、あるいは「学び続ける可能性を持っている」と言えます。

(2) 「学び」が地域と生活を豊かにする

一方、「学び」は、地域と生活を深め、高め、そして豊かにします。例えば、すべて本県産の原材料で作った新酒「ピュア茨城」は、参加した人々の学びの産物と言えます。「地産地消」を進める「うまいもどころ食彩運動」もその一つです。また、少子高齢化が進む地域では、「自助」と「共助」と「公助」が最適にミックスした地域ネットワークづくりが必要です。例えば、鹿島郡大洋村の健康づくり運動のように、住民一人一人の「自助」の能力を高める動きも活発になってきていますし、日立市塙山地区に見られるように、みんなが学習しながら「共助」の地域づくりを目指す運動も各地で繰り広げられるようになってきています。

(3) 誰にとっても「学び」は身近なところにある

このことを言い換えれば、生涯学習は県民の誰にとっても近いものだという事です。誰もが、知らず知らずのうちに学んでいると言ってもよいのです。私たちは、生涯学習を通して、日常生活の中で毎日何気なくやっている「学び」に改めて磨きをかけることができるのです。

繰り返しになりますが、本県の生涯学習の重要な課題は、参加者の裾野をより広げることです。しかし、自分では学習と縁のない生活を送っていると思いついでいる人も、実は、生涯学

習を実践している人であり、あるいはもう少しで学習参加者と言える人でもあるのです。つまり、学習に全く無関心な人、あるいは無関係な人というのはごく少ないはずなのです。「自分は生涯学習に関係ない」と思い込んでいる人々に、実はすでに生活の中で学習をしているのだということを気付かせ、それをさらに発展するように働き掛けることが大切なのです。

4 生涯学習で「新しい公共意識」を育てることが求められる

1でも述べたように、本県の今後の生涯学習は、趣味・教養型の学習にとどまらず、より現代社会が必要としているさまざまな課題についての学習を必要としています。

ますます社会の流動化が進むことにより、私たち県民には、困難な時代と社会を生き抜くための学習、社会にあって積極的に自分の可能性を高めるための学習（「自己投資型」生涯学習）が一層必要になってきています。例えば、職業能力の開発のための学習などは、今後さらに重要になるはずですが、また、情報化や国際化が進み、多様な価値観や生き方が併存する社会では、ややもすると住民同士の結びつきは弱まり、ことによると、誰もが勝手し放題の地域社会になりかねません。そこで、例えば少子高齢化が一層進んでいる地域では、高齢者が生きがいをもって地域社会の役に立ちながら充実した人生を送るためにも、また、子育て支援をはじめとする地域の教育力の充実を図るためにも、学び合いによる生きがいづくりが求められています。それは、住民が知恵と力と時間を出し合いながら、「自助」と「共助」と「公助」がうまくミックスした安心できる介護システムをつくり上げることを可能にします。このように生涯学習は、地域住民を結び付ける新たな役割を持っています。私たちは、いわば生涯学習に参加することを通して、「新しい公共意識」を身につけることが求められていると言えます。

5 学校教育は生涯学習の基盤づくり

生涯学習において、学校教育は、どのような役割を持っているのでしょうか。端的に言えば、学校教育は「学び」の基盤づくり、基礎づくりの面で重要な役割を担っています。したがって、次のようなことが期待されます。

第1は、学校教育は、児童生徒を生涯学習者として育てることです。つまり、生涯学び続けるのに必要な基礎的な学力と、学習の態度や方法を身につけさせることです。

第2は、学校自身を生涯学習の機関として積極的に位置付け、その役割を担えるように、学校開放等の事業を積極的に推進することです。大学・短大等の高等教育機関はもとより、小中学校や高等学校なども、これからは施設や設備などの物的資源として、また、専門性を生かした人的資源として、積極的に豊かな教育資源の開放に努めることが必要になります。その場合、行政の役割は、学校開放を推進するための環境づくりに努力することです。

第3は、教師自身が、生涯学習者として自己啓発し続けるということです。「学び」に対する子どもの興味・関心を高める創造的で優れた指導をしている教師は、常に自分自身が学び続けているものです。

6 強まるボランティアと学習の結びつき

これからの生涯学習は、実践して学び、学んでは実践するといったサイクルの中で展開するこ

とを目指します。学んだ成果を地域で発表したり、地域の問題解決や地域づくりに役立てたりする生涯学習を、私たちは積極的に推進する必要があります。学習の成果を、例えば地域づくりボランティアに生かすことで、学びはより深くより広くなります。その意味でも、これからの本県の生涯学習では、ボランティアと学習をますます近づける必要があります。

第2章 いばらきECAPPE（えかっぺ）プラン

(いばらき Educational and Cultural Action Program with Participatory Exercises)

参画と連携を生かした、いばらき生涯学習実践プログラム

ー茨城スタイルの生涯学習の風土を育てる生涯学習ステップアッププランの推進ー

I 発見プログラム

〈発見ステップ 1〉：茨城らしさにあふれた“生涯学習のかたち”の構築

肩肘を張らず、「日々の生活の中に、楽しみと充実感を見出すこと」が生きがいを生む生涯学習の原点であるとする考え方を共有しながら、自律的・連携的に学びの輪を広げていく、茨城らしさにあふれた生涯学習のかたち、「ECAPPEセオリー」を構築します。

- 生涯学習の意味と必要性を心から実感（センシング）できなければ、学習意欲は芽吹きません。「学習＝教育と勉強の強制」、あるいは「生涯学習は高齢者のためのもの」というような既成概念をとりはらい、「それぞれが自己に備わった個性を磨き、社会との関わりを強め合うこと」、「日常生活の中に楽しみを見だし、充実させること」が生きがいを生む、とする生涯学習の原点を楽しく理解・共有できる「ECAPPEオリエンテーション・プログラム」をつくります。
- 構造化された一つ概念やプログラムに個人を合わせようとするのではなく、多彩な概念やプログラムの存在を許容し、それぞれが自己に合ったプログラムやグループを選択したり、新たなプログラムを作り合ったりするダイナミックな「自由レシピ（料理法）を選べる生涯学習の展開」を目指します。
- 一過的な消費型（フロー）学習だけに偏らず、積み上げ、充実させていく時間軸をもった「自己投資型（ストック）学習」にも焦点を当て、新たな生涯学習の広がり育てるための積極的な動機づけを行います。
- 県、市町村、地域コミュニティ、住民団体、個人など、さまざまなスケールで多様な生涯学習スタイルを描き出し、お互いに認め合い磨き合いながら学習環境を整備していく「相互交流プログラム」をつくります。

〈発見ステップ 2〉：マインドの育成

「与えられる教育」から「自ら求める学習」へと意識転換できるような「ECAPPEモチベーション・プログラム」を作ります。

- 「新たな一步を踏み出す」のではなく、一人一人が生きてきた経験や身につけてきた技を生かすことにより、「すでに学びの達人である」ということが実感できるようなプログラムを[ECAPPEモチベーション・プログラム]に盛り込みます。
- 身近な生活環境の中に潜在する「地域資源」を見だし、それを生かそうとする小さな行動を始めることにより、その成果が地域に役立つことが自己確認できるようなキッカケづくりのプログラムを[ECAPPEモチベーション・プログラム]に盛り込みます。
- 「グローバル（世界的）に考え、ローカル（地域的）に行動する」、あるいは「ローカルな行動が、グローバルな価値を創る」とするマインドを育て共有するプログラムを[ECAPPEモチベーション・プログラム]に盛り込みます。

〈発見ステップ 3〉：情報発信

口コミからブロードバンド（大容量データ・サービス）まで、あらゆるメディア（情報媒体）を最大限に活用して広報の輪を広げる[ECAPPEリレーション（関係づくり）・プログラム]をつくります。

- 「学習は縁遠いものではなく、それぞれの県民の間近にある」、「一人一人が人生や日常生活をより一層深く広く楽しもうとすることが生涯学習の始まりである」とする「ECAPPEセオリー」を、さまざまな機会、メディアを活用してPRしていきます。
- 生涯学習において、動く広告塔として活躍する「アタッシュェ・ド・プレス」のような人材（専任広報担当者）を育成します。
- 行政・企業・民間団体が行う講座等の情報を集中的に提供します。
- 情報が満遍なく伝わる情報網と方法の工夫を行います。
例えば、人同士のふれ合いによる口コミも、地域に適合した情報手段として活用します。
- 場所、時間の制約を超える情報手段として、インターネットの活用を図ります。
- 茨城県域デジタルテレビ放送の開始（平成16年10月）を好機ととらえ、茨城の生涯学習の広報に生かします。
- 学習の成果を地域づくりに生かしている具体的事例を積極的に評価し、情報発信します。
茨城県の発展と活性化を目指し、情報を県内外に発信します。

II 交流プログラム

〈交流ステップ 1〉：場づくり

「学びの環境」と「学びの仲間」をセットで整える仕組みをつくりま

- 「気楽に立ち寄れるサークルのようなもの」や「自由な発想で遊べる場」である「ECAPPEサロン」を各所につくりま
- 点在している活動拠点（NPO、住民、大学等）をネットワーク化する「ECAPPE協創の駅（プラットフォーム）」づくりを行います。
- 夜間の施設開放、図書館の開館時間の延長、学校の空き教室や運動施設の活用、公民館や公共の運動施設の開放等の規制緩和及び県立高等学校の社会人聴講生受け入れシステムの整備を進めます。施設の現状をどう利用するかという観点から見直しを行います。安全確保等の観点からそれを支える地域住民の協力体制づくりを進めます。
- 学習成果を発表する場を作り増やします。学校を地域の生涯学習センターとして活用するなど、発表や展示ができる場所を身近に確保できるようにします。
- 学校の総合的な学習の時間の成果の発表や展示に地域住民も参加し、参観できるように工夫します。
- 企業も学びの場としてとらえ、活用します。職場内セミナーの開催を通して、生涯学習への動機づけを行います。
- 住民の参画によるイベント等を開催します。
- 社会体験活動の機会を提供します。

〈交流ステップ 2〉：人の育成

学んだ人が、次の人を育てる人材循環の仕組みをつくりま

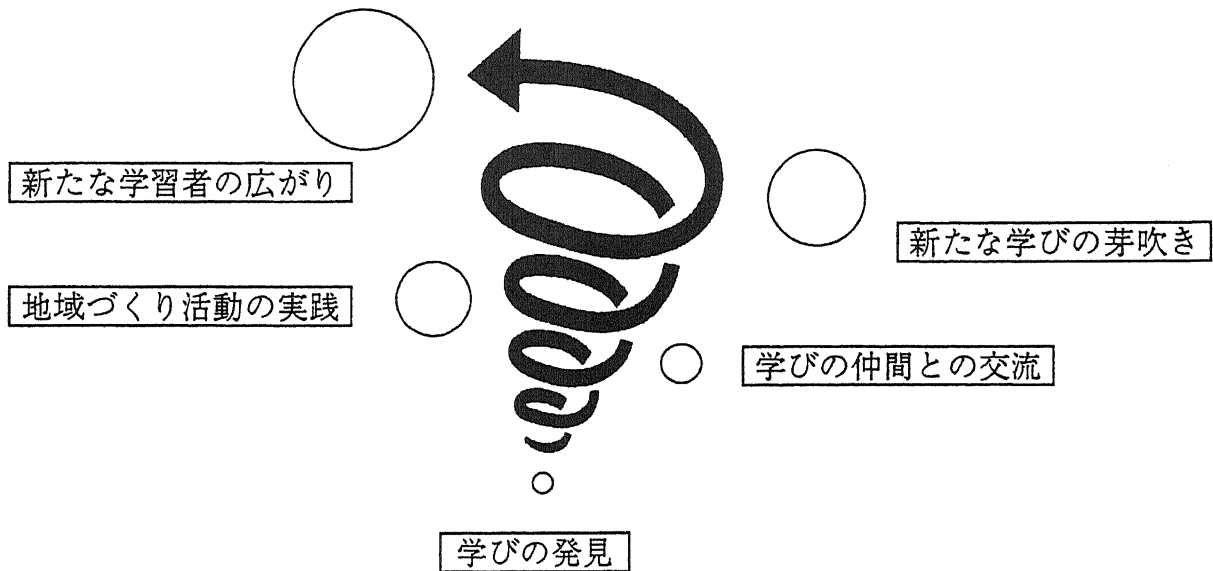
- 自律的学習者を育て、参加者を徐々に増やし広げる方策を実施します。
- 生涯学習に求められるリテラシー（読み書き能力や表現力）を高めるための人材育成と派遣を行います。—メディアで学ぶ／メディアを学ぶ／メディアで表現する自分づくり—
- 講座に来ている人が学び続けられるよう、交流のきっかけをつくりま
- 一つ一つの交流の場をまとめる新しい「リーダー（指導者）」と、問題の相談にのったり、アドバイスをしたり、講師になったりできる「ECAPPEコーディネーター（調整役）」を養成します。さらに、横断的に企画しプログラム運営を行い、地域ごとの必要性や行政と民間の棲み分けなども調整できる「ECAPPE地域総合プロデューサー（まとめ役）」の養成及び相互交流を図ります。
- 総合的な学習の時間を担う人材（噛み砕いて児童生徒に教えられる人）を育てま

ィア」を養成します。

- 生涯学習の基礎づくりの場としての学校に着目して、学校・教師を生涯学習に生かします。
- 専門の指導者、グループリーダー、プログラマー（プログラム作成者）、コーディネーター、行政職員等の指導者の概念を整理し、その養成及び研修の充実を図ります。

〈交流ステップ 3〉：交流プログラム・システムの整備

地域・交流をキーワードに、スパイラル（螺旋型）で高める「E C A P P E交流プログラム」をつくります。



- 子どもたちのために、人と関わることの楽しさを実感させるメニューを盛り込みます。
- 大人と子どもがいっしょに学べる「E C A P P E子ども文化クラブ」等世代間交流を活発に行い、学びの仲間づくりを広げます。
- 地域住民に活力を与える生涯学習の在り方を見つけます。（男性を元気づける生涯学習、さらに女性の力を引き出す生涯学習を推進します。）
- 生涯学習講座の中に人間関係が築ける時間を作り、講座後のつながりが生きるように工夫します。また、講座において学んだことをどう生かせるかを考え、語り合う時間を作ります。
- 企業、行政、民間団体のネットワークを確立します。ネットワーク作りを通して、実体験や社会性を積み上げていけるようにします。
 - ・生涯学習社会づくりに参加する企業の育成を行います。従業員の学びの蓄積を社会貢献に生かす企業から人材派遣を求め、講演、催し物の準備等、地域活動やボランティア活動に対する社員の意識付けを行います。
 - ・NPOを活用し、横つなぎのネットワークをつくります。
 - ・行政以外の力を伸ばせるようなネットワークづくりを行います。
- コミュニティビジネス（地域活動のビジネス化）につながるような流れ、地域や生活の質

が高まる相乗効果を持つプログラムを企画します。

- 住民の元気を引き出す生涯学習を考えます。(まちづくりでの共通目標)
- 伝統工芸や伝統芸能を地域でフォローし、交流を通してつなげていくネットワークをつくれます。
- 学習の成果を確かなものにするための記録づくりとして、リレー方式で、全市町村が参加し、生涯学習の成果を発表し、評価し合い、ストックする仕掛けを作ります。
- ITを活用して、個々に人がつながるような先導的なモデルをつくれます。
- 行政（公民館等）が社会的課題を取り上げられるよう、参加人数など単なる数量によらない評価を考えます。
- リカレント教育（学校教育と社会教育を循環させる仕組み）、リフレッシュ教育（やる気を回復させるしくみ）、オープンユニバーシティ（大学の公開授業）等を推進、充実させていくことにより、生涯学習の底力を育てます。（職業へとつなげる。）

Ⅲ 実践プログラム

〈実践ステップ 1〉：運動体の形成

「住民主導＋産・学・官連携」という形をもった純いばらき方式の生涯学習の運動体として、「ECAPPE県民運動」を興し、育成します。

- 住民を主体にした、行政・企業・教育機関の協調と連携体制を構築します。
- 「家庭」、「職場」、「社会」－「3つの学びの顔を持つ県民」運動を行います。

〈実践ステップ 2〉：地域づくりと連携

学ぶことと暮らすことを一体化し、社会貢献を生きがいにつなげます。

- 地域に根ざした隠れた人材を発掘します。
- 茨城県特有の地域性を出す工夫をします。（方言、文化、歴史、伝統等地域づくりの財産と位置付ける。）
- 地域での関わりを生かし、企業と地域の双方にとってプラスになる活動を行います。
- 地域にあるもの（自然的、文化・歴史・伝統的、人的、物的資産）を尊重し、有効活用します。地域の個性を育て、認め合う環境をつくれます。
- 「いばらき地域丸ごと博物館構想」（例）として、既存の環境と資源を生かし、生涯学習を推進するしかけをつくれます。
- 学び続ける人を評価する地域づくりを行います。
- 新しい発想で、住民主導型のプログラムを実施し、地域活性化につなげていきます。
- 郷土愛を生涯学習の一部にとらえ、人づくり、人を愛することや人権、社会貢献等につなげます。

- 生涯学習で、新しいモノづくり（特産物の商品化、名物・名産の再生など）、新しいコトづくり（祭りづくりなど）を行います。

第3章 茨城県がめざす生涯学習のビジョン

以上のような生涯学習推進のためのステップアッププラン（「いばらきE C A P P Eプラン」）によって、これからの茨城県民の生活と地域の姿は大きく変化します。それは次のように言い表すことができます。

1 生涯学習が誰にも身近になり、生涯学習により人と地域が育ち続ける県

- (1) 学びの場を〈学校〉から〈家庭・職場・社会〉に広げる豊かな「学び」の顔をもつ県民の育成

これからの茨城県の生涯学習の大きな目的は、家庭・職場・社会という3つの〈場〉での学びの顔をもつ県民を育てることです。これにより、茨城県の生涯学習は、これまでのような学習はもっぱら「学校」であるものという狭い考え方を乗り越えます。どんな時にも学び続ける県民、生活のあらゆる場で学び続ける県民が、確実に育つはずです。

- (2) 県民の生涯学習を支援する豊かな「学びの環境づくり」の推進

これからの茨城県全体の生涯学習を特色づけるのは、「住民主導」という考え方です。これには2つの意味があります。

第1の意味は、かつての住民の学習に見られたような、行政が呼びかけて住民を集める学習ではなく、何をどのように学ぶかは、すべて住民が自主的に決定する「自己決定学習」だということです。このことから、これからは住民一人一人が自分で生涯学習を進めていけるように、学習情報の提供、学習ツール獲得の指導、新しいタイプの指導者の養成と配置等、さまざまな援助や支援を必要とします。

第2の意味は、文字どおり「住民主導」という意味です。生涯学習においては、何もかも行政がお膳立てしてくれるものという考え方を捨てることが求められています。住民が、自分たちで企画して行政に働き掛けたり、「住民と大学」、「住民と企業」等の組み合わせで事業を企画する等、積極的に活動していくという意味です。このためには、行政は、住民のネットワークづくりを積極的に支援していくことが必要になります。

- (3) 生涯学習の成果が地域に還元されることによる元気な地域づくり

生涯学習では、県民一人一人が自己実現を目指します。そして、学んでは地域づくりに生かし、それが次の学習のエネルギーや刺激になるというように、学習と地域づくりの間に効果的なサイクルを生み出します。住民同士の「学び合い、教え合い」の活動の成果は、徐々に地域づくりに生かされます。これは、必ず本県の地域に元気と活力を生み出します。

2 生涯学習を通して、地域が磨かれ、生活と社会の質が高まる県

(1) 地域に豊かな考え方を生む生涯学習と、活力を生む生涯学習が共鳴し合う学習環境の定着

物の動きには、「ストック」(蓄積)と「フロー」(交流)があります。これを本県の生涯学習に当てはめて考えてみると、学習にも、ストック型とフロー型があると言えます。ストック型の学習とは、一定の学習内容を頑張って学ぶこと、つまり研鑽を意味する学習ですから、学んだ人は、達成感、充実感、あるいは社会や人生や生き方についての豊かな考え方を身に付けることができます。一方、フロー型の学習とは、住民みんなが一緒になって何か共通の目標や課題に取り組み、その過程でさまざまな交流が生み出されること、あるいは一人一人の学習の成果を出し合い、発見し合い、楽しみ合うこと、つまり蓄積したものを「交流」させること、「流通」させることですから、動きが生まれ、地域に元気がつくり出されます。これからは、このふたつのタイプの生涯学習を、うめく掛け合わせることが大切です。

(2) 県内の各地域が「学びの風土」をつくり合う時代

ストック型の生涯学習とフロー型の生涯学習を掛け合わせると言っても、それぞれの地域で、微妙に重点の置き方は違ってきます。逆に、そこに地域ごとの生涯学習の特色が生み出されてきます。それが、地域ごとの生涯学習の特色、つまり「学びの風土」となります。

「学びの風土」と聞いても、すぐにはピンとこないかもしれません。しかし、私たちの地域は、気候、言語や文化、生活習慣や習俗、物事の考え方などさまざまな面で、地域それぞれの特色、持ち味を持っています。それが、風土です。これから生涯学習が活発になるにしたがい、地域が、それぞれの「学びの風土」をつくり、それを互いに認め合う時代に入ります。

これからの県内の各地区では、生涯学習の成果は、一人一人の住民の生き方や考え方を变えるだけでなく、市町村ごとの、地域ごとの全体としての生き方や考え方の特徴づくりにもつながることになります。それが、地域の「学びの風土」づくりであり、「学びの環境づくり」となるのです。

○ 「地域全体で『元気なひろしまっ子』を育む環境づくり」

(建議 平成16年11月 広島県生涯学習審議会)

1 はじめに（建議のねらい等）

すべての教育の出発点は家庭教育であり、基本的な生活習慣・生活能力、倫理観、自制心や自立心など、人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われるといわれている。

最近、県内各地での不審者の出没、子どもたちの安全を脅かす事件の多発、問題行動の深刻化、児童虐待の増加など、子どもをめぐる様々な問題が浮き彫りになっており、その背景の一つとして家庭・地域の教育力の低下が指摘されている。また、子どもたちが安心して生活できる環境は、極めて憂慮すべき状況にある。

こうした中で、広島県教育委員会は、平成14年11月に本審議会からの答申「広島県における家庭の教育力を充実するための方策について」を受け、親が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習講座の充実や、父親の家庭教育への参加促進など、総合的な取組みを進めている。

一方、広島県教育委員会が実施した平成15年度の調査では、基本的な生活習慣の定着と「知・徳・体」の基礎・基本との間に相関関係があることが明らかになっている。

いま、子どもを見守り育てる地域づくりを進めることと、子どもたちの基本的な生活習慣を確立することが、広島県の緊急の課題である。

そのために、将来を担う心豊かでたくましい子どもたちを、地域のおとなたちとのつながりの中で育むことが求められており、県と市町村・民間がお互いの役割を果たしつつ、連携して取組みを進めることが必要である。

これからの状況を踏まえ、広島県生涯学習審議会は、「地域全体で『元気なひろしまっ子』を育む環境づくり」をここに建議する。

2 子どもを取り巻く現状

(1) 平成15年度の調査結果から見られる現状と課題

広島県教育委員会では、「新たな『教育県ひろしま』の創造」に向けて、「確かな学力」「豊かな心」「信頼される学校」を柱に取組みが進められている。

その取組みの中で、より確かな教育施策を推進するために、平成15年度において、「基礎・基本定着状況調査」、「体力・運動能力調査」及び「幼児教育調査」の3つが実施され、それらの結果から、次のことが明らかになった。

まず、公立小学校5年生と中学校2年生を対象とした「基礎・基本定着状況調査」によれば、毎日朝食を摂る子どもや睡眠を十分にとる子どもは、基礎学力がよく身につけている。また、読書習慣については、学年が上がるほど本を読まなくなるという結果がでている。

公立小学校5年生を対象とした「体力・運動能力調査」によれば、毎日朝食を摂る子どもや

1日の運動時間や野外で遊ぶ時間の長い子ども、睡眠を十分にとる子どもは体力・運動能力が高い。

幼稚園・保育所の教諭・保育士及び対象幼児の保護者を対象とした「幼児教育調査」では、朝食、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣が身に付いている幼児ほど、規範意識が身に付いている傾向にあることがわかった。

これらのことから、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図ることと、「知・徳・体」の基礎・基本の確立には大きな関係があるということが分かった。

そこで、将来を担う子どもたちの「知・徳・体」の基礎・基本の確立を図ることを、学校や家庭のみならず社会全体で子どもの基本的な生活習慣づくりを目指すことによって進めていくことが必要である。

(2) 子どもにかかわる犯罪の状況と課題

広島県では、平成14年12月に『減らそう犯罪』ひろしま安全なまちづくり推進条例』を制定し、平成15年から3年間で犯罪を3割減少させる『減らそう犯罪』広島県民総ぐるみ運動』を展開している。

しかし、本県においても、不審者が児童生徒の登下校時などに出没し、猥褻行為を行う、連れ去ろうとするなどの事件が頻発しており、発生地域は県内各地に広がっている。

また、少年非行の面で、刑法犯で検挙・補導された少年は平成11年以降減少してきているものの、平成15年には、成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合が約40%を占めており、全国平均より高い水準で推移している。(参考5) 検挙・補導数においては、中学生が高校生を上回り、小学生の補導数が増えるなど、非行が低年齢化する傾向にある。

さらに、注目すべきことは、平成15年の刑法犯少年総数の約68%は、万引、自転車盗などの「初発型非行」であり、これらを犯す子どもたちは、万引を軽く見るなど、罪の意識が薄いという状況にある。このような罪の意識の希薄化が重大犯罪に結びついてしまう恐れもある。

子どもたちをめぐる非行等の問題については、家庭における保護者の教育が極めて重要で、自らの子どもは自らの責任で育てるという姿勢が強く求められている。また、それは学校や地域社会を含めた社会全体の責任でもある。

平成15年7月に公布・施行された「少子化対策基本法」においても、「子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供」及び「子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備する」ことが求められている。

全ての関係者がそれぞれの立場から、おとな自らの生活態度やモラル、しつけ、子育ての在り方を今一度見直す必要がある。

これらのことから、社会全体で、子どもたちの規範意識を高めることや、立ち直りを支援すること、子どもたちが安心して安全に活動することができる居場所をつくるのが緊急の課題である。

3 子どもの豊かな心を育む安全な環境づくりを推進する3つの視点

(1) 家庭における子どもの基本的な生活習慣づくり

将来を担う子どもたちの健やかな成長のためには、基本的な生活習慣の定着が重要である。

- ① 脳と身体のエネルギー源であり、生活や身体のリズムを整える「食事」
- ② 生涯にわたる体力づくりの基礎となり社会性を育てる「外遊び」
- ③ 考える力や思いやりの心を育てる「読書」

が、心と身体を育てる3本の柱であると考えます。

昔から言い伝えられ、だれもが重要であるとよく分かっていることであるが、この当たり前のことが必ずしもできていないのが実態といえる。

この基本的な生活習慣の定着のためには、地域全体が学校教育と連携しながら、家庭と子どもたちに働きかけていく、県民総ぐるみの取り組みが重要である。特に、医療や福祉関係、自治会等との連携が強く求められる。

(2) 地域における連帯感の醸成

かつては、三世代同居の家庭が多く、親以外のおとなが子どもに接し、社会全体で家庭教育を支えており、地域の人々のつながりも密接で、子どもを地域で見守り育てるなど、子育てを支えるしくみや環境があり、子どもたちも異年齢で触れ合う機会が多く、幼い子どもの世話をする場にも恵まれていた。

しかし、住環境の変化などの急速な都市化の進展や地域のつながりの希薄化が進み、子育てについて相談できる人がそばにいないことなどから、本県においても、平成13年に実施した「子育てに関する実態及び意識調査」によると、子どものしつけや育て方に何らかの不安を感じている親が約87%を占める状況である。

一方で、若い世代の親は近所の人との付き合いについて、約71%が日常的な会話はするがそれ以上の付き合いはしないとしている。今後、市町村合併や学校の統廃合など、地域コミュニティに大きな変化をもたらす時代的な流れがあるだけに、今こそ、おとなが子どもたちに積極的に関わり、地域のつながりを深め、子どもを見守り育てる地域を創っていくことが必要である。

(3) おとなの関わりの日常化

地域のおとなと子どもたちとのつながりが希薄になってきたため、お互いに声をかけあって安全を守ったり、子どもたちに社会のルールを教えたりすることは困難になってきている。

県が実施した「青少年実態調査」(平成11年)によると、「近所のおとなたちとどのようなつきあいがあるか」という問いに対して、男子高校生の約22%が「ほとんど顔も知らない」と回答しており、「顔はわかるがあいさつはしない」を合わせると、約45%にもなる。

これらのことから、地域の教育力の向上を図るためには、まず地域ぐるみであいさつ運動や声かけ運動をしたり、地域の行事や公民館活動に子どもを参加させたり、学校の授業に地域の人をゲストティーチャーに迎えたりするなど、子どもとおとなの交流の場を増やす取り組み

が必要である。

また、ボランティア活動やスポーツ活動等を通して、問題を抱える青少年の支援を行うなど、地域のおとなたちが子どもに関わる活動を積み重ねていき、お互いが声をかけられる関係づくりを行うことが重要である。

このような周囲とのかかわりの中で、子どもたちは「自分はここにいていいんだ」「自分もかけがいのない一人の人間なんだ」という思いを抱き、家庭や地域社会の中でよりよく生きようとする意欲を育むことができるものとする。

4 県民総ぐるみで「元気なひろしまっ子を育む」環境づくり － 5つのポイント・21の提言－

少子化・高齢化の流れの中で、“子どもが育む夢”、“親が子どもに託す夢”、“県民が描く夢”が実現できるような社会に向かって、5つのポイント・21の提言を行う。

I 「食べる」環境づくりへ

- (1) 「朝ごはんを大切にする」ことの重要性を、J Aなどの民間団体や関係部局の運動等（地産地消運動や食生活改善推進運動等）と連携しながら、県民への広報、啓発を推進する。
- (2) 食べ物や調理する人への感謝の気持ちを育み、食事のマナーを学ぶ機会を増やすことにより、食べ物の栄養について意識させたり、食べることにより生命が維持されることを学ばせる。
- (3) 季節の料理や伝統的な料理を大切にすることを育てるため、地域の行事や様々な機会におせちや七草粥などを作ったり食べる経験を持たせる。
- (4) 家庭は、子どもと一緒に調理したり食べたりするなど、食事を通しての語らいや触れ合いを大切に時間を増やす。

II 「遊ぶ」環境づくりへ

- (5) 学校・公民館・青少年教育施設や、子どもが自分の責任で自由に遊べる場所であるプレイパークやスポーツクラブ等の居場所・活動拠点を充実・拡大するとともに、子どもたちが友達と外遊びできる時間を確保する。
- (6) 子どもの基礎体力づくりと健全な成長にとって、外遊びや異年齢集団での遊び・冒険等が必要不可欠であることを、あらゆる機会や媒体を通じて広く啓発し、具体的な活動計画の作成を推進する。
- (7) 行政は、子どもの活動に関わる地域の人材を育てるため、子育てサークルを育成すると共に、青少年教育施設においてプレイリーダー等の青年ボランティアを積極的に養成・活用する。
- (8) 家庭は、テレビゲームをしない日を設けたり、わずかな時間でもテレビを消したりパソコンから離れたりして、家族と一緒に外で遊ぶなど、家庭にワンポイント・アクション（小さな実行を積み重ねること）を求める。

Ⅲ 「読む」環境づくりへ

- (9) 図書館情報のネットワーク化を推進し、情報提供システムの拡充を図るとともに、地域で多くの本との出会いができるよう図書館、公民館、図書室、学校図書館等の図書資料の充実・活用を図る。また、テーマを毎月変えながら本の紹介や展示を工夫するなどして、図書館等の利用の促進を図る。
- (10) 学校や公民館・図書館等は、読書を通じて得た感動体験を伝えたり、豊かな表現活動へと発展拡充させる取組みを推進する。
- (11) 行政は、読書活動の重要性について、学校・幼稚園・保育所等の指導者に認識させるとともに、子どもの読書活動ボランティアや教育関係団体などと連携して推薦図書を紹介するなど、あらゆる機会や媒体を通じて読書活動の大切さを広く啓発する。
- (12) 家庭では、本を通して子どもたちの話す力、表現する力を育むために、図書館に行く曜日を決めたり、わずかな時間でもテレビやパソコンを消して読書する時間を設け、読み聞かせをしたり、読んだ本について語り合うなどの時間をとる。
- (13) 本のリサイクル会を開くなど、読書環境の充実につながる活動を推進する。

Ⅳ 「安全で安心して活動ができる」環境づくりへ

- (14) 異年齢集団での豊かな体験の機会を提供するために、スポーツ活動や文化活動などの体験活動の場を設けるとともに、公民館や青少年教育施設等の活用を促進する。
また、地域のおとなは大学生等の青年、NPO団体とともに、登校時間のあいさつ運動や声かけ運動などの取組みを継続的に行うことで、地域のつながりを深めるとともに、子どもが安全に生活できる地域づくりを進める。
- (15) 幅広く子どもの居場所づくりを推進するため、行政はこれまでの協働団体（PTA、読書ボランティア、おやじの会等）に加え、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、保護司会連合会やNPO団体などと連携して県民総ぐるみの取組みとする。
- (16) 子どもたちの奉仕体験（清掃、農業、畜産、ボランティアなど）の場を充実させるために、学校や地域の活動、自然体験活動、ボランティア活動では地元の人材を積極的に活用する。
- (17) 子どもたちが情報社会に主体的に対応できる能力を身につけるために、保護者自身が情報モラルや有害情報対策を学ぶと共に、子どもがインターネットや携帯電話を利用することに対応して、ルールやマナー、危険からの自己防衛の仕方も併せて教える。

Ⅴ 「問題を抱える青少年を支援する」環境づくりへ

- (18) 万引きや自転車盗などの「初発型非行」が重大犯罪につながらないように、警察や学校、家庭、社会教育関係団体が連携して、子どもたちの規範意識を高めるとともに、声かけ運動などの取組みを継続して行う。
- (19) 少年の再犯を防止し立ち直りを支援するために、企業や学校、地域のボランティア団体、青少年育成団体、おやじの会等が協力して、体験活動やボランティア活動、音楽やスポーツ活動などが継続的にできる場を設定する。
また、就労するための学習機会の提供の場を構築する。

(20) 青少年の立ち直りを支援する活動や、子どもの居場所をつくる効果的な活動等を県内に広げていくために、多くの関係団体等が連携し、あらゆる機会や媒体を通じて、地域で青少年を見守り育てる環境づくりの取組みについて広報し、啓発する機会を増やす。

また、立ち直りを支援するための体験活動の場として、公民館や県立や市町村立の青少年教育施設等の活用を促進する。

(21) 行政は、関係部局や警察等との連携強化を図り、部局を越えた取組みの仕組みづくりを図る。

○ 生涯学習の進展における市民と行政の関わり

(建議 平成17年1月 埼玉県生涯学習審議会)

はじめに

人々の生涯学習の成果を市民生活と地域社会の発展のために生かすことは、時代の要請と考えられる。そのための環境づくりの基本は、市民の誰もが生涯学習の機会に恵まれることであり、そのことについては第5期生涯学習審議会の建議の中で、「生涯学習バリアフリーさいたま」の実現を図ることが必要という主旨で示されている。

第6期の生涯学習審議会では、その具体的方法として、社会教育施設等におけるボランティア及びNPOと行政との関わりを中心に、両者の協働のあり方について取りまとめた。市民の生涯学習の一層の進展のために、市民や市民団体と行政との確かな協働の関係が築かれることが望まれる。

1 ボランティアと行政との関わり

(1) ボランティア個人と組織

行政や社会教育施設等と関わる市民は、市民個人として、あるいは組織された団体として、さまざまなかたちで存在する。市民は「ボランティア活動を行う個人」として、あるいは「公益性のあるサークルや団体」や「認可・認証された法人」として行政と関わっているが、その関わり方は必ずしも同じではない。

個人としてのボランティア活動は施設等でさまざまに行われているが、組織化されていないことによって、十分に力を発揮しえない場合がある。また、市民がボランティアをしたいと思っても、そのきっかけが分からないといった場合もある。

施設を利用するグループ・サークルなどでは、メンバーの関心が仲間同士の楽しみに終始し、それを他者や地域と共有しようとする意識が乏しいという傾向が見られる。

各地に設けられている「生涯学習人材バンク」は、個人や団体からボランティアの希望者を集め、地域の人材活用として可能性が大きい仕組みであるが、問題点も指摘されている。多くのバンク登録者からは、「登録はしたが、一度も声がかからない」ということが聞かれる。人材バンクそのものの広報に加え、登録されたボランティアが地域で活躍するための一層の工夫が必要である。人材バンク登録者が市民から声のかかるのを待つだけのシステムであってはいけない。「ただ紹介するだけ」のシステムを変えていく必要がある。

(2) ボランティアの意識と責任

ボランティア活動が地域社会でしっかりと生かされるために、いくつかの点で改善が必要となる。

一つは、ボランティア意識の向上、あるいは、ボランティアとしての責任の問題である。ボランティア活動は、ある程度、継続して行うことが望ましい。「一回やったら終わり」といった活動では、受け入れる側の必要に十分応えることはできない。活動には責任の自覚が必要であ

る。継続して活動することで責任感が育っていく。

二つには、「手伝い型」からの脱皮という問題がある。ボランティアは、単に行政にとって都合のいい「お手伝い」ではない。行政職員は、「ボランティアは行政の補完的役割を果たすもの」という考えを改めることが必要である。市民と行政が、公益的観点から課題を共有し、対等の立場で、「共に歩んでいこう」とする意識をもつことが重要である。

市民は、ボランティアに主体性をもって参画する一方、行政は、市民が行うボランティアの趣旨をよく理解し、支援していくことが求められる。

(3) コーディネーターの役割

ボランティア活動では、ボランティア活動を必要とする側とボランティア活動を行いたい側の間を取り持つ、コーディネーターが大きな役割を担う。これからのコーディネーターには、需要と供給のマッチングを行うとともに、人材の発掘やボランティアの主体的な活動を進めるために、行政への協働の働きかけも期待される。

また、コーディネーターの養成は、従来、行政主導で行われてきたが、今後は、コーディネーターが自ら、地域での課題を確かめ、必要なスキルアップを図ることが望まれる。コーディネートに関する力量を高めるために、市民自身が学習に取り組めるよう環境を整えることが重要となる。行政は、コーディネーターの活動に役立つ情報を随時提供したり、学習の場を提供するなどの支援をしていく必要がある。

(4) 「ボランティア交流室（仮称）」の設置

地域の社会教育施設等では、今後、ボランティアの受け入れ態勢を整備していくことが重要である。行政は、急速に広がってきているボランティア活動の現状に合わせて、所管する施設の整備を進めることで役割を果たしていく必要がある。

特に、各施設にあっては、一定のルールのもとに市民が自由に使い、相互交流の場ともなる「ボランティア交流室（仮称）」を設置することは、緊急の課題である。

「ボランティア交流室（仮称）」の運営にあたっては、市民と行政とが「協働」して取り組むことが重要であり、それにより地域のボランティア活動に大きな弾みがつくことが期待できる。

2 NPOと行政の関わり

(1) 新たな課題と生涯学習関連団体への期待

生涯学習関連NPO法人が、現在どのくらい活動しているかは、認証手続きにおける活動分野のくりに「生涯学習」の分野が設定されていないため、はっきりとはわからない。埼玉県知事認証の法人は562団体あり（H16.10.22現在）、その活動分野は「社会教育」をはじめ、「子どもの健全育成」、「学術・文化・芸術・スポーツ」、「まちづくり」など様々な分野にわたっている。生涯学習の活動は、これらのさまざまな分野に潜在していると考えられる。

今後の生涯学習の基盤づくりでは、「学習」や「教育」に重きを置く生涯学習関連のNPOに大いに期待したい。

平成16年3月の中央教育審議会生涯学習分科会の審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策

について」や平成16年度の国民生活白書「人のつながりが変える暮らしと地域—『新しい公共』への道」では、共に「新しい『公共』」の観点が説かれている。NPOが自らの活動を通して何が「公共」であるのかを見定め、行政においては画一的になりがちだった「公共」のとらえ方に新たな論議を起こすことが期待されることである。

具体的には、市民の積極的な活動を促す広報や参加のしくみづくり、ワークショップなどの活動場面での市民交流の創意・工夫、退職者や子育て中の家族の「地域デビュー」の支援、学校と地域の連携や青少年の地域活動への参画の推進など、公益性の高い団体だからこそ積極的に進められる課題も多い。また、既成の社会教育関係団体や生涯学習を進める団体も、一層の公益性の自覚化を図るということによって、その組織や活動を自立化することも重要である。

(2) 生涯学習関連団体との協働のあり方

生涯学習関連の市民団体・NPOと行政との協働のための条件とプロセスを考えると、次のような点が指摘できる。①行政と市民団体が互いに理解を深めること、②「互いに育つ」という共通の認識に立つこと、③行政からの支援、組織自身による自立という両者の姿勢を明確にすること、④互いの事業・活動について、協働の可能性を探ること、などである。

協働を進めるためには、上記1の(3)で述べたようなコーディネーターが一定の役割を果たす場合がある。また、協働の関係にありながらも、市民団体が自立した活動を維持するためには、行政が市民団体を対等なパートナーとみなし、協力関係を維持することが重要である。

「生涯学習」に関わる活動を展開する団体は、幅広く存在している。「生涯学習のNPO」という明確なかたちで活動している団体は多くはない。各分野の団体活動には、多かれ少なかれ「生涯学習」を推進する活動が含まれていることが多い。そのため、生涯学習を推進する活動、例えば学習会、ワークショップ、イベントなどを効果的に展開するには、NPO、ボランティアグループなどが、従来の活動分野の枠を超えて連携・協働するシステムが求められている。現在、県内にそのようなシステムを進める動きは顕著ではない。今後のシステム化に向けて、NPOと行政が協働していくことが望まれるところである。

(3) 活動拠点と行政との関わり

まず、青少年教育施設等における対応を考えると、県立の施設としてのあり方とNPOとの協力関係が検討されなければならない。NPOは、ある特定の課題に対して活動を展開している。県立の青少年教育施設である「げんきプラザ」を例にあげると、「げんきプラザ」は、その有する交流・体験・参画についてのノウハウを活かし、それぞれの地域の実態に応じた活動を進め、市民の活動拠点としてふさわしい場所を提供している。また、行政、とくに県行政は県全体の状況を全体的にとらえる一方、県内各地で活動する生涯学習関連の団体と有効な協働関係を築くことにより、両者の立場や特質を生かすことが期待できる。

次に、公民館における対応を考えると、行政が地域に根ざした社会教育事業を力強く実施することは、依然、重要なことであるが、新たに、ボランティアやNPOなどの活動支援を重点的課題として加えることが必要となる。市民と行政が一体となって始めた市民交流と生涯学習のための活動拠点が、他ならぬ公民館であり、この意味からも、今後、公民館はもう一度その

設置の原点に立ち帰り、地域の身近なサポートセンター、キーステーションとしての役割を担うよう、態勢を整える必要がある。

その他、県の施設に「埼玉県NPOオフィスプラザ」として活動拠点が用意されたが、同じ建物内に多くの組織が入ることによって、組織間の情報交換もでき、将来のネットワーク化に結びつくことも考えられる。拠点の提供は、市民団体にとって大きな支援となろう。

(4) 指定管理者制度の導入と課題

地方自治法が改正され、指定管理者制度の導入が可能となった。県立の教育施設における指定管理者制度の導入については、現在、継続的に検討されている段階であり、市町村立の教育施設については、まだ検討が始まったばかりである。将来的には、指定管理者として、NPOによる運営が求められることになるだろう。

しかし、県立の教育施設において、指定管理者制度を導入する場合には、教育施設としての設置目的を再認識するとともに、県民が安心して関わるができる教育事業についての立案と運営が求められる。また、受け入れ業務に関する助言や評価を、総合的に行うことのできる専門的な教育職員を配置することも求められる。行政に代わってこうした管理運営を委ねられる市民団体が育つように、行政としても支援をしていく必要がある。

3 学習成果の活用支援と地域づくり

(1) 学習成果の活用支援

学習成果の活用支援のために多くの取り組みがなされているが、「自分が学習した成果を生かす場がない」という市民の意見が多い現状がある。学習成果の活用を図るため、一層の支援を行う必要がある。例えば、「生涯学習人材バンク」に登録しているボランティアが、同じボランティア登録者に呼びかけて研修を行ったり、活動内容について自己PRに積極的に取り組むなど、ボランティア登録者が単に講師・指導者としての学習機会に参加するのではなく、自ら学習機会を作り出し、他者に提供していけるような、一段進んだ活動に向けて支援を行っていくことが必要である。

(2) バリアフリー化の推進とNPO

第5期生涯学習審議会の建議で指摘されている生涯学習のバリアフリー化に向けて、取り組みが期待されるのは次のような点である。

① 学習機会におけるバリアフリー化

県民が学習を希望するとき、県内各地において、「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学習できる環境を設定する必要がある。県民が身近での学習の機会を享受するためには、現在も盛んに行われている各種放送教育や通信教育を活用するとともに、文部科学省の「エル・ネット（教育情報衛星通信ネットワーク）」による遠隔教育の活用も期待される。

また、行政や市民団体の協働をベースにして、市民の生涯学習の成果を活用した「出張講座」や「出前講座」などが開かれている。時間、場所・地域、年代などの面で学習が制約される環境を変えるためには、ボランティア・市民団体と行政が、学習機会のバリアフリー化

に協働して役割を果たすことが望まれる。

② 学習情報におけるバリアフリー化

いつでも、どこでも、だれでもが、必要なときに必要な情報が得られるよう、現在使われている生涯学習ガイドブックなどだけではなく、インターネットを使って、講座、指導者、サークル、施設などの情報が提供できるようにしていくことが望まれる。あらゆる地域の、あらゆる年代の市民が利用できる学習情報を提供することが、学習の一層の活発化につながる。また、市民ボランティアによる学習相談や市民団体による学習情報の提供などは、バリアフリー化に向けて大きな効果が期待される。

③ 学習成果の活用におけるバリアフリー化

市町村における生涯学習事業の講座終了を一定の「単位」として認定し、近隣の市町村と単位互換が行えるようにする、いわゆる「生涯学習パスポート」は、学習成果を1市町村内だけでなく、広域で活用できるものであり、学習成果の活用のバリアフリー化に求められているものである。本県では、現在、「彩の国生涯学習まちづくり市町村協議会」が研究を進めてきているが、自治体合併の進む現状では、その動向を踏まえて進めなければならず、さらに検討が必要である。

しかし、学習成果の活用においても、県民の学習状況や成果を行政の力だけで十分に把握することは難しいことから、行政は、NPOと連携・協力して条件整備を進めていくことが不可欠である。

(3) 「新しい公共」による地域づくり

「新しい公共」の発想を地域に根づかせるには、市民と行政の協働が欠かせない。市民団体はそれぞれ得意とする活動分野で「公共」の中身を定め、その増進を図っていく。生涯学習による学習の成果の活用は、まさに生涯学習関連団体が得意とする「公共」である。そうした、学習成果を社会的に活用していく「公共」の場や仕組みを地域に用意する必要がある。市民団体は、自らが注目する「新しい公共」について市民に理解を求め、活動に参加するよう呼びかける。一方、県は、市町村や市民団体と協力して、この「公共」の実現に積極的に関わっていくことが求められる。

市民団体としては、地域活動の一層の充実のために、NPO法人化を進めることも検討されるだろう。また、さまざまな活動分野の力を地域の共通の利益のために集結できるよう、団体間のネットワークを強化することにも市民団体の取り組みが期待される。行政は、情報の提供や活動場所の提供などで、ネットワーク化に協力する態勢を整えることが重要である。

4 行政の役割と、NPOとの連携の強化

社会教育施設等におけるボランティアやNPOの受け入れ、また、生涯学習バリアフリーの一層の進展を図るためには、県および市町村の連携、関連団体とのさらなる連携の強化が求められる。

市町村は、身近な公民館などの地域施設を中心に、市民活動のサポートセンター、キーセンターとしての機能を整備する。そうした施設づくりを通して、市町村が人材バンクを活性化させる

一方、市民団体自らは学習成果の活用手法を開発していくことが必要である。

また、県は、広域的な学習成果の活用のための体制整備を、市町村との連携で推進し、NPOのネットワーク化や中間支援組織の支援を進めることが必要である。

一例として、先に挙げた埼玉県NPOオフィスプラザでは、入所NPOが自発的に「地域との協働のために」というテーマで交流フェスティバルを開催したことなどは協働の成果とみることができる。また他の例として、地域で子どもを支え、子どもに関するさまざまな活動をするNPOである「埼玉子どもサポーターズコミュニティ」と県との連携などは、今後のNPOと行政との連携のモデルとして期待される。

県は、県民サービスの役割を果たしながら、生涯学習関連団体との実のある連携を推進し、「生涯学習バリアフリーさいたま」を着実に実現することが求められている。

○ 子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について
～「地域教育プラットフォーム」構想を推進するための教育行政の役割～

(答申 平成17年1月 東京都生涯学習審議会)

はじめに

本審議会は、平成15年5月27日に東京都教育委員会から諮問を受け、「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方」についての審議を進めてきた。平成16年7月には中間のまとめを出すことを通じ、広く都民や区市町村教育委員会、社会教育及び学校教育関係者等の意見交換を図り、答申づくりの作業に取り組んできたところである。

最近の度重なる少年犯罪の凶悪化やいじめ、不登校の問題、そして、「フリーター」の増加や「ニート」（職にも就いていず、学校機関にも所属していず、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者）問題等子ども・若者をめぐる様々な問題は、非常に憂慮すべき状況である。こうした状況を生み出した背景として家庭の教育力の低下や地域の教育力の低下といった問題が指摘されており、教育改革を進めることが喫緊の課題となっている。

平成12年12月の「教育改革国民会議報告」を受け、文部科学省は平成13年1月に「21世紀教育新生プラン」を策定するとともに、中央教育審議会を通じて様々な形で教育改革の提言を行ってきている。中でも平成13年7月に社会教育法と学校教育法が改正されたことは、本審議会の審議事項との関係に大きな影響を与えた。

社会教育行政は、これまで学校教育以外の教育を所掌するものであると考えられ、学校教育と一線を画しながら活動を展開してきた。しかし、この法改正により社会教育は学校教育と密接な関係にあることが示され、教育行政の総合的な見地からの施策実施が期待されることとなった。

中間のまとめでは、学校教育と軌を一にした社会教育施策の展開といった観点から「地域教育プラットフォーム」構想を提案した。本答申では、この「地域教育プラットフォーム」構想を進めていくための教育行政のあり方に焦点を当てて議論を行ってきた。

現在、国の中央教育審議会でも、地方分権時代における教育委員会制度のあり方が審議されているところである。地方分権が進めば進むほど、それぞれの地域の特性に応じた多様な教育施策の展開が期待される場所である。地域の独創性を生かすためのしくみが本審議会が提案する「地域教育プラットフォーム」である。この答申を機に都内全域で学校・家庭・地域の協働に向けた取組が進んでいけば幸いである。

第1章 子ども・若者を取り巻く現状

1 新しい社会システムの構築と教育改革

○ 日本社会は、今、大きな転換期を迎えている。グローバル化・IT化といった国際社会の動

きの中にあつて、本格的な少子社会の段階に入った日本は、将来の見通しが見えない不透明な状況の中で、活力を取り戻せないでいる。

- こうした停滞感を払しょくするためには、既存の社会システムを根本的に見直し、新たな枠組みを示す「社会の構造改革」が迫られている。
- 教育現場では、1960・70年代の受験戦争の激化にはじまり、70年代の校内暴力、80年代のいじめの多発、90年代の不登校児童・生徒の増加、90年代後半の学級指導が困難なクラスの増加、さらには多様な学力観と学力低下問題など、様々な課題が噴出するなど、教育にかかわる問題は国民の大きな関心の一つとなっており、これまでも中央教育審議会をはじめとした様々な機関から多くの提言がなされてきた。
- 現在進められている教育改革の主な焦点は「新しい社会を創造する人材の育成」にあり、教育界のみならず、経済界等からも大きな関心が寄せられている。
- 「教育」言い換えれば「子ども・若者の育成」は、新しい社会システムを支える担い手づくりの問題であり、将来の日本社会のありようを規定する重要な課題であると言える。

2 子ども・若者の現状

- 次代を担う子ども・若者の現状はどうなっているのかについて押さえておきたい。
- 内閣府「人間力戦略研究会報告書」（平成15年4月）においては、「我が国の若年層において、人間力とりわけ学習意欲や就業意欲が『低下』している可能性が高い。」という指摘がなされている。
- 東京都教育委員会が平成16年4月に策定した「東京都教育ビジョン」によれば、「今日の子どもたちは、規範意識、公共心、学ぶ意欲の低下や忍耐力の不足などが指摘されている。また、大人になりたがらない子どもや、将来への夢や希望を描けない子どもが増加し、社会への参画意識も希薄になり、なかなか社会人として自立できない若者が多くなってきている」と子ども・若者の現状を指摘している。
- 一方で、子ども・若者を「一人前」に育て上げていく役割を担っている学校・家庭・地域社会においても、様々な問題が生じている。
- 学校においては、いわゆる「不登校」や「いじめ」、「学級崩壊」などの問題は依然として深刻な状況にあり、教員の意識や学校の体質が社会の変化に柔軟に対応できていないという指摘がある。また、家庭や地域社会の教育力が低下する一方、学校教育の役割が増大し、学校は過度な期待を背負わされてしまっているという状況がある。
- 家庭においては、「核家族化」や「一人っ子の増加など兄弟数の減少による家族の少人数化」といった家族形態の変化の下で、基本的な生活習慣の形成が十分になされていないといった問題や家庭において子どもの社会性が育ちにくいという問題等、家庭の教育力が低下しているのではないかという指摘がなされている。
- 近年における地域社会の結びつきの希薄化は、子ども・若者のコミュニティ活動や社会への参加の意識を低下させるという結果を招いている。ボランティア活動や非営利組織（NPO）活動への関心はそれなりに高まってきてはいるものの、実際の参加は一部の若者に限られているという状況もある。

- 産業界からは、しつけの不十分さ（言葉遣いや礼儀を知らないなど）、学力の低さ、職業意識、職業定着率の低さなど、新規学卒者の職業人としての質の低下を指摘する声もある。
- NHK放送文化研究所が平成14（2002）年に行った「中学生・高校生の生活と意識調査」によれば「早く大人になりたいとは思わない」と回答した中学生・高校生が約6割に及ぶという。その理由として挙げられるのは、中学生・高校生とも「子どもでいる方が楽だから」、「大人になることが何となく不安だから」、「大人になったら仕事や家のことをちゃんとやっていける自信がないから」という理由である。世界を舞台にめざましい活躍をみせる若者を輩出する一方で、先行き不透明な社会の中で、明確な将来の目標やビジョンを描けずにいる子ども・若者が多いというのが現状である。

3 国における教育改革の動向

- これらの課題と対応するため、国は「教育改革」を急ピッチに進めている。中でも、本審議会の諮問事項との関係で押さえておくべき答申等は、以下に挙げるものである。
 - ① 中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」（平成8年7月）
 - ② 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（平成10年9月）
 - ③ 教育改革国民会議「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」（平成12年12月）
- これらの答申等では、主として学校教育システムの改革が論じられてきた。その焦点は社会からの新しい要請をいかに学校教育に反映させるかということにあった。
- また、教育委員会の役割についても、「教育委員会と学校の関係のあり方」や「地域の教育機能の向上と地域コミュニティの育成」の視点から見直すべきという提言がなされている。
- ここで押さえておくべきことは、現在進行中の教育改革は、従来型の教育システムの根本的転換を視野にいれたものであるということである。教育行政をつかさどる教育委員会においては、これらの答申の趣旨を十分に踏まえた施策実施が期待されている。

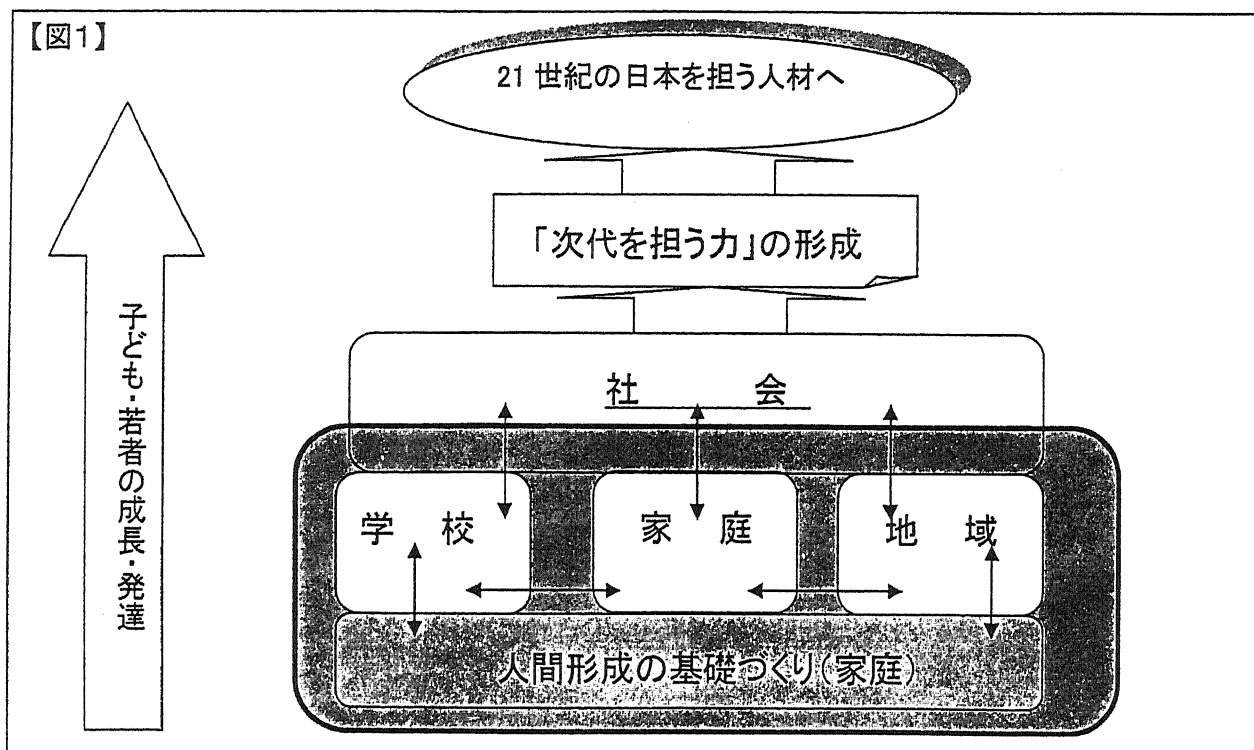
第2章 子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策の基本枠組み

1 子ども・若者の「次代を担う力」をいかにして育むか

- 第1章で指摘したように、変化が激しく、将来の見通しをたてることが難しい社会の中にあって、「次代を担う力」をいかにして育むかが課題となっている。
- 「次代を担う力」をどうとらえるか、ということについては平成8年7月の中央教育審議会答申で提起された「生きる力」以降、他省庁や経済界など多様な分野からの見解が示されてきた。
- 都教育委員会においても「教育目標」に、
 - ・「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間」
 - ・「社会の一員として、社会に貢献しようとする人間」
 - ・「自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間」

を示し、子どもたちの育成に取り組んでいる。

- このように様々な形で提起されてきた子ども・若者の「次代を担う力」はいかにして形成されるかについて、本審議会では【図1】のように整理を試みた。



- 「次代を担う力」の形成において、第一に重要なのは「人間形成の基礎づくり」である。いふなれば、この世に生を受けた子どもが「ひと」として育っていくための土台づくりである。これは主に家庭教育を通じ培われるものである。最近では子どもの教育というと、才能を伸ばすことのみを目的とした「早期教育」ばかりに目が向く傾向が強いが、乳幼児期にしっかりと人間形成の基礎を築くということの重要性を再認識する必要がある。
- 乳幼児期における家庭教育や身近な大人たちとのふれあいを通じて「人間形成の基礎づくり」がなされ、学齢期に入ると子どもたちは学校教育の場で社会の中で生きてために必要な知力、体力、道徳心、人間関係の基礎を身に付けるとともに、地域社会における様々な体験（集団遊び、自然体験、ボランティア体験、スポーツ体験など）や多くの人とのコミュニケーションを通じて行われる教育や発達段階に応じて行われる家庭教育を経ながら成長を遂げる。
- このように家庭教育、学校教育、地域社会における教育を通じて培われた力を基にして、青年期に入ると一人の成人としての自覚が芽生えはじめ、主体的に社会（さらには国際社会）とのかかわりを持つようになっていく。

2 都教育委員会が今後進めるべき教育施策の基本枠組み

- 子ども・若者の「次代を担う力」が先述のプロセスを経て形成されていくものとするならば、「教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標」（教育基本法第10条第2項）とする教育行政は、一体どのような役割を果たすべきかを明らかにしておく必要がある。

- 平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」においては、「子供たちの教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要」と述べている。
- この考え方は、教育の分野では以前から指摘されていたことであった。しかし、家庭や地域社会の教育力が低下してきたことと反する形で、子どもたちの育成において、学校教育が過度な役割期待を背負わされる結果となった。
- 学校が本来有する機能を発揮するためには、家庭や地域社会における教育がその役割を自覚し、学校教育と適切な役割分担を行いうる環境を醸成していく必要があることは言うまでもない。しかし、従来家庭における教育や地域社会における教育というものは計画的・組織的に営まれる公教育としての学校教育とは違い、いわば、「私的領域」の中で非計画的に展開されるといふ性質（教育の私事性）を有しているため、適切な役割分担がなされてこなかったという経緯があった。
- 「教育の私事性」を基に行われていた家庭や地域社会の教育力をいかにして「計画（目的）的」なものに転化させることができるのかということに、都教育委員会が進めるべき教育施策の基本枠組みづくりの課題を設定すべきである。
- これからの都教育委員会が実施する教育施策の方向性を示すと、以下のようになる。

教育施策の再編成（つまり、子ども・若者を中心に据え、学校教育と社会教育との連携・融合）の視点に立ち、

「学校・家庭・地域が協働するしくみづくり」を目指す。

- これに基づき、都教育委員会が取り組むべき社会教育施策の方向を以下に示す。

(1) 都教育委員会が行う社会教育施策の重点を「子ども・若者」におく。

(2) 学校教育と軌を一にした社会教育行政を推進する。

それに伴い、

(3) 子ども・若者を中心に据えた社会教育施策は、

- ① 「家庭教育支援施策」
 - ② 「学校教育支援施策」
 - ③ 「学校外教育施策」
- の3方向から実施していく。

第3章 学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策のあり方

1 施策の基本的考え方

(1) 家庭教育支援施策

- 家庭は、子どもが親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する基本的な信頼感や

倫理観、自立心などを身に付けていく場である。その家庭において行われる教育は、子どもが一人の人間として生きていくための基礎的な資質や能力を培う、いわば人間形成の基礎を作る役割を担っている。

- 近年の子ども・若者の様々な問題行動の背景には、家庭教育のあり方が密接に関係しているという指摘がなされており、家庭の教育力を高めていくことが重要な課題となっている。
- これからの家庭教育のあり方を考えていく上で忘れてならないことは、「少子社会」という前提条件の下で家庭教育が営まれているという事実である。
- 平成12年4月に中央教育審議会が出した報告「少子化と教育について」によれば、少子化が子どもの教育に及ぼす影響として、①子ども同士の切磋琢磨（せっさたくま）の機会が減少すること、②親の子どもに対する過保護・過干渉を招きやすくなること、③子育てについての経験や知恵の伝承・共有が困難になること、④学校や地域において一定規模の集団を前提とした教育活動やその他の活動（学校行事や部活動、地域における伝統行事等）が成立しにくくなること、⑤よい意味での競争心が希薄になること、などが考えられるとしている。
- 少子化が子どもの成長のみならず、今後の社会経済のあり方に大きな影響を及ぼすという問題意識の下で、児童福祉・子育て支援行政の分野では、平成6年12月のいわゆる「エンゼルプラン」（「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」）の策定から平成15年7月の次世代育成支援対策推進法や少子化社会対策基本法の制定に至る一連の流れの中で、国・自治体・企業等が一体となって「すべての子育て家庭への支援」という観点から急速に進行する少子化の動きに歯止めをかけようと様々な取組を進めているところである。
- 教育の分野でも、平成8年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」以降、家庭教育の重要性についての指摘がなされ、平成13年7月には社会教育法が改正され、地方公共団体の任務として新たに「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮」という条文（社会教育法第3条第2項）が盛り込まれ、家庭教育に関する学習機会の提供と奨励が教育委員会の事務として明記（同法第5条第7項）されることとなった。
- これらの動きに基づいて家庭教育の支援施策の考え方を示すと、以下のようになる。

家庭教育支援施策の考え方 ⇒ すべての家庭が教育力を向上させる（「親が親としての力を身に付ける」）ことを目指し、教育行政が積極的に家庭教育支援施策を展開していく。

(2) 学校教育支援施策

- これまでの社会教育は、「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、・・・」（社会教育法第2条）の考え方の下で施策が実施されてきた。
- 平成8年7月の中央教育審議会答申において、子どもを教育するに当たって、学校・家庭・地域社会がそれぞれ適切な役割を果たしつつ、相互に連携して行われることの重要性が指摘され、学校においては「開かれた学校」というコンセプトの下、「地域の人々を非常勤講師と

して採用したり、あるいは、地域の人々や保護者に学校ボランティアとして協力をしてもらうなどの努力を一層すべき」であるとの提言があった。加えて、同答申では子どもたちの「生きる力」を育てていくために、地域社会の力を活用しつつ横断的・総合的な指導を行う「総合的な学習の時間」の設定も併せて提起された。

- それとほぼ同時期（平成8年4月）に出された国の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」では、「学社融合」という概念が提起された。これは学校側が地域住民の力を借りた学校運営を進めること、そして地域住民の側が主体的に学校の教育活動への貢献を図るという双方向の取組による学校と地域の連携を進めることを目指したものである。
- 「総合的な学習の時間」の学校教育への導入をきっかけに地域社会の力を活用することが必要であるという認識が学校関係者に芽生えてきた。しかし、学校教育において外部の人材の効果的活用が図られているとは必ずしも言い難い状況がある。
- その理由としては、次々と押し寄せてくる教育改革の波への対応に学校が追われ、教員の多忙感・負担感が増大していること、学校内部に外部の資源を計画的に活用するための組織体制やノウハウが確立できていないという問題が挙げられる。
- 一方、学校を支援しようとする地域側からの働きかけについても問題がないわけではない。学校教育における「総合的な学習の時間」の導入をきっかけに、地域で様々な生涯学習・社会教育活動を展開するグループの方々から学校教育活動への支援を希望する声が高まってきた。しかし、そういった地域の方々の意欲にもかかわらず、学校との連携が進んできているとは言えない状況がある。地域の側からは「学校の閉鎖性」を批判する声も少なくはないが、学校側の立場からみれば、地域側からの提案が当該学校の経営方針や教育過程に合致したものとなっていないなど、必ずしも学校が受け入れやすいものになっていないという問題もある。
- このように学校側（需要者）と地域側（供給者）の間で様々なミスマッチが生じており、このミスマッチを解消し、学校側が外部の人材を活用しやすい条件整備を図ることを通じ、学校教育の内容を豊かにすることを目指すというのが、我々が提案する「学校教育支援施策」の基本的なねらいである。
- 学校教育支援施策の考え方を整理すると、以下のようになる。

学校教育支援施策の考え方 ⇒ 地域や地域を超えた外部（企業・大学・NPO等）の教育力を学校教育へスムーズに導入する。

※ 学校教育支援施策は、あくまで学校のニーズや教育課程に基づき展開されることが基本である。つまり、学校側の主体的な取組を地域の側が支援することであり、地域の側のニーズを一方向に押し付けないよう配慮する必要がある。

- 平成13年7月には、社会教育法が改正され、第3条（国及び地方公共団体の任務）第2項に「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育

との連携の確保に努めるとともに・・・」という項目が新たに盛り込まれた。

- 同時期に学校教育法も改正され、第18条の2（児童の体験活動の充実）として「児童の体験的な学習活動（中略）の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」という新たな規定がなされたことは非常に重要な事項であった。
- なぜなら、これまで「学社連携」、「学社融合」というような呼びかけがなされてはきたが、その呼びかけの多くは主として社会教育の側からのアプローチによるもので、それが学校教育に浸透したとは言い難い状況があったからである。
- これらの法改正で、法的に社会教育行政による「学校教育支援」の根拠が明確に位置付けられたことで、積極的に学校教育へアプローチすることが可能となった。
- しかし、都内の多くの区市町村の社会教育行政の状況をみると、まだまだこの法改正の趣旨を十分に理解しない自治体も少なくない。都教育委員会においては、社会教育行政における「学校教育支援」の位置付けの明確化を図り、区市町村教育委員会に対してもその施策を普及させていくための先導的な役割が期待されている。

(3) 学校外教育施策

- 平成14年度から始まった学校週5日制の完全実施や新たな教育課程の導入に伴い、子ども・若者が地域において過ごす時間が増大した。
- 子どもたちにとって地域における体験活動の持つ意味は非常に大きい。「遊び」を通じた様々な体験、自然体験、ボランティア活動をはじめとする社会体験等を通じ、子どもたちは他人に共感することや自分自身がかけがえのない存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識を自然と身に付けていくことができる。また、多くの大人や社会の現実にあふれることで、広く物事への関心を深め、問題を発見したり、困難に挑戦しそれらを克服する経験を積み、人との信頼関係を体得することができるようになる。また、これらの体験を経ることでコミュニケーション能力が培われるとともに、学ぶ意欲や思考力、判断力などを総合的に高めることにつながっていくのである。
- 地域における体験活動は、あくまでも子ども・若者の自主性・自発性に基づいて行われるところに特徴があり、この自主性・自発性の延長線上に、子ども・若者が社会の有為な形成者になるための「社会性」や「豊かな人間性」の獲得がなされていくのである。
- しかし、急激な社会構造の変化は、地域における子どもの自主的な体験活動の機会を奪う結果を招いた。ひと昔前の子どもたちの生活では学校から帰ったら、地域の中で集団遊びをすることが生活習慣化されていたが、少子社会化、都市化の進行による地域社会の崩壊や子どもたちの生活空間の劣悪化、「塾」をはじめとした教育産業の発展、コンピューターゲームや携帯電話など情報機器の（子どもへの）普及などにより、時間に追われながら生活を送ることを余儀なくされる子どもたちへと変ぼうしていった。
- 加えて、いじめ・不登校・引きこもり・暴力行為・少年犯罪の凶悪化など子ども・若者をめぐる深刻な問題は後を絶たず、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の欠如などの問題も指摘されている。

- これからもわかるように、今日は必ずしも子ども・若者たちの自主性・自発性にばかりに依拠してられないという状況がある。
- 今、必要なことは社会教育が学校教育と「子ども・若者の育成観を共有」した上で、相互の特性を生かし、学校内外を通じ、子ども・若者の自主性・自発性を喚起していく教育活動や場づくりを展開していくことである。
- そこで、地域において行われる子ども・若者を対象とした教育活動を、本審議会においては「学校外教育」施策という呼称を用いることで、その活動内容が学校教育との連携の視点を持って目的・計画的に展開されるべきことを提案したい。
- 本審議会においては、学校外教育施策の考え方を以下のように整理する。

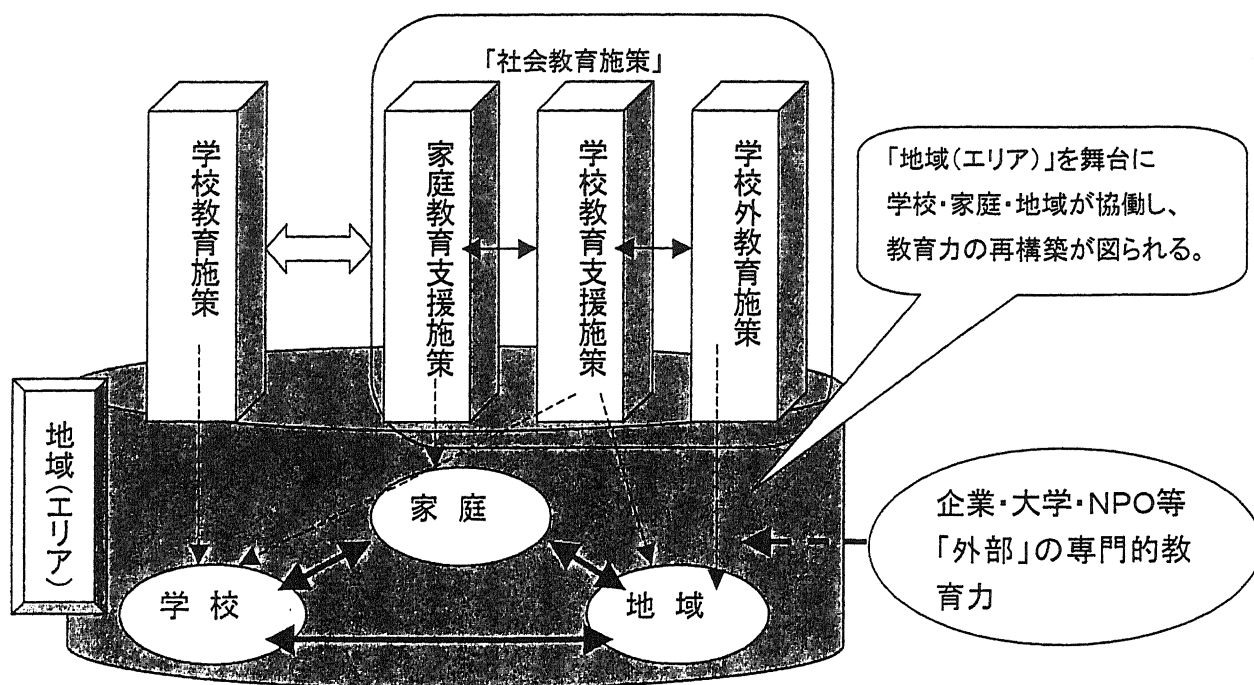
学校外教育施策の考え方 ⇒ 地域における子ども・若者に対する教育活動を学校教育との目的・計画的な連携の下に展開していく。

※ 学校外教育は、「地域（エリア）」単位で学校と地域が子ども・若者の育成観を共有しながら展開されるものである。また、学校より学校外で取り組んだ方がより効果的な様々な体験活動の機会を提供する。

2 地域（エリア）を舞台に学校・家庭・地域の教育力を再構築する

- かつて地域共同体が存在していた時代には、子どもは親だけが育てるものではなく「世間が育てるものである」と当たり前のように考えられていた。子どもたちは、地域社会の中で大人たちの生活に触れ、そして様々な行事に参加することを通じて、生産・消費・文化・日常生活習慣などを自然と体得していくことができた。
- 親以外の大人たちや年齢の異なる友人たちと交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験等を積み重ねることを通じ、共同作業や共同生活を営む社会性や他者の個性を尊重すること、さらには、新しいことを学ぼうとする意欲や興味・関心などを身に付けていくところに地域社会の教育機能があった。しかし、現在ではその地域社会の教育機能が低下していると言われている。
- これに対し「地域社会の教育力」を回復・再生すべきという指摘が多くなされてきているところであるが、旧来あった地域の教育機能をそのまま取り戻すという観点ではなく、本審議会では、子ども・若者の育成のために、地域（エリア）を舞台に学校・家庭・地域の教育力を「再構築」するという観点に立って教育施策のあり方を提言することとしたい。
- 【図2】に地域（エリア）を舞台とした教育施策の展開イメージを示した。この図をみてもわかるように、地域（エリア）を舞台に「家庭教育支援施策」、「学校教育支援施策」、「学校外教育施策」の融合が図られ、それらが学校教育施策と一体的に展開していくことを通じて、学校・家庭・地域の協働のしくみづくりを進めていくというのが施策の基本的な立場となる。

【図2】 地域（エリア）を舞台とした教育施策展開のイメージ図



3 学校・家庭・地域の教育力を再構築するしくみづくり

(1) 都教育委員会におけるこれまでの取組

ア 地域教育サポート・ネット事業の到達点と課題

- 第4期東京都生涯学習審議会答申において「地域教育サポート・ネット」構想を提案した。これは、学校・家庭・地域が一体となり地域の公共性を高めるコミュニティ活動を通じ、大人自身の自己実現と子どもの成長・発達を結びつけることを目指していた。
- この答申を受け、都教育委員会は「地域教育サポート・ネット」事業を施策化した。この事業は、平成14年度から導入された新しい教育課程の効果的实施が図られることを目指し、おおむね中学校区レベルの圏域において、地域住民が主体となって行う学校教育支援活動のモデルに対する補助事業であった（補助期間：平成14～16年度、補助地区数：5区市）。
- 従来型のモデル事業は、画一的な事業枠組みを提示し、それにながったものに対する補助という形式で行ってきたが、この事業では「地域住民が主体となって取り組む学校教育支援活動」という形でのアウトラインを示すにとどめ、「地域特性」を踏まえた多様で特色ある活動が展開されることを企図していた。
- モデル地区の選定に当たっても5地区の違いが明確になるように配慮した。それは、他の区市町村が自らの地域で「地域教育サポート・ネット」事業を実施していく場合の比較検討が可能になるような選択肢を提示することに重きを置いたからにほかならない。
- 平成16年度に入り、この事業は3年目を迎えているが、これに呼応するように都内各地で地域住民による学校教育支援活動の胎動が見られるようになった。

- 現時点で「地域教育サポート・ネット」事業の到達点と課題を整理すると、以下のようになる。

〔到達点〕

① 地域社会の持つ教育力・地域住民が有する教育資源を効果的に学校教育に導入していく上で、有効なしくみであることが実証された。

② 中でも「コーディネーター」が重要な役割を果たすことがわかった。

③ この事業は「開かれた学校づくり」を地域の側から誘発するという結果にもつながった。

〔課題〕⇒ 「地域の教育力」を総体として高めるしくみとしては十分に機能しきれていない。

① 地域を超えた外部（企業・大学・NPO）の教育力の導入という点まで広がっていない。

② 個々の学校への支援が中心となってしまっている。

③ 学校の教育課程とのすり合わせが十分にできていないケースがある。

④ 学校外教育活動の視点に乏しい。

⑤ 問題行動や心の問題を抱える子どもたちへのアプローチが不十分である。

⑥ コーディネーターの養成、スキルアップの方法が明確になっていない。

イ 地域教育サポート・ネットのしくみを生かした家庭教育力向上促進事業

○ 先ほど家庭教育支援施策の考え方について「すべての家庭が教育力を向上させることを目指す」と述べたが、これをどのような形で施策化するかということが都の社会教育行政の中でも大きな課題となっていた。

○ 平成16年3月に中央教育審議会生涯学習分科会が出した審議経過報告「今後の生涯学習の振興方策について」では、「家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実を図るとともに、親になった後も、広く子どもから学び、仲間同士の親とも学び合うことなどにより、地域全体で学びあって、親が親として育ち、力をつけるような学習を大幅に充実するための方策を検討することが必要である。」と家庭教育支援の考え方を提示している。

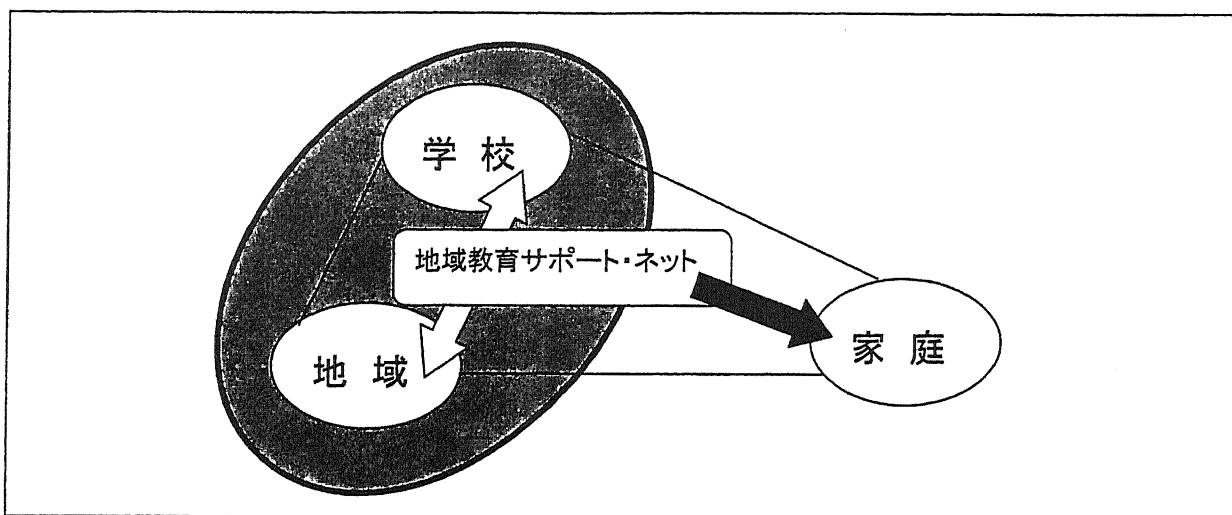
○ これまでの家庭教育支援事業は「学級・講座」形式が中心で、子育てに関心があり、講座開設時間に参加できる人のみが対象となり、「地域」という面的な広がり viewpoint が弱かったため、限定された家庭へのアプローチしかできないという問題を抱えていた。

○ この問題点を克服するための試行的事業として、平成16年度に都教育委員会が施策化したのが「学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業」である（都教育委員会委託事業、委託地区数 3地区）。

○ 【図3】に示したように、この事業は、「地域教育サポート・ネット」のしくみを家庭教育支援に生かそうというもので、①学校という「公的（教育）機関」を絡ませるしくみを通じ、児童・生徒の親（保護者）を対象とすることが可能となり、従来の社会教育事業よりも幅広い対象へのアプローチが行える、②「地域教育サポート・ネット」のしくみを活用することで、学校や家庭が地域住民の力を借りやすくなり、多様な家庭教育支援活動が

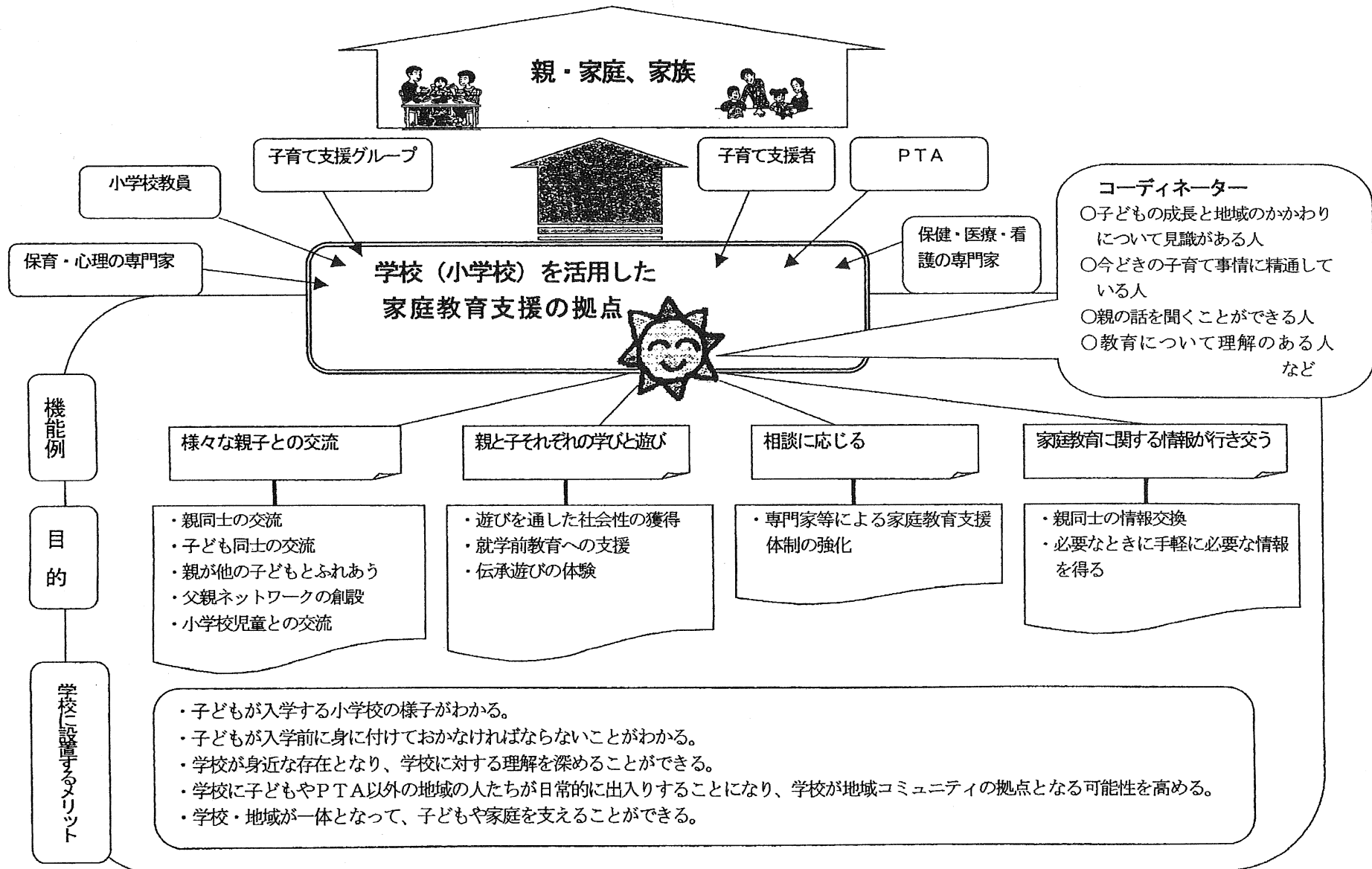
展開できる、などの効果を期待している。

【図3】 学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業のしくみ



- モデル地区の取組は今後本格的に展開されることになるが、本審議会として提案したいのが、この「学校・家庭・地域の協働による家庭教育力向上促進事業」を実施する際、小学校を家庭教育支援の拠点として活用する方策である。次ページに【図4】として、事業展開のイメージを示したが、小学校が拠点となることで、学校教育との連携を容易に図ることができ、「小1プロブレム」や「就学前教育」といった問題にも「地域教育サポート・ネット」が橋渡し役を担うことを通じ、学校と家庭の連携もスムーズに行われるようになる。
- 小学校はどの地域にも存在する地域共有の財産である。どの子どもも学齢段階に達したら、その小学校に通うことになるし、すべての親は程度の差こそあれ、PTAをはじめ小学校とのかかわりを持つことになる。
- 今、家庭教育力を向上させるために必要なことは、家庭教育を行うすべての親たちが「自分は地域の人々に支えられながら子育てをしているんだ」という実感を持つことであり、小学校という身近なところで、子育てに関する相談や他の家庭と自然に経験交流できる機会や場を提供することができれば、今までよりも圧倒的に多くの親たちへのアプローチが可能となる。加えて、親同士の交流を通じて、自分の教育観と他の人たちの教育観を相対化できる機会を得ることで、自らの教育観を修正する機会も得やすくなっていく。

【図4】 小学校を活用した家庭教育支援の拠点づくり（イメージ）



(2) 地域教育プラットフォーム～学校・家庭・地域の教育力を再構築するためのしくみ～

- これまで、都教育委員会が施策化した事業は「学校教育支援施策」及び「家庭教育支援施策」への個々の対応を目指したものであったため、「学校外教育施策」を含めた地域の教育力を総体として高めるという視点に乏しかった。
- 地域の教育力を総体として高めるという観点に立つということは、一人の子どもが生まれてから成人として自立していくまでのトータルな視点（いわば「発達段階」の視点）を持つということであり、学校生活のみならず、家庭における生活や地域（学校外の場）における生活を含めた全生活の場面を見ながら子どもの成長を考えていくという視点（いわば「生活圏」の視点）をも持たなければならないということである。

ア 「地域（エリア）」の範囲をどのように設定するか

- 今、求められているのは、子ども・若者の「生きる力」を育み、「確かな学力」をつけていく教育であり、しかもそれは「個性を伸ばす教育」、「個に応じた教育」である。子ども・若者の個々のニーズに対応した学習機会や体験活動機会を提供していくためには、その前提として「地域（エリア）」の中で、学校内外を通じた多様なプログラムが用意されている必要がある。
- しかし、学校が提供できるカリキュラム、そして地域が用意できるプログラムには自ずと限界がある。現状では、地域人材の活用や地域における体験活動を活発に行なっている学校はまだ少ないが、このニーズが高まってきた場合に地域の側が個々の学校側のニーズに十分対応できるだけのストックを用意できているとは言い難い。
- 加えて、少子化が進む中での学校の小規模化という問題がある。学校が小規模化すると児童・生徒数の減少はもちろんのこと、それに伴う教職員の減少という状況が生じる。例えば、中学校では、顧問を確保できないという理由で、生徒のニーズに対応した多様な部活動を用意できないなど、学校が単体として行う教育活動の幅が限られてくるといった問題が生じるなど、学校の小規模化は必ずしも子どもの教育にとってプラスに働く要素ばかりではない。
- これら問題を解決するための方法として、限られた社会資源の有効活用をどうやって図るかという観点から「地域（エリア）」設定の問題を考えてみたい。
- 本審議会においては、これまでに述べてきた諸課題を踏まえ、施策や協働を考える上での「地域（エリア）」の基本単位を以下のように設定する。

「地域（エリア）」の基本単位 ⇒ 複数の中学校区が連携した区域

- このような区域を設定するメリットとしては、①広域的な地域基盤の下で「学校・家庭・地域の協働のしくみ」づくりを進められるので教育活動のバリエーションが広がること、②多様な社会資源の活用が可能になる、などが挙げられる。
- これに加えて、小規模化が進む学校には「学校ファミリー」という考え方を導入することも考えられる。これはアメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス・カウンティで展

開されている学校ネットワーク化プロジェクトの名称であるが、複数の中学校区が連携した区域に「学校ファミリー」を設定することで、学校間あるいは学校段階間（小・中学校間）の接続関係を強めることを通じて、学校間での教育資源のシェアが可能となり、教育活動の幅を確保することにつながる。その結果として、一定の地域基盤の下で、年少期から青年期に至る子どもの継続的成長をトータルに見通すしくみを作ることが可能となる。

イ 地域教育プラットフォーム

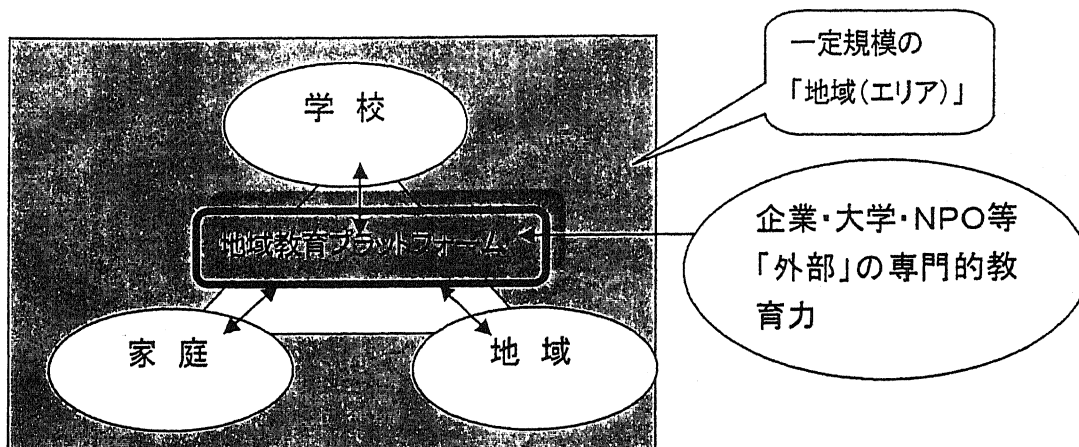
- 「学校のスリム化」を進めるとともに、家庭・地域の教育力を向上させ、「学校」・「家庭」・「地域」の教育力をバランスよく機能させる状況を作り出していく、つまり三者の教育力の関係を再構築していくためには、三者の教育力の関係を調整（コーディネート）する機能が必要となってくる。そこで本審議会では、地域経済活動を活性化させるためのしかけとして提起された「地域プラットフォーム」という概念を教育分野に活用できないかと考えた。
- 「地域プラットフォーム」とはいかなるものなのか。

- ① 地域に蓄積された社会資源の有効活用を図るための情報基盤整備を行う。
- ② 住民のネットワークから得た多様な情報や人材を結集して、地域課題の解決策を提案する。
- ③ 地域で展開される様々なプロジェクトをつなぐ役割を担うことで、複合的な事業展開を可能にする。

などの機能をもった、地域における「新たな公共」を生み出すための総合的な支援体制の整備を目指した「中間支援のしくみ」のこと

- この「地域プラットフォーム」の機能を学校・家庭・地域の協働のしくみづくりに適用しようというのが、本審議会が提案する「地域教育プラットフォーム」という考え方である。【図5】に示したように、「地域教育プラットフォーム」のしくみを導入することで、三者の教育力の関係を再構築していくことを目指している。

【図5】 学校・家庭・地域の教育力を再構築するイメージ

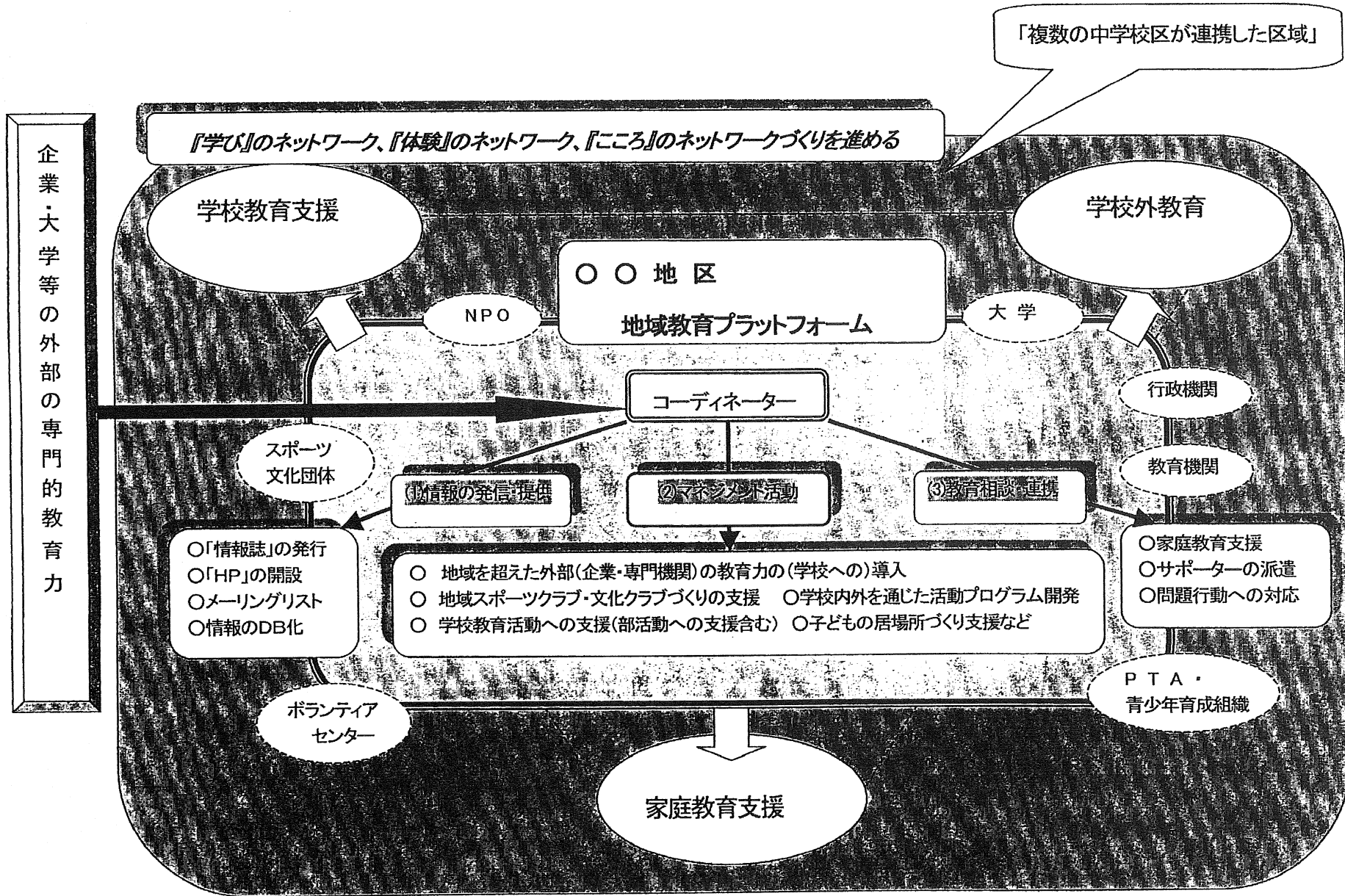


- 「地域教育プラットフォーム」というしくみの導入によってもたらされる効果としては、
 - ① 子ども・若者の育成のために必要とされるサービスやサポートをワンストップで提供することが可能となる。
 - ② 学校が積極的に参加することを通じて、地域における「家庭教育」、「学校外教育」との有機的な連携が図れる。
 - ③ 学校のニーズに応じ、地域や地域を超えた外部にある多様な資源（リソース）を的確に学校へ提供することを通じて学校教育のバリエーションをひろげることが可能となる。
 - ④ 地域と学校が連携することで、学校で学習した内容の「補充」、「発展」、「深化」、「応用」といった学習機会を「地域」の側で用意することができる。
 - ⑤ ボランティア活動や職業体験活動といった「学校外で取り組んだ方がより効果的な教育活動」が地域の協力を得て効果的に実施できる。
- などが考えられる。

(3) 複数の中学校区を「地域（エリア）」の基本単位にした「地域教育プラットフォーム」の具体像

- 【図6】は、複数の中学校区を地域（エリア）の単位とした「地域教育プラットフォーム」の具体像を描いたものである。
- 「地域プラットフォーム」が目指すものは、子ども・若者にかかわる学校を含めた多様な社会資源が『学び』のネットワーク・『体験』のネットワーク・『こころ』のネットワークづくりを進めることを通じて、教育力の再構築を図ることである。
- 主な役割は2点ある。1点は地域社会のみならず、企業や大学・研究機関などをはじめとした地域を超えた外部の社会資源の持つ教育力を地域（エリア）内にある学校内外を通じた教育活動に導入することである。特に「キャリア教育」や「メディアリテラシー教育」といった課題への対応は専門的立場からの支援を受けることが不可欠であるし、科学者や一流スポーツ選手など「スペシャリスト」から直接指導を受けることなど、身近な生活圏では体験できないような学習・教育機会を提供することが可能となる。
- 2点目は、地域（エリア）内の学校・家庭・地域の協働を進めていくためのコーディネーター活動を展開していくことである。コーディネーターの有効性は、さきに「地域教育サポート・ネット」事業においても証明されたところであるが、これをさらに発展させていこうとするものである。具体的には①「情報の収集・把握・発信・相互交流」、②「社会資源のマネジメント」、③「各種教育相談・問題を抱える子どもたちへのサポート活動」などの役割を担うことなどが考えられる。
- 「地域教育プラットフォーム」は地域（エリア）内の各学校や区市町村教育委員会との密接な連携の下で①NPO、②大学・研究機関、③PTAや青少年委員会等の地域組織、④地区ボランティアセンターなどが構成員となって設置されることが望ましい。
- 「地域教育プラットフォーム」が行う具体的取組としては、
 - ① 地域や地域を超えた外部の専門的教育力の学校教育への導入
 - ② 子ども・若者の個々の教育ニーズに対応した発展的な学習の機会への提供

【図6】 地域教育プラットフォームの具体像について



- ③ 学校外で取り組んだ方がより効果的な各種体験活動の機会の提供
 (「地域スポーツクラブ」や「子どもの居場所づくり」など)
- ④ 学校・専門機関等との連携による不登校、引きこもり等の子どもたちへの「こころ」のサポート
- ⑤ 就学前教育への対応、家庭教育を支援する人材の養成
 などが考えられる。
- 「地域教育プラットフォーム」づくりを通じて、一定の地域(エリア)という範囲の中で、「子ども・若者」を中心に据えた教育施策の総合化・一体化が図られる。そこでは学校教育・社会教育といった従来の行政の枠組みでは対応できなかった「谷間」の課題を、地域における関係機関や住民のネットワークを活用することで解決を図るという方向性が見出されているのである。
- それに応じて、学校教育も自己完結的教育観を転換させ、地域との協働に基づく教育活動や学校関連携・学校段階間連携(学校ファミリー)を積極的に推し進めていく必要がある。
- そのためには、各学校においては以下の取組を進めることが期待される。
 - ① 学校間連携・学校段階間連携(学校ファミリー)を積極的に推し進める。
 - ② 外部の教育力を積極的に受け入れていくための教育課程の弾力的運用を図る。
 - ③ 学校のニーズを積極的に地域へ発信する。
 (学校長の経営方針に「学校支援」の明確化を図る。)
 - ④ 「地域教育プラットフォーム」や他の学校との連携窓口を設置する。
 - ⑤ 学校内におけるコーディネート機能を充実させる。
- 地域には様々な青少年育成組織があり、主として学校外教育を中心に活動を展開している。一方、「地域教育プラットフォーム」は、家庭教育支援、学校教育支援、学校外教育活動を総合的かつ有機的関連を持って実施していくことを目指している。その点において性格はかなり異なると言えるが、既存の青少年育成組織も学校外教育活動の一翼を担うという意味で、この「地域教育プラットフォーム」が展開する活動に積極的に参加していくことが期待されている。
- 「地域教育プラットフォーム」は、区市町村教育委員会との連携・協力の下に、地域における多様な主体(NPOや青少年育成組織)によって、設立・運営されていくものである。その成立の過程においては、各々の立場から展開される教育観や方法論の相違が生じるが、それを乗り越え「共通の教育観」を形成していくことで、地域が一体となって子ども・若者の育成に取り組むことを目指した「新たな地域文化」がうまれてくることも期待できる。

第4章 地域教育プラットフォームづくりを進めていくための教育行政のあり方

1 これからの教育行政の役割と地域教育総合計画づくりの必要性

- 地方分権の進展に伴い、地方公共団体における責任と権限が拡大している。このような中で、教育委員会には、教育行政の責任ある担い手として、拡大した権限を生かし、主体的にその役

割を發揮することが強く期待されている。

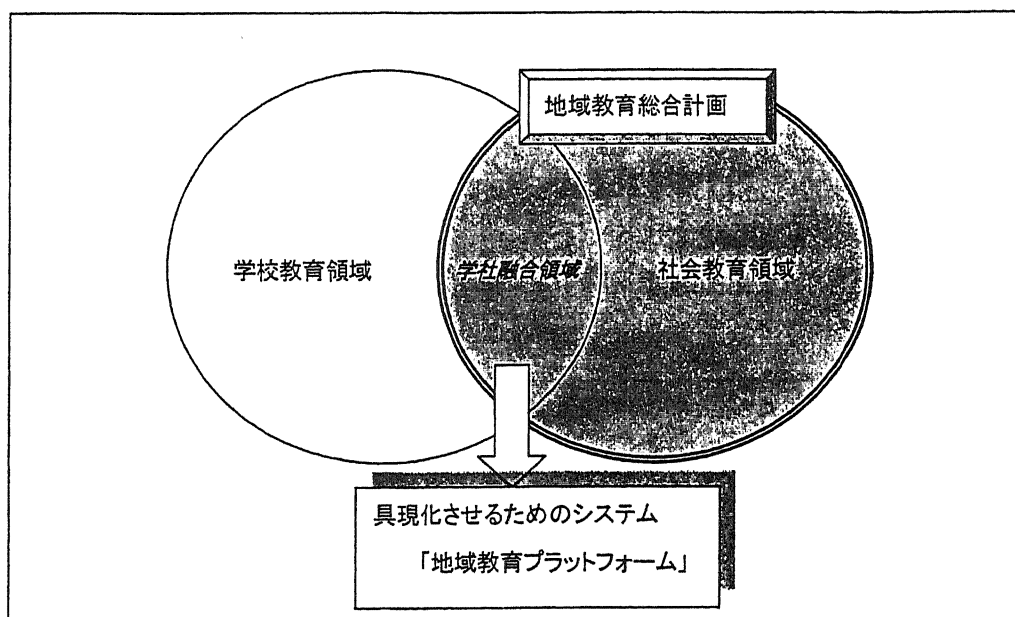
- 特に区市町村教育委員会には地域の教育課題に迅速に対応していくためのグランドデザインとしての「地域教育総合計画」を描くことが求められている。

2 地域教育総合計画づくりを進めるための教育行政のあり方

(1) 区市町村教育委員会の役割

- 「地域教育総合計画」づくりが目指すものは、次代を担う子どもたちの育成を中核に据え、教育の総合力を高めることであり、学校教育と社会教育を相互に関連させながら施策の体系化を図ることにある。
- 【図7】では、「地域教育総合計画」の概念図を示したが、計画を作る際のポイントとなるのが「学社融合」の領域をどのような形で計画に盛り込むかということである。

【図7】 地域教育総合計画の枠組み



- 「地域教育総合計画」を実効あるものにしていくためには、計画を推進していく教育行政の体制整備が重要になってくる。
- これまでの教育行政は、学校教育行政と社会教育行政に「二分」された傾向が強かったが、「地域教育総合計画」づくりを進めるに当たって、学社融合領域の施策を展開するため、教育委員会内部に教育施策の総合的企画・調整機能を有した部署を設置する必要性が生じてきた。その部署が各学校や地域住民、地域の社会資源のニーズを把握、分析した上で、学校教育・社会教育相互の有機的関連を示しながら区市町村独自の総合的な地域の教育力を生かすための教育計画案を立案することが期待されているのである。
- 具体的には、「地域教育プラットフォーム」を設置する「地域（エリア）」の範囲をどのように設定するか、コーディネーター役をだれに（あるいはどのような団体に）任せるか、地域住民の学校運営への参画のしくみをどのように描くか、特色ある学校づくりを行政として

どのような形で支援していくかなどの方針案を示すことが総合的企画・調整機能を有した部署に求められ、学校教育及び社会教育行政をつかさどる部署はその方針に基づき、着実に施策を実施していくことになる。

(2) 都教育委員会に求められる役割

- 都教育委員会には広域的自治体として、先導的施策を実施することや都内全域の教育水準の維持向上という観点から区市町村教育委員会を支援していくことが期待される。

ア 区市町村教育委員会に対し教育行政の新たな施策枠組みを示す

- 第一に求められるのは、教育行政の新たな施策枠組みを示すことである。特に「学社融合領域」の施策を教育行政として一体的に推進していくための方向性を整理し、区市町村教育委員会に示していく必要がある。
- そのためには、生涯学習スポーツ部内に「学校教育支援」を担当する職員（社会教育主事）を配置することなどを通じ、社会教育行政における「学校教育支援」の位置づけを明確化させることが挙げられる。また、区市町村における「地域教育プラットフォーム」づくりへの支援をはじめ、都立学校が行う教育活動の支援も望まれる。
- 加えて、都生涯学習審議会の果たす役割も大きいものがある。都生涯学習審議会は条例によって設置された地方自治法上の「附属機関」であり、生涯学習の振興に関して、長期的な展望に立って、広い視野から検討するために設置されているものである。しかしながら、これまでの生涯学習審議会は、条例上は学校教育を含めた施策提言が可能であったにも関わらず、この分野への提言は十分になされていたとは言えなかった。今後は、学校教育と社会教育を包括する視点に立って、将来を見据えた施策提言機能を強化していくことが期待される。

イ 先導的施策の実施

- 第二に先導的施策の実施を通じて、施策誘導を図っていく必要がある。例えば第3章で提案した「地域教育プラットフォーム」のしくみづくりを全都的に展開していくために、都教育委員会は以下に挙げた取組を積極的に実施していく必要がある。

【「地域教育プラットフォーム」の全都的展開を図る上で、都教育委員会に期待される役割】

- (1) 企業や大学等の有する専門的教育力を積極的に活用するためのしくみづくり
 - ★施策案1 東京都「地域教育」推進ネットワーク協議会（仮称）の設置
- (2) 「地域教育プラットフォーム」づくりに向けた支援及び助言
 - ★施策案2 区市町村教育委員会・協力した「地域教育プラットフォーム」づくりモデル事業の実施
 - ★施策案3 都教育委員会における社会教育主事と指導主事の連携による（「地域教育プラットフォーム」づくりや学社融合のための）区市町村教育委員会への指導・助言機能の充実

★施策案4 都立学校の「地域教育プラットフォーム」への参加促進

(3) 優秀なコーディネーターの確保、養成、スキルアップ

★施策案5 「地域教育プラットフォーム」の中核となるコーディネーターの養成及びスキルアップ

(4) 教員の資質向上（職業能力開発）への支援

★施策案6 教員対象研修、教員への意識啓発の実施

(7) 企業・大学等有する専門的教育力を社会資源として活用するためのしくみづくり

- 【図8】に「東京都『地域教育』推進ネットワーク協議会（仮称）」のイメージを示した。
- 東京には、企業、経済団体、大学・研究機関、NPO、文化芸術団体、スポーツ団体などの多様な社会資源が存在している。それぞれの機関・団体が各々の立場から子どもたちの教育支援に取り組んでいる事例も少なくない。しかし、現在その支援を享受できるのはごく一部の学校であって、東京都全体としては社会資源が十分に活用されているとは言えない状況にある。
- 資源を提供する企業や経済団体の側も社会貢献の一環として「教育支援」を打ち出しではいるものの、提供できる資源に自ずと限界があるため、多くの学校から出されるニーズのすべてにこたえていくことは難しいのが現状である。
- このようにひと口に企業や大学等の外部の社会資源と学校の協働のしくみづくりにおいても、個々の地域レベルにおいては解決できない複雑かつ多様な課題もあり、これらの課題を整理・分析し、よりよい解決策を導き出すための協議機関を設置することが、広域行政としての都教育委員会に求められている。
- 「東京都『地域教育』推進ネットワーク協議会（仮称）」は、企業・経済団体、大学・研究機関、NPO、そして「地域教育プラットフォーム」関係者、区市町村教育委員会関係者、学校関係者の主体的参加により、「外部の社会資源と学校の協働」を進めていく上で生じる課題の解決を図ろうというものである。例えば①「奉仕体験活動」、②「『キャリア教育』支援」、③「地域におけるスポーツ活動支援」、④「地域における文化活動支援」、⑤「学校教育支援」、⑥「家庭教育支援」などの課題を整理し、よりよい解決策を提示することが期待されている。
- また、「東京都『地域教育』推進ネットワーク協議会（仮称）」の活動成果や都教育委員会が企業や大学等と連携して開発した学習プログラム等を、「地域教育プラットフォーム」を通じて各学校や社会教育施設・団体に提供していくことも期待される。

(4) 地域教育プラットフォームづくりに向けた支援及び助言

- 先述したように「地域教育プラットフォーム」は、区市町村教育委員会との連携・協力の下に、地域の特性に応じた多様な運営主体によって設置されていくことが望ましい。
- 例えば、都教育委員会が区市町村教育委員会と連携して、都内の幾つかの地域でモデ

ル事業を展開し、その成果を踏まえ「『地域教育プラットフォーム』づくりへの指針」として取りまとめ、それを東京都生涯学習情報ホームページや区市町村との連絡会等の開催を通じて（「地域教育プラットフォーム」づくりを）全都的に広げていくことが考えられる。

- モデル事業を実施する際には、都教育委員会の指導主事と社会教育主事が連携し、区市町村教育委員会や地域内の学校、そして社会教育関係団体などへの適切な支援と助言を行っていくことが望まれる。
- 加えて、モデル事業を実施していく過程においては「P (Plan) - D (Do) - C (Check) - A (Action)」のマネジメントサイクルの手法に基づいた進行管理を行い、事業の実効性を高めていくとともに、事業実施の透明性に配慮するなど都民への説明責任の視点を重視する必要がある。
- モデル地区内に都立学校（都立高等学校、都立盲・ろう・養護学校等）がある場合、その都立学校は、地域のニーズに応じ学校開放に取り組むことや都立学校の有する教育力を地域に還元することで、「地域教育プラットフォーム」づくりに積極的に寄与することが期待されている。また、都立学校が求める奉仕体験活動等の活動の機会や場を「地域教育プラットフォーム」が提供していくことなども考えられる。

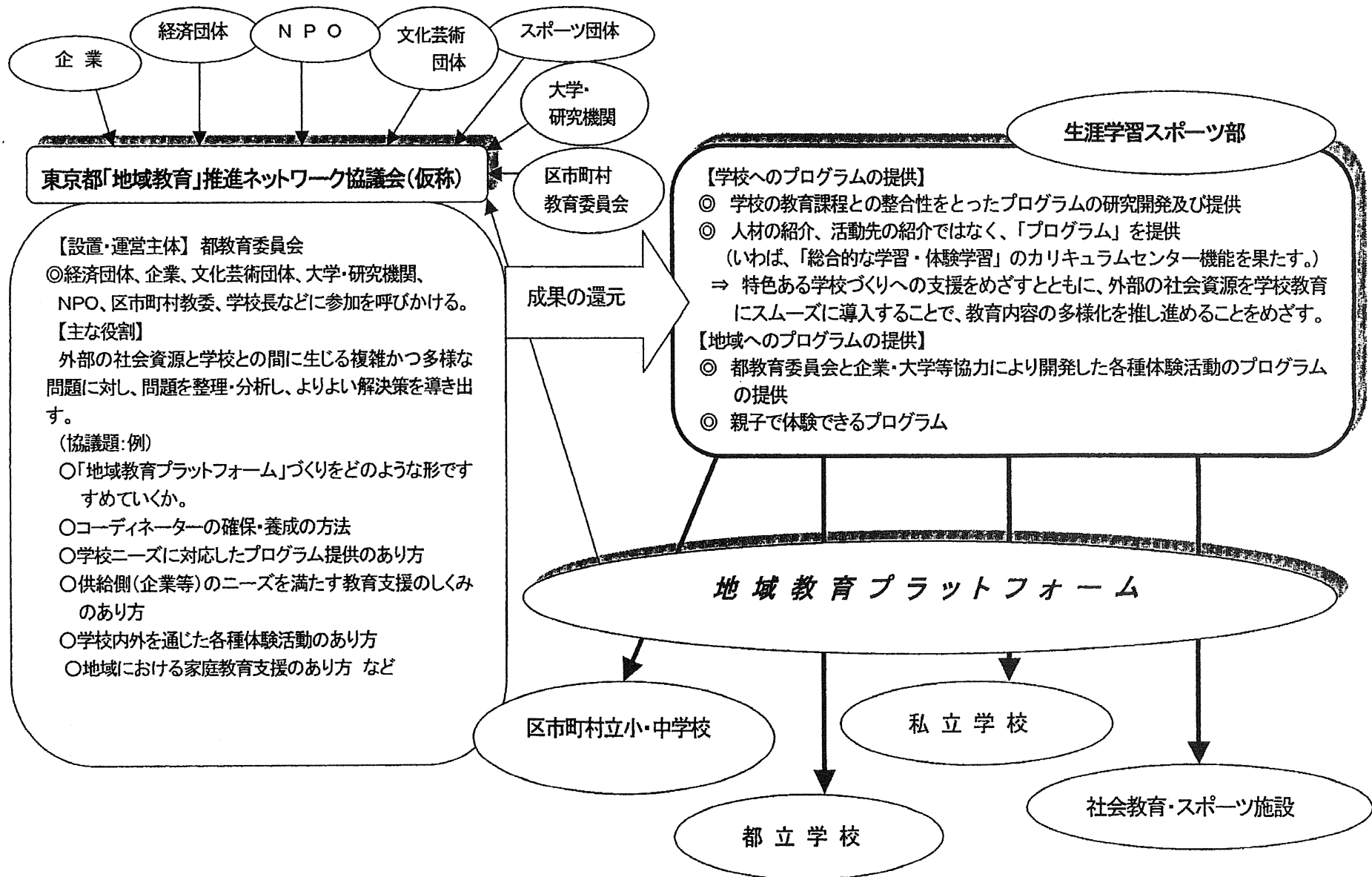
(3) 都社会教育主事が果たすべき役割

- 社会教育主事に新たに求められてくるのは、教育委員会における専門的教育職員の立場から「地域教育プラットフォーム」の設置及び運営のための支援にかかわる推進的役割を果たすことであり、学校教育支援施策の展開を通じて学校や地域の人々に多様な「学び」のスタイルを示していくことである。
- 社会教育主事は、指導主事とならんで教育公務員として位置付けられているが、指導主事が「学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導」という明確な役割を持っているのに対し、社会教育の場合は、教育・学習の主体はあくまで住民であり、それを（教育行政の立場から）援助していくのが、社会教育主事の役割とされてきた。
- 社会教育主事については、社会教育主事の設置が社会教育法に盛り込まれた1951（昭和26）年以来、そのあり方や専門性の中身がわかりにくいという指摘を受けてきた。加えて法施行から50年以上が経過し、社会状況は大きく変化しており、時代状況に応じた社会教育主事の役割を位置付け直す必要がある。

ア 都社会教育主事の新しい職務

- 今後、都の社会教育主事に期待される職務内容を挙げると以下のようなになる。

【図8】 東京都「地域教育」推進ネットワーク協議会（仮称）について



- (1) 「地域教育プラットフォーム」づくりに向けた区市町村への支援
 - ① 「地域教育総合計画」づくりに関する区市町村教育委員会への助言
 - ② 「地域教育プラットフォーム」設立に向けた支援
 - ・企業、大学、NPO等の社会資源との連携のしくみづくりへの支援
 - ・学校関係者への理解促進
 - ・コーディネーターのマネジメント能力向上支援
 - ③ 「地域教育プラットフォーム」の具体的運営に関する助言
 - ・地域における教育ニーズの把握、分析
 - ・活動プログラム作成支援
 - ・活動資金（シード・マネー）づくりへの支援
- (2) 都教育委員会において社会教育主事に期待する職務
 - ① 生涯学習スポーツ部が今後取り組むべき施策の企画・立案
 - ・生涯学習スポーツ部における「学校教育支援機能」を強化するための施策の立案（企業・大学・NPO等の社会資源のネットワーク化、社会資源を活用した学習プログラム開発など）
 - ・新しい家庭教育施策の立案
 - ・生涯学習審議会事務局の中核としての役割強化
 - ② 都庁内の「学社融合」施策の推進役
 - ・指導部と生涯学習スポーツ部の施策連携（例：教員研修の共同企画など）
 - ・知事部局が有する教育資源の学校教育への活用促進
 - ③ 都立学校への支援体制づくり
 - ・「奉仕体験活動」をはじめとした都立高校への支援（体験先の開拓、授業カリキュラム作成の援助、外部講師の紹介）
 - ・「奉仕体験活動」、「キャリア教育」、「福祉教育・ボランティア学習」などの分野において外部講師として、学校で授業を担当
 - ・社会教育主事の企画による都立高校生を対象とした「体験活動プログラム」の実施

イ 都社会教育主事の資質・能力の向上

- 都の社会教育主事には、社会教育事業の企画・実施等を通じてこれまで培ってきた経験と専門分野での知識の蓄積を踏まえ、新たな職務に取り組んでいくことが期待されている。
- 上述した社会教育主事の新たな職務を着実かつ確に遂行していくためには、都の社会教育主事の資質・能力を向上させることが不可欠であり、今後社会教育主事が身に付けるべき資質・能力を示すと以下ようになる。

- (1) 社会教育分野の専門的教育職としての力量形成
 - （ニーズ把握の手法、社会資源のネットワーク化の手法、コーディネート能力、NPOに

関する知識、学習プログラム編成など)

- (2) 教育政策形成能力の向上（政策立案・事業管理及び実践的力量的向上）
- (3) 教育行政の職員としての総合的な行政実務能力の向上
（財政や学校教育関連法規に関する知識の習得及び実践的力量的向上）

- 社会教育主事の資質・能力の向上を図るためには、都教育委員会が計画的なOJT（On The Job Training）の機会を設定することを通じて、専門職としての力量形成とともに、行政職員としての総合的な行政実務能力の向上を図るための方策を打ち出す必要がある。
- 加えて教員や指導主事に対しては、教育公務員として専門性を高めるための数々の資質・能力の向上策が講じられてきているが、社会教育主事に関しては同様のしくみが用意されていないのが現状である。今後は、社会教育主事の専門職としてのレベルの維持、向上を図るための方策を講じることが都教育委員会に求められている。

おわりに

本答申では、子ども・若者の「次代を担う力」の育成に焦点を当て、学校・家庭・地域の教育力の再構築を目指した教育施策についての考え方及び教育行政の役割についての提言を行った。

答申を取りまとめる過程で私たちが留意したことは、従来の生涯学習・社会教育行政の枠組みにとらわれることなく、教育施策の総合化・一体化の視点に立って提案を行うことであった。本文では十分に触れることができなかつたが、この答申で提案した諸施策を実施していくに当たっては、教育委員会内の学校教育担当部署の職員をはじめ、学校管理職、教員といった方々の理解・協力が不可欠であるということは言うまでもない。学校の主要な役割は、過去からの知識や技能を新しい世代に伝達することであり、その役割は普遍的なものである。しかし、同時に変化の激しい時代に対応していくために学校は、多様な教育資源の有効活用を図りながら、教育内容の不断の革新に努めていくことが期待されている。

今回提案した「地域教育プラットフォーム」は、学校改革を地域の側からサポートするものであり、家庭や地域が学校と適切な役割分担を行いながら、子ども・若者の育成活動の活性化を図るためのものである。都教育委員会は、東京における「地域」の多様性を踏まえ、区市町村教育委員会、学校関係者、企業、大学、NPO等とも積極的に連携しながら、本答申の具現化に努めていくことを希望する。



Ⅱ 市区町村における生涯学習審議会等の 答申・建議等



Ⅱ 市区町村における生涯学習審議会等の答申・建議等

○ 高齢者の生きがづくり

(建議 平成16年10月 埼玉県上尾市生涯学習推進市民会議)

○ 生涯学習の啓発

(提言 平成16年11月 神奈川県茅ヶ崎市生涯学習推進委員会)

○ 答申書

「将来を志向した学校園教育のあり方」と「生涯学習振興のための教育施設の活用」について

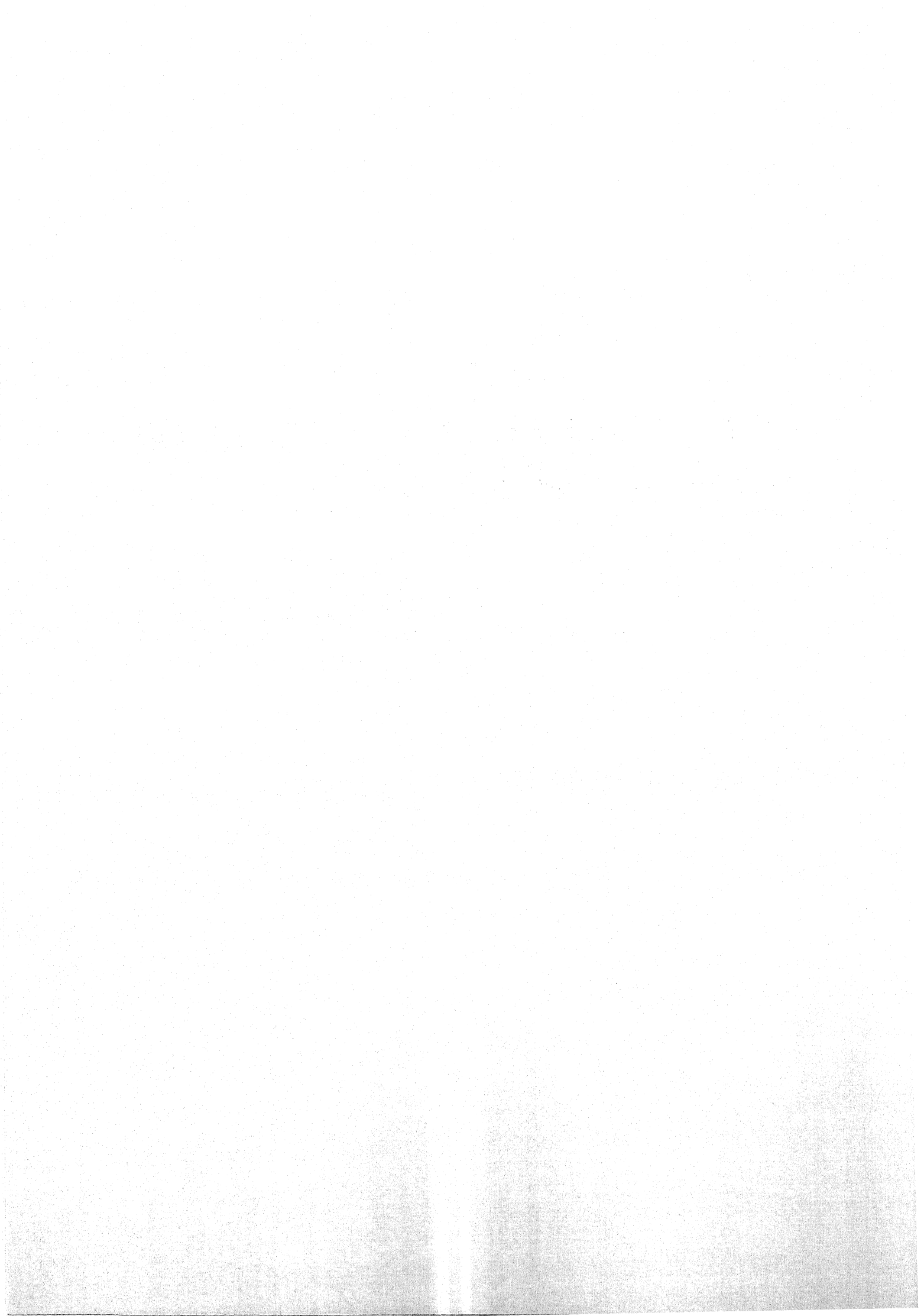
(答申 平成17年2月 兵庫県播磨町教育審議会)

○ 粕屋町における生涯学習の推進方策について

(答申 平成17年3月 福岡県粕屋町教育問題審議会)



Ⅲ 都道府県・指定都市における社会教育委員の 会議の答申・建議等



○ 青少年の地域活動を支援する環境づくりに向けた社会教育行政の役割と課題

(報告 平成16年5月 神奈川県社会教育委員の会議)

はじめに

今日、いじめ、暴力行為、ひきこもりなど、青少年をめぐる様々な問題が深刻な社会問題として取り上げられています。こうした問題の背景には、青少年に他人を思いやる心や社会の構成員としての規範意識など豊かな人間性が育まれていないことが指摘されています。

こうした中、平成13年7月に社会教育法及び学校教育法が改正され学校内外を通じた体験活動の促進が求められるようになりました。また、平成14年7月には中央教育審議会から「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」の答申が出され、青少年の豊かな成長を支えるためには、学校や地域において、意図的、計画的に様々な体験活動の機会の充実を図ること、さらには、様々な体験活動から、社会のルールを認識し自ら考え判断し、行動できる力を身につけることのできる環境を整備することが求められています。

神奈川県社会教育委員の会議では、平成14年より2年間にわたり、「青少年の地域活動を支援する環境づくりに向けた社会教育行政の役割と課題」というテーマで、環境づくりという視点から青少年の体験活動やボランティア活動について、研究協議を続けてまいりました。特に本報告では、地域の人材、施設、イベント、そして、それらに総合的に関わる行政という4つの側面から、それぞれの役割や機能について調査研究し、社会教育行政が取り組むべき、青少年の地域活動を支援する環境づくりに向けた方策についてまとめました。

この報告書が青少年の地域活動に関わる行政の参考になれば幸いです。

1 テーマ

(1) テーマ

青少年の地域活動を支援する環境づくりに向けた社会教育行政の役割と課題

(2) テーマ設定の趣旨

ア 青少年を取り巻く環境と実態

今日、青少年を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市化、核家族化、情報化等の変化のなかにあり、いじめ、薬物乱用、性非行、暴力行為、ひきこもり、凶悪犯罪の増加などが、深刻な社会問題となっている。こうした背景には、思いやりの心、豊かな人間性や社会性などが青少年に育まれていないことがあるが、それには、自己中心的なおとなの意識や生き方などが深く関わっている。

神奈川県においては、平成14年度街頭犯罪（ひったくり・路上強盗・自転車盗・オートバイ盗・自動販売機荒し等）で検挙・補導された少年は2,880人で、成人を含めた全検挙人員4,022

人のうち、少年は71.6%を占めている。因みに平成10年度は58.7%で年々増えてきている。また、平成14年度中に県内で検挙・補導された刑法犯少年は10,590人で大阪、東京に次いで全国第3位となっており、大変憂慮される状況にある。

中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（平成14年7月29日）でも指摘されているように、青少年が、様々な人や社会、自然などと直接ふれあう機会は、情報化、科学技術の進展により少なくなっている。青少年の豊かな成長を支えるには、学校や地域において、意図的、計画的に様々な体験活動の機会の充実を図り、思いやりの心や豊かな人間性や社会性、自ら考え行動できる力などを培うことが必要である。また、いじめ、暴力行為、ひきこもりなど青少年をめぐる深刻な問題が生じており、子どもたちの精神的な自立の遅れや社会性の不足などが見られる。このようななかで、青少年に、社会の構成員としての規範意識や、他人を思いやる心など豊かな人間性を育てていくためには、社会体験活動や自然体験活動など様々な体験活動を通して、自ら考え判断し、行動できる力や社会のルールを身につけることができる環境を整備することが求められる。

イ 学校教育法及び社会教育法の改正

平成13年7月の社会教育法及び学校教育法の改正により学校内外における体験活動の促進が求められるようになった。

(7) 社会教育法の一部を改正する法律

社会教育法の一部を改正する法律では、青少年の社会性や豊かな人間性を育むために、「教育委員会や公民館等の社会教育施設が自ら体験活動の機会を提供する事業を実施すること、及び民間の社会教育団体等が実施する事業を奨励することを教育委員会の事務とする」旨を第5条第12号で規定した。

また、同法改正の背景として、文部科学省生涯政策局社会教育課長は、「教育委員会月報」（第一法規 平成13年9月）の中で、「近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進んだため、地域の教育力が弱まり、青少年一人ひとりが日常的に様々な体験の中で多くの人と関わり、試行錯誤しながら社会のルールを自ら考え行動する習慣を身につけていくことが難しくなっている。このため、地域において、意図的・計画的に青少年に様々な体験活動の機会を提供することが、社会教育が担うべき重要な役割になってきている。」と説明している。

(1) 学校教育法の一部を改正する法律

学校教育法の一部を改正する法律では、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校について、各校種の教育目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとともに、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない」としている。

ウ 完全学校週5日制の実施

平成14年度から完全学校週5日制が実施されている。この完全学校週5日制は、家庭・学校・地域が一体となってそれぞれの教育機能を発揮しつつ、子どもたちが自然体験や社会体験などを行う場や機会を増やし、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性、健康や体力などの「生きる力」を育もうとするものである。完全学校週5日制のもとでは、週末等において、子どもたちが主体的に様々な活動ができるよう、家庭や地域における体験活動等の場や機会の拡充、情報提供体制の充実を図ることがますます求められている。

エ 新学習指導要領の実施

学校においては、平成14年度から、新学習指導要領において、「生きる力」の育成をめざす観点から体験活動が重視され、新たに「総合的な学習の時間」が創設された。体験活動を教育活動に適切に位置づけ、その充実を図ることが求められるようになった。

このように、子どもたちが学校内外において様々な場所で活動する機会が増えることから、それらの活動を支える環境づくりが必要となってくる。その環境づくりに向けて、社会教育行政の役割と課題を探ることを今回のテーマとした。

(3) テーマに関わる基本構想

体験活動やボランティア活動について、市町村や社会教育・青少年関係団体における取組を「環境づくり」という視点から調査を実施した。

表-1にあるように、地域の人材、施設、イベント、そして、それらに総合的に関わる行政という4つの側面から捉え、青少年が地域で活動する場合に各側面が果たす役割や機能について区分し整理した。なお、地域の教育資源としての自然環境は、各場面に共通して活用できるものとした。

市町村社会教育・生涯学習及び青少年教育担当課を対象に2回わたる調査を実施し、それらの結果をもとにテーマについて審議し、ここに報告書としてまとめるものとした。

(表-1)

地域人材	地域施設	地域イベント等
どのような人材が青少年の活動を支えているか	どのような施設が青少年の活動を支えているか	どのようなイベントが青少年の活動を支えているか
<ul style="list-style-type: none">・知識・技能を有する個人・団体の活用・青少年の自主的・主体的活動に向けた支援・青少年の活動を支援する教材等の作成	<ul style="list-style-type: none">・施設職員が企画した施設や地域の特性を生かした学習プログラムや事業の実施・施設を利用する人やサークルが自ら持つ技能を生かし、企画した学習プログラムや	<ul style="list-style-type: none">・商店街・企業・公民館・野外活動施設・学校等が企画した事業への参加・実行委員会等の組織が企画した町づくりフェスティバル等への参画

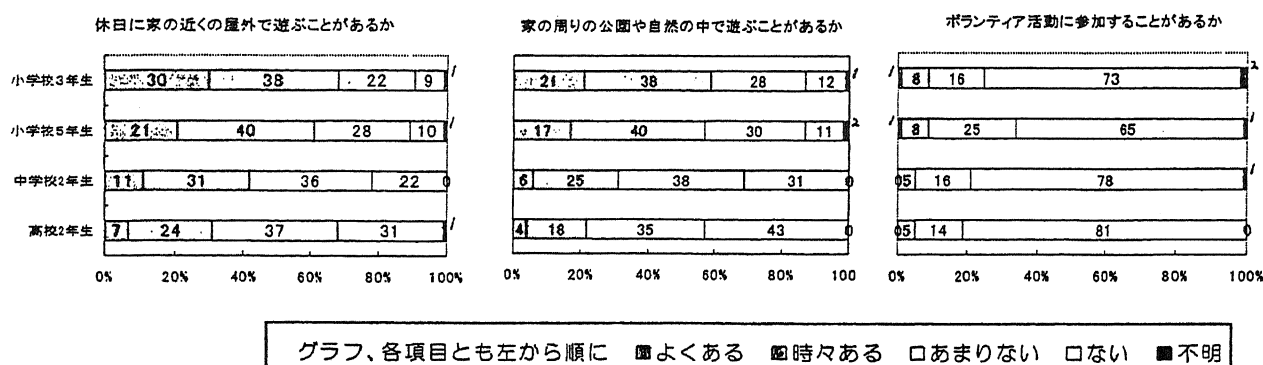
	事業の実施 ・活動場所の提供を行う施設の拡充 ・情報の提供や相談を行う施設の整備 ・指導者の養成
行 政 行政のどのような取組が青少年の活動を支えるのか ・情報の提供・相談 ・気運の醸成 ・連絡・調整 ・指導者の養成 ・青少年育成団体への支援	

2 青少年の地域活動の現状

(1) 青少年の地域活動の現状と意識

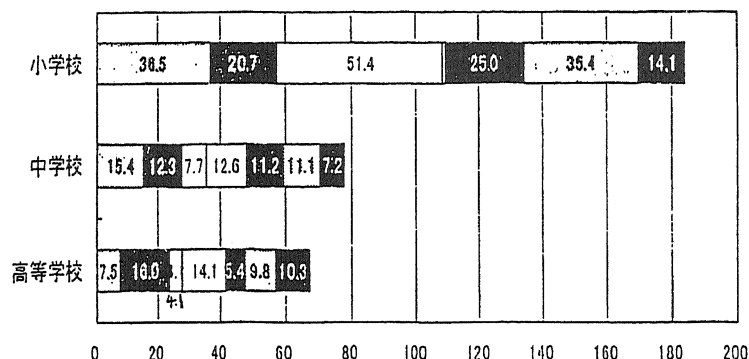
ア 青少年と地域社会の関わり

「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査（平成13年9月・10月調査）（子どもの体験活動研究会）」によると、子どもの地域社会との関わりは、小学校、中学校、高等学校と学年があがるにつれ少なくなる傾向にあり、ボランティア活動についても同様の傾向にある。



「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査報告書（平成13年9月・10月調査）」子どもの体験活動研究会により作成

また、学校における体験活動も、小学校、中学校、高等学校と進むにつれて少なくなる傾向にある。（「学校における体験活動の実施状況（平成12年度）」・文部科学省）



注) 数字は、小学校は6年間、中、高等学校はそれぞれ3年間で実施されている体験活動の総単位時間
(小学校は1単位時間45分、中、高等学校は1単位時間50分)

各項目とも左から順に □自然体験活動 ■社会体験活動 □勤労生産活動 □職業体験活動 就業体験活動
■芸術文化体験活動 □交流体験活動 ■その他の体験活動

「学校における体験活動の実施状況（平成12年度）」文部科学省により作成

さらに、前述（P130）の調査「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査報告書」によると、日ごろから、地域の人たちとのふれあいが多く子どもは、日常生活の充足感も高く、地域活動への関心が高い傾向を示していると報告されている。

このことは、神奈川県青少年総合研修センターが平成14年3月に出した報告書「地域活動・ボランティア活動をする青少年等の意識調査報告書」（県内の高校5校生徒381人を対象とした調査）によっても次のように同様な結果が報告されている。

- ・小学生の頃に子ども会や町内会等の活動に参加していた、あるいは現在も活動している高校生はボランティア活動にも関心を持つ傾向が見られた。
- ・クラブ活動を行う生徒や学校行事に熱心な生徒は、ボランティアに関心を持つ傾向が見られた。

イ 完全学校週5日制における土曜日の過ごし方

神奈川県教育委員会が、小学生・中学生・高校生を対象に平成14年9月に行った「完全学校週5日制に関するアンケート調査」の結果（P132・P133・P134）によると、「土曜日の休みはどのように過ごすか」という問いに「自分の趣味や好きなことをする」と回答した高校生は、回答者の半数近い率で第1位となっており、小・中学生においても比較的の高い率を示している。

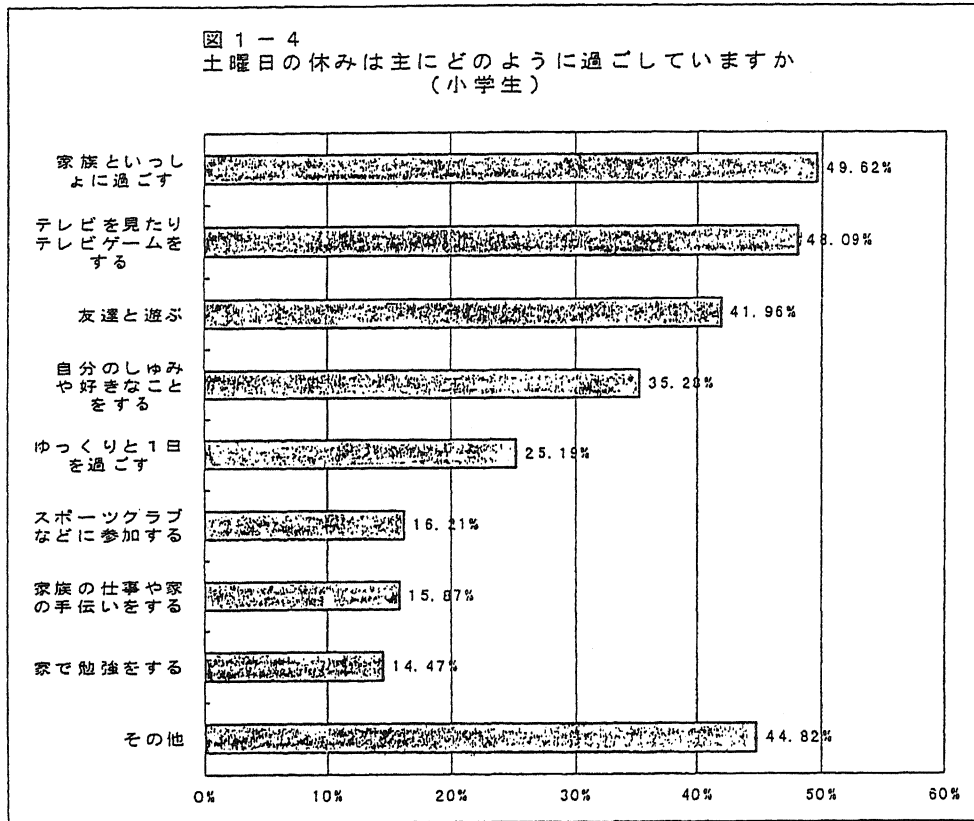
一方、「ボランティア活動をする」「自然に親しむ活動をする」「地域でのスポーツや文化活動に参加する」「図書館や博物館などへ行く」といった項目はいずれも低い率となっている。

小学生

- 「家族といっしょに過ごす」49.62%
- 「テレビを見たり、テレビゲームをする」48.09%
- 「友達と遊ぶ」41.96%
- 「自分のしゅみや好きなことをする」35.28%

「ゆっくりと1日を過ごす」25.19%

(選択肢から3つまで選択)



※ 表のその他の内訳

- 「習い事をする」13.92%
- 「家で読書をする」8.42%
- 「学習塾に行く」5.85%
- 「地域でのスポーツや文化活動に参加する」5.43%
- 「図書館や博物館などへ行く」3.48%
- 「自然に親しむ活動をする」1.39%
- 「ボランティア活動をする」0.70%
- 「その他」5.64% (主なものは、「買い物など外出する」など)

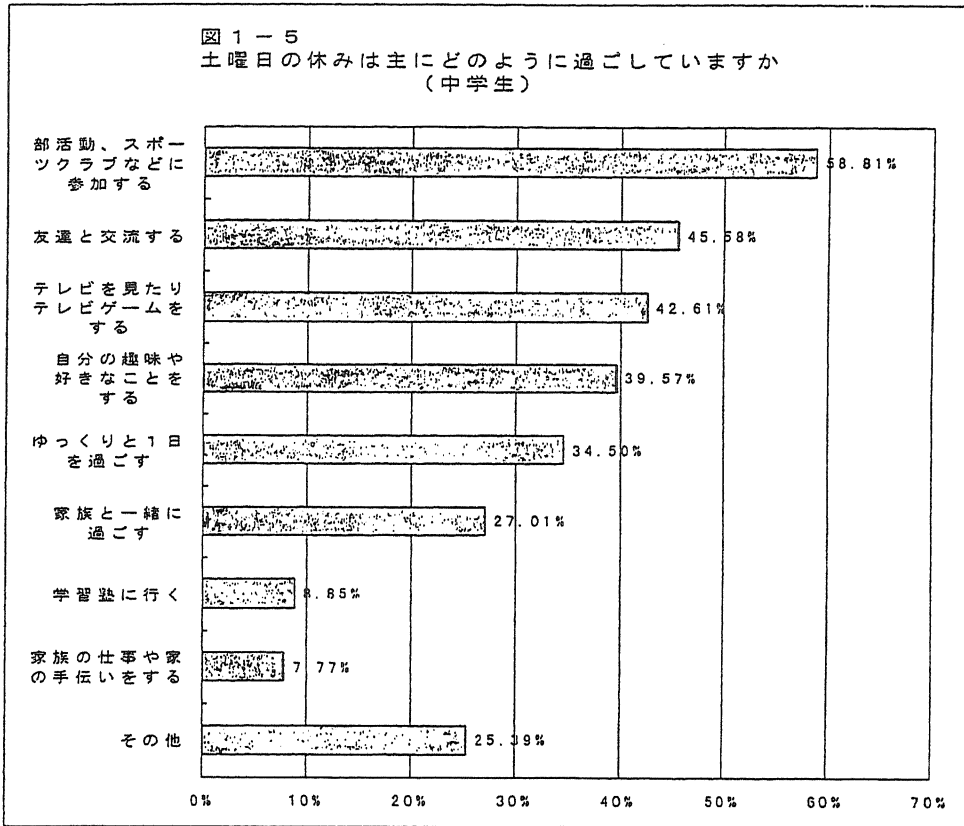
調査数 (有効数)

小学校1,437人

中学生

- 「部活動、スポーツクラブなどに参加する」58.81%
- 「友達と交流する」45.58%
- 「テレビを見たり、テレビゲームをする」42.61%
- 「自分の趣味や好きなことをする」39.57%
- 「ゆっくりと1日を過ごす」が34.50%
- 「家族と一緒に過ごす」27.01% (小学生と比べて低い率となっている)

(選択肢から3つまで選択)



※ 表のその他の内訳

- 「家で勉強する」6.41%
- 「習い事をする」5.87%
- 「家で読書をする」5.47%
- 「図書館や博物館などへ行く」1.28%
- 「地域でのスポーツや文化活動に参加する」1.22%
- 「ボランティア活動をする」1.01%
- 「自然に親しむ活動をする」0.88%
- 「その他」3.24% (主なものは、「買い物など外出する」など)

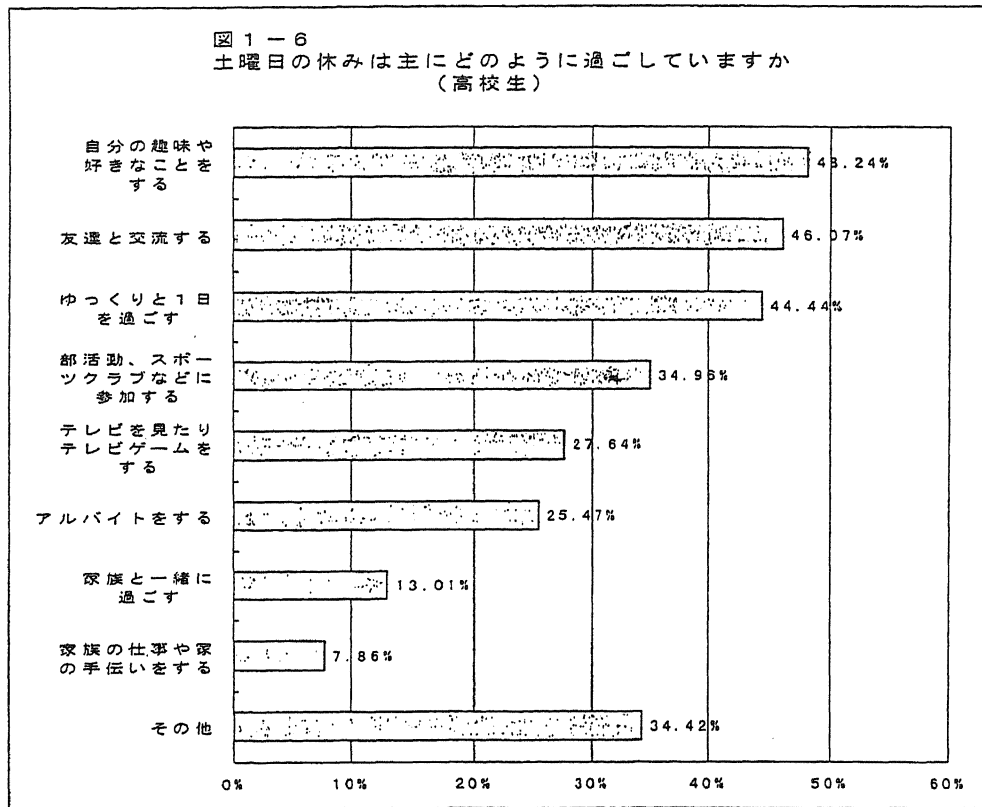
調査数 (有効数)

中学校1,481人

高校生

- 「自分の趣味や好きなことをする」48.24%
- 「友達と交流する」46.07%
- 「ゆっくりと1日を過ごす」44.44%
- 「部活動、スポーツクラブなどに参加する」34.96%
- 「家族と一緒に過ごす」13.01% (小・中学生と比較した場合、年齢が上がるにつれて率が低くなる傾向にある)

(選択肢から3つまで選択)



※ 表のその他の内訳

- 「家で勉強する」7.59%
- 「家で読書をする」7.05%
- 「習い事をする」4.07%
- 「図書館や博物館などへ行く」3.25%
- 「ボランティア活動をする」2.98%
- 「学習塾や予備校に行く」2.98%
- 「地域でのスポーツや文化活動に参加する」1.63%
- 「自然に親しむ活動をする」0.81%
- 「その他」4.07% (主なものは、「買い物など外出する」など)

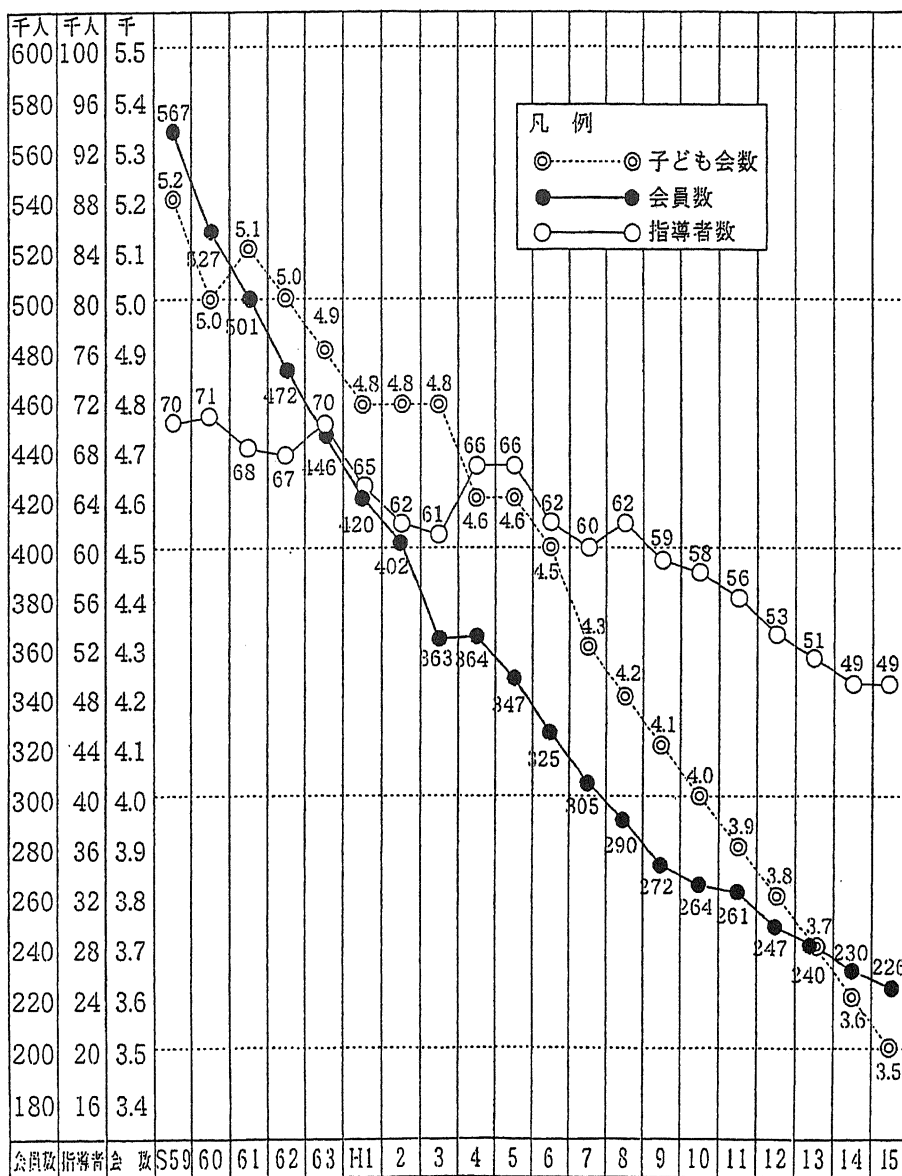
調査数 (有効数)
高校生369人

「完全学校週5日制に関するアンケート調査結果 (平成14年9月)」神奈川県教育委員会により作成

ウ 県内の青少年団体の動向

県内では数多くの青少年団体やグループが活動しているが、趣味の活動等目的追求型のグループ活動が増加しており、その内容も多様化、小集団化している傾向にある。また、少子化とあいまって、団体を構成する単位団体数、会員数についても減少傾向を見せている。(「かながわの青少年2003」神奈川県)

子ども会数・会員数・指導者数の推移



(注) 平成 11 年度からは、会員数に 4、5 歳及び高校生を含む。
資料出所：神奈川県子ども会連絡協議会（各年 6 月）

「かながわの青少年 2003」神奈川県により作成

(2) 青少年の地域活動を支える事業の現状

ア 地域人材による事業

○ 子ども会・市民団体における体験活動

◇ 子ども会育成会等による事業

子ども会育成会によって様々な体験活動が行われているが、児童数の減少や保護者の意識の変化、指導者や育成者の不足等から、団体数は減少し、活動が停滞するところが出てきている。

そのような中、A 町の子ども会ボランティア協会は、子ども会のスポーツ大会をサポートする目的で結成されたが、竹とんぼやわら草履づくり自然探検などの活動をしてい

く中で、おとな自身の交流が広がり「楽しい」「仲間づくりができる」など、自分たちが楽しみを感じるようになった。その後、活動は広がり、他の団体とも連携・協力しながらさらに活発になっていった。

◇ 市民団体による事業

B市では市内を中心に活動している19団体が連携・協力し実行委員会を組織した。そして、小・中学生の土曜体験プログラム「○○子セミナー」を開催している、団体がそれぞれの活動分野で担当のコースを分担し、10コースを設けてフィールドワークを中心に活動している。

○ 学校支援ボランティアによる体験活動

◇ 学校支援ボランティアの実態

神奈川県教育委員会「学校支援ボランティア活用促進プロジェクト」が平成14年12月に行った調査結果によると、学校支援ボランティアを受けいている学校は、小学校は98.9%、中学校は87.3%、幼稚園は71.9%、盲・ろう・養護学校は70.6%、高等学校は46.2%である。小・中学校では、学校支援ボランティアの受け入れが進んでいる。しかし、高等学校では他の校種と比較してボランティアの受け入れが進んでいない。その理由としては、小・中学校と比較して教科の専門性が高いことが考えられる。

分野（総合的な学習時間、クラブ、部活動（体育系・文科系）、教科、道徳、遠足・旅行・集団宿泊等、その他）としては、小学校で「総合的な学習の時間」が92.8%、「教科」が85.2%と高い率を示している。また、クラブ・部活動、道徳の分野では今後の受け入れ希望が増加している。中学校では、「総合的な学習の時間」が70.9%、「クラブ・部活動（体育系）」が63.1%と高い率を示している。また、すべての分野で、現状よりも今後の受け入れ希望の方が高い率を示している。

◇ 学校支援ボランティアバンク

同調査によるとボランティアバンクについて、あると回答した学校は、小学校は68.9%であるが、他校種は低い率を示している。高等学校については6.2%である。また、市町村においてボランティアバンクがあると回答した市町村は今後の設置予定を含めて16市町村である。

◇ 学校支援ボランティアの類型

「ボランティアとつくるこれからの学校」（県立教育センター2002.3）によると学校支援ボランティアは次の4つのタイプに分けられる。

学校支援ボランティアのタイプ

活動の特殊性（専門的知識・技術が必要）

環境 支援	<p>Ⅲ. 施設メンテイナー型 施設の補修・塗装、植木等の剪定、パソコン管理、保健室補助等</p>	<p>Ⅰ. ゲストティーチャー型 教科指導（地域講師）、ものづくり指導、伝統芸能演示、部活動指導等</p>	学習 支援
	<p>Ⅳ. 環境サポーター型 図書室管理・図書整理、花壇清掃・草取り、ビデオ撮影、体験活動受入等</p>	<p>Ⅱ. 学習アシスタント型 児童・生徒との交流、通学安全指導、校内巡回指導、校外学習の引率等</p>	

活動の一般性（誰にでも可能）

「ボランティアとつくるこれからの学校～学校支援ボランティアに関する調査研究報告（平成14年3月）」神奈川県立教育センターにより作成

現在、子どものことを考え、学校に関わろうとするおとなは多くいる。しかし、学校支援ボランティアによる支援は始まったばかりで、何ができるのかという不安があり、また、学校側とボランティアを行う側との調整を行う体制づくりが整っていない現状がある。

○ 青少年の体験活動を支援するボランティア団体数について

神奈川県内のボランティア団体数は、かながわ県民活動サポートセンターの集計によると平成15年8月31日現在で5,257団体（かながわ県民活動サポートセンターのホームページより引用）で、そのうち「子育て、教育、青少年」の分野における団体数は327団体で全体の6.2%である。これは「保健・医療・福祉の増進」2,535団体48.2%、「海外協力・外国人支援」796団体15.1%、「環境・暮らし」598団体11.4%について4番目であるが、青少年の体験活動に関する団体だけでなく、子育てや教育に関する団体も含んでの数である。

地域は教育資源の宝庫である。そして、そこには多くの人材が存在している。地域からの発信を待つのでなく、その人たちをいかに子どもの地域活動のためにコーディネートするか、積極的に働きかけていく必要性を感じる。

イ 地域施設による事業

○ 公民館における青少年の活動を支える事業

◇ 子どもまつり

C市の各公民館では、小学生を中心とした実行委員会を組織し、子どもたちが主体となってゲームや模擬店等の企画や運営を行っている。それに中学生・高校生のジュニアリーダーがまとめ役として関わり、さらには、それを青少年指導員、子ども会役員、P

TA等は支援している。

◇ ボランティア活動研修会

小・中学生を対象としたボランティア講座はまだ十分行われていないのが現状であるが、D市公民館では、福祉の大切さを知ってもらうために、子どもたちに高齢者や障害者と同じ立場を体験したり、地域内にある身体障害者施設に入所されている方に介助指導を受けたりするジュニアボランティア講座を開催している。そして、その講座を修了した小・中学生に、公民館まつりで介助ボランティアとして活躍してもらう事例がある。

また、E町では、中学生・高校生を対象に、町内の老人ホームや知的障害者の職業訓練場等でボランティア体験を行う事業が展開されている。

公民館等において、青少年の体験活動やボランティア活動を行うためには、地域の大人や各種団体・サークルの協力・支援が必要となる。そこで、公民館には地域の各種団体サークルのネットワークづくりと、地域住民が各々持つ知識や技能を生かしながら、青少年の体験活動やボランティア活動に関わることができる機会をコーディネートしていく機能が求められている。

ウ 地域におけるイベント

○ 青少年の活動を支える地域のイベント

◇ 青少年も含めた実行委員会によるまちづくりフェスティバル

F市では、地域側に町の行事に中学生の参加がない、行事がマンネリ化しているという課題があり、一方学校側は地域に密着した体験活動の場を探していた。そこで、PTAがパイプ役となり、地域の様々な団体が行う事業に、中学生がボランティアとして参加できる態勢を整え、地域ふれあい事業を始めた。生徒は地域の様々な事業に興味を示し、自発的に作業を行うばかりでなく、企画から運営まで行うなど積極的に事業に関わる姿が見られたり、地域に興味を持つようになり、卒業後地域のサークルに参加するなどふれあいの輪が広がり始めている。そして、中学生が地域に入ることによって街も活性化されるという効果をもたらしている。

地域のイベントとなるとその効果も大きい。しかし、様々な団体との関わり方を調整する、コーディネート役の存在が大切となる。

エ 行政による事業

○ 青少年の活動を支える事業

◇ 青少年指導員による事業

G市では中学生の地域参加活動を活発にするために、青少年指導員連絡協議会が中学2年生を対象に環境美化・保育・介護支援活動を継続して行うボランティア活動やファミリーサマーキャンプや青少年センターまつりにスタッフとして参加する活動などを行っている。

◇ 子どもたちの参加意欲を高める工夫

H市の教育委員会では、異年齢間の交流を目的として、市内の小学1年生から中学3年生を対象に、お互いに勉強を教え合う「教え合い教室」を開催している。さらに、子どもたちの参加意欲を高めるために、教え合いを通して地域通貨的なポイントをやりとりする制度も導入している。ポイントがたまると図書券やプールなどの市内の施設利用券などがもらえる制度である。

市町村行政においても様々な青少年の体験活動が行われている。特に健全育成・自然環境・地域文化に関するものが多い。しかし、学校教育と社会教育、さらには、首長部局と同じような事業を行うなど横の連携がとれていないという実態もある。

3 青少年の地域活動を支える事業の課題

(1) 地域における課題

ア おとなの意識

- ・学習活動等への参加が多いおとなほど、地域での子どもの教育活動に積極的に参画する意欲が高い傾向が見られる。（「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査」（平成13年9月・10月調査）子どもの体験活動研究会）
- ・神奈川県が平成15年2月に実施した「家庭・地域教育推進ふぉーらむ」でも「まず、おとなが生き生きと活動している姿が地域にあることが大切」「子どもたちをボランティア活動に参加させる前に、現在のおとなたちにボランティア活動の体験や地域への参加を促し、子どもたちに喜びや感動を与えてあげられるおとなたちを育成する方が必要」という意見が寄せられている。おとなの意識が子どもの体験活動への意欲を左右しているといえる。

イ コーディネーターの必要性

- ・子どもたちのためにボランティア活動を行いたい人や団体が相談できる機関がないため、地域の様々な活動が子どもたちのために生かされていない実態がある。
- ・地域に点在する青少年に関する多様な機関・団体をいかに協働させるか。さらに、それらの団体と体験活動推進に関わる問題を話し合い、共有しながら方策を見出していくために、コーディネートする人が必要である。
- ・青少年総合研修センターが県内青少年対象の活動団体1271団体に行った調査報告（平成11年1月）でも、今後の活動に必要なものとして、「体験活動を行っている団体のネットワークづくり」をあげる団体が8割近くあった。

(2) 行政における課題

行政における課題として、今回行った第1次及び第2次調査から次のようなことがあげられる。

ア 青少年の地域活動を支援するボランティア活動の推進

- ・青少年の地域活動を支援するボランティア活動を十分に推進しているとはいえ、今後においても大きな進展が期待できない現状が窺える。支援する人々の育成及び人材バンクの作成、活動できる場の提供、コーディネーターの養成、情報の提供、地域の人や団体との連携・協力等支援する環境が求められる。
- ・青少年の地域活動を支援する新規の事業予定は少ない。財政的な理由が大きいと思われるが、具体的に問題点を探り、その克服に向けた取組が課題となる。

イ 支援センターの設置

- ・体験活動ボランティア活動支援センターに期待される支援分野としては、社会教育・青少年施設における活動（学習会・サークル活動・子ども会活動など）、高齢者や年少者との交流活動、自然環境保護活動、レクリエーション・スポーツ活動、地域の文化伝承活動が高い割合を示している。また、センター設置に向けての課題としては、多くの市町村では、財政的な面と職員の専門性と他部局との連携・協力をあげている。社会教育主事の活用、効果的な研修の実施、青少年の体験活動やそれを支援するボランティアに対する職員の共通理解が求められる。
- ・青少年の体験活動について、情報提供・相談を行う機関は、県内の約半数に当たる17の市町村に存在し、主に社会福祉協議会、公民館、青少年会館、教育委員会内に設置されている。しかし、半数の市町村には、存在していないことになる。情報提供・相談を行う機関の早急な設置が望まれる。

ウ 他部局との連携

- ・市町村の多くは青少年の体験活動を充実させるために、活動の場の提供、情報の提供、青少年の活動を支援する人々の育成及び人材バンクの作成、地域の人や団体との連携・協力、青少年の地域活動を支援するボランティアのためのコーディネーターの賛成が必要であると考えている。様々な機関や組織との連携・協力のあり方が課題となる。

エ 団体・サークルへの支援のあり方

- ・市町村では既成の団体やサークルに働きかけていくことにより、青少年の地域活動を支援する環境づくりを進めようとする傾向が見られる。事業の全面委託や補助金の給付だけでよいのだろうか。今後、教育行政における団体・サークルの支援のあり方が課題となる。

4 青少年の地域活動を支える環境づくりに向けた社会教育行政の役割

(1) 気運の醸成

青少年が社会の構成員としての規範意識や命を大切に、他人を思いやる心豊かな人間性を育てていくためには、社会奉仕、体験活動など様々な体験を積み重ねることが重要である。社会の人々がこれを認識し、皆で支える環境づくりを推進していこうとする気運を醸成していく

ことが大切である。このために以下のことに努力する必要がある。

ア 啓発・広告活動の積極的展開

- ・子どもたちに「やってみよう」という意欲を持たせるため、市町村が発行する広報や公民館だより、自治会の回覧板などを活用して、子どもだけでなく地域のおとなにも広報活動を行う。
- ・社会教育主事や公民館主事を中心に、誰もが参加してみたいという興味・関心を引くような魅力ある活動内容、プログラムの開発を行う。
- ・神奈川県においては、平成14年度より「家庭・地域教育推進ふぉーらむ」を開催し、事例発表や子どもの体験活動に関する討論が行われている。このような「ふぉーらむ」を県内各地で開催し、多くの県民がこの「ふぉーらむ」に参加できるように青少年育成団体や市町村行政を通じて周知する必要がある。

イ 多くの方の参加を促す工夫

- ・参加者の体験に基づく喜びや感動を多くの子どもや地域のおとなに伝え、参加を促す。

ウ 表彰・顕彰

- ・積極的、継続的に活動を行っている人や団体を社会的に認知し、その活動に対して励みとなるよう表彰、顕彰を行う。

エ 家庭への働きかけ

- ・保護者はその役目として、子どもを地域の行事や体験活動に積極的に参加させ、地域社会における人間関係のあり方、コミュニケーションの大切さ、地域社会の一員であることを自覚させることが大切である。そのため、家庭で休日の過ごし方や地域について話し合ったり、活動の場合を親子で探したりするなど、保護者が地域活動への積極的な姿勢を示すよう保護者会や学校だより、市町村の広報、公民館だよりなどを通じて働きかける。
- ・神奈川県では小学生・中学生・高校生を対象に夏休み期間を活用して、「夏休みかながわ子どもワクワク体験」を実施している。他部局との協力を得て「ものづくり体験」「科学体験」「歴史体験」等、約90のイベントが行われている。各学校においては、子どもたちへの周知について積極的に取り組むことがのぞまれる。

(2) 情報提供や相談機能の充実

ア 情報提供の充実

- ・情報提供には情報紙、チラシ、インターネット、社会教育関係の機関紙への掲載などの方法がある。様々な方法で情報提供の充実に取り組むべきである。
- ・コンピュータや携帯電話の普及により、インターネットを通して行事のお知らせをすることで情報を速く提供できる。しかし、すべての人がパソコンを使っているわけではなく、紙媒体も必要である。

- ・学校を通して事業のチラシを配布してもらうことで、多くの子どもに情報を提供することができる。
- ・各機関・部局・団体等の情報を一元化し、誰でも、いつでも、情報を見ることができるシステムを構築する必要がある。

イ 相談機能の充実

- ・ボランティア、体験活動を希望する青少年に対して、受け入れ先が少なくまだまだ体制は整っていない。受け入れ先の確保は相談機能を充実させるうえで大切なことである。そこで、青少年ボランティアを受け入れてくれる団体・機能の把握、どのような団体が、どのような支援ができるか、各団体の支援状況調査を実施する必要がある。
- ・受け入れ先の確保には、調査だけでなく、電話で探すほか、例えば、会社の営業のようにチームをつくって、企業や団体をまわり支援してくれるところをみつけてくるなど積極的な取組も必要である。そのために、青少年を支援できる団体の連絡調整会議を置き、常に新しい情報をとれる体制を作ることが急務である。そして、いつでも相談に対応できる体制を確保することが大切である。

(3) 関係機関とのネットワーク化

青少年のより効果的な地域活動を支え、推進していくには、県及び市町村レベルでは関係機関・施設、団体、学校等が相互に連携していくことが必要である。その連携を具体的に進めるために、まず、県及び市区町村それぞれにおいて協議会の設置が求められる。そして、その協議会では、連携の方向や、具体的な事業の仕方などが検討されることになる。なお、現在類似組織が存在すれば、その組織の活用を考えてもよい。

また、地域のサークル、商店街、NPOなどへも働きかけて、連絡・調整を行える体制づくりが必要である。

(4) 物的条件の整備

青少年の体験活動は野外活動センターや公民館などで行われる場合が多い。野外活動センター、公民館、公園等で充実した体験活動ができるように施設や設備など、物的条件の整備を行うことが大切である。また、障害のある青少年の利用に対応できるよう、バリアフリーの視点を忘れてはいけない。

(5) 他部局との連携・協力

社会教育行政が青少年の地域活動をより効果的に推進するためには、教育の観点からの他部局との連携・協力が求められる。

最近では学校との連携、地域との連携が様々な形で進められているが、その連携は、まだまだ一部のところに限られている。社会教育施設と学校、地域の団体、子ども会、青少年団体、公民館のサークルなどとの連携がほとんどである。

行政の中にはいろいろな部局があるので、社会教育所管部局との連携・協力を進めることで

大きな成果があがると考えられる。

・福祉部局との連携

障害者、高齢者、幼児とのふれあいを通して、思いやりや自分の生き方について考えを深めていくことは大切である。

そのような機会の例としては、福祉関係者との連携により、車椅子による介護の体験や障害者運動会のお手伝い、視覚障害者の誘導、車椅子で外に出てバリアフリーマップを作成することなどが考えられる。また、一人暮らしの高齢者とのふれあい、幼児とのあそびなどの事業も入れていくようにすれば、体験学習の場が広がっていく。

・環境部局との連携

環境行政ではいろいろな問題に取り組んでいるが、大きな関心と呼んでいるゴミ問題や緑化問題への理解を深めることが大切である。自然環境を大切にする体験学習、海岸清掃などは多くの団体が行っているが、海の漂流物調査ではどんな物が棄てられているかを分析することで、日常生活を考え直すことができる。

緑の保全については、担当部局との連携で、植林、草刈、ゴミ拾いなどの緑化事業が進められているが、その他青少年が参加して体験学習できるものを見つけていく努力が必要である。

・防災部局との連携

防災部局との連携による初期消火体験、救急体験などは、青少年の地域の災害対策への理解を深めることになる。また、青少年が体験活動を通じて地域防災に関わることは、災害時の対応にも役立つものであり、積極的に進めていく必要がある。

すでに、I市においては「子ども防災大学」を実施し、子どもたちが、防災に関する知識や技術・能力を学んでいる。

・産業部局との連携

産業行政の分野では物づくりや物を売るサービスなどの体験活動が考えられる。工場を見学することで、ものづくりを理解し、そこで働く人々の勤労の大切さを知ることができる。商店での販売体験をすることで物の価値観を学習し、また、地域の人たちともふれあうことができる。

・農水産部局との連携

農業体験事業は、以前から米づくりなど一部の地域ですでに実施されているが、まだ行われていないところに働きかけていくことが必要である。いもほり、米づくり等を通して生産や収穫の喜び、また農業の大切さを学ぶことができる。

また、水産部局や漁業団体との連携により、地引網漁業体験、わかめの育成、魚ふれあい体験、海の恵み体験（加工体験）なども実施していくことができる。

・消費生活部局との連携

何気なく家庭生活を過ごしている青少年が、添加物の分析体験、合成洗剤の成分分析や石鹸づくりなど、生活する上で欠かすことの出来ないものに関する体験学習をすることで、自分の生活や身の回りのことに目が向けられるようになる。

・健康管理部局との連携

健康管理部局との連携により、健康料理教室、健康づくりウォーキングマップづくりなど、家族の健康の大切さをあらためて考えることができる。

・病院部局との連携

夏休みなどに、配膳のお手伝いや家の人たちが見舞いに来られない高齢者との話し合いなどを行うことができる。

・歴史文化部局との連携

古代土器づくりや縄文時代の人々の生活を体験する学習を行うことができる。

これらの例を参考に、教育委員会は、青少年の地域活動を支援する新規事業を積極的に各部局に働きかけ、社会教育関係部局と共催で事業を進めていくことが大切である。

さらに、各部局間の連絡会議を設置し、情報交換や協議等を行うことができれば、教育委員会を中心に行政全体で青少年を支える体制を確立することが可能となる。

青少年が行政の事業を体験することは、青少年が環境問題や福祉問題など地域における様々な課題を理解することにもつながるので、積極的な取組が望まれる。

(6) 家庭・学校・地域との連携・協力

ア 学校の役割

「生きる力」の育成を図るため、「総合的な学習の時間」などの学習を通して、小学校・中学校・高等学校の学校内外で発達段階に即して、豊かな地域活動や自然体験などの体験活動を充実させていくことの重要性が打ち出されている。また、平成15年12月の学習指導要領の一部改正では、「総合的な学習の時間」の学習活動を行うに当たっての配慮事項として「学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること」とし、連携の必要性を述べている。

こうした青少年の豊かな体験活動は、家庭・学校・地域の三者が一体となった連携・協力なくしてはありえないといえる。一部の人の1回だけの活動でなく、青少年の豊かな体験の継続を願って行くのであれば、なおさらのことである。

そこで、次にあげるようなサポート委員会を設置し、連携・協力して取り組むことが望まれる。

・サポート委員会の設置（P147参照）

まず保護者や地域関係者に声をかけ連携を図りながら、年度当初の教育計画の中に、発達段階に即した体験活動を可能な限り位置づけ、児童・生徒が全教育活動を通して参加できるようにしていくことが必要である。

そのためには、職員で取り組む推進体制だけでなく、生涯学習推進担当等の窓口をつくとともに、保護者、地域関係団体等（公民館・体育振興会・青少年教育団体・自治会・社会福祉関係・子ども会・ボランティア協会・老人会・婦人会・企業等）をまき込んだ連携・協力を推進していくサポート委員会（仮称）のような機関を設置することが急務である。その中で、情報を共有化し、互いに「青少年の地域活動を支えていく」重要性を認識しあい、指導力を向上させていくことが大切である。

学校と地域の受け入れ施設や団体等が、情報を交換し連携協力関係を保つことは、活動を実りあるものにし、参加する青少年へ与える効果は大きいものといえる。

学校は地域と別の存在ではない。地域の学校であり、地域と一緒に歩むものである。学校施設の開放だけでなく、教職員の専門的知識・技能を活用できるシステムづくりを図る必要がある。

・学校支援ボランティアの活用

地域の人々が学校支援ボランティアとして活動することにより、児童・生徒の学習内容が深まることはもちろんであるが、児童・生徒のボランティア精神が芽生えることにもつながる。また、地域の人々とふれあうことによって児童・生徒が地域のよさを再発見し、地域を愛する心情を養うとともに地域の一員としての自覚が生まれることにもなる。

学校支援ボランティアが機能するためには、学校とボランティアを希望する者との調整が課題になる。前述のサポート委員会がそのコーディネートを行うことが望まれる。

イ 家庭・地域の役割

地域社会の人々が、地域づくりにおいて積極的に青少年を巻き込むことにより、青少年の郷土に対する愛着や奉仕的精神を育むことができる。また、地域の人々、社会、自然と関わる体験を通じて青少年が望ましい人格を形成することや、家族や周囲の人々、地域社会のために何かをすることで喜びを感じるという人間としてのごく自然の感情を育むことができる。

・家庭におけるお手伝い（家事分担）の奨励

神奈川県教育委員会が平成14年9月に行った「完全学校5日制に関するアンケート調査」（P132・P133・P134）によると土曜日に家族の仕事や家のお手伝いをする割合が低いことがわかる。お手伝いは、家庭におけるもっとも身近な体験活動である。親子で一緒に、または、分担して家事を行うことは、子どもに家族の一員として役に立っているという自信を持たせ、自立心や責任感を育てることにつながると考えられている。

神奈川県教育委員会では毎年小学校3年生の児童と保護者を対象に「おてつだい帳」を作成しているので、それを活用するなどして、家庭におけるお手伝いの推進が望まれる。

・ P T A活動の活性化

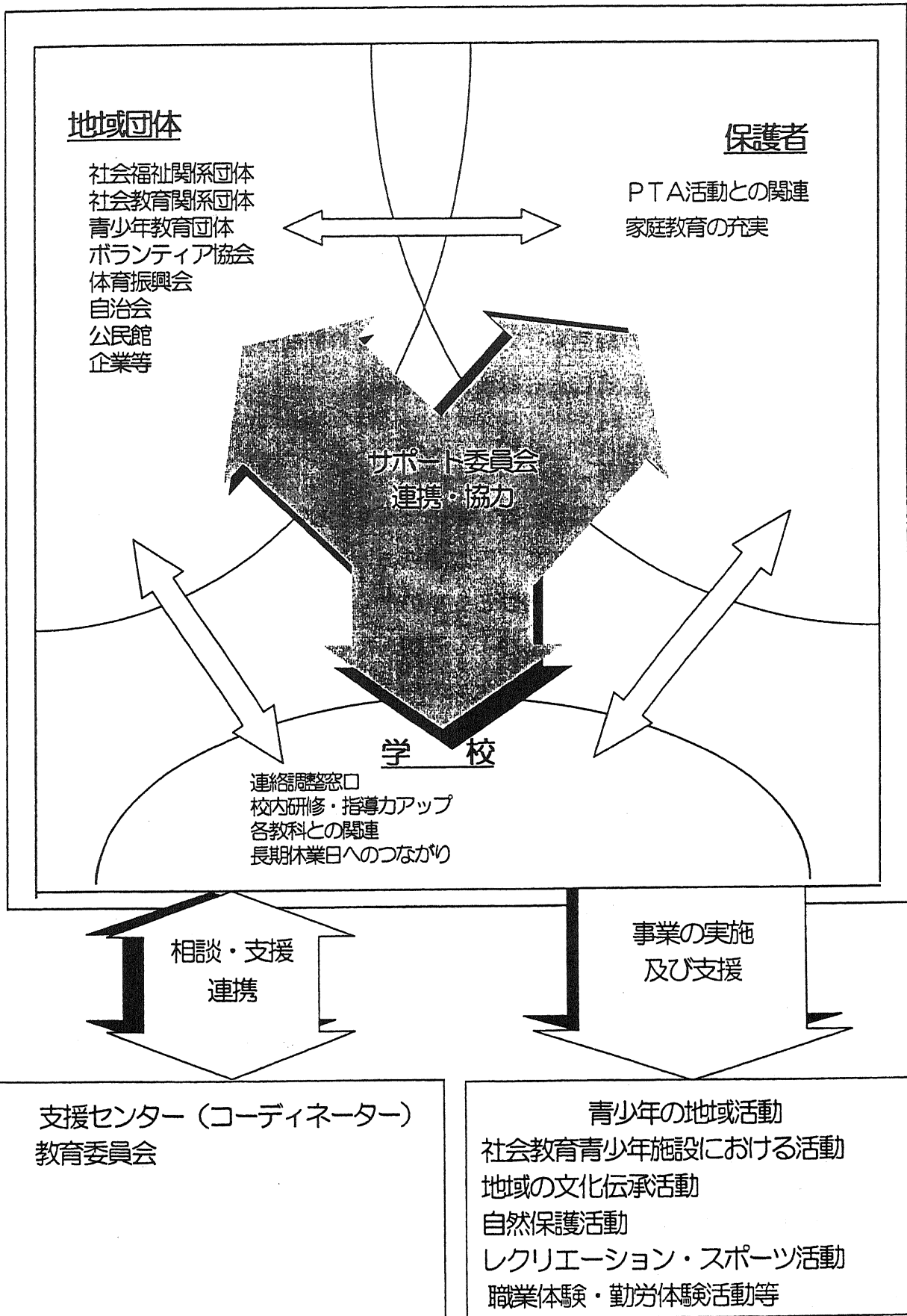
家庭と学校、さらには地域社会を結ぶ団体として、地域の住民である保護者が直接関わる P T Aは、学校支援活動だけでなく、地域の社会教育関係団体及び各種団体と連携するなど、広く地域に目を向けた活動を展開していくことで地域と学校をつなぐ架け橋となることが期待される。

P T A活動の充実は、地域と共に青少年の豊かな心、自立心、自発性を養うことができ、さらには、より良い環境を整備することにもつながる。

教育委員会としては、サポート委員会の設置など学校・家庭・地域が連携した取組を行うにあたっては、三者がそれぞれの役割を担いながらも三者を結ぶための調整・活動方針の策定や活動プログラムの開発など取組が円滑に行われるような支援措置を講じることが大切である。

そのために専門的な知識を有する社会教育主事の活躍が期待される。

〈サポート委員会イメージ図〉



(7) 団体・サークルへの支援

今回の調査で青少年の体験活動の多くは、青少年指導員、子ども会育成会の協力を得て行われているということが分かった。しかし、行政に対して行われた調査であるため、地域の様々な団体が独自に行っている活動までは把握していないと思われる。今後はPTA・女性団体・高齢者団体・自治会及び各種サークル・NPOなどの活動を把握するとともに、連携を図り、組織的な活動を展開する必要がある。

また、青少年の体験活動に対する団体の財政的な支援として「子どもゆめ基金」の活用を図ることも得策と考える。

(8) 県と市町村との連携

青少年の体験活動に関わって、県の支援センターと市町村の支援センターとの連携・協力だけでなく、行政間における連携も欠かせない。青少年の体験活動の現状や行政における支援のあり方等、情報交換を密に行うことにより、青少年の体験活動がより充実したものとなるを考える。

そこで、行政の担当者と支援センターのコーディネーターを一堂に会した連絡会議の開催が望まれる。

(9) 青少年の地域活動を支えるボランティア活動に参加する人たちのニーズの把握

青少年の地域活動を支えるボランティア活動には、高齢者を含む成人の果たす役割が大きい。地域には、ライオンズクラブやロータリークラブなど奉仕活動を目的として独自に活動する団体や企業がある。そこで、ボランティア活動に参加する人たちの動機をリサーチし、社会貢献志向、自己目的志向といった目的別の把握や、活動分野におけるニーズに応じた働きかけが社会教育行政に求められる。また、高齢者の地域における役割を積極的に評価し、参加しやすい条件整備を進めることも必要である。

(10) コーディネーターの養成

ア コーディネーターの意識・役割

コーディネートには、「同等の、同格の」「同等にする、同格にする、統合する、調整する」などの意味があり、コーディネーションには、「調整、一致」という意味がある。そこで、ボランティアコーディネーターとは、ボランティア希望者やボランティアを必要としている人の関係を同等で調整する人のことである。

「ボランティア活動をしたい」「ボランティアを求めたい」等の希望があった場合、双方のニーズの把握をもとに調整し、マッチングの役割をするボランティアコーディネーターが重要である。その役割としては、次のようなことがあげられる。

- ・情報の収集・整理（聞き書き、インターネットからの収集、関係機関・団体等からの収集など）
- ・情報提供（広報紙、各マスコミへの紹介・伝達など）
- ・相談（面接・メール、手紙など）

- ・学習支援、活動プログラムの企画・支援（各学級・講座、各研修会、集会行事など）
- ・相互連携・協力の促進、拠点サービス（会議室、資料や機材等の提供など）
- ・組織運営支援（会計処理、財源の確保、人材活用などの助言、学習の場の提供など）
- ・調査研究サービス（面接の記録、アンケート調査など）
- ・社会提案
- ・その他

さらに、県レベルのコーディネーターにおいては、市町村レベルのコーディネーターに対する情報の提供、研修の開催、市町村のマッチング、全国的な動向の把握などがその役割としてあげられる。

イ コーディネーターの養成・確保

コーディネーターに必要な能力としては、構想力（独創性など）、判断力、相談助言能力、人的資源開発能力、マネジメント能力、組織運営力、広報企画力、ネットワーク力などが考えられる。

そのような力を持つコーディネーターを養成するには、カウンセリングの技法（面接技法など）、人間関係・グループワーク論、プログラム企画の実際、関係機関の連絡調整、情報提供、相談活動の実際、広報・広聴の技術、体験的参加学習、メディアの活用、評価などについての学習をすることが求められる。

その養成研修として、基礎研修、専門研修があげられる。

基礎研修は、コーディネーターの入門編で事前研修となる。基礎研修は、3日・4日間ぐらゐの期間で行い、コーディネーターに必要な基礎的知識・技術の習得をめざすものである。

専門研修は、ある程度の経験を積んだコーディネーター（3年以上経験した人）を対象とする、活動内容に応じた研修である。研修方法としては、講義、事例研究、研究協議、個別研究、KJ法、ワークショップ、ディベート、ロールプレイ等、多様な学習方法を取り入れることが重要である。

これらの養成・研修の場としては、関係機関・団体、学校などとの共催事業や、それぞれのコーディネーターの分野に応じた養成講座等の事業があげられる。また、その内容としては、各種のモデルプログラムの開発や調査研究が考えられる。

なお、コーディネーターとして、社会教育主事経験者及びその有資格者、社会教育活動の経験者などを活用することも考えられる。

神奈川県においては、平成15年度から「体験活動ボランティア活動支援セミナー」を開催し、支援センターの運営やコーディネート機能の充実について研究協議を行っている。今後このセミナーをより充実させ、コーディネーターの養成に関する基礎研修・専門研修へと発展させることが望まれる。

ウ コーディネート事業の展開

コーディネートには、ボランティアを求める場合とボランティアを行いたい場合がある。そこでコーディネートの手順と役割として次のようなことを例示する。

例1. ボランティアを求める場合

ボランティアの依頼（機関・施設・個人）－受け付け（電話、メール、郵便、来所）－面接など－評価（状況、進め方）－活動の内容－ボランティア該当者の紹介－確認－記録、内部での検討会－フォローアップ

例2. ボランティアを行いたい場合

〈ボランティア活動が不明確な場合〉

受け付け（電話、メール、郵便、来所）－来所要請、面接－評価－講座への参加－当該ボランティア活動の紹介－確認、記録－検討会－フォローアップ

〈ボランティア活動が明確な場合〉

受け付け（電話、郵便、来所）－評価－専門講座への参加－当該ボランティア活動の紹介－確認、記録－検討会－フォローアップ

例3. 施設でボランティアを受け入れる場合

受け入れの準備－運営の仕方－担当者の決定－受け入れプログラムの決定－活動の実施－フォローアップ

*フォローアップとは

ボランティア活動をしていると、多様な問題・課題に関わるので、活動が継続されていくためにはボランティアを支えていくことが必要となる。そのために、ボランティアに活動の様子や感想を聞いたり、受け入れ先から活動状況を把握したりすることが大切である。これを「フォローアップ」と言う。

ボランティア活動に関わる課題等を解決するために、ボランティアコーディネーターはボランティアと受け入れ側と共に取り組む「マッチング」で行われるものでなければならない。具体的なフォローアップとしては、記録、相談、検討会議、状況把握、支援等があげられる。

一般に例1. 例2. 例3のようなボランティアのコーディネートが考えられるが、さらに具体的なコーディネートの例として、学校施設の利用、学習プログラム企画・立案の例を次にあげてみた。

・学校施設の利用の場合

施設の管理・運営

学習の場の提供

学習情報提供・学習相談

連絡調整（団体・学校・関係機関との連絡・調整）
ネットワークづくり（団体、関係機関の交流促進）
利用団体の活動支援、活動の開発 など

・学習プログラム企画・立案の場合

ニーズの把握
関係資料の収集
企画プログラム会議の開催
関係者の課内・部内会議
関係者との連絡
関係機関指導者との打ち合わせ
募集
情報提供・相談
アンケート

その他、コーディネーターの役割として留意しておくべきこととしては、プライバシーへの配慮、宗教・政治・営利に関する活動の禁止、医薬・投薬の相談、人生又は身の上相談、古書・古美術品の鑑定の禁止などがあげられる。

(11) 支援センターの機能の充実

ア 支援センター設置に向けての課題

神奈川県では、平成15年1月に「神奈川県生涯学習情報センター」の機能を充実して、「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」を設置した。

県内市町村においては、平成16年度3月の時点で3市町で設置されている。今後さらに多くの市町村が支援センターを設置し、体験活動ボランティア活動に対する子どもたちの興味や意欲を喚起する取組が期待される。

しかし、財政難で設置が難しい自治体もある。そこで、国が行う「子どもの居場所づくり新プラン」を活用することも得策である。

また、社会福祉協議会・ボランティアセンターなどの既存の組織を拡充し支援センター機能をもたせることや「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」の機能を活用して情報の収集と管理をさせる方策もある。

市町村への適切な指導、助言が大切である。

今回のアンケート調査（青少年の地域活動を支援するボランティア活動に関する取組調査参照）によると、市町村での支援センター設置に向けて次のようなことが課題としてあげられている。

* 財政的な裏付け
* 設置場所の確保

* 担当職員の専門性
* 他部局との連携・協力

イ 支援センターの役割

県レベルの支援センターの役割としては、市町村域を越える広域的な活動への対応、市町村の対応へのサポート、国レベルの対応等があげられる。

市町村レベルの支援センターの役割としては、地域のニーズの把握、地域資源の発掘、行政・団体等の仲介、地域の住民や学校関係者からの情報提供と相談対応、活動の場や指導者・協力者の登録・紹介、具体的な活動の場の開拓等、住民の活動のサポートなどがあげられる。

すでに設置されている「かながわ体験活動ボランティア活動支援センター」には、「体験活動に関する情報の収集・提供・相談」、「体験活動の場の開拓」、「人材の育成」、「広報」、「市町村への支援」の機能がある。

今後は機能をさらに充実・整備させるとともに、コーディネーターの登録、養成・研修、派遣などを行うコーディネーターバンクセンターとしての役割が求められる。

さらに県の支援センターは、サービスが県域全体であるので、広域サービスとして県の行政サービスに対応したブランチ（行政区センター）を設置することも考えられる。

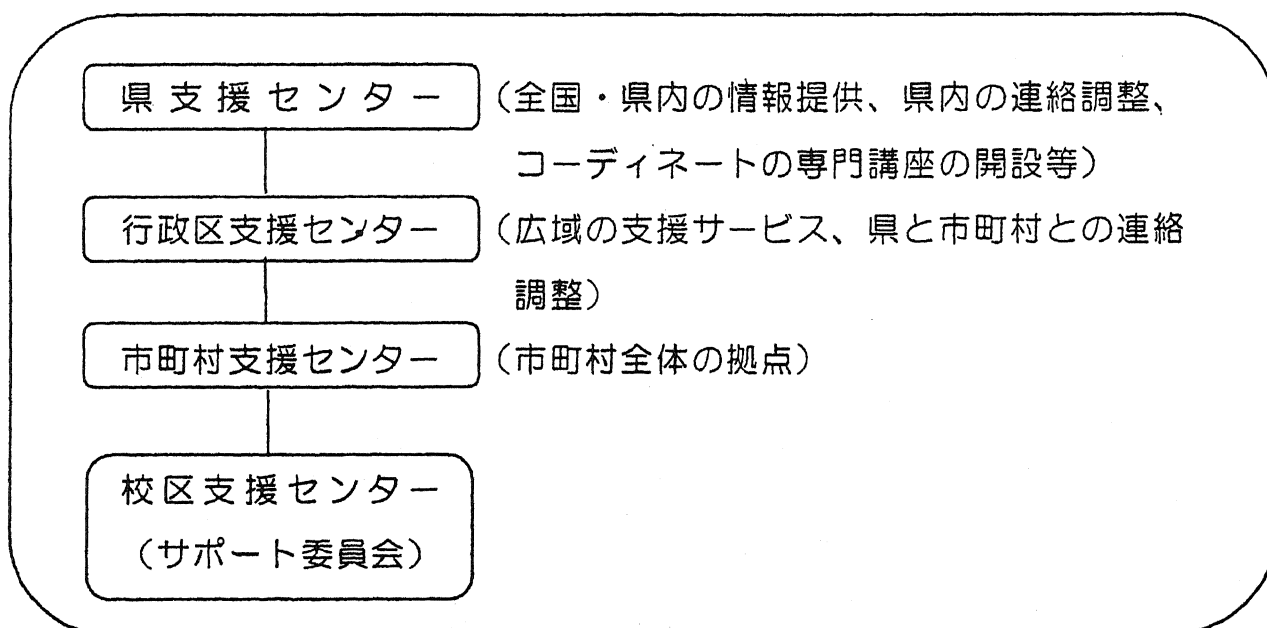
市町村レベルの支援センターは、全市町村のエリアに1センターを設置するとともに、校区に対応して設置することも必要である。

また、支援センターを学校に設置する方法も考えられる。学校は、教員、子ども、保護者、地域の人たちなど、様々な関係の地域住民が相互に関われるからである。

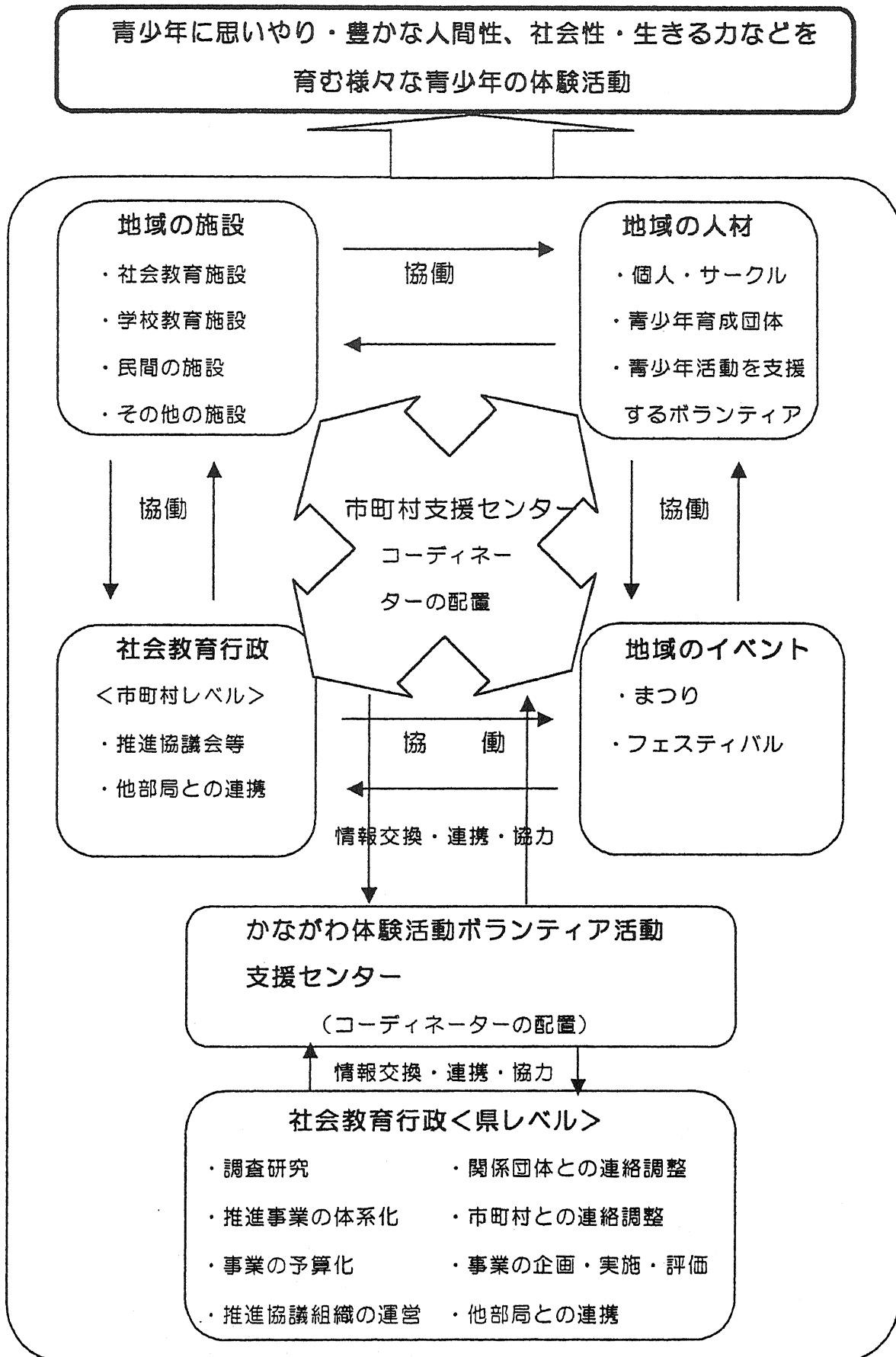
ウ 支援センターのネットワーク

県市町村、行政区、校区の支援センターの連携（ネットワーク）をすすめると、さらなるボランティア活動の支援になる。その関係は次のようなイメージとなる。

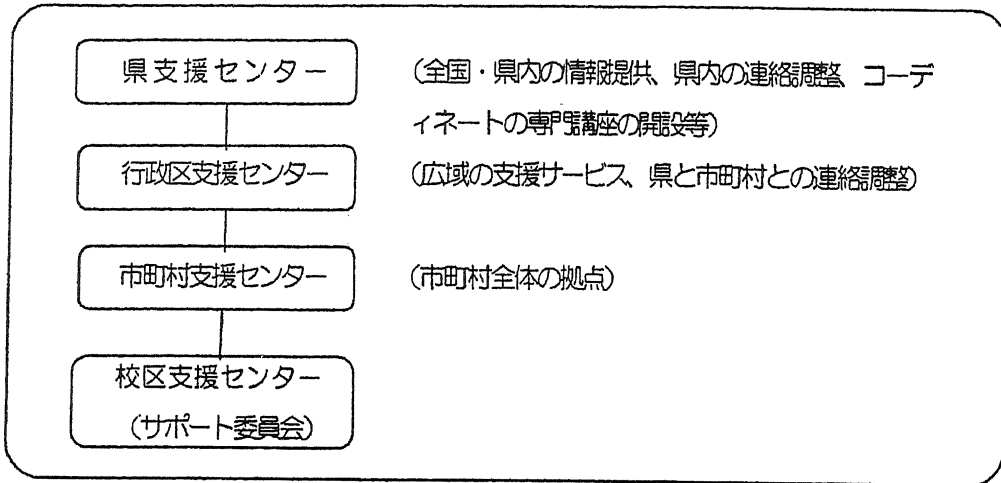
支援センターネットワークイメージ図



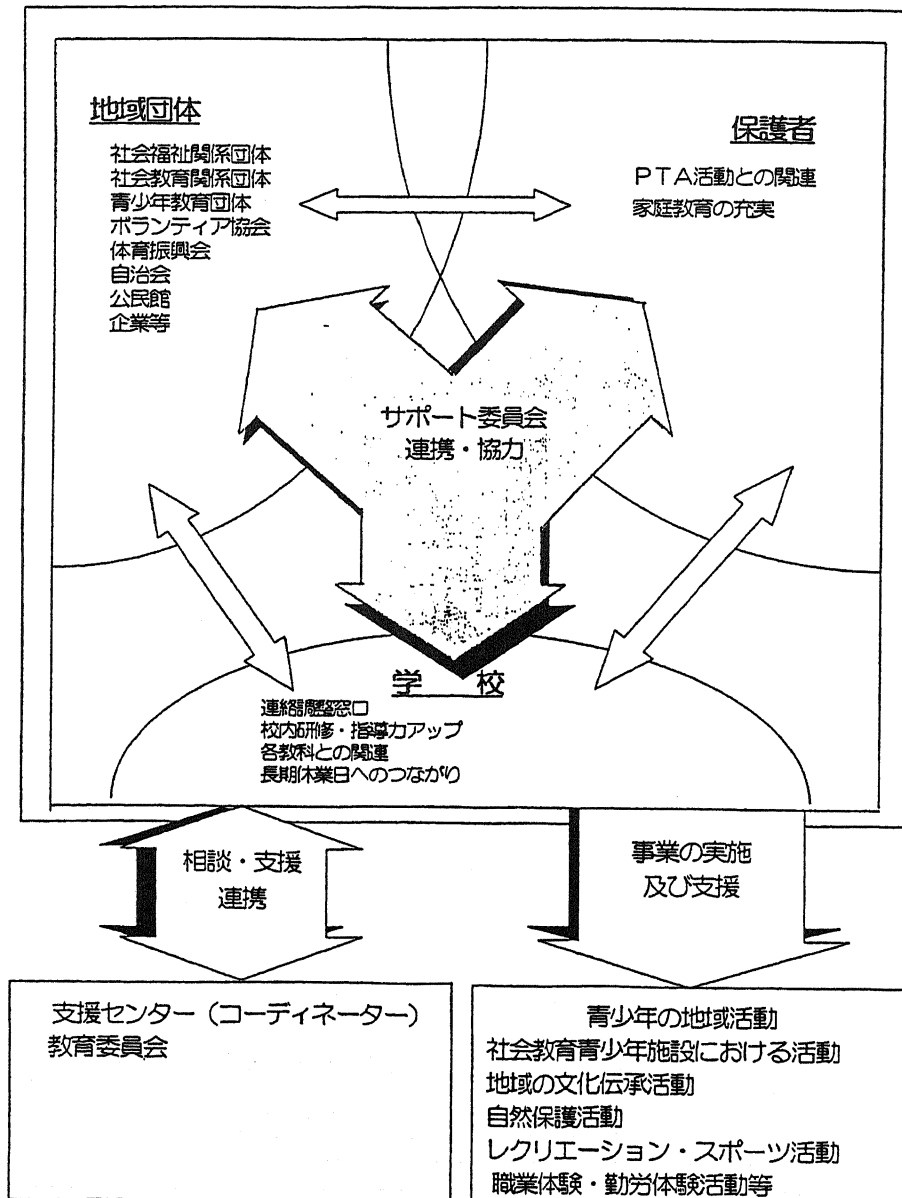
5 青少年の地域活動を支える環境イメージ図



〈支援センターのネットワークイメージ図〉



〈サポート委員会イメージ図〉



6 まとめ

青少年の地域活動を支援する環境づくりがますます重要になってきている。今回の調査結果及び協議から、次の事項が必要であることが理解された。

- ・ 青少年の社会参加とニーズの把握
- ・ 青少年の地域活動を支援するボランティア活動の推進
- ・ 学校、公民館、関係機関・施設の相互連携
- ・ 青少年の情報の共有化と必要性
- ・ 支援センターの設置
- ・ コーディネーターの必要性

これらのことから、支援センターの市町村・学校・教育機関への設置、コーディネーターの養成、教育機関を中核としたネットワークの推進、情報提供・相談機能の充実、さらなるIT化の推進などが明確になった。

青少年の地域活動を支える環境づくりに向けて、かながわ体験活動ボランティア活動支援センターの機能をさらに充実させるとともに、市町村域の支援センターの設置、さらには、国・県・市町村の支援センターのネットワーク化を早急に図る必要がある。

地域の人々が子どもの様々な体験活動の支援者として、また、共に活動する者として関わることにより、地域の教育力は活性化し、それが「まちづくり」「新しい地域社会の創造」に結びついていくと考えられる。

○ 「“子育てまちづくり”の実現に向けて」 ～社会教育関係団体等のネットワーク化を図る社会教育の推進方策～

(報告 平成16年7月 長崎県社会教育委員会)

はじめに

昨年7月に長崎市で起きた中学1年生による幼児誘拐殺害という痛ましい事件に続き、去る6月1日に佐世保市内の学校で発生した、6年生女子児童が同級生に命を奪われるという事件は、本県教育関係者のみならず、広く県民・国民に言い知れない衝撃を与えております。今、私どもに何ができるのか、また何をしないといけないのかを原点に立ち戻って考えさせるものです。

折しも、本県社会教育委員会は、4年間にわたり地域ぐるみの「子育てまちづくりの実現」にむけた協議を重ね、ここに第2次の報告書をまとめました。三度このような痛ましい事件を発生させてはなりません。関係機関はもとより、すべての大人がこれらの事件を真剣に受け止め、連携・協力して子どもたちの育成にあたらなければなりません。本報告書が、この取り組みの推進に資することを念願しています。

I 子育てまちづくりをめざして

私たちがめざす子ども像は、「ただ1つの“いのち”を輝かせて生きるための夢や志を持ち、その実現に向けて努力を続ける子ども」であり、「郷土に誇りを持ち、価値観の異なる人々とも理解し合い、共に生きることができる開かれたところを持つ子ども」です。

こうした子どもを育てていくために、私たち大人は、地域社会の「絆(きずな=新たな公共)」を取り戻し、学校・家庭・地域及び行政が、互いに支えあい、協力し合い、連携・融合して、子どもたちが健やかに育っていくことを温かく見守り支援するシステムを再構築していく必要があります。

このことは、「家庭教育の向上」と「学校教育との連携による青少年の各種体験活動の拡充」に努めることを強調した平成13年の社会教育法の改正の趣旨や公民館にこれら2つの機能を充実させるための運営の改善を求めた「公民館の設置及び運営に関する基準」の改正と軌を一にするものであります。

このような考え方にに基づき、今次の県社会教育委員会では、次の3点について課題や推進方策を協議しました。

- ① 各地域コミュニティにおける「子育てまちづくり」のための機能的なネットワーク化をどのように図っていくか。
- ② 「子育てまちづくり」活動の拠点づくりをどのように進めるか。
- ③ 社会教育行政や社会教育委員はこれらのことを推進するために、どのような役割を担うべきか。

Ⅱ 子育てまちづくりの課題

1 社会教育関係機関・団体・ボランティアのネットワーク化について

(1) 子育て中の保護者が家庭や地域の中で孤立しがちである

昔は3世代以上が一つの屋根の下で生活する家庭が普通に見られ、子育ても家庭の豊かな相互扶助の中で営まれていました。それで、子育て経験が何世代にもわたって各家庭や地域社会の中で受け継がれてきました。しかし、現代社会では少子化や家庭の孤立化が進み、育児経験の乏しい親の中には、子育てノイローゼになったり、悲惨な事件にまで進行してしまったりする状況が広がっています。

(2) 子育てまちづくりを必要とする人々の現状が十分把握されず、組織化も遅れている

一人ひとりの「こころの状態」がお互いに見えにくい社会になっています。特に子育ての支援を必要としている人々が自分の地域社会にいったいどれくらいいて、どのようなことに悩んでいるのか、また、子どもたちの「こころの状態」を大人たちはどれくらい理解しているのか、こういったことについての実態がますます見えにくくなっています。

(3) 子育てについての豊かな経験と知識を持つ人々や子ども会を卒業した中・高校・大学生等をリーダーとして子育てまちづくり事業に組織化することが遅れている

家庭や地域の中で孤立しがちな子育て中の保護者を支援するシステムが地域社会で十分整備されていません。特に、地域の女性団体等に集う人々を始めとした子育てを終わった世代で、知識や経験を豊かに持つ人々をリーダーとして活用し、子育てまちづくり事業に組織化しきれいていません。また、子どもを持たない一般住民や子ども会を卒業した中・高校・大学生を子育てまちづくり事業に組織化することが遅れています。

2 子育てまちづくりの拠点づくりについて

(1) 学校が子育てまちづくり活動の拠点として十分機能せず、また活用も十分なされていない

学校200日時代にあつて、子どもたちの教育、特に「心育て」の面では、学校と家庭・地域社会の目標共有と行動連携が必須のものとなっています。このことを推進するためには、学校が重要な拠点の一つとならなければなりません、このことが遅々として進んでいません。

(2) 公民館が子育てまちづくり活動の拠点として十分機能せず、また活用も十分なされていない

現代社会では、「子育てまちづくり」は公共性の高い事業となっています。しかしながら、既存の公民館（社会教育行政の管理下にある施設）は、同好会的、教養的事業や講座が多すぎて、公共性の高い事業の推進が遅れています。また、自治公民館は多くの場合、自治会長が鍵を管理していて、地域住民が自由に使いにくい状況にあります。

3 社会教育委員の子育てまちづくり事業への関わりについて

(1) 行政の社会教育委員に対する働きかけが弱い

子育てまちづくりを組織化しようとするとき、社会教育委員が果たす役割に対して、行政の側から積極的に提案・依頼する姿勢が弱いと言わざるを得ません。ほとんどの自治体では年2回程程度の会議のみに終わり、一人ひとりの社会教育委員の力を子育てまちづくりのために活用し切れていない状況にあります。

(2) 社会教育委員（会）に子育てまちづくりに対する使命感やフットワークが乏しい

社会教育委員は、すべての自治体に設置され、地域の子育てに関連する地域の有力機関、あるいは団体・個人などから選出されています。しかし、子育てまちづくりに対する使命感をもって、フットワークのよい子育てまちづくりの活動を行っている社会教育委員は限られています。

4 その他の社会教育行政の課題について

(1) 首長部局等との連携が十分図られていない

子育てまちづくりにかかわる団体や機関は、必ずしもすべてが社会教育行政の管轄下にあるとは限りません。また、「まちづくり」の一環として推進する限りは、一般市民も巻き込んだ推進体制が求められます。そのためには、一般行政、特に首長部局等との連携が求められていますが、これが各自治体で十分図られているとは言い難い状況です。

(2) 地域の企業や事業所への働きかけが弱い

子育て中の世帯を、子育てまちづくり事業に参加してもらうためには、彼らが日常勤務している企業や事業所の理解と協力が不可欠です。しかし、多くの自治体ではこうしたところへのはたらきかけが十分とは言い難い状況です。

(3) ボランティア活動が「余裕のある人々の活動」に限定されている

「子育てまちづくり」という公共性の高い事業を推進する場合、「余裕のある人々の活動」といったボランティア概念では継続が困難です。「地域社会の維持のため、あるいは、地域社会で生活するためには子育てまちづくりが欠かせない。」ということを理解する人々で組織されるボランティア活動が地域社会で不足しています。

(4) 市町村単位で子育てまちづくり事業が推進できる体制が整備されていない

子育てまちづくりは、青少年健全育成団体、女性団体、自治会、学校、PTA、子ども会など多種多様な機関や団体が総合的にかかわっていく事業です。しかしながら、多くの自治体ではこうした団体や機関の活動が停滞したり、また、地域によっては機能不全に陥っているところもあります。

Ⅲ 子育てまちづくりの推進方策

1 地域の中での学校の役割と推進方策

完全週5日制下の学校にあっては、学校独自の役割を十二分に果たすとともに、家庭や地域社会との緊密な連携が欠かせないものとなっています。

(1) タフな子どもを^{はぐく}育むための実践モデル事業に学ぶ

長崎県教育委員会で進めているタフな子どもを育むための実践モデル事業は、今年で3年目を迎えました。保護者・地域住民が教職員と一体となって学校教育活動に関わることによって、困難にくじけない「強さ」と、人を思いやる「やさしさ」を持ち「夢」の実現に粘り強く努力する子どもが、各指定校では育ちつつあります。実際に、基礎学力や基礎体力・持久力の向上など、数字としても見える「タフな子どもの姿」が見られるようになりました。

また、保護者の子育てに対する意識、地域住民の学校を支援しようとする意識は確実に高まってきて、

- ・「わが子もタフ校にやりたい」とか、
 - ・地域と学校が協働することでこんなにも子どもが変わるものか、
- という声が寄せられています。

これは、学校・家庭・地域が一体となり学社融合が展開された成果であり、特に鹿町町においては、学社融合ネットワーク事業の一環としてタフ事業を位置づけ、町を上げて取り組んでいます。

「タフな子どもを育むための実践モデル事業」指定校（H14～16）

長崎市立戸町小学校 鹿町町立歌浦小学校 島原市立第四小学校
岐宿町立川原小学校 壱岐市立霞翠小学校 対馬市立南陽小学校

この「タフな子どもを育むための実践モデル事業」には、子育てまちづくりを進めるための参考になる点がいくつかあります。

第1は学校運営会議です。

指定校では、学校・家庭・地域社会が協働して子どもを育てるために学校がどうあればよいのか協議し合う場がシステムとして定着しています。学校も保護者や地域住民のニーズや教育力を活用し学校を活性化することができています。

このように学校・家庭・地域社会の三者で子どもを育てる仕組みを学校が取り入れると同時に、学校運営会議を中心に関係団体等のネットワーク化を図れば、地域で子どもを育むシステムが出来上がるはずです。

また、子育てを支援する場としての学校や公民館等、地域の関係施設の開放についても総合的に考えることが可能になります。

事例：「たくましく かしこく 心豊かに」（社会福祉法人青山保育園）
「セーフティ・ネットワーク」（乙宮の子どもを守る地域の会）
「中学校を拠点とした地域の共育ネットワーク」（大村市萱瀬中学校）

第2に保護者・地域住民の意識を育むことです。

子育てまちづくりは、環境・福祉・地域活性化のまちづくりと同様の公共的事業であると理解する住民集団の協力なしに推進することはできません。学校から押し付けられた事業としてではなくまた、行政の下請け事業でもない、学校や行政にまかせっきりにできない事業であり、それは保護者や地域住民自身の問題です。

タフな子どもを育むための実践モデル事業では、保護者の子育てに対する意識を高めるため、学校教育活動への参画・参加、親子読書、親子講演会など親子で共に取り組む活動やPTA研修活動の充実に取り組んでいます。そうすることによって学校まかせにするのではなく、子どもたちの健全な育成のためには、自分たちが健全でないといけないという考え方、即ち、「大人の姿＝子どもたちの姿」ということを基本にして、自ら責任を持って教育に取り組む保護者や地域住民が育っています。

事例：「大正琴を学ぼう」（島原市立第四小学校）
「蛇踊りの伝承活動」（御厨蛇踊り保存会・御厨小学校PTA）
「地域の人材を活用した道徳教育」（生月町立生月中学校）
「西小寺小屋」（大村市立西大村小学校PTA）
「地域ぐるみの健全育成」（大草塾）
「中学校を拠点とした地区PTCA」（大村市立萱瀬中学校）
「ありえ寺小屋21」（有家町教育委員会）
「学級PTAの活性化」（長崎市立西町小学校育友会）
「父親部会」（諫早市立西諫早中学校育友会）

第3に教師の意識を変革することです。

今、完全学校週5日制の下で、教師の子育てまちづくり事業への参加を促す方策を講じることや地域のために貢献したいと考える教師が地域で活動し易くするために教師の地域貢献活動が正当に評価されるシステムや風土を培う必要があります。

モデル校では、長期休業中に、地域の企業での体験研修やボランティア活動への参加が進められています。そうすることで教師は地域とふれあい、地域活動へ参画していくことへの意識を高めています。中には、公民館講座の講師として活動する教師も出てきています。

事例：「自然の中で 人々の中で」（新魚目町立魚目幼稚園）
「農作業で地域に奉仕」（岐宿町立川原小学校）
「壱岐一周ゴミゲッツ」（勝本町立霞翠小学校）

(2) 地域での子育てまちづくり事業へ中・高・大学生を参加させる取組み

小学校の子育て事業に、地域の中・高・大学生を参加させる取組みが今重要になっています。その理由の第一は、小学生にとって年齢的により身近な存在である中・高・大学生と触れ合うことによって大人からのそれと異なる新鮮な刺激を受けることになり、また、中・高・大学生にとっては、小学生に頼られ、また、期待に沿うよう努力することによって、自己の有用性を自覚する貴重な機会となるものだからです。また、第二の理由として、子ども文化の創造と、それを次の世代へ継承していくことを地域社会の中でうまく行わせることは、子どもたちが将来、地域の生活と文化の担い手としての一人前の大人になるために欠かせないものだからです。地域の中学・高校・大学が、これらの教育的意義を認識し、学校教育の一環として取り組むことにより、自校の生徒たちの「地域での子育てまちづくり事業」への参加を促すということが今重要になっています。

事例：「広がるゴミ拾い運動」（長崎市立橋小学校・橋中学校）

「子ども会活動における中・高校生を活用」（福田中学校区青少年育成協議会）

「中・高校生のリーダー育成」（西城山西部スポーツ少年団）

2 社会教育行政の役割と推進方策

(1) 社会教育に関する機関・団体・ボランティアのネットワーク化の推進

① ボランティア活動が「余裕のある人々の活動」に限定されない方策の推進

持続可能な「子育てまちづくり」事業を推進するためには、「地域社会の維持のため、あるいは、地域社会で生活するためには子育てまちづくりが欠かせない。」ことを理解するボランティアの存在が不可欠です。こうしたボランティアの組織化は以下のような手順で進めることが考えられます。

第1段階：子育てを専門（職業）とするセクターをボランティアとして組織化する。

例：コンビニエンス・ストアやゲームセンター、塾、スポーツセンターなど青少年を顧客とする企業や事業者、乳幼児健診を担当する医師や病院、教育委員会、県内大学を含めた小・中・高校、保育所・幼稚園、社会福祉協議会、教員、担当行政職員や保護司会、民生児童委員など関連公職にある人々など

第2段階：子育てを必要としている住民をボランティアとして組織化する。

例：PTA、子ども会、子育て中の世帯など

第3段階：子育てを地域全体の公共的事業として認識する市民の育成と啓発事業の推進

例：婦人会、青年会、青年会議所、商工会青年部、商店会、自治会、校区町内会など

なお、福祉保健分野での子育てを支える活動については、児童健全育成・子育て支援・母子保健を担当する市町村の首長部局の主導で、保健師、保育士、保護司、民生委員、子育てサークルなどを中心にしたネットワークづくりが既に一部始まっております。

今後は、福祉保健分野のネットワークと、情報の共有化を図り、各々の活動や行動と連携

するため、福祉保健分野と一体となったボランティアのネットワークの構築が必要です。

そのためには、福祉保健行政と社会教育行政をはじめとして、各行政分野での連携体制の整備がまず不可欠です。

また、平成17年度から10年間の時限立法である次世代育成支援対策推進法が平成15年度に成立し、各都道府県・各市町村及び一般企業では、今年度中に同法が施行される平成17年度からの行動計画（「子育てと仕事の両立支援」や「地域における子育て支援」などの事項について）を策定する作業が行われております。

行動計画策定については、県・市町村はもちろんのこと、特に従業員が300人を越える企業には計画策定が義務付けられており、300人以下の中小企業にも努力義務が課せられていることから、子育てまちづくりを後押しする雇用環境の整備や地域での貢献活動が多く企業において実現されることを大いに期待します。

事例：「とりかぶと自然学校」（株式会社エコシステム）

「長崎インターンシップ推進会」（長崎商工会議所）

「マイタウン子どもビジネススクール育成事業」（県商工会連合会、商工会女性部連合会）

「森岳わくわくチャレンジ」（島原市森岳地区健全育成協議会）

「学校週5日制に対応した身体づくり」（NPO法人チームサセボ）

「ボランティア少年少女探偵団」（国見町教育委員会）

「県市町村社会福祉協議会によるボランティア体験の推進」（県市町村福祉協議会）

「ふれあいルーム、あいさつボランティア」（佐世保市立大野小学校）

「図書ボランティア」（小浜町立小浜小学校図書ボランティア プーさんの会）

「ココロを育む青少年育成協議会の活動」（福田中学校区青少年育成協議会）

「民生委員児童委員の子育て支援、親支援にかかわる活動」（長崎県民生委員児童委員協議会）

「世代間交流を求めて」（長崎県青年団連合会）

「どんぐりを拾って森を創ろう」（100年の森構想実行委員会）

「させぼ独楽」による世代間交流（NPOチームサセボ）

「生涯学習フェスティバル」（壱岐市教育委員会石田事務所）

「チャレンジ少年団」（大瀬戸町教育委員会）

② 子育てという「地域の公共事業」を担う大人づくり・家庭づくり

子育ては日常生活を舞台にして行われる私的な活動です。しかし、現代社会ではこうした私生活の一部が、地域社会全体で取り組む公共的事業として位置づけられようとしています。言い換えるならば、子どもを持つ親、一般社会人の区別なく、地域住民一人ひとりが、子育てまちづくり事業を公共性の高い活動として意識し、日常的にこれに参加していくことが一人前の社会人として社会から認められる「要件」となるようにする必要があります。また、子育てまちづくり事業に参加することが「社会人としての権利」として自覚できるようにな

る公共性の高い教育を、すべての社会人が子どものころから系統的に学ぶことができるようにする必要があります。こうした意味で、子育てまちづくり事業は「子育て」という「地域の公共事業」を担う大人づくり・家庭づくりでもあります。

事例：「地域ぐるみの声かけ・あいさつ運動」（口之津町立第一小学校）
「レインボープラン「家庭教育学級講座」（南有馬町教育委員会）
「家族あぐりスクール」（上五島町教育委員会）
「通学合宿「翔べ！世知原っ子いきいき緑の体験館」（長崎県立世知原少年自然の家）

③ 子育てまちづくりを必要としている人々あるいは子育て支援関係諸団体の現状の把握と子育てにかかわる諸機関のネットワーク化の推進

子育て経験の乏しい親を家庭や地域で孤立させないために、子育て支援ネットワークを拡充する必要があります。具体的には、①乳幼児健診を実施する医療機関、②社会教育以外の関係行政部局、③保育所などの子育てまちづくり支援機関、④小・中学校などの教育機関が地域の青少年健全育成協議会や少年団体活動振興協議会を構成する団体等の支援を得ながら、ネットワークを創造していくことが求められています。具体的な事業としては子育てに関する相談事業と、「地域社会での親同士」「子どもを持つ親と子育てを終わった親同士」「子ども同士」のネットワークを支援する事業などをあげることができます。

事例：「鹿町町教育ネットワーク推進事業」（鹿町町教育委員会）
「瀬戸っ子共育ネットワーク」（大瀬戸町立瀬戸小学校）
「島原市ココロねっこ運動」（島原市教育委員会）

④ 子育てまちづくりのリーダー育成

子育て経験の乏しい親の増加と子育てに関する知識の多くを間接的な情報に頼る傾向が強い子育て環境にあって、子育ての知識や経験を豊かに持つ一般住民を、子育てまちづくり事業のリーダーとして組織していくことが今求められています。特に、女性団体をはじめとした子育てのOBと子育て中の保護者との連携を強化していくことが重要になっています。

(2) 子育てまちづくりのための拠点づくりの推進

① 子育てまちづくりの拠点としての学校施設の活用

地域住民の日常生活圏に身近に在る学校は、学校教育という本来の機能を前提として、地域住民のコミュニティー活動の拠点としても、その資源を有効に生かすことが求められはじめて久しくなります。県下でも、校舎の新築、改築に当たっては、コミュニティー施設を併設する学校が出てきています。また、余裕教室等を子育てネットワークの拠点として活用している学校も出てきています。

今後はこの流れを強力に押し進める必要があります。

事例：「瀬戸っ子共育館」（大瀬戸町立大瀬戸小学校）
「ふれあいルーム」（佐世保市立大野小学校）
「地域ネットワーク館」（大村市立萱瀬中学校）

② 子育てまちづくりの拠点としての公民館の活用

公民館を子育てまちづくり活動の拠点として機能させるためには、従来の主催講座や各種事業を大胆に見直し、少なくとも税金を使う主催事業は、例えば「子育てまちづくりのための大人づくり講座」などの公共性の高い内容に転換する必要があります。また、夜間と休日の開館時間を延長し、若者の学習やスポーツ活動を支援するための各公民館独自の方策を策定することが大切です。

事例：「家庭教育を高める公民館活動」（佐世保市西地区公民館）
「親も子ども共に育てる公民館活動」（諫早市小栗公民館）

③ 自治公民館を子育てまちづくりの拠点に

自治公民館を子育てまちづくりの拠点にするために、子育てまちづくりを地域住民自身の問題として受け止めることができる「新たな公共づくり」を地域住民全体の間で推進する方策が求められています。例えば、自治公民館で一般地域住民も含めた「子育てまちづくり講座」を開催したり、自治公民館を「いつでも、だれでも参加でき、地域の子どもと大人が触れ合う、“ぶらり公民館”」として、すべての世代に開放されたものにしたりする必要があります。

事例：「獅子舞の伝承活動を通じた公民館活動」（大瀬戸町西区自治公民館）

④ 青少年教育施設の機能拡充

少年センターや少年自然の家などの青少年教育施設は、地域社会の教育力を高め、青少年教育を推進する拠点としての独自の機能を拡充するとともに、学校との情報交換や協議を重ねて両者の協働基盤を強化する必要があります。また、地域住民の要望や意向を施設運営に反映させること、青少年育成団体や民間の関係団体と連携を図ることなど、一層開かれた施設づくりを進めることが求められています。

(3) 社会教育委員や行政担当者に対する研修の充実とそれを企画・コーディネートする県レベルの研究センターの設置

社会教育委員や行政担当者のキャリアに応じて、知的学習と実践学習ごとに初級・中級・上

級といった系統的研修講座が必要です。また、こうした研修プログラムを開発し、社会教育委員や行政関係者が子育てまちづくり事業に参加し積極的に推進できるよう、行政からの指導や助言を強化するために県には自前の研究センターの設置が不可欠です。求められる研究センターの機能は以下の通りです。

- ・ 県内各生涯学習機関が実施している生涯学習講座の評価及び認定
- ・ 長崎県生涯学習課主催の生涯学習関連研修会・研究会プログラムの研究・開発及び同研修会・研究会の企画
- ・ 地域の大学と共同した学習ネットワークの企画と運用
- ・ シンクタンク及び人材バンク（多種多様な人材の採用・育成）としての機能
- ・ 海外・全国及び県内の生涯学習（施策）に関する独自の調査・研究
- ・ 情報収集したものをセンターのライブラリーにデータベース化し、貸し出す業務
- ・ 地域生涯学習に関する情報発信（ホームページなどの企画・作成、広報誌等）

3 子育てまちづくりと社会教育委員の役割

(1) 子育てまちづくりに向けての社会教育委員の役割

平成13年度に改正された社会教育法は、社会教育の推進に当たって、学校教育との連携による青少年の体験活動の充実に努めることや家庭教育の向上に努めることを求めています。

社会教育委員は、このことを受けて、関係行政機関と一体となり、それぞれの地域の社会教育の計画や展開について見直す必要があります。そして、“地域ぐるみの子育て”を充実させるために、社会教育委員の会として、また、独任制の特性を生かした個人の立場で、積極的に提言や意見具申等による働きかけをする必要があります。

事例：「青少年健全育成地区組織の結成について（答申）」（森山町社会教育委員会）

(2) 使命感に燃え、フットワークある社会教育委員

社会教育委員は、旧来の陋習ろうしゅうにとらわれることなく、今、地域社会で社会教育に寄せられる期待、特に家庭教育の充実や青少年の健全育成面での期待を正面から受けとめる必要があります。

幸い、改正された社会教育法のもとで選任された社会教育委員は、以前のそれと違って、社会教育関係団体の活動面のリーダーや家庭教育支援者等、地域の社会教育の指導的な立場の人が多はずです。その立場を生かして、子育てまちづくり活動のリーダーとして、また、諸機関・団体等のネットワーク化のコーディネーターとして活躍することが期待されます。

なお、社会教育行政関係者には、社会教育委員が、上記のような活動を展開し易くするための条件整備が求められます。

事例：「学びから実践を、実践から学びを」（森山町社会教育委員会）

おわりに

本委員会では、平成14年7月に提出した「地域ぐるみの“子育てまちづくり”」の推進—児童・生徒の育成策を中心に—と題する報告書をまとめて県教育委員会へ提出しました。

この報告では、完全学校週5日制下の“子育てまちづくり”の推進方策として、

- 地域コミュニティー単位の連絡協議会づくり
- 学校の余裕教室等の活用による地域コミュニティー活動の拠点づくり
- 学校連携・融合の視点に立つ「開かれた学校」づくり
- 各ライフ・ステージごとの社会参加活動

等の推進の必要性について述べました。

今次の委員会（平成14年8月～16年7月）では、本文に述べているとおり、「地域ぐるみの“子育てまちづくり”」を推進するに当たってのネットワーク化や活動拠点づくりに焦点を当てて論議を重ねてきました。

今日、青少年の健全育成は、歯止めのかからない少子化対策とともに、民族の将来に関わる国民的な課題となっております。国や地方公共団体は申すまでもなく、関係団体等も活発な取組みを加速させています。

この2つの事件に照らすとき、本委員会としても、今後、社会教育分野でできること、進めなければならないことなど、さらに論議を尽くすべきことを実感しています。しかし、今次の委員会委員の任期との関係から多くの課題を残しながらも、一応の取りまとめを行うことにしました。特に、次のような事項について、次期の社会教育委員に議論を深めていただくことを期待します。

- ① 「地域ぐるみの“子育てまちづくり”」を推進するためには、育成すべき子ども像とその現実のための方策について、つまり、地域ぐるみで、特にどういう心を持つ子どもを、どういう取組みをすすめることで育成しようとするのかについて、具体化する必要がある。
- ② 情報社会のデジタル化・IT化が急速に進んでいる。青少年のこのことへの対応の実態を明らかにし、それに基づく教育や環境整備が急がれる。
- ③ 「子育てまちづくり」の重要な拠点である多種多様な社会教育施設における、学校との連携・融合事業を含めた今後の在り方について、更に論議を深める必要がある。

この報告書が、冒頭にも述べたとおり、社会教育関係者にとって「地域ぐるみの“子育てまちづくり”」を進めるための道標のひとつとなることを期待します。

※長崎県社会教育委員会報告（平成14年7月23日）「地域ぐるみの“子育てまちづくり”」の推進—児童・生徒の育成策を中心に—

PDFファイルダウンロード⇒<http://www.manabi.pref.nagasaki.jp/tantousya/image/iinkaihoukoku.pdf>

○ 地方分権下における社会教育の在り方と県の役割

(提言 平成16年7月 静岡県社会教育委員会)

はじめに 地方分権改革と社会教育行政のゆくえ

「市町村合併の特例に関する法律」の改正によって、平成17年3月を目途に市町村合併が奨励されていることを受け、県内の多くの市町村では、合併協議が急速に進められている。そのなかで、市町村ごとに独自の方針をもつ社会教育行政は大幅な見直しが迫られている。

今日の市町村合併の背景にあるのは、90年代から本格化した地方分権改革である。ここで目指されているのは、ますます多様化する住民ニーズに対して、国が一律に対応するのではなく、住民に最も近い行政単位である市町村こそが住民と協働し、その地域に合ったきめ細かなサービスを展開することであり、市町村には自立的な経営を実現しうる組織と体制をもつことが期待されている。

こうした要請を受けた市町村は、厳しい財政事情を背景に、公共部門においても民間経営の手法を導入し、より効率的な組織化と経営を目指しており、そのなかで社会教育行政を抜本的に見直そうとする動きも少なからず現れている。

このような状況を受け、第28期静岡県社会教育委員会では、合併後の市町村社会教育行政の在り方を緊急に提示する必要から、平成15年10月15日、中間報告を提出した。その後、主に県社会教育行政の在り方について集中的に協議を重ね、その成果も加え、本報告にまとめたので提出する。

1 市民の力を支える社会教育行政 —その現状と課題—

- 近年では、日常生活における人と人とのつながりの希薄化が進む一方で、NPO活動の活発化に見られるように、人間らしい豊かな暮らしの実現に向けて動き出す地域ぐるみの取り組みが少しずつ広がっている。これからの「地域主権」の時代を支えるのは、まさにこうした自立した市民の力であり、これを育てていかなければならない。
- 地域に市民性がはぐくまれるための重要な条件は、手触りある人間関係によって形成される地域固有の文化の蓄積である。しかし、これを支える社会教育施設・職員を取り巻く今日の環境は厳しく、現状では地域に働きかける力に乏しく、その在り方が問われている。

(1) 「地域をつくる力」を現代の地域社会にたくわえる

モノにあふれる今日の日本社会では、物質的な豊かさとひきかえに、生活基盤である地域はもとより家族でさえも人間関係が成り立ちにくいといった状況が広がっている。このような今日の社会では、いざ問題が顕在化したときには相当深刻なかたちとなって現れがちである。近年の少年犯罪の低年齢化、児童虐待の深刻化は、その典型といえるだろう。

その一方で近年では、NPOの増加に見られるように、共通の関心を持つ仲間とつながりな

がら社会的課題の解決に踏み出す市民の活動が、少なからず広がりは始めている。

このような動きを見据え、これからの社会を展望するうえで私たちが目指すべきは、一人一人の思いと力が束ねられながら地域の生活が支えられる、いわば「地域主権」の社会である。

この「地域主権」の社会、すなわち、住む者一人一人によって支えられる地域社会が成り立つか否かは、人と人との手触りあるつながりのなかで地域固有の文化がいかに育まれ蓄積されているか、ということにかかっている。地域文化を支え、地域の諸資源を結びながら人々の生活課題の解決にむけた学習を組織することを使命とする社会教育行政の意義は、今までになく大きなものになっているといえよう。

(2) 社会教育行政をめぐる今日的課題 —社会教育施設・職員の現状—

「地域文化を支え、市民の力をはぐくむ」という現代的要請の高まりに比して、今日の社会教育行政の置かれた状況には問題が少なくない。

第一に、社会教育行政、とりわけ職員の水準は、いまなお国が定めた基準に満たない自治体が多く、総体として未成熟である。また、自治体によっては政策的な力点が弱く、軽視されているところもある。

第二に、社会教育施設・職員の多くは、当該地域の情報や課題把握・人材発掘の機会に恵まれず、住民の学習と行動をつなぎきれていない。その背景には、①職員の職務内容が施設内での業務にとどまり、地域との接点が少ないこと、②頻繁なジョブ・ローテーションのために、前任者が培ったノウハウが継承されないこと、③財源・職員が削減されながら、一般行政の業務（サービスセンター機能）などの新たな役割が付加され、職員が多忙化していること、④適性を十分に考慮されない職員配置が少なくないこと、⑤職員の非常勤化などによって施設職員の職制・待遇が多様化し、職場の一体感が失われやすくなっていることなどがあげられる。

第三に、生涯学習施策によって今日では、学校外の学びの機会は格段に拡大したかに見えるが、その内容は「生活にゆとりのある人の余暇的活動」のイメージが強く、地域で人と人をつなぎ、地域課題の解決にむけて「市民の力」を育てていくというイメージが薄まってきている。そしてそのことが、民間教育産業の拡大を背景に、「社会教育行政が行っているサービスは、民間で十分行える」との考えを招いている。

2 地方分権改革・自治体経営改革が社会教育行政におよぼす影響

- 昨今の市町村の社会教育行政は、厳しい行財政改革を受け、人的にも財政的にもさらに縮小されつつある。それに加えて、近年の地方分権改革や自治体経営改革によって、社会教育行政の在り方自体が大きく見直されようとしている。これらの改革では、「市民参加」「協働」が強調されながら財政削減の強い要請を受け、結果としては社会教育事業や、施設職員の条件の低下に結びつきかねない。
- 当面する課題としては、市町村合併の影響が大いに懸念される。合併協議においては、結果的に、低い水準に一元化する方向でとりまとめられることが心配されている。

○ そこでは、それぞれの地域に育てられた「住民の主体的な地域づくりの動き」が停滞する可能性が出てきている。

上述のような現状の厳しさに加え、本格化する自治体経営改革・地方分権改革によって、現在、市町村の社会教育行政は、以下のように揺らいでいる。

(1) 地方分権改革（国と地方の関係の見直し）の影響

国・都道府県・市町村の関係を見直し、市町村の自律性を高めようとする地方分権改革であるが、それが進められる過程で、次にあげることが懸念される。

第一に、地方分権施策の一環として近年、国庫補助金の削減・廃止が進められてきた。これからの県・市町村では、独自の判断と自前の財源で社会教育を展開していくことになるので、社会教育水準が低下することに加え、市町村の格差が拡大する恐れが少なくない。

第二に、合併協議のなかで、自治体によって大きく異なる社会教育が、時間的な制約もあり、地域の実情よりも行政上の事情を優先してとりまとめられる場合が少なくない。

第三に、合併による広域行政化は、住民参加の審議会・委員会等の一元化をはじめ、住民に身近な地域の学習拠点である社会教育施設の軽視につながる可能性がある。

こうした行政条件の変更に伴って、それぞれの地域で長年にわたって育まれてきた独自の地域内ネットワークや、相互扶助的な営みが失われてしまうことに大いに懸念されている。

(2) 自治体経営改革の影響

1980年代から欧米で取り組まれていたNPM型行政改革が、90年代半ばごろから急速に日本の各自治体に普及してきている。これは、財政の悪化のなかにもありながらも、住民サービスを高める必要性から行政全般に取り入れられているが、社会教育行政には、以下のような影響を与えている。

第一に、社会教育は民間に任せられる部分の多いサービスと見なされ、行政改革の対象となっている。公民館などで行われる趣味・教養学習は、そこで培われた視野や特技、人間関係を、もとにした社会参加と市民・行政の協働を生み出す公共度の高い営みであるが、昨今では、その認識が乏しくなっている。

第二に、社会教育施設の運営をめぐる、NPOや地域団体、民間業者への事業委託、PFIの導入など、アウトソーシング（外注）化が企図されている。

このような手法には、公共施設の経営に行政外部のノウハウを取り入れたり、市民ニーズをさらにくみ取るなど、より質の高いサービスを実現する可能性もある。しかし昨今の行政改革では、ともすれば経費削減のみの観点から「民営化」が図られ、「住民意図に沿った運営を公的責任のなかで実現する」というよりも、「行政意図に沿った運営を住民に担わせる」という形で進められることが懸念される。

(3) 社会教育行政の一般行政部局への移管

昨今では、教育行政の根幹である教育委員会制度の見直し議論がさかんになっており、その

なかで、社会教育行政を一般行政部局に移管しようとする市町村が一部に現れている。

その政策意図としては、「生涯学習など学校教育以外の分野については縦割り型ではなく、多方面からの総合的な対応が望ましいこと、このような分野については、教育の政治的中立性確保といった理由から特に教育委員会の所管とすべき強い事情があるとも考えられないことなどから、市町村長の所管とすることが適当である。」ことなどがあげられている。

しかし、このような制度改革は、以下のような問題をはらんでいることに留意する必要がある。

第一に、教育は、いわゆる学齢期のみには保障されるものではない。教育行政がその使命を学校教育に特化することは、人間の一生涯の発達・形成をトータルに捉える視点や、学齢期を越えて支援すべき、いわゆる教育弱者（学習機会等が提供されない、また提供されてもさまざまな事情からそれを活用できない人たち）への公的責任の観点の欠落につながるものが危惧される。

第二に、子どもが育つ地域社会づくりと学校が離れていく問題、すなわち、子どもの発達環境を支える生活環境・地域環境への視点や接点が弱まる危険性である。これからの教育行政には、子どもの生活環境である地域の教育力を支え高める人材の支援や輩出も強く期待されており、このことは、学校教育と連携して取り組まれるべき課題である。

第三に、地方分権時代の社会教育施設では、よりきめ細かく当該地域の住民意思に沿った運営が実現されるべきであり、教育委員会制度は本来、そのことを担保するためのしくみであったことを改めて考える必要がある。

3 地方分権時代を拓く社会教育行政を創造するために

- 社会教育行政に関する合併協議では、従来の市町村の中で育てられてきた自治的・互助的な営みなどのリソース（資源）が継続・保障されなければならない。そのためには、先ずそれらについて、担当部局によって正確に把握（調査）される必要がある。
- そして、そのことを基盤にしなが、「市民の力」をはぐくむことのできる社会教育行政を、市民との協働によって育てることが求められる。課題としては、
 - ア 住民参加の促進（形骸化した参加制度の改善）
 - イ 一般行政との緊密な連携による事業展開
 - ウ 「開かれた学校」づくりにむけての学校教育と社会教育の連動
 - エ 以上のような取り組みを実現しうる社会教育職員体制の再構築
 - オ 教育行政の自立的機動力の獲得

(1) 合併に対する留意点

社会教育行政における合併への対応としては、従来の市町村の中で育てられてきた独自の長所が壊されないよう十分に配慮する必要がある。まず当面は、合併以前の条件をできるだけ壊

さないように努めるべきである。それぞれの地域で長年かけて培われた自治的・互助的なしくみは、いまの時代においては、些細な刺激で失われてしまいやすいからである。

また、市町村によっては、既存の社会教育行政・施設が地域との間にどのような関係を蓄積してきているのかが、きちんと把握されていないケースも少なくない。合併後の社会教育行政のデザインを構想する前提として、それぞれの自治体や地域の条件に支えられている地域教育活動がどのような実態であるのかを、調査・把握しておく必要がある。

(2) 分権型社会に対応しうる地方教育行政の創造

現状の教育行政を維持するだけでは、今後の地方分権社会に対応することはむずかしい。市町村社会教育行政の多くが、組織規模が小さく、補助金に依存した行政運営を余儀なくされ、地域に働きかける機動力や創造力を発揮する条件を持てなかったのが実情である。そのため、これからの時代に向けては、きちんとした地域の実態把握を背景にしながら、住民の願いをくみ取り、それに向かい合える、新たな時代の社会教育体制を、住民と行政が協働で創り始めることが求められる。その際に留意すべきこととしては、次のことがあげられる。

第一には、社会教育行政、ひいては教育行政の本質的理解を、行政、住民ともに深めることが大事である。

第二には、社会教育行政の運営をさらに住民に開かれたものにするることである。そのためには、つぎのことが課題となる。

ア 住民参加の促進（形骸化している住民との関係の再構築）

イ 総合行政に資するうえでの、一般行政との緊密な連携による事業展開（子育て支援、環境教育、安全防犯、地域づくり等）

ウ 教育行政の自立した意思決定と機動力の獲得

第三には、社会教育行政改革を「開かれた学校」を目指す動きにつなげ、ともに地域に開いていくことである。「市民の力」を育てていくうえで、地域の学校ほど重要なリソース（資源）はない。これからは、地域に支えられた学校づくりと連動させながら、「市民が育つ場」としての学校の在り方が実践的に模索されることが期待される。

4 地方分権時代にふさわしい市町村社会教育行政のデザインと課題

- 地方分権時代の市町村社会教育行政には、
 - ・住民に提供される学習機会の高水準化・多様化への対応
 - ・地域内でのネットワークを構築しうる機動力が求められており、そのためにも、社会教育施設・職員の質のさらなる充実（専門職員制度の確立）が求められている。
- そのためには、社会教育行政における住民参加制度（運営審議会、社会教育委員制度）の実効性を高めるなど、住民参加の実質化が取り込まれるとともに、それをてこに、行政内部の意識改革が図ることが前提となる。

(1) 学習機会のさらなる高水準化、多様化への対応

公民館、図書館などの社会教育施設は、現代的ニーズを踏まえ、次のような学習機会の提供を推進する必要がある。

第一に、高水準の学習機会の提供である。高学歴化に伴う個人の学習ニーズの質の高まりに加え、地域社会の課題把握・解決にむけても、環境、健康、科学、社会など水準の高い学習内容の支援が求められている。ここでは、近隣大学や専門機関、民間の機関との積極的な連携による学習事業開発などが求められてこよう。

第二に、現代社会の深刻な課題となってきた若年層・青年層の社会に対する疎外感や焦燥感、犯罪・非行の多発化・兇悪化への対応である。これらの年齢層の社会性や人間性に働きかける機会づくりは、高齢化社会を支える少子化世代に未来を担う意識を培うという意味からも重要である。

第三に、これまで公教育が対応できていない社会的課題へのアプローチである。たとえば、不登校の子たちや、ひきこもりの青少年、障害をもつ人々の就労支援教育などは、本来は公的に保障されるべき内容でありながら、現実には市民的な対応が先行している。これからの時代の社会教育行政には、新たな問題領域への対応を見せる市民の動きとつながり、学びながら、地域課題に見合った公的教育支援を積極的に創造することが求められている。

(2) コミュニティ・ネットワーキングの構築

今後の社会教育行政には、地域に自発的な学びがたくさん生み出され、自治が築かれる条件づくりが求められている。学校・家庭・地域社会・行政を包括した、全体の棧（かけはし）としての役割を果たすことが重要である。そのために、以下のことが課題となる。

第一に、コミュニティ拠点であるはずの社会教育施設の経営では、できるだけ多彩な層が利用できるよう、さらなる工夫が求められている。現在の社会教育施設は、高齢者や女性が利用者の大半を占めているが、勤労者や青少年の利用を拡充していく独自の工夫が必要である。

第二に、地域に潜在する学習資源のネットワーク化である。学校（余裕教室）、自治公民館、企業、NPO及び大学など、地域に潜在している資源を有効に組み合わせながら、それらの力を最大に発揮させるしくみづくりが必要である。

第三に、既存の地域団体の活性化である。成果を挙げている先駆的な地域づくり実践においては、その多くが既存の地域団体の活性化と連動しながら進められている。ここでは、団体の熱意を削がれない関わり方や、団体の弱点を補完しうる支援など、きめ細やかで忍耐強く高度な働きかけが求められる。

(3) 市民との協働をコーディネートできる職員体制の確立

以上のような取り組みを可能にするためには、それにふさわしい職員体制の実現が必須である。しかし、社会教育施設職員には、先に述べたように、非常勤化等による職制・待遇の多様化、専任職員の在任期間の短さ、適性を十分に考慮しない人事配置などの実態がある。「行政と住民の協働」がキーワードの現在、行政と住民との接点部分を担う職員は「地方公共団体の顔」である。その意味でも、常に住民と接しながらその課題に応じた学習を支援・組織する社会教

育職員の重要性は再認識されなければならない。職員の資質の向上と、意欲を持って取り組める職場の環境づくりは必須であり、社会教育主事等の専門的力量を備えた職員の配置が不可欠である。

その際、職員の資質として求められるものには、社会教育に対する幅広い見識とともに、地域課題の発見能力、コーディネート能力などがあげられよう。こうした資質・能力は研修による自己研鑽とともに、一定の経験年数によって培われるものである。住民との信頼関係の醸成という点からも、ある程度長期にわたって職務に専念できる環境整備が必要である。

また、これまで町村においては、県の社会教育専門員派遣制度によって、専門的職員を確保してきたところもあるが、社会教育主事の配置及び在任期間の延長の観点からすると、今後は各自治体で職員を養成していくことが望まれる。

なお、このような役割を担うのは、行政職員よりも、地域での人脈を蓄えた人材のほうが有効であるという指摘もなされているが、雇用条件や、行政職員とのパートナーシップの問題等により、その可能性が限定されてしまうケースもある。より有効で健全な地元人材の活用の在り方が研究され、実現されなければならない。

(4) 住民参加を梃子（てこ）にした行政の意識改革

社会教育のその重要性の高まりに反して、必ずしも行政内部において社会教育の現代的意義が正当に評価されていないように思われる。まず、社会教育の現代的意義と課題について、市町村行政内部に対しての実質的な啓発を進め、意識改革を図ることが必要である。並行して求められるのは、よりきめ細やかな住民参加の拡大である。民意に即した行政行動を実現するには、以下のようなさまざまな手だてで住民参加の拡大を講ずることが必要である。

- ア 社会教育委員会や施設の運営審議会・運営委員会等の活性化
委員選出方法の見直し（一部公募制）や研修の充実
- イ 事業立案・実施への住民参加など、多彩な参加方法の創造
- ウ 地域の実態把握、ニーズ把握、利用者の満足度把握
- エ 情報公開の拡大

5 地方分権時代にふさわしい県社会教育行政のデザインと課題

○ これからの県社会教育行政には、それぞれの市町村の社会教育行政が改革を進めるうえで、

- ① 先導・啓発的機能
- ② 情報集約・相談機能
- ③ 調整的機能

を発揮することなどこれまで以上の役割が求められている。具体的には、以下の内容が創造的に取り組まれることが期待される。

- ア 職員研修の実施・支援 [(1)ア]
- イ 住民グループ・団体の学習ネットワーク支援 [(1)イ]

- ウ 全県的な交流ネットワークの構築、広報 [(1)イ]
- エ 複数市町村による協働のコーディネート [(1)イ]
- オ NPOなど市民の自立的な活動への支援 [(1)ウ]
- カ 財政基盤の弱い市町村への社会教育活動活性化のための財政支援 [(1)ウ、(2)ア]
- キ 住民参加制度（社会教育委員）の活性化にむけての啓発 [(1)イ]
- ク 地域課題把握、住民ニーズ把握のノウハウの蓄積・提供 [(1)ウ]
- ケ パイロット事業の実施 [(1)ウ]

県社会教育行政の役割をめぐっては、「合併が進めば、各市町村の行政能力が高まるので、県の役割は縮小される」との見解が一部に見られるが、実態は必ずしもそうではない。合併したからといって、市町村がこれまで県や国が担っていた役割を担える力を自動的に獲得できるとはかぎらない。むしろ合併に伴う行政改革によって社会教育行政の水準低下や、市町村の格差のさらなる拡大が懸念されている。そのなかで県社会教育行政には、市町村に対する中間支援的な役割がこれまで以上に求められる。その対応のため、次のような機能を発揮することができる専門家集団に発展することが求められる。

(1) 県社会教育に求められている機能

ア 先導・啓発的機能

社会教育行政については、「地域課題に対応できる市民の力をはぐくむ」というその使命の理解が市民はもちろん行政内部においても不十分である。こうした点から良質の職員研修の開発・充実、県が取り組むべき最優先課題である。また、県の内部においても併せて社会教育の理解の徹底が図られなければならない。

具体的な普及啓発の方法としてはテレビ番組による社会教育事業やまちづくり活動のPR、インターネットの積極的な活用、発行物の工夫などが考えられる。特に「市民の力」のあらわれともいえる、地元の地域教育活動をめぐる映像教材の開発は急務である。これには、昨今の市町村合併によって、地域に人間関係や文化を蓄えてきた祭りや伝統行事が大きく揺らぎ、その記録・保存が緊急かつ大切な課題となっていることがあげられる。これらは、職員が市民の活動や学びを支える方法を学ぶための教材・資料としても有効である。

イ 情報集約・相談機能

地域教育を進めるうえでは、情報過多・関係過疎といった状況が広がっており、そのなかで県社会教育行政には、①各市町村からの相談窓口であるとともに、②地域活動に取り組む各種団体にとっても相談窓口となることが強く期待されている。その実効のためには、他部局・機関との連携や情報集約・整理を行う体制づくりが求められている。

コミュニティ施策がさまざまな部局によって取り込まれている昨今、数多くの部局からの要請が関連団体、地域、学校等の活動現場に伝えられるが、その受け手は一定の人材・団体等に偏っている。また、縦割り行政の弊害などから有用な情報が埋没することも少なくない。このようななかで、さまざまな部門・部局からの情報をとりまとめ、整理したうえで提供す

る体制が必要である。

さらに、国、市町村、他都道府県、さらには民間教育事業者等の情報収集、連携・調整機能も、重要な役割である。特に合併に際して社会教育行政の在り方の見直しが各自治体で進められるなか、各市町村間の情報交流は、より組織の内の事項に踏み込んだ細やかな者が求められている。

加えて、県自らが県内の関連諸機関と関係を結ぶだけでなく、関連諸機関・諸団体相互の広域的ネットワークを支援することも、これまで以上に重要な課題となってきた。例えば、県内市町村の社会教育関係者の横断的組織として重要な働きを果たしてきた県社会教育委員連絡協議会は現在、合併に伴う市町村数の大幅な減少によって、組織の抜本的な見直しを余儀なくされている。このように従来からのネットワークがかつてない厳しい状況におかれている現状をふまえ、広域的、有機的なネットワークを構築するための支援が県には求められている。

ウ 調整的機能

県行政には、教育委員会外部にも社会教育において活用できる人材や機関があり、それらと有機的連携が求められている。たとえば、社会教育行政の今日的課題の一つに、子どもが健全に育つ地域環境作りがあげられるが、県内には、地域の母親たちによる自助的な子どもの遊び場（プレイパーク）づくり運動が広がっている。これには、県の教育行政の管轄外にある「県営富士山こどもの国」を拠点にした市民的ネットワークが大きく貢献している。社会教育行政がその使命を追及するうえでは、予算上措置された事業に守備範囲を限定するのではなく、県行政全体における教育資源・資本の在り方を健全にしていくという視点からの事業展開が求められている。

また、近年では国との関わり方においても、国の事業の性格を見据えた再構築が求められている。文部科学省「子どもの居場所づくり新プラン」にもとづく「地域子ども教室推進事業」は、従来からすれば大きな金額を地域の団体の直接降ろすものであり、力を蓄えつつある民間の力に期待した事業自体の意義は認められている。しかし、①外部資金を獲得し、それを円滑に運営しうる組織的力量を備えた団体がそれほど育っていないこと、②合併を控えた市町村からすれば、新規事業に取り組むだけの余力に乏しいこと、③地域レベルでの新たな仕組みをつくろうとしても、3年間という時限つき事業であるため、国の委託金がなくなった段階での事業継続が困難だと思われること、④子どもたちの実際の声やその置かれている状況に正面から向き合う大人の姿勢を含めた、真の居場所を見つめ直す議論が十分なされているのかということなどの意見が出されている。

これまで県社会教育行政は、国の事業への対応のために相当のエネルギーを費やし、自発的にその隙間を埋めていく動きが弱かった。しかし、地域の教育力を健全に高めていくためには、各団体が国の委託金を運用できる力量獲得にむけた支援や、すでに実働しながら活動の持続に悩む団体への配慮など、補完的に対応すべき課題が少なくない。県社会教育行政としては、国の委託金・補助金の円滑な運用に留まらず、県下全体の地域力向上にむけて総合的視野から、補完的、調整的役割を創造する必要がある。とくに、今後厳しい行政運営が迫

られる小規模自治体への配慮も求められる。

(2) 新たな時代の県社会行政に求められる体制

県社会教育行政がこれからの時代に対応するためには、市町村社会教育行政と同様に、県民の願いに向かい合うことが求められている。そのためには、長期的には、次のことがらを施策として実施することが必要である。

ア 職員体制の充実と職員の専門性の向上

これからの社会教育行政には、膨大な情報を整理して施策に結び付けていく力、各種団体の間を取り持つコーディネーターとしての力、時代の要請に合った研修を組織できる力などの専門的力を備えた職員の養成・配置がかなめとなる。

市町村に対する責任ある助言を行うためにも、また、市町村への波及効果をつくり出すためにも、まず、県が率先して、社会教育主事、司書等の専門的な資格を持つ職員の配置を拡大させるべきである。生涯学習の視点から、学校教育と社会教育の有機的な連携を図るためにも、関連課室・教育機関等に社会教育主事等及び有資格者を配置することが必要である。

さらに、従来のジョブローテーションの見直しも重要である。とくに、社会教育行政は、県・市町村を問わず大きな変革期に突入する。各市町村に対するリーダーシップや専門性を高めるうえからも、同一職員による継続的な責任ある関わりこそがふさわしいことから、在任期間の延長が求められる。

また、町村を対象とした社会教育専門員派遣制度は、学社連携・融合の観点、社会教育の専門的力による指導性等の点で大きな評価を得ている。こうした人材の派遣については、合併後、新自治体になっても何らかの形で維持されるべきである。

イ 社会教育委員会会議の活性化・住民と職員との協働の推進

これからの行政経営は住民との協働で進められるべきである、そのためには、住民参加を実質的なものとするのが重要な課題である。社会教育行政は先駆的に住民参加制度を法的に位置づけてきた領域であるが、実態は形骸化しているケースも少なくない。これからの時代、社会教育委員の会議に限らず、住民参加の委員会、審議会を、単に市民の意見を聞くだけの場にしてはならない。住民参加の会議は、本当の意味での協働を創り出すための、市民・職員双方にとってのトレーニングの場として認識されるべきである。

こうしたことを実現するためには、会議に関連課室職員が極力参加すること、会議の席上だけに留まらない職員と委員の日常的な関係を蓄積すること、研修機会を充実させること、会議内容の公開を十分にすることなどが求められる。

また、住民参加制度を活性化するに留まらず、県民との協働型事業に積極的に取り組むなど、住民参加の機会を増すことは、県社会教育行政が市町村に先行して取り組むべき課題でもある。

ウ 事業計画における単年度主義・前年踏襲主義からの脱却

これからの社会教育行政には、生活課題に根ざした学習活動に裏付けられた自治的・互助的な営みを、いかに地域に育てるかが問われており、市町村社会教育行政を支援する県社会教育行政にはそのためのノウハウや情報の蓄積が必須となる。これまで県が推進してきた「子どもをはぐくむ地域教育推進事業（コンソーシアム）」は、地域でさまざまな団体が連携する教育活動である。市町村を越えて県がこうした活動にパイロット的に直接関わろうとすることは、地域教育支援の課題やノウハウを県として蓄積するうえでも有効な取り組みであり、その先駆性は高く評価される。

ただし、この事業は、①3年間という時限つき事業であること、②補助金を当該年度内に消化しなければならないこと、③小学校区単位の取り組みに限定されていること、④市町村によっては認知度が低いことなど、地域活動を軌道に乗せるうえで支援事業としては、すでに一定の窮屈さが指摘されている。さらに、⑤年限の短さに加えて事業を支える県側のスタッフ体制の厳しさから、県としてそれぞれの地域活動の実態やノウハウを細かく把握しきれていないことなど、問題が少なくない。

このようなパイロット事業は、その成果をきちんと検証しつつ、地域サイドからの声を反映した修正的発展が図られるべきである。また、この事業に限らず今後は、前年踏襲を基本とした予算要求から脱却し、事後の評価に基づいた修正・発展型の予算要求への展開が求められる。

(3) 県社会教育行政における今後の重点検討課題

第一には、健全な公設民営の模索である、2003年には地方自治法が改正され、指定管理者制度の導入により、公共施設の運営に民間業者やNPOなどの市民団体が参入する機会が大きく広がった。この手法は、行政外部のノウハウを取り入れることによる業務の効率化や住民へのサービスの向上をもたらす可能性がある一方、責任の所在の明確化、地域の中で培われた文化の継承・発展、職員の専門的資質の向上、点検・評価の可能性等、検討すべき課題も少なくない。また、社会教育施設への民間参入では、住民と行政が協働の範囲を広げ、その内実を深めていくことが重要であるにもかかわらず、サービスの充実よりも費用面を優先した安易な委託がなされるケースも現れている。社会教育施設の施策や事業運営への民間参入に関しては、その長所が活かされるよう、慎重な検討が求められている。

第二には、社会教育事業独自の評価の確立である。社会教育事業は費用対効果が見えにくいとはいえ、その事業評価は必要であるし、それに基づく組織評価も避けられない。良質な実践を啓発させていく意味でも、評価は大変重要である。実際に事業に関わっている人たちの意見等を取り入れながら、社会教育事業の具体的な評価の方法を確立する必要がある。

第三には、いわゆる「教育弱者」への着目と支援である、先にも述べたように、世間的には「社会教育」「生涯学習」は、生活にゆとりがある人の余暇的活動だととらえられている面がある。しかし、本来的に社会教育が追求すべきは、困難を抱えた人たちが社会との関わりのなかで人間的な発達を獲得していくことであり、このことを促進するための学習の在り方である。こうした層への学習支援の在り方を積極的に提案していくことも、県行政に求められている。

おわりに

先行き不透明なこの時代、私たちは、これからの社会を担う次世代が健全に育つ地域環境づくりのために、また、持続可能な環境づくりのために、すべての人が責任をもって関わる社会をいかに形成するかという課題に直面している。これからの時代の社会教育には、「一人一人が次世代に何を残すかを真剣に考え、仲間とつながりながら行動を起こす」、そのような地域での多彩なしかけづくりが期待されている。

そのための社会教育行政の在り方は、行政と市民との協働を幾重にもくぐり抜けないことには見出されない。今日では、「市民参加」や「協働」が強調されているが、これが単なる「市民任せ」にならないよう、行政組織自体が地域の実情とつながりをもった存在となるようにしていかなければならない。今必要なのは、住民と行政が、手間と時間をかけて議論しながら正當に分け合い、お互いが問題解決力を蓄えていく環境づくりである。またそこでは、チャレンジ精神・遊び心・試行錯誤といった、一見すれば効率性に相反するところにあるように見えることがらが、本来人間が持つ豊かさを取り戻すための潤滑油になることを忘れてはいけない。財政的な厳しさのなかで視野が目先に限定されがちな昨今だが、そういうなかで、多くの県民がその地域の将来を想い、その地域を形成する一員として地域の活動に参画し、行政との真の協働のなかで、それぞれの地域文化の創造に関わっていただくことを期待するものである。

○ 子どもの体験活動の充実方策について ～体験活動の質と量の高まりを目指して～

(提言 平成16年9月 福岡県社会教育委員の会議)

はじめに

子どもの調和のとれた人間形成には発達段階に応じた豊かな体験が欠かせません。

平成8年7月の中央教育審議会答申では「体験の重視」が繰り返し強調されました。さらに、平成11年の生涯学習審議会答申では、「生活体験」「お手伝い」「自然体験」が豊富な子どもほど、「道徳観・正義感が充実」として、自信を持って子どもの体験を充実させるための地域社会の環境づくりを進めることを提言しました。続いて、平成13年7月には社会教育法及び学校教育法に青少年の社会奉仕体験活動等の奨励を新たに規定する法改正が行われるとともに、翌14年には、中央教育審議会が「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」の答申を出しました。このような答申や法の改正、加えて平成14年度からの学校週5日制の完全実施に伴い、現在、県内の各地域で行政、学校、民間団体などが様々な体験活動に取り組んでいます。

しかし、現在、実施されている体験活動については一定の成果が見られるものの、関係者から「子どもが受身的である」「子どもの発達段階にあっていない」「大人の関わりが不適切である」「単発的・イベント的な体験活動が多い」などの声も多く、「体験活動の意義が十分理解されておらず、体験活動が質量ともに不十分で、真に子どもの豊かな成長を図るものとなっていない」との指摘があります。

体験活動の大きな目的は、子どもに必要な資質・能力をはぐくむことにあります。福岡県社会教育委員の会議では、福岡県の子どもが、様々な体験活動を通して、人間関係能力や自主性・自律性、耐性など必要な資質・能力を身につけ、「自分に誇りと自信を持つ子ども」に育っていくことが大切であると考えています。

本提言では、子どもの現状や新たな社会情勢の中で重要視されている体験活動について、改めて意義や阻害要因、現状、課題等を整理しました。そして、子どもの体験活動を充実するための3つの視点として、「プログラムの見直し」「大人の関わり方の改善」「環境条件の整備」をあげ、そのうえにたって「いま、何に取り組まなければならないのか」を「10の提言」としてまとめています。

主として、実際に子どもの体験活動事業を実施している県・市町村行政関係者や関係団体の指導者、社会教育委員、学校教育関係者等を対象に提言を行うものです。

関係機関・団体等の施策・事業推進の一助となるとともに、関係者の手引き的な活用も期待しています。なお、本提言が対象とする「子ども」については、幅広く幼児から大学生等までとしています。

ます。本提言をきっかけとして、子どもの体験活動がより一層充実されることを願うものです。

第1章 いま、なぜ、改めて「子どもの体験活動」なのか

1 子どもの発達と体験

(1) 子どもの成長・発達と体験活動の意義・必要性

子どもは、みな大きな成長・発達の可能性をもって生まれてきます。しかし、それは自然に顕在化するものではありません。年齢に応じて体験すべきことを体験してはじめて現実のものとなるのです。動物には、ある一定の時期に体験しないと一生身につかない能力があり、それが身につく時期を臨界期といいます。人間にはもともと五感を自ら使って体験することによって、さまざまな「生きる力」をはぐくむ能力が備わっています。人間が人間としての性質を備えていくためには、体験、それも人に言われての「させられ体験」ではなく、また、テレビやゲームなどによる「間接体験」「疑似体験」だけでなく、自分から進んでする「能動体験」や直接ものごとに触れての「直接体験」という自らの五感を存分に使う活動が重要です。そのことによって、子どもの心身は、年齢相応に確実に発達していくことができ、子どもは、自分のもっている可能性を現実のものにしていくことができます。

発達課題とは、人間が乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、中年期、老年期などの発達段階において健やかに発達していくために達成しなければならない課題のことです。米国のハヴィガースト Havighurst, R. J. (1953) 氏は、幼児期の発達課題の一つに「社会や事物についての単純な概念を形成すること」を挙げています。

この課題に関して、命の意味の理解と体験の関係を例に考えてみましょう。子どもはどうやって「命の大切さ」を理解するのでしょうか。言葉で教えるのも一つの方法ですが、それだけでは本当の理解にはなりません。言葉の前に命についての体験が必要です。幼い子どもはよく蟻をつぶしたり、トンボの羽をむしったりします。そんな場面では、大人はたいてい「そんなことをしてはいけません。小さな虫にも命があるのだから」と注意します。確かにそのとおりですが、子どもにはその命の意味がわかりません。だから、ただ欲求や興味のおもむくままに、つぶして殺したり、羽をむしったりするのです。しかし、その結果、悪気がなかったとしても、虫は二度と動かなくなってしまう。子どもはそうした体験の積み重ねの中で命とは何か、自分の何気ない行為がどんな結果を生み出すのかを実感として理解するようになります。

また、福岡県では「ひなの頃から自分たちで飼育した鶏をしめて食す」という実習を行っている高校があります。涙を流しながら実習する高校生は、身近な命を奪う辛さとともに、食べることの意味やありがたさを実感していると聞きます。

こうした例から言えることは、発達課題の達成には、言葉や理屈で教える前にも後にも、目や耳や肌で直接感じる体験が必要であるということです。

(2) 体験活動と学力の関係

学校週5日制が完全実施される中、現在、「学力」問題が盛んに論議されています。文部科学省は子どもの学力向上のヒントとして、「主体的に学ぼうとする意欲・態度」「基本的な生活習

慣」「指導上の工夫」の3点をあげています。

ここでは、体験活動の意義を「学力」という観点から整理してみます。

① 学びの出発点、思考や理解の基盤づくり

平成15年に文部科学省が実施した学力テストの結果では、「日常体験の不足」が指摘されました。例えば、冷凍庫で水を凍らせたときに起こる体積の変化を問う問題では無解答が際立ちました。「容器に水を入れて氷をつくる生活体験が乏しくなっており、氷になると体積が増加することは知識として知っていても、実際にどのような状態になるのかが分からない」ことにも原因があると分析しています。

子どもの「学びの過程」を大きくまとめると、「感覚→思考→実践」という方向でとらえられます。まず『体験』により感覚的に外界の事物・事象をとらえ、続いて「なぜ、どうして」と考えることを通して理屈に置き換え（概念化を図り）、さらに実生活と結びつけ行動すると考えられます。この最初の『体験』が子どもの生活の中で十分でないと、子どもの学びの過程は、思考・概念の段階からいきなり始まることになり、学習に対する興味・関心や意欲が失われていきます。

その意味から、『体験』は「学びの出発点」「思考や理解の基盤」であるといえます。

② 実感を伴った理解の促進

平成15年度の「福岡県小・中学校学力実態調査報告書」の中の「理科」の調査結果では、小中学生とも、「日常生活との関連の意識が希薄である」とし、今後は「実感を伴った理解の促進」を図ることが必要であると述べられています。子どもが「ああ、そうだったのか」と実感しながら、うなずきながら、理解を深めていくためには、日常生活の中で、いろいろなものを見たり、聞いたり、触れたりする五感を通した直接体験を多く積み重ね、常日頃から「なぜ、どうして」という疑問や問題意識を持っておく必要があります。そして、学習を通して、分からなかったことが分かるという「知ることの喜び」を味わい、さらにそれを日常生活に役立てていくことが大切です。

子どもの実感を伴う理解を促進し、知る喜びを味わせるためにも、日常的な体験活動は大変重要であるといえます。

③ 学習態度と価値判断能力の育成

「知識」や「技能」の能力を養うためには、我慢したり関心を持ったりする「学習態度」と、社会的に正しいことと間違っていることを直感的に峻別する「価値判断能力」を育成することが重要です。そして、この学習態度や価値判断能力は、学校の中だけで養われるものではなく、むしろ日常的な生活体験の中で相乗的に養われると思われれます。「学力向上プラン」に取り組んでいる福岡県内の学校では、「子どもの学習意欲は基本的な生活習慣や規範意識と大きな関係がある」と分析しています。つまり、学力向上の条件の一つは、「毎日朝食をとったり、学習の準備をするなど日常の生活習慣がきちんと身につけていること」や「我慢する、ルールを守るなど、自分を律することができることである」といえます。そのような資

質や能力、態度は、家庭や学校での日常的な生活体験活動の中で養われていきます。

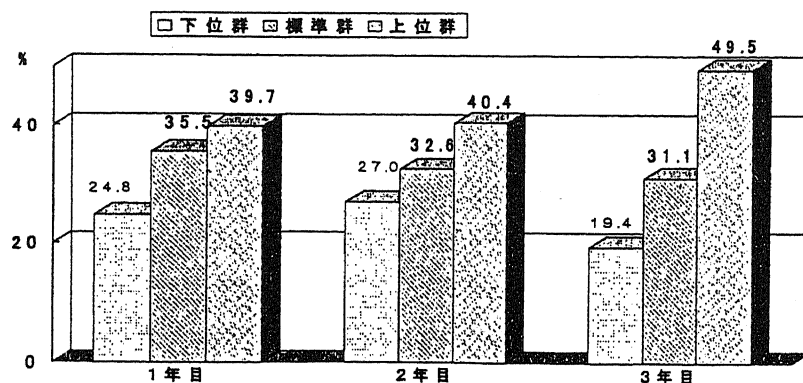
④ 成就感や自尊感情、自己有用感の獲得

子どもは、本来、「勉強していい成績をとりたい」と願っています。しかし、学習内容が理解できなかつたり、目標がなかつたり、自分に自信がなかつたりするとつい投げやりになったり、「やる気」が失せたりしてしまいがちです。子どもが「やる気」を出すのは、将来に対する夢や目標を持ったり、何かをやり遂げてほめられ自分に自信を持ったりしたときです。日本の子どもは、先進国に比べ自己評価が低かつたり、将来に向けた夢や希望を持たなくなっている傾向があるといわれます。そのことが「宿題や自分の勉強をする時間が先進国の中で最低レベルである」という結果にもつながっているようです。困難を乗り越えたり、何かを成し遂げる体験、人の役に立つ体験等は、子どもに成就感や自尊感情、自己有用感を持たせ、積極的に生きる姿勢を育てます。そしてそのことは、子どもたちの積極的な学習へとつながっていきます。

⑤ 学ぶ意欲・態度の育成

平成11年度に福岡教育大学の横山研究室が実施した「児童の集団遊びと学校生活への好感度の関係」に関する調査によると、「集団で遊ぶ機会が多いクラスの子どものほど、学校生活を楽しんでいる」という結果が出ています。また、昭和63年度から3年間、「体験活動重視の教育」に取り組んだ山川町立山川東部小学校の実践でも、昼休みの仲間遊びを活性化したり、様々な活動を通して異年齢の人間関係を豊かにすることにより、自主性や学力が向上することが明らかにされています。下のグラフは、実践1年目から3年間の学力の推移を示したものです。1年目は学力の「下位群」が24.8%でしたが、3年目は19.4%に減少しました。また、「上位群」は39.7%から49.5%に増加しています。

遊びや様々な集団活動の中で獲得した自主性、耐性、創造性などが学ぶ意欲・態度の育成につながったものと考えられます。



【学力検査の結果の変化：山川町立山川東部小学校】

(3) 「直接体験が不足」、「間接体験が過剰」な子どもたち

近年、発達過程で必要な体験をしていない子どもが増えてきていることが各方面から報告さ

れています。三浦清一郎氏は、その著書の中でこれを「欠損体験」と名づけ、現代の子どもに欠けている体験として次のことを挙げています。

- ① 自然接触体験の欠損
- ② 縦集団体験の欠損
- ③ 自発的活動体験の欠損
- ④ 社会参加体験、勤労体験の欠損
- ⑤ 困難体験の欠損

また、「直接体験不足症候群」という言葉を用いて、今の子どもたちの基本的な生活習慣に関わる体験欠損の問題性を鋭く指摘している研究者もいます。

このように述べると、今の子どもたちは、以前に比べてほとんど体験していないように受け取られるかもしれませんが、決して体験そのものが少なくなっているわけではありません。むしろ情報過多の時代と言われるように、テレビやインターネットなどを通しての間接的体験や疑似体験は昔の子どもよりはるかに多いといえます。その意味では「間接体験が過剰」な子どもたちと言ってよいでしょう。子どもたちが持っている発達の可能性を現実のものにしていくには、直接体験と間接体験のバランスが大切であり、また自発的で能動的な体験が必要であるといえます。ところが、今の子どもたちには大人がすべてプログラムし、指示する「させられ体験」やテレビ等を通しての「間接体験」「疑似体験」「仮想現実体験」などは多いが、自分の意志で自ら進んでする「自発能動体験」や日常的な生活体験・自然体験などの「直接体験」が極端に少なくなってきました。

(4) 「子どもの体験活動」のとらえ方

「体験」とは文字どおり、自分の身体を通して経験するという意味です。教育的には「事実や事象との関わりの過程で、主として感覚機能（直感、全身、五感）を用いて自己を変容する営み」と定義されます。しかし、「体験」は、その出現が偶発的であったり、未整理状態が多いので、これを青少年の人間形成に役立つように、教育的配慮で編成したものを「体験活動」と呼んでいます。

本提言では、「子どもの体験活動」を「子どもが必要な資質・能力を身につけるため、意図的・計画的に実施する教育的な活動」としています。そして、とりわけ「自発的・能動的な直接体験」が不足しているという認識に立って、その充実方策を提言しています。

ただし、言葉の使い方については、内容に応じて柔軟に対応しています。

2 自発的・能動的な直接体験を妨げる「環境の変化」と「大人の関わり方」

(1) 環境の変化

なぜ子どもたちは直接体験ができなくなったのでしょうか。また、間接体験を過剰にするようになったのでしょうか。この背景には、まず自然環境、社会環境、生活環境など様々な環境

の変化があげられます。自然と触れる機会を持ちたいと願っても都市化、宅地化が進むと自然は破壊され、身近に自然と触れる機会はなくなってしまいます。また、核家族化が進行する中で、高齢者との日常的な触れ合いはほとんどなくなってきています。さらに、異年齢の仲間たちと外で楽しく遊びたいと思っても、少子化が進み、塾通いや習い事の過熱化の中で地域の子どもの遊び集団が消え、しかも、隣近所の気軽な交流ができなくなるとは、難しいでしょう。そして、さらにその状態に拍車をかけたのはテレビをはじめとする様々なメディアの進歩と、それらの子どもの生活への浸透であるといえます。

(2) 大人の関わり方

自発性や能動性を妨げるものとしては、親をはじめとする「大人の関わり方」があります。大人が日ごろ子どもに対してどのように接し、どのように世話をしたり、しつれたり、教育したりするかということは、子どもの行動や意識の形成に深く関わっています。問題はこの関わり方が基本的には過保護でありながら、部分的には過干渉、管理的で、しかもある面では放任的だということです。この関わり方は「放任・過干渉共存型過保護」と呼ぶことができます。具体的には、次のような行動です。

「放任・過干渉共存型過保護」の行動

- ① 本来、子どもが自分でできることにまで手を出し、世話をする。
- ② 子どもに安易にものを与えたり、必ずしも必要ないものまで用意する。
- ③ 子どもの要求に安易に受容する。
- ④ 本来、子どもが自分ですべき決定や判断まで大人が先にしてしまう。
- ⑤ 子どもの安全や健康について必要以上に保護と注意をする。
- ⑥ 子どもが悲しい体験や失敗をしないように必要以上にかばう。
- ⑦ 手伝い体験や勤労体験を与えることが少ない。
- ⑧ 叱るべき時にきちんと叱ることが少ない。
- ⑨ ほめたり、認めたりすべき時にそうすることが少ない。
- ⑩ 基本的な生活習慣や技能、道徳規範など教えるべき時にきちんと教えていない。
- ⑪ 「あれはいけない」「これはダメ」と子どもの自発的行動を必要以上に抑制したり、禁止したりする。

第2章 いま、福岡県の子どもにどのような体験活動が必要なのか

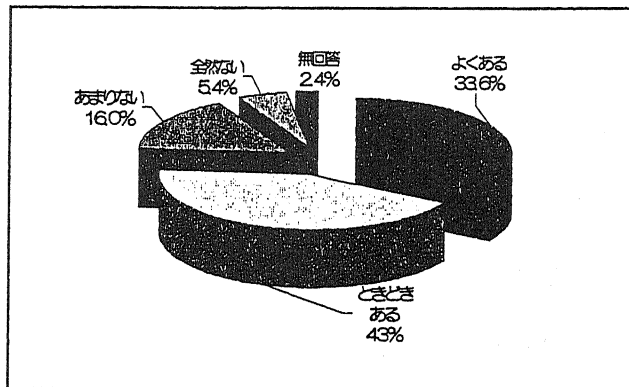
1 福岡県の子どもたちの現状

福岡県が実施した最近の家庭教育に関する調査や学校週5日制実施状況調査、子どもの遊びに関する調査等によると、多くの子どもたちが毎日の生活を生き生きと過ごしていますが、憂慮すべき状況として次のようなことがあります。

(1) 無気力で夢や目標を持たない子どもが増えている

平成14年に福岡県が実施した「子どもの遊び実態調査」から子どもたちの心の様子を見ると、難しいことでもあきらめずにがんばろうという気持ちを持っている子どもは多いが、それでもイライラしたり、ムカつくことが「よくある」「ときどきある」という回答が約77%で、4人に3人の子どもがいわば「抑鬱的な傾向」にあり、それは高学年ほど高くなる傾向にあります。また、何もしたくないと思うことが「よくある」「ときどきある」という無気力気味の子どもは約6割います。さらに、多くの子どもが夢や目標を持っているが、3人に1人は夢や目標、今夢中になっていることがないという状況にあることがうかがえます。

Q イライラしたり、むかつくことがあるか

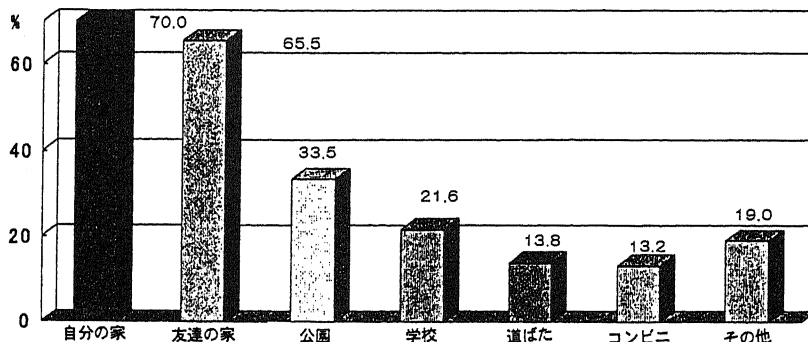


【子どもの遊び実態調査 (H14. 3 福岡県)】

(2) 「子どもの遊び」が変化し、人間関係能力が獲得できにくい

同じく「子どもの遊び実態調査」によると、子どもたちの遊び場所については、「自分の家や友だちの家」が約7割と室内での活動が圧倒的に多く、遊ぶ内容もテレビを見たり、マンガを読んだり、テレビゲームをして遊ぶことが多いという実態があります。また、外遊びをする場合でも、少人数で、固定遊具による個人遊びの傾向が強く、自分たちでルールを決めて遊ぶことは少ない状況があります。子どもは異年齢の集団遊びの中で、集団のルールや友だちづき合いなどを体で学びます。遊びの変化は、人間関係能力を獲得する上で、一つの阻害要因となっているといえます。

Q 放課後や休みの日によく遊ぶ場所は？



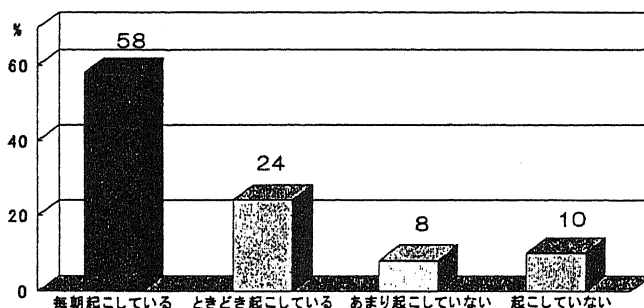
【子どもの遊び実態調査 (H14. 3 福岡県)】

(3) 基本的な生活習慣や技能が身につけていない

家庭教育に関する調査（中学生実態調査）によると、「毎朝」「ときどき」起こしているという母親が82%、父親が40%であり、子どもの自立起床のしつけができていない状況があります。また、朝食については「毎日」「ほとんど」食べる割合が約8割ですが、学年が上がるにしたがって「毎日食べる」割合が減少し、特に男子にその傾向が顕著に表れています。さらに、生活技能調査の「リンゴの皮むき」に関しては、「あまりできない」「まったくできない」が3人に1人程度います。また、箸や鉛筆を正しく握ることができない子どもが増えている現状もあります。

この背景の一つとして、子どものしつけに自信が持てない親や、父親も含めて子どもの世話をする親の増加があり、過保護・過干渉で子どもの自主性が育ちにくくなっていることが考えられます。

Q あなたは朝、お子さんを起こしていますか？（母親）



【平成14年度福岡県における中学生の意識・行動と親の養育態度・意識の実態調査のまとめ】より

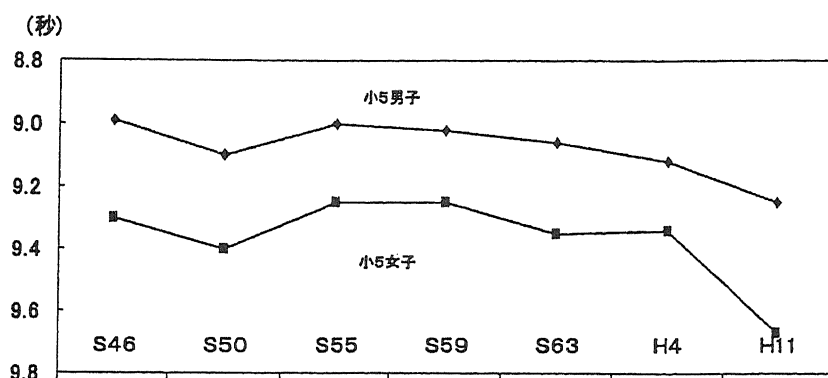
(4) 日常的に体を動かす機会が減少し、体力が低下している

上述したように、子どもの遊びの変化や運動・スポーツ活動の減少、子どもを取り巻く生活環境の変化及び子どもの生活習慣の乱れなど、様々な要因が絡み合って、本県の子どもたちの体力は長期的に低下傾向にあります。

平成10年に文部省（現文部科学省）が行った「子どもの体験活動に関するアンケート調査」によると、日常的に疲労を感じる事が「よくある」「時々ある」と答えた子どもが、小学校2年生でも33%、中学2年生に至っては60%となっています。

今後、子どもたちの体力の向上を図るためには、学校の昼休み等での外遊びを奨励したり、「アンビシャス広場」のように日常的に子どもたちが集い、遊ぶような場を設けたり、総合型地域スポーツクラブなど大人と子どもが一緒になって体を動かす楽しさが実感できる場を用意したりするなど、日常的に体を動かす機会や場を意図的に提供することが大切です。

50m走の年次推移



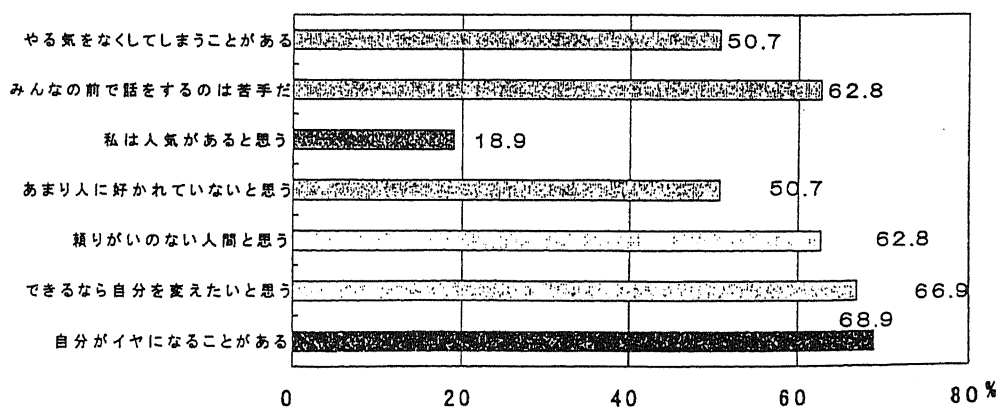
(福岡県児童生徒体力・運動能力調査より)

[福岡県スポーツ振興基本計画 [平成15年10月福岡県教育委員会]]

(5) 自己肯定感や自己有用感が低い傾向にある

平成13年に福岡県内のある中学校で実施した「自己肯定度調査」によると、「自分がイヤになることがある」68.9%、「頼りがいのない人間と思う」62.8%と多くの子どもが自分に対して否定的なイメージを持っていることがわかります。しかし、「もしできるなら、自分自身について変えたいことがたくさんある」66.9%と、チャンスがあれば、自分を変え、よりよく生きたいと考えている子どもも多いことがうかがえます。子どもは様々な体験により、自分のよさや価値を発見し、自己への信頼や他者への思いやりがはぐくまれ、自己肯定感や自己有用感が高められると考えられます。

生徒の自己肯定度に関する調査 (A市立B中学校1年 148名)



【平成13年度長期研修員研修報告書】(福岡県教育センター)より

2 福岡県の子どもにはぐくみたい資質・能力

このような子どもたちの現状は、福岡県に限ったことではなく、全国的にも同じような傾向が見られます。

福岡県では現在、「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成」という目標のもと「青少年アンビシャス運動」を推進しています。この理念をもとに、学校、家庭、

地域が一体となって子どもに豊かな体験の機会を提供し、目標に向かって努力するアンビシャスな子どもを育成していく必要があります。

具体的には、様々な体験活動を通して、福岡県の子どもたちに次のような資質・能力をはぐくんでいくことが求められています。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 人間関係能力 | (他人と協調したり、コミュニケーションを図る力) |
| ② 基本的な生活習慣・技能 | (日常生活を営む上で必要な基本的な習慣や生活技能) |
| ③ 自主性・自律性 | (自ら進んで物事に取り組む態度や自己を抑制する力) |
| ④ 耐性や体力 | (困難を乗り越える我慢強さや健康・体力) |
| ⑤ 役割意識や責任感 | (自らの役割を認識し、責任をもって成し遂げる能力) |
| ⑥ 思いやりの心 | (人に対するやさしさ、他人を大切にしたい気持ち) |

そして、何よりも様々な体験活動を通じて、「自己肯定感」や「自己有用感」を獲得させ、「自分に誇りと自信を持つ子ども」を育てることが大切です。

前ページの(5)で、中学生の「自己肯定感」について述べましたが、県の調査でも、「自分は何をやってもダメな人間だという感じが『よく』『時々』ある子どもが小学6年生で48.4%」という結果があります。こうした自信のなさや、将来に向けた夢や希望を持たないということは、その実現に向けてまじめに努力することを放棄したり、その大切さを認めない姿勢につながります。そして目先の楽しさを求めるようになってしまいます。子どもたちのよさや個性を伸ばしていくためには、親をはじめ周りの大人がそれらを見いだし、上手にほめることが必要です。ほめられることによって子どもは喜びを感じ、自尊心や自らへの誇りを持つようになり、生き生きと自分のよさや個性を伸ばしていきます。子どもを本気でほめるためには、子どもをよく見て、その子どものよさを伸ばそうとする姿勢を持つことが欠かせません。子どもを本気でほめる契機をつくるためにも、様々な体験活動の機会と場を提供し、がんばった子どもをほめ、「自分は最後までがんばれる」とか「人のために役に立ち、誰かに喜んでもらえる存在である」という自己肯定感や自己有用感を持たせることは、子どもの成長に寄与するところが大きいといえます。

3 資質・能力の獲得と体験活動の内容や大人の関わり方の関連性

体験活動については、現在、生活体験活動、自然体験活動、社会体験活動（職業体験活動、ボランティア体験活動等）などの領域に大きく分類されており、それぞれの体験活動は子どもに必要な資質・能力の獲得に大きな教育効果をもたらします。

例えば、生活体験活動は身近な生活技能や基本的な人間関係能力などの獲得に効果的であるといわれています。自然体験活動は自然の中で子どもが「気づく」「発見する」などの問題発見能力や解決能力の獲得に効果的です。社会体験活動は、社会性や公共性、さらに働くことに対する重要性や態度の育成に効果的であると考えられます。このように各体験活動はそれぞれの意義や目的を持っているといえます。

しかし、現実には各体験活動の意義は重なり合っており、複数の教育効果を同時にもたらしめています。例えば、長期自然キャンプについては、自然と触れあう点では自然体験活動であり、食事などの生活技能訓練では生活体験活動、集団生活と規律の学習という点では社会体験活動になります。また、獲得できる資質・能力も基本的な生活技能、人間関係能力、問題発見・解決能力、社会性、勤労意欲・態度と多岐にわたっています。しかし、プログラムの中にどのような活動場面を多く仕組むかによって、獲得できる資質・能力に差がでてきます。そういう意味からも、主催者側は、子どもの実態を把握し、はぐくみたい資質・能力を明らかにする中で、活動プログラムを考えていくことが大切です。そして、目的とする資質・能力の獲得に効果的に結びつく活動を意図的に多く組み入れていく必要があります。

例えば、「責任感を育てる」ことを目的とするならば、「子どもに責任のある仕事を与え、任せ、成し遂げさせる」という活動場面をプログラムの中に数多く取り入れなければなりません。また、「自主的な態度を育成する」ことが主な目的ならば、「子どもたち自身が考え、判断しなければならない」場面や「自分でやらなければならない」場面などを意図的に多く取り入れていくことが必要です。

さらに、そのような資質・能力の獲得に大きな影響をもたらすのが、指導者である大人の関わりであり、子どもの行動や態度をほめたり、叱ったり、励ましたり、共に頑張ったりという適切な指導・援助が必要です。ともすれば、手を出しすぎたり、必要なときにきちんと教えず、細かく指図するなど、子どもの成長・発達にとって逆効果になることも多くあります。しかし、子どもはやったことがないことや教えられていないことができるはずはありません。大人は子どもに「まずはきちんと教えて、任せ、見守る」という姿勢が必要です。とりわけ、安全面や基本的な生活技能など子どもの体験活動の基礎基本となることについては、繰り返し、徹底的に指導する中で、しっかり身に付けさせておく必要があります。

〈子どもに必要な資質・能力をはぐくむ活動内容〉

人間関係能力	生活習慣・技能
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人との交流活動 ・他人と協調しながら生活する共同生活体験 ・遊びを通じた異年齢集団活動 ・自分の考えを伝えたり、人の話を理解する話し合い活動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭での手伝い ・通学合宿等集団生活体験の中で、買い物、食事の準備、片づけ、掃除、洗濯など日常生活に関するすべての作業を共同で行う活動 等
自主性・自律性	耐性や体力
<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムを企画する活動 ・子どもが創意工夫する活動 ・規律ある行動や生活が必要な目的的な集団訓 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期キャンプ等での不自由な生活や自然の中での厳しい協同作業など困難を伴う活動 ・登山や長距離歩行など、体力・気力の限界に

練活動 ・自ら選択した職業体験活動 等	挑戦する活動 ・目標に向かって練習を積み重ねるスポーツ活動 等
<u>役割意識や責任感</u> ・リーダーとしてチームをまとめる活動 ・与えられた役割を最後までやり遂げる活動 ・動物の飼育や植物の栽培活動 等	<u>思いやりの心</u> ・地域清掃や空き缶回収、花いっぱい運動等の地域の環境保全的な活動 ・福祉施設等への訪問や高齢者、障害者の支援活動 ・年下の子どもの世話をする活動 ・保育所等で乳幼児と触れあう活動 等

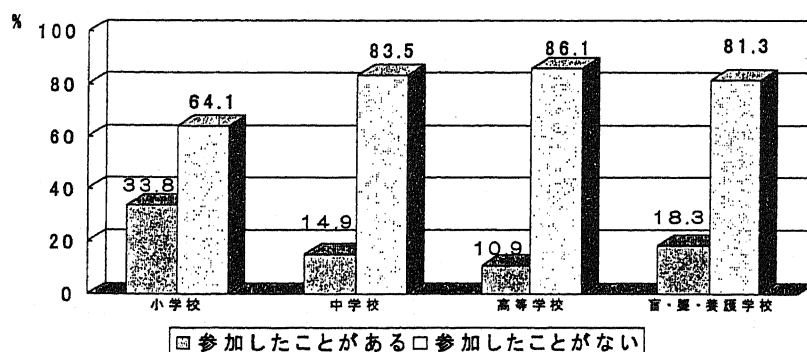
4 福岡県の体験活動の実施状況と子どもの参加状況

平成15年度に福岡県が実施した「学校週5日制の実施に係る実態調査」によると、現在、福岡県においては、約9割の市町村が週末や長期休業中に公民館や図書館等社会教育施設で何らかの子どもの体験活動事業を実施しています。また、子ども会やPTA等社会教育関係団の6割近くも同様の事業を実施しています。さらに、県立社会教育施設等においても長年にわたり青少年対象事業を実施しています。

学校週5日制の実施については「よかった」と感じる子どもが7割を超える一方、「何もすることがなくなってつまらない」という子どもが3人に1人程度います。

また、地域行事等への子どもの参加状況は、「よく参加する」「時々参加する」が小学5年生の3割強を最高に、中学2年生1割程度と学年があがるほど少なくなっており、高校生は1割にも満たない状況です。その理由として、「時間的な余裕がなかったから」「体験活動に関心がなかったから」「参加したい体験活動がなかったから」と回答しています。しかし、ボランティア活動への参加意欲や関心を持っている子どもや機会があれば活動をしてみたいという気持ちを持っている子どもも多くいます。

Q 土曜日における学校や公民館などで行われる体験活動への参加状況



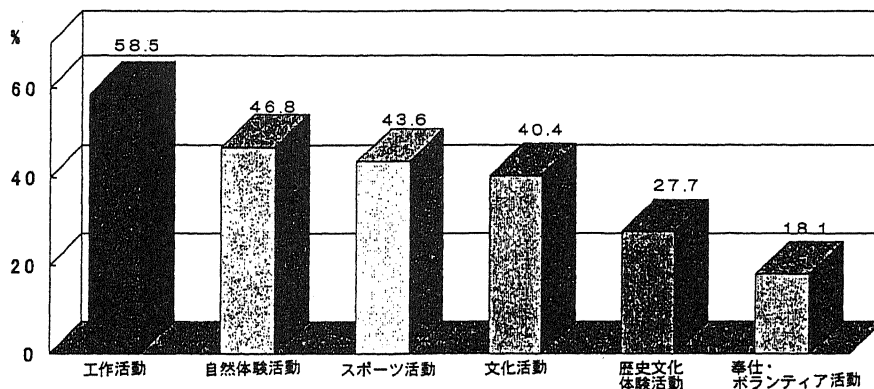
【平成15年度完全学校週5日制の実施に係る実態調査結果（H15. 4～5）より】

福岡県で実施されている体験活動事業には、次のようなものがあります。

(1) 市町村における体験活動事業について

平成15年度に福岡県教育委員会が調査した結果によると、市町村が実施した体験事業の内容は、「ものづくり・工作活動」「自然体験活動」「スポーツ活動」「文化活動」「伝統文化活動」の順になっています。特色ある事業としては、宗像市で市内全中学5校が一斉に5日間の職業体験活動を行う「ワクワクWORK」、中間市で中学1年生が3人1組で、独居老人宅を訪問し、話し相手や掃除・料理・散歩など支援活動を行う「しあわせ宅配便」事業、海外の訪問先でボランティア活動を行う「粕屋町青年の翼」事業等があります。いずれも学校との連携・協力のもと、効果的な事業を実施しています。

Q どのような事業を実施しましたか？

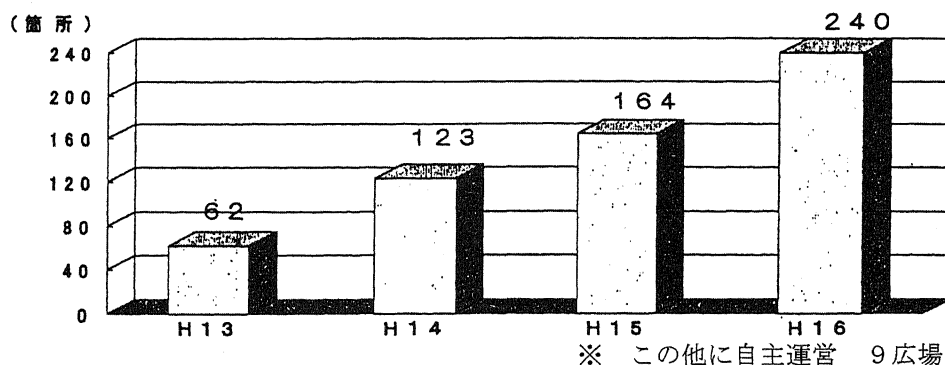


【H15年度学校週5日制の実施に係る実態調査結果（H15. 4～5）より】

(2) 福岡県青少年アンビシャス運動について

平成13年、福岡県は県独自の事業としてアンビシャス運動を開始し、子どもがアンビシャスになるための12の提案を掲げて、それぞれの提案項目を自主的、主体的に活動していく参加団体を募ってきました。平成16年3月までに運動参加証交付団体は838団体に達しています。また、子どもの居場所「アンビシャス広場」の開設を奨励しており、平成16年度までに240ヶ所開設しています。（資料編参照）

【アンビシャス広場開設数（助成対象広場）の変化】

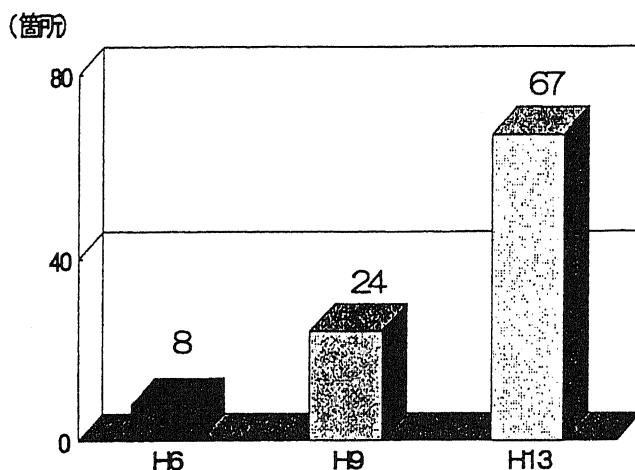


さらに、小中学生を対象とした9泊10日のサマーキャンプを夏休みに4ヶ所で実施したり、アメリカやイギリスのサマーキャンプに中高校生を派遣する事業なども実施しています。

(3) 通学合宿について

福岡県の通学合宿の事業数は、平成6年度には8事業だったものが、平成9年度には24事業になり、平成13年度には67事業（実施市町村数44）に増えています。庄内町で始まったこの通学合宿は、全国に広がり、その数は年々増加し、平成13年度は実施予定の市区町村が全国231カ所になっています。

国立教育政策研究所社会教育実践センターが平成13年度社会教育実態調査としてまとめた「地域における通学合宿実態調査研究」では、通学合宿に関して次のような概要が紹介されています。()内は福岡県の状況です。



【H13年度福岡県の通学合宿の実態調査】

① 主催者

教育委員会事務局が約6割、PTAや学校、地域関係者からなる実行委員会形式が約4割。(福岡県は実行委員会形式が3割強で最多)

② 通学合宿のねらい

「働くことや協力することの大切さを理解させたかった」が約5割で最多。

③ 宿泊場所

公民館などの社会教育施設が約5割で最多。(福岡県も同様)

④ 実施期間、対象学年、募集定員

期間は「4日以内」と「7日以上」が共に約3割強で多く、対象学年は小学校5年生が最も多く、次いで6年生。募集定員は20～25人が最多。

(福岡県の実施期間は7泊8日が最多、次いで4泊5日、3泊4日)

⑤ 活動プログラム等

食事は「自炊」が約7割で最も多く、活動プログラムは、「自炊、ふろ・部屋の掃除、洗濯」などの生活に関する活動が中心。

⑥ 通学合宿の効果

子どもたちは「新しい友だちができたり、交流が深まった」「働くことや協力することの大切さを理解できるようになった」が約8割。地域では「子どもと地域の人たちとのあいさつや会話が増えた」「学校と地域社会の連携が深まった」「地域で子どもを育てる機運がでてきた」が過半数。

⑦ その他

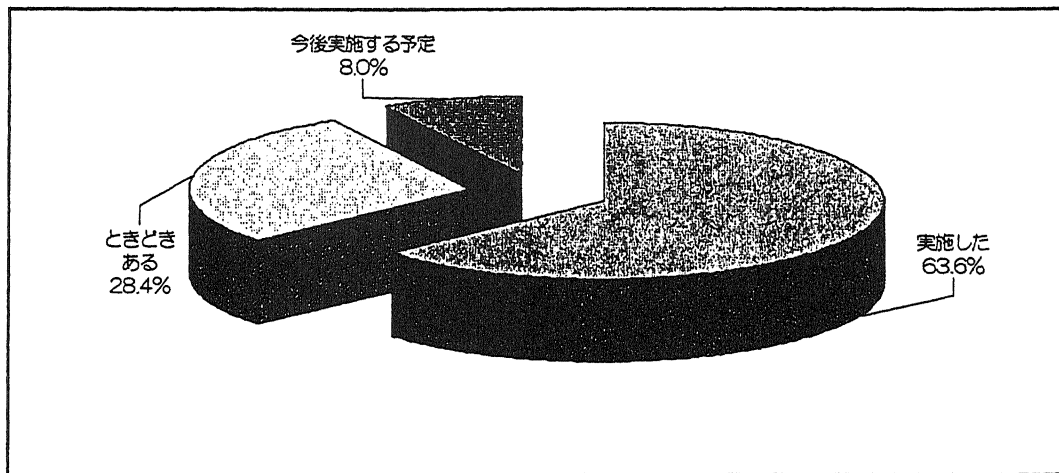
実施していない市町村について、「施設の確保が難しい」が約5割。

(4) 民間での体験活動について

民間の企業やNPO、子ども会等社会教育関係団体などが様々な体験活動事業に取り組んでいます。

県内の子ども会育成会を対象にした調査によると、「土曜日に子どもや親子対象の体験活動等の行事」を「実施した」子ども会は、63.6%であり、「時々実施した」が28.4%でした。また、ボランティア団体・NPOの活動も活発になっており、独自に体験活動事業を実施したり、行政や社会教育施設等と連携協力して事業を展開する試みが多くみられるようになりました。

Q 土曜日に子どもや親子対象の体験活動等の行事を実施しましたか？（子ども会育成会対象）



【H15年度学校週5日制の実施に係る実態調査結果（H15.4～5）より】

5 現在実施されている体験活動の成果と課題

現在、県内各地で実施されている各種体験活動については、関係者から「子どもたちの縦のつながりができた」「親子の触れ合いの場がくれた」「子どもたちが公民館にくるようになった」「活動に参加した子どもがボランティアとして事業を支援するようになった」などという声が聞かれます。つまり、大半の体験活動事業では、参加した子どもに感動を与え、一定の好ましい子どもの変容を見てとれる成果をあげているとみてよいでしょう。

しかし一方、現状の体験活動は様々な問題や課題を抱えていることも事実です。例えば、実施する大人の側に体験活動の意義や必要性に対する認識が乏しく、子どもの発達に関する理解も不十分なまま、「体験活動（事業）をすること自体が目的となっている」という厳しい指摘もあります。そのほか、次に掲げるように、子ども自身や家庭、地域、学校、指導者、プログラムなどに多くの問題があります。

<p style="text-align: center;">① 子ども自身の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験活動に興味や関心がない ・塾や習い事、部活などで時間的な余裕がない ・体を動かして活動することを好まない ・受け身的で指示待ち傾向が強い ・自主性や積極性が乏しい 	<p style="text-align: center;">② 親（保護者）の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体験の意義や必要性に関する認識が乏しい ・地域行事・活動への参加が少ない ・家庭の教育力が低下しており、体験活動の基盤である基本的な生活習慣等を身に付けさせていない
<p style="text-align: center;">③ 地域の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人間関係が希薄化しており、地域の伝統行事等が減少している ・子どもに無関心な大人が増加している ・活動の場が少ない ・身近な施設等が使いづらい 	<p style="text-align: center;">④ 学校の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの地域活動の意義や必要性に関する認識が乏しい ・地域行事等を十分把握していない ・子どもへの参加奨励が不十分である ・学校教育の体験活動についての情報提供が不十分である ・地域行事等に参加する教職員が限られている
<p style="text-align: center;">⑤ プログラムの問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自主性や自発性が尊重されていない ・子どもの発達段階に応じたプログラムになっていない ・事業担当者のプログラム企画立案能力が乏しい ・プログラムの内容がマンネリ化している ・事業評価・改善が不十分である 	<p style="text-align: center;">⑥ 指導者の問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識・技能を有する指導者が少ない ・指導者が子どもへの関わり方を理解していない ・ボランティアの確保が出来ていない
<p>⑦ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業後のフォローが不十分である ・体験活動を実施する上での危機管理が不十分である ・子どもの安全に関する法規や保険等の知識が不十分である ・予算の確保が困難である 	

第3章 いま、何に取り組まなければならないのか ～10の提言～

これまで述べてきたように、体験活動の大きな目的は「子どもに必要な資質・能力をはぐくむ」ことにあります。体験活動を実施するにあたっては、その体験活動を通して目の前の子どもにどんな資質・能力を身に付けさせたいのか、具体的にどのようなことができるようにしたいのか、つまり「目的や目標は何か」をはっきりさせることが重要です。そのためには、まず子どもの実態を的確に把握しておく必要があります。さらに、主催する側の人的・物的体制等を考慮しながら、実情に応じて実施可能な体験活動プログラムを企画立案していく必要があります。しかし、どんな素晴らしいプログラムを企画しても、実際に指導する大人が子どもへの関わり方を誤ると逆効果になります。大人は、子どもの自主性・自発性を高めることに十分留意するなど「子どもへの関わり方の基本」を理解しておくことが大切です。また、子どもの体験活動を充実するには、基盤となる家庭生活の在り方や学校をはじめ多くの関係機関・団体等との情報交流や連携、ボランティアの養成等様々な環境条件を整備していくことも必要です。このような視点で、現在実施している体験活動自体を見直すとともに、環境条件を整え、体験活動の質と量を高めていくことにより、子どもの体験活動を充実させることができると考えられます。このような認識のもと、ここでは、体験活動の充実に向けて、「いま、何に取り組まなければならないのか」を整理し、次の3つの観点にたって、「10の提言」をします。

体験活動の充実に向けての3つの観点

① プログラムの見直し

子どもの実態に基づき、子どもに必要な資質・能力の獲得が可能なプログラム編成を行う。

② 大人の関わり方の改善

「放任・過干渉共存型過保護」的な大人の関わりを見直し、子どもの自主性・自発性を伸ばす関わり方をする。

③ 環境条件の整備

基盤となる家庭生活の在り方、学校をはじめ多くの関係機関・団体等との連携、ボランティアの養成、確保等、体験活動を推進する環境条件を整える。

自分に誇りと自信を持つ子ども

はぐくむべき資質・能力

人間関係能力

基本的な生活習慣や生活技能

自主性・自律性

耐性や体力

役割意識や責任感

思いやりの心



体験活動の充実方策

プログラムの見直し

大人の関わり方の改善

環境条件の整備

福岡県の子どもの実態・体験活動の現状

- ・無気力、夢、目標を持たない
- ・人間関係能力が獲得できにくい
- ・基本的な生活習慣や技能が身につけていない
- ・体力が低下している
- ・自己肯定感や有用感を持たない

- ・子ども自身の問題
- ・親(保護者)の問題・地域の問題
- ・学校の問題
- ・プログラムの問題・指導者の問題
- その他

～10の提言～

提言1 「子どもへの関わり方の基本」を共通理解しよう

提言2 いま期待される「5つの体験活動」に取り組もう

提言3 体験活動プログラム企画の原則を理解しよう

提言4 社会教育関係者に期待される役割を認識しよう

提言5 体験活動支援ボランティアを養成しよう

提言6 家庭に期待される「4つの役割」について啓発しよう

提言7 学校との連携で体験活動の充実を図ろう

提言8 体験活動の場として施設の活用を進めよう

提言9 学校や自治体からの情報発信、情報交流に努めよう

提言10 関係機関・団体との連携・ネットワークをひろげよう

提言1 「子どもへの関わり方の基本」を共通理解しよう

体験活動の成否を決定づける大きな要因として、指導者である大人の「子どもへの関わり方」があります。指導者は、子どもの状況を十分に把握し、年齢や発達に応じた関わり方をすることが重要です。指導に当たって全般的にいえるのは、大人が無意識に行っている「放任・過干渉共存型過保護」を見直し、「教え」「任せ」「見守る」という段階的な指導を行う必要があるということです。特に今の子どもたちは、家庭や地域の教育力の低下もあって、教えられるべきことをきちんと教えられていないという状況もありますので、基本的なことは最初にきちんと教えておく必要があります。例えば、生命の安全に関わることや集団生活基礎・基本となることなどは繰り返し、徹底して教え、後は子どもを信頼して任せることが大切です。そして、体験活動を通して子どもの自立を少しでも促すためには、大人による世話や保護や欲求の受け入れ方が過剰でも過小でもなく、「適量」でなければなりません。体験活動を実施するにあたっては、指導者全員が「子どもへの関わり方の基本」を共通理解して指導することが大切です。

体験活動の実践にあたって、指導者が活動前、活動中、活動後に心がけることは次のとおりです。

〈活動前〉

(1) 事故防止、安全対策については最大限の注意を払い、事前の説明指導を徹底するとともに、子ども自身の危機管理意識・能力を高める。

(2) 活動の準備や内容に関して、子どもたちが自分たちでできることやすべきことは、できるだけ子どもたちに話し合わせ、判断を任せる。当然ながら、子どもの能力を超える部分は、指導者がアドバイスをする。

(3) 活動に際し、便利な道具や素材をあまり用意し過ぎない。

〈活動中〉

(4) 活動にあたって、一斉指導はできるだけ控えめにする。

(5) 実際に「仕事」をしたり、「役割」を果たしたりする機会を豊かに与える。

(6) 活動にあたって、子どもの身体的な安全や健康について十分配慮するのは当然であるが、少々の失敗や挫折に対しては、あまりかばい過ぎない。

(7) 子どもたちが自分でできること、すべきことは子どもに任せ、手を出し過ぎない。知らないこと、体験していないことはきちんと「教え」、「任せ」温かく「見守る」。指導者には「待つ」という忍耐力が望まれる。

(8) 生活技能など子どもたちができないことは、言葉だけでなく、最初に手本を示し、忍耐強く教える。

(9) 子どもの不当な要求、わがままは安易に受容しない。

(10) 「あれはいけない」、「これはダメ」と子どもの自発的行動を必要以上に抑制したり、禁止したりしない。

(11) ルールに反する行動や危険な行動をした時は、きちんと叱る。

(12) その子なりに頑張ったり、よいことをした時はしっかり認め、ほめる。

(13) 子どもの世界を大切にする。子どもたちに交流の輪が広がり、仲間関係ができてきたら、大人はそっと身を引き、温かく見守る。

〈活動後〉

(14) 子どもに活動を振り返らせ、成就感や自己有用感を持たせる。

(15) 活動後の教育効果を持続させるため、活動や指導内容、成果等を保護者や教職員に伝え、家庭や学校でのフォローをお願いする。

提言2 いま期待される「5つの体験活動」に取り組もう

第1章では、福岡県の子どもにはぐくむべき資質・能力として「人間関係能力」「基本的な生活習慣や生活技能」「自主性・自律性」「耐性や体力」「責任感」「思いやりの心」等をあげています。これらの資質・能力は豊かな人間性につながるだけでなく、学力の土台となります。これからは、これらの資質・能力の獲得に向けて、様々な体験活動を意図的・計画的、長期的に実施していく必要があります。とりわけ、子どもの欠損体験を補うものとして、次の5つの体験活動が期待されています。

(1) 「生活まるごと体験活動（通学合宿）」に取り組もう

現在、地域の子どもが通学しながら共同生活を行う「生活まるごと体験活動（通学合宿）」が福岡県を発祥の地として全国に広がっています。異年齢集団で、生活技能を磨いたり、役割やルールを自覚したり、他人との協調性や責任感を育てたりすることが期待できます。さらに通学合宿は、地域の大人がかかわることで大人同士の人間関係を再構築し、地域ぐるみの子育て

の気運を醸成することにもつながります。今後、地域や子どもの実態に合わせて実行委員会を組織するなどして、継続的な取組を進めていく必要があります。

福岡県及び全国の実施状況については192ページにも載せていますが、より詳しい状況については、県立社会教育総合センターにお問い合わせください。

(2) 「困難体験活動」に取り組もう

過保護で育った子どもたちは、困難な体験や不自由な体験をしないままに成長してしまいます。しかし、人は社会に出れば必ず困難な出来事に出会うものです。困難に対処する方法と辛くても投げ出さないたくましさ、我慢強さを身に付けておくためには、一定の困難な体験、不自由な体験を意図的に与え、我慢して乗り越えさせる必要があります。子どもは決して楽しいことだけを体験したがっているわけではなく、むしろ、「苦しかったけれども楽しかった」といえるような活動を望んでいます。大人は及び腰にならずに子どもを厳しく鍛えていく必要があります。例えば、豊前市では、2週間にわたって様々な体験活動にチャレンジする長期自然体験活動事業を実施しています。穂波町では、「我慢で始まり、感動で終わる」というキャッチフレーズのもと、青少年野営訓練所「不便の家」を開所しています。その他、県立社会教育施設等でも、それぞれ工夫を凝らした長期キャンプ等を実施し、大きな成果をあげています。

(3) 「遊び体験活動」に取り組もう

子どもの遊びは楽しさを与えてくれると同時に、社会性、協調性、人間関係能力、体力、耐性、創造性、思いやりの心をはぐくむなど多くの教育効果をもたらします。しかし、現在、屋内で同年齢、少人数でテレビゲーム等で遊ぶ子どもが増えており、この状況はなかなか改善されそうにありません。今後は意図的に、子どもの日常生活の中に外遊びを復活させることが大切です。第1章(182p)で取り上げていますが、集団の遊びが学校を楽しくするばかりでなく、学力の向上につながるという側面も示されました。学校でも大いに集団での外遊びを奨励することが大切です。

宗像市の自由ヶ丘小学校や南郷小学校では、福岡教育大学の学生が「校庭ボランティア」として、昼休みに児童と一緒に遊んだり、遊びを教えたりしています。

(4) 「働く・生産する体験活動」に取り組もう

働くことは、義務や強制を伴い、拘束感や苦痛を伴うことも多く、自主性や自発性にまかせにくい状況にあります。また、利便化された家庭生活の中で過保護に育てられた子どもは、手伝いをすることが少なくなっています。このような中、働くことを嫌がり、ものを生産する喜びを味わうことなく、消費することしか知らない子どもや感謝の心や勤労の大切さ、ものを大事にする気持ちが薄い子どもが増えていきます。これからは、子どもに働くこと、とりわけ、汚れることをいとわずに働く体験や苦勞しながらものを作る体験、作った物を大切に扱う体験などをしっかり積ませることが必要です。庄内町の生活体験学校では、「働く、生産すること」を基本とした通学合宿に取り組んでいます。

(5) 「ボランティア体験活動」に取り組もう

子どもの心を豊かにはぐくむためには、家族や周囲の人々、地域や社会のために何か自分ができることをする、そして役に立つ喜びを感じるという体験が必要です。ボランティア活動に興味や関心は持っているが、実際には活動に参加していないという子どもが多くいます。人間関係の希薄化が指摘される中、相互に支え合う社会を実現するためにも、大きな期待が寄せられている分野であり、学校教育では「豊かな心の育成」の観点から積極的に取り組んでいます。

篠栗町では、希望する町内の小・中学生が町立図書館で本の整理等を行う「図書館ボランティア体験事業」を実施しています。また、県教育委員会では、平成16年度から小学生を対象とした「ボランティア支援事業」を開始しています。

提言3 体験活動プログラム企画の原則を理解しよう

体験活動は、子どもに求められる資質・能力の育成、向上を目的としていますが、主催者側が意図するプログラムを押しつけるだけでは、子どもは興味を示さないことがあります。しかし、子どもにとって面白いだけでもいけません。「楽しくて、有意義な体験活動」となるプログラムであることが大切です。それには、主催者が参加者の実態やニーズをしっかりと把握するとともに、具体的で明確な目標設定を行い、参加者の年齢や発達に合った体験活動プログラムを企画・実施することが必要です。また、体験活動の教育効果を持続するには、「反復と継続」が重要であり、実施日数や回数を増やすなど、体験活動の「量」を確保する必要があります。

(1) プログラム編成の「準備活動」段階での作業を大切にしよう

体験活動プログラムの編成過程には、①準備活動、②目標の設定、③活動計画、④活動展開、⑤評価の5つの段階があります。とりわけ、「準備活動」をいかに綿密に行うかが、プログラムの善し悪しを分けます。

「準備活動」段階での具体的作業項目は次のとおりです。

- 1 主催者の意図の明確化、実施可能かどうかの検討を行う
- 2 「プログラム編成委員会」等の組織をつくる
- 3 参加者及び家庭・学校・地域等のニーズや実態を把握する
- 4 突発的事態等に対応したプログラム代替案を検討する
- 5 評価計画（視点・方法・時期等）を策定する
- 6 広報内容・手段等を検討する

また、③「活動計画」の企画・立案にあたっては、活用できる「ひと・もの・こと」、つまり、指導者やボランティア、施設、地域や関係団体・機関の行事等をあらかじめ把握し、有効活用していくことが大切です。

(2) 自主性を育てるために、ゆとりあるプログラムにしよう

子どもに必要な「自主性」を育成するには、自己決定の場を増やし、自ら進んで活動できる内容を多く組み込んだプログラムにする必要があります。また、活動の中で「気づき」や「振り返り」の時間を確保して、自分たちで考えたり判断させたり、失敗しても再度挑戦できるようにさせたりすることが大切です。そのためには、計画の段階から子どもが参画できるよう配慮し、子どもの発想や意見を取り入れながらプログラムを企画することが大切です。しかし、それが出来にくい状況も多くあります。そこで最初からプログラム自体に「ゆとり」をもたせるとともに、状況に応じて、臨機応変にプログラムを修正・変更するなど柔軟な対応が必要です。

(3) プログラムの改善に向けて、客観性のある評価をしよう

「事業は、その目標を定めた時点から評価の視点を持つものである」といわれています。現在多く行われている評価方法については、①主催者側の評価 ②参加者の評価 ③外部機関からの評価があります。評価項目としては、①事業のねらい ②参加者 ③プログラムの流れ ④指導者 ⑤開催期日・期間 ⑥経費 ⑦健康・安全対策 ⑧経費 ⑨広報・普及活動 ⑩他機関等との連携 ⑪運営等の11項目があります。社会教育事業では、参加者の感想文やアンケートによる評価にとどまっていることも多いようですが、事業をよりよいものにするためには、外部評価を積極的に取り入れたり、客観性のある評価方法を工夫したりすることが大切です。そのためには、事業の目標や活動の到達点を明確にし、子どもの変容を捉えるための様々な評価方法の工夫（観察、質問紙による調査、ビデオ等による記録等）が必要となります。また、現在行われている体験活動の目標は、「みんなで協力しよう」「友だちと仲良くなろう」といったスローガンのようなものが多いようです。「全員が包丁で果物の皮をむくことができる」「参加者の9割以上が最後まで歩き通せる」など、数値化できるものはできるだけ数値化し、評価の客観性を高めることも必要です。

(4) 安全管理面に配慮したプログラムにしよう

長期のキャンプ等の自然体験活動はもとより、すべての体験活動には不意の事故が起こる可能性があります。しかし、事故を心配して、活動内容を制限すると、体験活動そのものの意義が薄れることにもなります。事故を未然に防ぐためには、指導者相互の協力や役割分担をはじめ、下見や事前の説明・指導の徹底、さらには損害保険等万全の対策を講じておく必要があります。さらに、プログラムの中で、子ども自身の危機管理意識を高め、自分の安全や環境は自己管理していける実践能力を育成していくことが必要です。

提言4 社会教育関係者に期待される役割を認識しよう

社会教育委員は、地域住民の代表として、特に青少年教育活動の充実方策の確立と展開に積極的に取り組む必要があります。また、社会教育行政職員は、事業の企画立案者として、あるいは直接の指導者としての子どもの体験活動に直接関わる立場にあります。両者が子どもの体験活動の意義や効果を認識し、連携して取組を進めることが必要です。また、社会教育主事、公民館主事、社会教育指導員等はその専門的知識・技術を生かし、子どもの体験活動を充実するとともに、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されます。

(1) 子どもの体験活動を充実するための「社会教育計画」をつくろう

社会教育計画は、社会教育法の規定を基に策定され、その視点として「有志指導者の発掘・養成・研修と活用」等も含まれており、子どもの体験活動を充実させるためにも重要な意味を持つものです。しかし、社会教育計画を作るという社会教育委員の根元的な役割を果たせる条件整備が十分ではない状況があります。社会教育委員の会議を年に2～3回開く程度では、具体的な計画づくりや提言をすることは困難です。

社会教育委員の会議が主となって、地域の子どもの生活実態調査等をおこない、社会教育計画に反映させていくなど、積極的な活動を展開することが大切です。社会教育行政職員は、子どもの豊かな人間形成を図るためにも、社会教育委員の会議を活性化していくことが必要です。

(2) 社会教育委員の会議は「学社連携・融合」の要になろう

子どもの発達課題を達成するため、地域での体験活動を効果的に実施しようとするとき、社会教育と学校教育の連携は欠かせません。しかし、現実的には体験活動の推進に関して学校と地域社会の連携が進んでいるとはいえない状況です。その原因として、目標とする子どもの姿や地域での体験活動の意義・効果、連携の必要性等について共通理解されていないことがあげられます。まずは、両者が共通の認識を持ち、協力し合える関係をつくる必要があります。

社会教育委員の会議は、その委員構成から考えて、「学社連携・融合」を推進する中核となります。特に学校教育関係の社会教育委員は子どもの実態を率直に語り、学校が社会教育に期待することや具体的な方策を提起することが大切です。そのことによって、地域の子どもたちにはぐくむべき資質や能力が明らかになり、体験活動の中で何を学校と連携・協力して行えばよいのかがはっきりしてきます。社会教育委員はその構成について法律の裏付けをもっているという、他の組織とは異なる強みがあり、会議を活性化・活発化して学社連携・融合を積極的に推進する「要」となることが期待されています。

(3) 専門職員は地域・学校・家庭の「つなぎ役」を担おう

地域・学校・家庭の連携の課題は、誰が三者の間を取り持つかです。「つなぎ役」は学校教育と社会教育の双方に、組織で決定した担当者になるべきです。社会教育の場合は、社会教育主事、公民館主事、図書館司書、学芸員などの専門職員が必須の業務として担当することが望ま

れます。なぜなら、三者の連携を実質的なものにするというのは大変難度の高い未開拓の分野の業務です。担当職員はモデルを創出しなければなりません。非常勤のコーディネーターが担当する場合は、専門職員と一体不可分の連携をして進めてこそ、画期的な成果を期待できます。飯塚市では、担当職員と非常勤のコーディネーターが協働して、学習ボランティアの派遣事業を進めており、大きな成果をあげています。

(4) 住民と共に、体験活動事業を企画・実施しよう

行政職員が住民と共に企画・実施する体験活動事業が増加しています。「社会教育は住民とともに進めてこそ社会教育たり得る」という原点を確かめることが必要であり、行政が自ら準備した予算と職員の手間だけで提供できるような事業から脱却していく構えが求められます。いくつかの事例を紹介すると、公民館のボランティア養成講座の修了生が中心となって子ども国際交流事業を企画・実施したり、地域在住の教職員等で構成するボランティアグループが中心となって、地元の公民館で「夏休み子ども講座」を開催するなど多彩な取組があります。いずれも、公民館職員との強力な連携のもと実施できたものではありません。公民館職員は基本的に活動場所の確保と参加者の募集という役割とともに、多様な考えをもつボランティアの調整役・まとめ役を担っています。これからは、学びの主役である住民が育つためにも、社会教育行政職員の基本姿勢を、住民活動援助の姿勢に変革することが必要であり、そのノウハウを培っていくことが大切です。

提言5 体験活動支援ボランティアを養成しよう

子どもの体験活動の支援・指導には、行政関係職員や団体指導者、親、教職員、一般ボランティア等が様々な立場や役割で関わっています。子どもの体験活動を充実するには、行政職員のみでは限度があり、ボランティアによる支援・指導が必要です。体験活動支援ボランティアを養成し、その活用を図ることは行政の重要な役目です。また、行政とボランティアが協働するためには、行政職員自身がボランティア体験をしたり、ボランティア活動に関する知識・技術を持つておくことが大切です。

(1) 体験活動支援ボランティアの資質の向上を図ろう

ボランティア活動には、「好きだから」とか「何かをやってみたいから」という動機で参加する例が少なくありません。しかし、体験活動の支援・指導場面では専門的な知識や技術が必要とされる場合が多くあります。また、知識・技術のみならず「子どもへの関わり方（指導の基本）」を習得しておくことは支援・指導者としてなによりも大切なことです。そのためには、体験活動支援ボランティアの養成・研修講座等を充実し、資質の向上を図ることが必要です。現在、「研修したことが実際場面では生かされない」とか、「研修を受けた人と実際に指導する人とが異なっている」などの指摘があります。養成・研修講座の中に実践的な活動を多く取り入れたり、初級・中級・上級などレベルを分けて継続的・段階的に講座を実施し認定証を発行す

るなど、研修の工夫・充実を図る必要があります。福岡県では、体験活動支援・指導者を育成するため、毎年、各教育事務所と県立少年自然の家「玄海の家」で「プレイリーダー研修」を実施しています。各教育事務所の研修で「2級」を取得した人が、さらに希望すれば「玄海の家」での研修で「1級」を取得することができ、「福岡県プレイリーダー1級修了者」として登録されます。詳しくは各教育事務所、または「玄海の家」にお問い合わせください。

(2) ボランティア養成講座の広報、実施場所等を工夫しよう

現在、各市町村、社会教育施設、NPO等民間団体等において、数多くのボランティア養成講座が開催されています。また、福岡県NPO・ボランティア支援センターではボランティア活動に関する情報提供等もおこなわれています。

しかし、「同じ人が同じ講座に集まり、限られた人だけが活動に関わる」といった指摘もあります。幅広い人材を集めるためには、民間のタウン誌や市町村の広報誌等を活用したり、駅、公民館、スーパー・コンビニなど多くの人が集まる場所に案内チラシを置いたりすると効果的です。また、回覧板や各種施設・学校の掲示板を活用したり、ホームページへの掲載も有効です。実施場所は、身近な小中学校や高等学校、さらには専門学校・大学等を活用することも考えられます。

(3) 青少年をボランティアとして活躍させよう

青少年のボランティア活動に対する意識調査によると、3人に1人はボランティア活動の体験者であり、機会があれば活動してみたいという青少年は7割程度います。年齢が上がるにつれて地域の行事等への参加率が低くなる一方、中学生や高校生、青年たちがボランティアとして事業の運営に関わったり、小学生の活動を支援する動きが徐々に広がっています。子どもの体験活動には、指導者として活躍する中・高校生の存在が重要です。中・高校生は部活動や受験等で多忙な状況はありますが、豊かな人間性の育成のためにもボランティア活動への積極的な参加を促していく必要があります。福岡県では、高校生が主体となって、地域の小中学生を対象とした活動を企画・実施する「サタデスマイルひろば事業」を実施しています。平成15年度は32校の県立高等学校で「工業高校でのものづくり教室」「農業高校での搾乳体験」など学校の特色を生かした活動を実施しました。この事業では、小中学生が様々な体験活動を行うことができただけでなく、高校生に充実感や成就感、自己有用感等をもたせることができました。また、各県立社会教育施設では、主催事業に中高中生や大学生等をボランティアとして活動させる取組を行っています。

(4) 人材バンクの工夫・改善と活用促進を図ろう

現在の多くの市町村や学校、団体等が人材バンクを設置しています。しかし、依頼する側にとっては活用しにくい状況があるとの指摘があります。講師料や活動内容、依頼方法など、依頼する側が必要とする情報が簡単に手に入ったり、コンピュータでの検索が可能になるような工夫・改善が必要です。さらに、「登録しても活用がない」といった状況が多くあり、行政側のコーディネート機能の充実が必要です。

県内には、須恵町のように、コーディネーターを民間等に委託することによって、行政ではできないようなきめ細かな人材活用が進んでいる例もあります。また、県立社会教育総合センターに「県体験活動ボランティア活動支援センター」を設置し、コーディネーターを配置するとともに、「ふくおか生涯学習ネットワーク」でインターネットによる各種人材情報提供等をおこなっています。(巻末資料参照)

提言 6 家庭に期待される「4つの役割」について啓発しよう

子どもの体験活動の充実にあたっては、家庭が大きな役割を果たします。例えば、睡眠や食事など家庭での規則正しい生活ができていなければ、子どもは無気力になり、地域活動等への参加意欲もわなくなります。また、正月や節分、彼岸、七夕など季節の行事を家族で体験することは、日本文化の伝承や命をたいせつにする心をはぐくむなど、情操面での発育を促します。そういう意味から、家庭生活は子どもの体験活動を推進する重要な要因です。まず、子どもにとって最も身近な指導者である親が、体験活動の必要性やその基盤となる家庭生活の重要性を十分認識する必要があります。

現在、親自身が体験不足である現状があります。社会教育関係者は親に対して、就学時検診や家庭教育学級、PTA研修会等あらゆる機会を活用して、「子どもの体験不足が人間形成に及ぼす影響」や「家庭生活の在り方と体験活動の関連」等について啓発していく必要があります。また、乳幼児期からの生活習慣が学校生活や地域での体験活動に大きな影響をもたらしている状況もあり、乳幼児の親等に対する啓発は特に重要です。

現在の家庭や社会の状況から、特に次の4点については、子どもの体験活動を充実する上で、家庭で是非取り組んでもらいたい内容であり、繰り返し啓発していく必要があります。

家庭への啓発 その1 「家庭での生活のリズムの確立」

昨今、親の生活の影響もあり、幼い頃から夜更かしや食生活の乱れ、映像メディア漬けなどで、子どもを無気力化させる家庭の生活スタイルが広がっています。子どもの睡眠に関しては、県の調査で「夜よく眠れないことが『よく』『ときどき』ある子どもが半数いる」という結果が出ています。また過去50年を比較すると、「睡眠時間が2時間以上減少している」という報告もあります。生活リズムの乱れは、食欲不足や心身の疲労感をもたらし、学習や諸活動への意欲を奪います。現在、乳幼児期からの生活リズムの乱れが深刻化しており、すでに小学校入学時から学校生活に適應できない子どもが増え、学力低下の要因ともなっていることが指摘されています。また、食生活の乱れも深刻で、お菓子中心の食事や深夜の暴飲暴食などが常習化している子どもも増えており、心身の健全な成長の大きな阻害要因となっています。しかし、これらの問題の重大さに気づいていない親も多くみられます。子どもの生活リズムの乱れの最大の責任は家庭にあり、まず親自身の生活を見直すとともに、家庭の責任において子どもの望ましい生活リズムを確立するよう啓発していく必要があります。

家庭への啓発 その2 「映像メディア漬けの危険性」

平成14年に県教委区委員会が中学生を対象にした調査によると、テレビの視聴時間については、平日3時間以上が約5割、4時間以上も約4分の1と増加傾向にあります。また、乳幼児の頃からテレビを見せっ放しにするなど、いわゆる「テレビに子守をさせる」親も増加しています。乳幼児からのテレビ漬け育児は、子ども成長発達に不可欠な遊びと生活体験の時間と機会を奪うだけでなく、わが子との関わりの中で、親として成長する機会も奪っています。さらに、乳児期にテレビ漬けの生活を送った子どもは、学童期以降も映像メディア漬けの生活を送り、無気力で体験活動や学習への関心や意欲を持たない可能性が高くなるという調査結果もあります。現在、子どもと親が映像メディアから離れ、家族全員で様々な体験活動を行う日を設けようといった運動も展開されており、今後、親子で話し合いながらルールを決めるなど、メディアと主体的に関わることの大切さを啓発していく必要があります。

家庭への啓発 その3 「家庭での手伝いの重要性」

家庭で手伝いをしていない子どもが増えています。家庭の中で、子どもに小さな子どもであっても一定の家事を分担させることは、親子の会話を確実に増やすとともに、子どもに役割意識や責任感、自立心、自己有用感などはぐくみます。親はそうした子どもの成長における家事分担の大切さをよく認識し、幼児期から家事を手伝う習慣が身につくように根気強く取り組んでいく必要があります。その際、少々失敗があってもすぐには手を出さない、役割を果たしたときには言葉に出してほめるなど、子どもへの関わり方についても啓発していくことが大切です。

家庭への啓発 その4 「家庭での子どもの読書のすすめ」

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。しかし、今日の様々なメディアの発達・普及により、親子とも活字離れが進んでいます。このような中、「子ども読書活動の推進に関する法律」の制定を受け、本県では平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、その中で家庭における子どもの読書活動の推進のための役割や方向性について明確にしました。子どもが読書に親しむためには、抽象概念を表す言葉の獲得とともに、日常の家庭生活の中で親自身が本に対して興味・関心を持ち、楽しみながら読み聞かせ等を行うことや家庭における読書習慣の確立が大切であることを啓発する必要があります。

提言7 学校との連携で体験活動の充実を図ろう

体験活動の推進に関して、学校、家庭、地域はそれぞれの役割を担っていますが、子どもの育ちをトータルに考えたとき、個々バラバラに体験活動を実施していても教育効果はあがりません。子どもの成長には、「学校での体験活動の成果が家庭や地域で生かされ、家庭や地域での体験活動が学校生活で生かされる」など、それぞれの場での体験活動の成果が相互に作用し、相乗効果をあげる必要があります。

(1) 学校教育と社会教育が連携協力した体験活動を実施しよう

体験活動の実施にあたっては、まず、地域の子どもの実態を把握し、どのような資質・能力の育成が必要かを的確に判断する必要があります。学校は子どもの実態や親の願いを客観的に把握しやすい環境にあり、子どもに必要な資質・能力を「目指す子ども像」として明確にしながら体験活動に取り組んでいます。しかし、時間的な制約や児童生徒数、職員体制等の問題があり学校で実施できる体験活動は限られています。一方、地域での体験活動は、長期的・継続的な活動や異年齢での活動、地域の様々な大人との交流などができやすいという特徴があります。今後は、学校と地域が連携協力することにより、それぞれの機能を生かした体験活動を実施していく必要があります。

県立英彦山青年の家では、地元の小・中学校と連携して、「平日、青年の家に児童を集団宿泊させ、学校の教師が通勤して授業を行い、放課後や夜間は施設職員が様々な体験活動を実施する」という「やまびこの杜事業」を実施しています。これは、学校の機能と施設の機能をフルに活用した体験活動の事例であるといえます。

(2) 「学校から子どもや家庭への働きかけ」をさらに進めよう

親は学校からの情報を求めています。学校は地域と家庭をつなぐ重要な情報基地です。子どもの地域での体験活動を奨励するためには、学校に常に働きかけ、学校を通して家庭へ情報提供することが大変有効です。学校にとっても、地域行事や地域での子どもの様子が情報収集できることとなります。具体的には、単に案内チラシの配布のみならず、学校からの参加奨励、学校通信やホームページ等への掲載、学校掲示板の地域情報コーナーの設置等が効果的です。さらに地域行事に参加した子どもの写真や感想等を学校から適宜発信するなどによっても、子どもの地域行事への参加意欲が高まります。

平成8年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」で、学校外活動の評価について述べられています。「子どもたちが地域における様々な活動に積極的に取り組んだ場合、これらを学校において奨励する意味で評価する方法などが検討されてよい」との考え方を示しています。学校週5日制の趣旨に則り、地域での体験活動を奨励する上からも、子どもの地域活動に関する情報を積極的に学校に提供し、学校と一体となって子どもの活躍を評価していくことが大切です。

(3) 教職員に対して、積極的に理解と協力を求めよう

通学合宿等の長期体験活動を実施する市町村が増加する中、教職員の理解と協力を求める声広がっています。事業を企画する段階で、子どもの実態に詳しい教職員の知恵を借りることは、子どもの発達段階に合った体験活動を実施する上での効果的です。さらに、「先生が直接子どもに情報提供や参加奨励をしたり、地域での子どものがんばりを評価・賞賛する」ことは、参加率の向上のみならず、子どもや親の意識を高め、積極的・意欲的な地域活動に結びつくなど大きな影響を及ぼします。また、教職員が「地域での子どもの姿」を知ることは、学校での生徒指導にも大変役立ちます。さらに、教職員が地域行事等へ参加したり、ボランティアとして子どもや地域住民の活動を支援することは、子どもや地域住民の信頼や評価に大きく結びつ

いていきます。教職員の現職研修等を通じて、子どもの学校外活動の意義や必要性等についての認識を深め、教職員自らも進んで様々な活動に参画するように意識を高めていく必要があります。社会教育側からも、教職員に対して積極的に理解と協力を求める努力をするとともに、教職員の地域貢献を高く評価していくことが大切です。

(4) 学校教育行政と社会教育行政の連携を強化しよう

体験活動を教育行政の施策として推進する場合、学校教育行政と社会教育行政の連携・協力体制の構築が重要課題です。福岡県教育委員会では、平成15年度に「福岡県地域教育力・体験活動推進協議会」を設置し、教育庁の指導主事と社会教育主事、及び学識経験者等で、「子どもの体験活動を充実するために学校教育（社会教育）は何をすべきか」、「学校教育と社会教育の連携に関する課題及び今後の具体的連携方策」等について協議しました。各市町村等で学校教育と社会教育が連携・協力して子どもの体験活動を充実させるための参考にしていただきたいと思います。

提言 8 体験活動の場として施設の活用を進めよう

子ども同士の活動には「場」が必要です。子どもの日常生活の中に、身近に、気軽に集まれる場、子どもと地域の大人が交流できる場が求められます。保護者からは行政に対して、「学校施設の開設」や「使いやすい施設への改善」等の要望が多く寄せられています。このような中、子どもにとって身近で、安全・安心な居場所として、地域の公民館や学校の施設等を積極的に開放していくことが必要です。

(1) 公民館を「子どもの館」として開放・活用しよう

北九州市立穴生公民館では、子どものための「遊びの学校」を第2土曜日に開設しています。この館には、年間を通して地域の小学生たちが気軽に集い、キャンプ、ミニオリンピック、太鼓あそび、伝承あそび、自然観察、ウォークラリーなど様々な遊びを楽しんでいます。指導者としては公民館利用団体等からなる生涯学習ボランティア、中・高校生ボランティア、社会福祉協議会役員、公民館生涯学習コーディネーターが中心になっています。この活動の成功のポイントは、地域の子どもたちに「公民館は楽しく遊べる所である」と認識させ、その支援・指導には公民館を利用する各種団体が参加協力し、地域ぐるみでボランティアとして参加していることです。

平成15年6月に新しく告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」によると、公民館は家庭教育支援やボランティア養成、開館日・開館時間の設定の工夫等、時代の変化に応じた新たな役割への対応を行うことがあげられています。「地域ぐるみで子どもを育てる」という意識が高まる中、公民館には子どもたちに使いやすい施設としての運営が求められています。また、子育てサロン等として乳幼児を持つ親に自由に開放するなど、公民館を「子どもたちも活用できる施設」「子育て中の親が気軽に集える施設」として、使いやすい環境を整えていく必要

があります。

(2) もっと積極的に学校を活用しよう

現在、多くの学校が体育館・運動場をはじめ、図書室、コンピューター室等の特別教室などを地域住民に開放しています。今後も、地域の共有施設としての学校開放はより一層進んでいくと思われていますが、施設のみならず、学校の人的機能も積極的に活用していくことが重要です。

穂波町では、西日本で初めての学校選択制を実施するとともに、土曜日に年間30回程度学校を開放して「サタデースクール」を実施しており、子どもの土曜日の居場所を確保するとともに、学力の向上も目指しています。静岡県浜松市の公民館では、教職員で組織するボランティアグループと協働して「夏休み子ども講座」を開催し、各種体験活動を実施しています。いずれも、学校の目的・人的機能を有効に活用した事例であるといえます。

(3) 学校に、放課後や週末の「子どもの居場所」をつくろう

第1章でも述べたように、福岡県では、青少年アンビシャス運動の一環として、子どもたちが気軽に集まれる居場所(アンビシャス広場)を公民館や学校の空き教室等に設置しています。ここでは、地域のたくさんの大人がボランティアとして関わっています。これは全国的にも例がなく、平成16年度から文部科学省が全国的に推進している「地域子ども教室推進事業」の先駆けともいえる取組です。国の事業は特に学校を活用した居場所づくりを推進するものですが、本県においても、学校にアンビシャス広場や地域子ども教室等、放課後や週末の「子どもの居場所」を増やしていく必要があります。学校内であれば、授業終了後すぐに移動できるなど時間や安全の確保の面で効果があること、「子どもの居場所」に対する教職員の理解が深まること、ボランティアとして関わる地域住民の学校理解が促進されることなど多くのメリットがあります。例えば、学校の図書室を放課後の子どもの居場所として開放し、派遣された指導員が、読み聞かせをしたり、勉強を教えたりするなどの活動もできます。さらに今後は、多くの小学校に設置されている学童保育所と連携を図りながら、子どもの放課後・週末等の体験活動を充実させることなどが期待されるところです。

(4) 子ども自らが利用可能な施設にしよう

地域の公民館を含め、社会教育施設が子どもから遠い存在にならないように、子どもたち自身が気軽に利用申込ができるような方法を検討する必要があります。

とかく施設管理上の問題から、公民館は鍵がかかり、社会教育施設は保護者同伴という規定を設けがちですが、「子どもを育てる」という観点から見直していく必要があります。そのためには、まず施設の利用規則等を見直すとともに、子どもに簡単にできる手続き方法を工夫する必要があります。また、施設の利用を許可する際、単に使用上の注意点を伝えるだけでなく、「施設がなぜ建てられたのか」「施設に対する住民や職員の願い」等について教えることも大切です。そのことにより、子どもが自ら進んで施設を大切にしたり、有効な活用方法を考えたりできるようになります。

提言9 学校や自治体からの情報発信、情報交流に努めよう

子どもの体験活動研究会が平成15年3月に出した「完全学校週5日制の下での地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査」の報告書によると、教育委員会や学校に期待することとして、どの学年でも保護者の3割以上は、土・日に地域社会全体で子どもを育てていくために「子どもが参加できるスポーツ、文化、自然体験等の活動情報が必要」としています。子どもに体験活動をさせたい保護者及び指導者は、活動の場、内容、指導者等の情報を欲しがっているのであり、情報提供のあり方が活動を左右することは確実です。体験活動の中核となる教育委員会、学校、公民館等は、もっと積極的に、確実に「体験活動情報」を保護者や子どもに伝わるよう発信する必要があります。

(1) 教育委員会は情報提供の工夫をしよう

平成13年7月の社会教育法の改正により、教育委員会には、地域における青少年の体験活動のコーディネーター役が位置付けられています。

子どもの体験活動の情報は、教育委員会及び公民館が活動情報を収集し、加工し、提供することが必要です。情報提供の方法としては、全国的に「広報誌発行」「リーフレットパンフレット」が圧倒的に多く、「関係機関等を直接訪問」「他の機関誌への掲載」「ホームページ」等が続いています。教育委員会のみならず、首長部局も含めてあらゆる情報提供ルートを確保・拡大していくことが大切です。

小郡市教育委員会では、「小郡・三井子ども情報センター協議会」を設置するとともに、「小郡・三井こどもセンター」を開設しています。センターにはコーディネーターを配置し、子どもの体験活動に関する情報収集・提供、相談、情報誌の発行、体験講座の開設、ボランティア名簿の作成等をおこなっています。ここでは、子どもの体験活動情報誌「YOKA（よか）とこ情報誌」を年4回発行し、小郡・三井郡内の小中学校をはじめ、郵便局、社会教育施設等に配布しています。

(2) 学校を経由した情報提供をしよう

子どもの体験活動研究会の調査結果から、子どもや家族向けの催し物・行事の情報は「学校からの提供」を期待していることが明らかになりました。今後、さらに学校と連携してきめ細やかな情報提供に努める必要があります。現在多くの市町村が小中学校と連携して地域での体験活動事業の広報を行っており、学校を通して、案内チラシを配布したり、学校通信・PTAたより等に社会教育事業のお知らせコーナーを設けたりするなど、確実に情報提供できる手段を講じています。しかし、実施する側の都合のみで、学校を利用することは控えなければなりません。「必要な情報を有効に提供する」ためにも、提供する情報の吟味や学校へ理解お協力を求めていく努力が大切です。また、今後は、幼稚園・保育所、特殊教育諸学校、高等学校等との連携も深め、幅広い保護者の層に情報提供していく必要があります。

(3) 「体験活動ボランティア活動支援センター」を活用しよう

子どもたちの学校や地域での体験活動を支援するためには、情報提供・相談の中核機関が必要となります。福岡県では、平成16年度現在、国の委託事業「地域と学校が連携した奉仕活動・体験活動推進事業」の中で、13市町村が「体験活動ボランティアセンター」を設置し、団体等に関する情報収集・提供、活動相談、連絡調整、地域における活動の場に関する情報収集・提供、機関誌の作成・発行等を行っています。例えば、大牟田市では、「大牟田市ボランティア活動・体験活動サポートセンター」を設置し、コーディネーターを配置して、「おおむた子ども情報センター」と連携しながら、情報収集・提供、活動の場の開拓、ボランティア活動研修会・交流会等各種の事業を実施しています。さらに、福岡県立社会教育総合センターでは「福岡県体験活動ボランティア活動支援センター」を設置し、県全体の情報収集・提供、相談活動、研修会の実施、プログラムの開発等を行っています。

(4) 「ふくおか生涯学習ネットワーク」を利用しよう

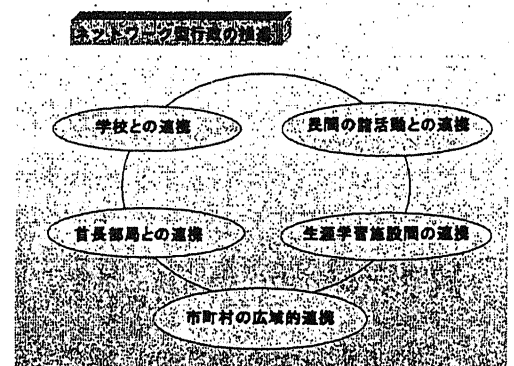
福岡県では、「ふくおか生涯学習ネットワーク」を開設し、生涯学習や社会教育に関する情報を提供しています。(http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/)

このホームページから、各県立社会教育施設の講座、研修情報等を得ることができます。さらに、講師情報や各市町村の社会教育の情報、施設の利用案内など豊富な情報が得られるとともに、問い合わせなど双方向の情報のやりとりが可能です。

現在、このホームページに掲載している社会教育施設は、「福岡県立社会教育総合センター」、「福岡県立図書館」、「福岡県立少年自然の家『玄海の家』」、「福岡県青少年科学館」、「アクション福岡」、「福岡県立美術館」、「福岡県立英彦山青年の家」、「福岡県立九州歴史資料館」、「久留米総合スポーツセンター」、「国立夜須高原少年自然の家」です。

提言10 関係機関・団体との連携・ネットワークをひろげよう

急激な社会の変化のなかで、青少年の体験活動へのニーズも、社会の求める青少年への期待や対応も多様化・高度化しており、青少年育成は、教育委員会や公民館のみでは対応できない状況があります。これからは、さらに青少年育成の関係機関・団体との連携・ネットワークを推進し、それぞれの特色と専門性を生かしながら、総合的に対応する必要があります。平成11年の生涯学習審議会答申は、行政に対して、子どもたちの体験活動を充実させるため、「コーディネーター」としての機能を果たすことを提言しました。具体的には、教育委員会や公民館関係者が、連携・ネットワークを推進するコーディネーターであることを自覚し、積極的に行政の各部局、企業、NPO、大学等をつないでいく努力をする必要があります。



(1) 学校や公民館等に「青少年体験活動実行委員会」等を設置しよう

青少年体験活動の実施に向けて、関係機関とのネットワーク化を図るには、まず、実践活動の核になる仕掛け人の集まりである「青少年体験活動事項委員会」等の立ち上げが有効です。この実行委員会を核にして、子どもの体験活動にとって必要な関係機関や団体との連携・ネットワーク化を図ると、新たな創意工夫されたプログラムの企画・立案が可能になります。宗像市立吉武小学校では、学校内に教職員と校区各種団体役員、区長、公民館長、PTA役員等から成る「吉武っ子ふれあい会議」を設立し、「米3合ホームステイ in 吉武」等の体験活動を成功させています。

まずは「仕掛け人！集合！！」です。

(2) 行政関係部局・機関と連携・協力しよう

青少年の体験活動施策は、国の施策を見ても、文部科学省関係各課における奉仕活動・体験活動関連の施策の他に、農林水産省、林野省、水産庁等との「省庁連携体験活動推進事業」があります。青少年の体験活動は行政の関係省庁からも必要とされています。実施にあたっては、事業の主旨と目的を明確にしなが、関係部局・機関と綿密な連携を図り、予算の効果的な執行とこれまで蓄積された青少年体験活動のノウハウを活用して実施すると、相互に効果的です。現在、文部科学省、国土交通省及び環境省では、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため「子どもの水辺」再発見プロジェクトを推進していますが、このプロジェクトには、北九州市の「板櫃川子どもの水辺実行委員会」が参画し、教育委員会、河川部局等と連携しながら事業を実施しています。

(3) 大学等高等教育機関と連携・協力しよう

大学の地域貢献が進んでいます。また、平成14年7月の中央教育審議会答申「青少年奉仕活動・体験活動の推進方策等について」では、青年ボランティア活動の促進を重要課題と位置付け、「大学生等の学生に対しては教育活動として機会を提供する」ことを提言しました。そのような状況の中、大学側も学生のボランティア活動を支援・奨励するとともに、積極的にコーディネートしています。市町村や社会教育施設においては、大学との連携による体験活動事業を実施したり、積極的に大学生ボランティアを活用する動きが広まっています。水巻町や久山町では、大学生を体験活動サポートボランティアとして登録したり、通学合宿等での支援を依頼しています。英彦山青年の家では福岡教育大学との連携による長期自然体験事業を実施します。九州産業大学では、大学の施設、機能、人材をいかした体験活動プログラムを、学生に提案させ、学生自らはボランティアとして参加し子どもたちの指導に携わっています。

(4) 企業やNPOと連携・協力しよう

青少年の健全育成に貢献する企業が増えています。平成15年8月の策定の「次世代育成支援対策推進法」の行動計画策定指針では、「一般事業主行動計画において『子ども体験活動の支援』を盛り込むことが望ましい」としています。具体的には、職場見学の実施、子どもが参加する地域の行事・活動に企業内施設や社有地を提供、各種講習会等の講師、ボランティアリーダー

等として社員を派遣、子ども体験活動を行うNPO等に対する支援等に取り組むことなどをあげています。すでに、いくつかの企業では、子どもの職場体験の機会と場の提供、通学合宿で社員寮など企業施設の開放、人材や設備など企業のもつ機能の提供など、積極的に地元を応援する態勢をとっています。また、急速に成長するNPO等民間団体は、迅速性や柔軟性に優れ、行政にはできないきめ細やかな子どもに関わる活動を各地で展開しています。福岡県内のNPO法人の数は、現在500を超えました。その中には、子どもの体験活動にかかわる団体も数多くあります。今後は、企業やNPOとの協働事業の情報収集に努め、成功モデルを参考に積極的に連携・協力していく必要があります。

○ 今後の生涯学習施策のあり方について ～自律と協働の生涯学習社会をめざして～

(意見具申 平成16年10月 大阪市社会教育委員会議)

はじめに

大阪市では、平成4年(1992年)に、平成17年(2005年)までを計画期間とする「生涯学習大阪計画」を策定し、国際化、情報化の進展や科学技術の進歩、余暇の増大など、急激な社会の変化とともに、多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習の推進に取り組んできた。その結果、「生涯学習」という言葉が広く市民に浸透し、自己実現や社会貢献をはじめ、さまざまな活動が積極的に行われるようになってきた。

しかし、計画策定から12年が経過するとともに、市民を取り巻く社会環境が大きく変化している。特に、近年注目を集めるようになったのが、市民セクターの役割である。近代の日本社会は、主として「公共」は行政中心で担い、一方で、子育て・教育・高齢者介護などの中で、「企業」サービスに任せられるものは「企業」が担うという社会をつくってきた。しかし、今日、市民の価値観や公共サービスに対するニーズが多様化する中で、新しい社会の担い手としての市民セクターに関心が高まっており、市民セクターの活性化が新しい市民社会の創造につながっていくものと考えられる。成熟した市民社会を創造するためには、行政、企業、市民セクターが対等のパートナーとして協働していくことが求められている。

現在、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境の変化の中で、児童虐待や育児放棄の急増などの問題が深刻化している。さらに、青少年の凶悪犯罪の低年齢化やいじめ、不登校、ひきこもりなど、青少年をめぐる問題は深刻な状況にあり、こうした状況の背景には、社会構造の変化のほか、家庭の教育力の低下とともに地域の教育力の低下が大きく関係していると考えられ、課題を抱えた青少年はもとより、家庭や地域への適切な対応や支援が求められている。青少年が夢と希望をはぐくみ、ひとりの人間として自立の道を歩めるようになることは緊急を要する社会的課題であり、学校や家庭だけでなく、地域社会の中での「居場所」づくりや体験学習の機会、世代間の交流が必要となっている。

また、いわゆる団塊の世代の高齢化等により、今後、急速に高齢社会が進み、医療や保健、また社会保障等に関わる問題が増加することが考えられる。

国際結婚や就労などによる「外国籍住民」が急増している一方で、日本語を母語としないこどもの教育の問題をはじめ、生活習慣や価値観の違いからくる日本人とのあつれきなどを克服する、多文化共生の取り組みが求められている。

温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模で広がる環境問題に対しても、市民一人ひとりが学習活動を通して正しい認識を身につけ、地球環境の保全に向け、具体的に行動を起こし、実践することが課題となっている。

さらに、「人権教育のための国連10年行動計画」をはじめ国連を中心とした国際社会での取り組みに呼応し、大阪市としても、人権、男女共同参画、外国籍住民、障害者、子ども、高齢者などに関する指針や計画を策定し、具体的な施策を進めているが、すべての人が人間として、互いの個性と価値観の違いを認め合いながら、主体的に生き、社会に参画できるしくみづくりを進めていくことが重要となっている。

一方、情報通信技術の急速な発展に伴い、時間的・空間的な制約を超えて、いつでも、どこでも情報を入手できるといった利便性が向上した反面、人と人とのつながりが希薄になるなど、情報化のもたらす「影」の部分がでてきており、今後、情報活用能力の向上や、フェイスツーフェイスの直接的なコミュニケーション能力を身につけるといった取り組みが必要となってきている。

社会の成熟化が進行し、市民の意識は、物質的な豊かさとともに、人と人の触れ合いなど、精神的な豊かさを重視する方向へと変化している。インターネットは市民の情報交流の手段として非常に有効であり、情報リテラシーの向上に向けた取り組みを積極的に進めることも重要である。また、個人の興味、関心、希望など、価値観が多様化する中、さまざまな場面において、お互いを尊重しつつ関係性を保持するためには、コミュニケーション能力の向上が不可欠であり、そのための取り組みをより一層進めることが必要である。さらには、社会情勢が激しく変化し、将来の展望が予測しがたい状況のなかで、市民が長期的な視野にたって主体的な生き方を考えられるような取り組みも必要である。

以上のように、少子高齢化、高度情報化などが進む中、一方でさまざまな人権問題や地球規模の環境問題、家庭や地域の教育力の向上と次世代育成の課題、情報化の「影」の側面が明らかになるなど、社会は一層の成熟化・スピード化を促進する反面、さらに複雑化の度合いを深めていくものと考えられる。これらのさまざまな課題を解決できるのは「人」であり、この「人」を育む上で、生涯学習の営みは、今後ますます重要になると考えられる。

今後、生涯学習には、一人ひとりが、自分にあった形で主体的に生きる力をつけ、自己実現を図るとともに、学んだ知識・技術等をまちづくりに活かすという「まなび」と「行動」の循環（サイクル）が求められる。

そのため、まず、市民に身近な地域で、市民主体の生涯学習を進めるため、日常生活の基本的な単位である「小学校区」のような近隣の生活圏における生涯学習の場の確保と、子育て・青少年教育・生涯学習・スポーツなど教育を中心としたコミュニティをいかにつくっていくかが大きな課題となっている。

さらに、「公共」を担う市民セクターが、行政、企業等と連携・協働し、いきいきと活力ある大阪をめざし、生涯学習を推進することが必要である。

わたしたちには、住民が小学校や橋などの社会資本整備を自ら行ってきたことにもみられるような、市民主体のまちづくりの伝統や豊かな地域文化という土台がある。大阪の歴史・文化や地域社会に根ざした「まなび」のネットワークづくりによる「人」づくりを進めることが、必ずや、新しい生涯学習を基盤とした豊かなまちづくりに結実することを期待する。

大阪市社会教育委員会では、平成14年（2002年）8月に、「今後の生涯学習施策のあり方について」の諮問を受け、審議のために小委員会（委員長 岡本千秋）を設置し、これまでに8回の小委員会と、4回の全体会議の中で審議を重ね、今回「今後の生涯学習施策のあり方について」の意見具申をおこなうものである。

大阪市では、平成17年（2005年）に、学習者が主体となって生涯にわたって学ぶことのできる社会環境の整備と、市民主体の生涯学習を支援していくため、新たに「生涯学習基本計画」の策定が検討されているが、本意見具申が新計画策定の「指針」として十分に活かされんことを切に望むものである。

第1章 生涯学習の現状と課題

1 日本における生涯学習を取り巻く状況

昭和40年（1965年）にユネスコの「成人教育推進国際委員会」において、ポール・ラングランが生涯教育の考え方を発表してからほぼ40年、日本で初めて本格的に生涯学習の考え方が取り上げられた昭和56年（1981年）の中央教育審議会答申「生涯教育について」からほぼ四半世紀を経て、国内での生涯学習についての認識は、相当浸透したといえる。

現在では、すべての都道府県に生涯学習担当部局が設置され、その後、37都道府県に生涯学習審議会が設置されるなど、都道府県及び市町村における生涯学習振興のための体制整備は、一定程度進展している。

生涯学習にかかる体制の整備についても、放送大学や単位制高校の登場・大学・大学院に社会人学生・院生が参加しやすくするための大学設置基準の改正があり、全国的に多くの大学や大学院が社会人の受け入れを行っているほか、大都市圏を中心に、社会人の学習に便利な都心に専用の施設を置く事例も増えてきている。

身近な生涯学習機会の創出を促進する上では、「余裕教室活用指針」（平成5年（1994年））による学校の余裕教室の生涯学習施設としての転用促進などが進められてきた。平成8年（1996年）の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」や、同年の生涯学習審議会答申「地域における生涯学習企画の充実施策について」などでも、「地域に開かれた学校づくり」が強調されており、全国的に学校の余裕教室等を活用した生涯学習、小学生に対する放課後活動の支援や地域スポーツといった学校を拠点とした取り組みが進められている。

さらに、今まで、ともすれば個別に取り組みがちであった高齢者福祉、子育て、防犯、環境、「まちづくり」などの分野の活動を、小学校区という地域で一体的に取り組み、課題の解決に当たろうとする動きが、大阪市のほか全国的に見られるようになってきている。

平成13年（2001年）には、社会教育法の一部改正が行われ、家庭教育に関する学習の機会の提供・奨励に関する事項、青少年のボランティア活動、社会奉仕体験、自然体験活動の促進に関する事項等が新たに加わり、今日的課題に対応した取り組みの重要性が強調されている。

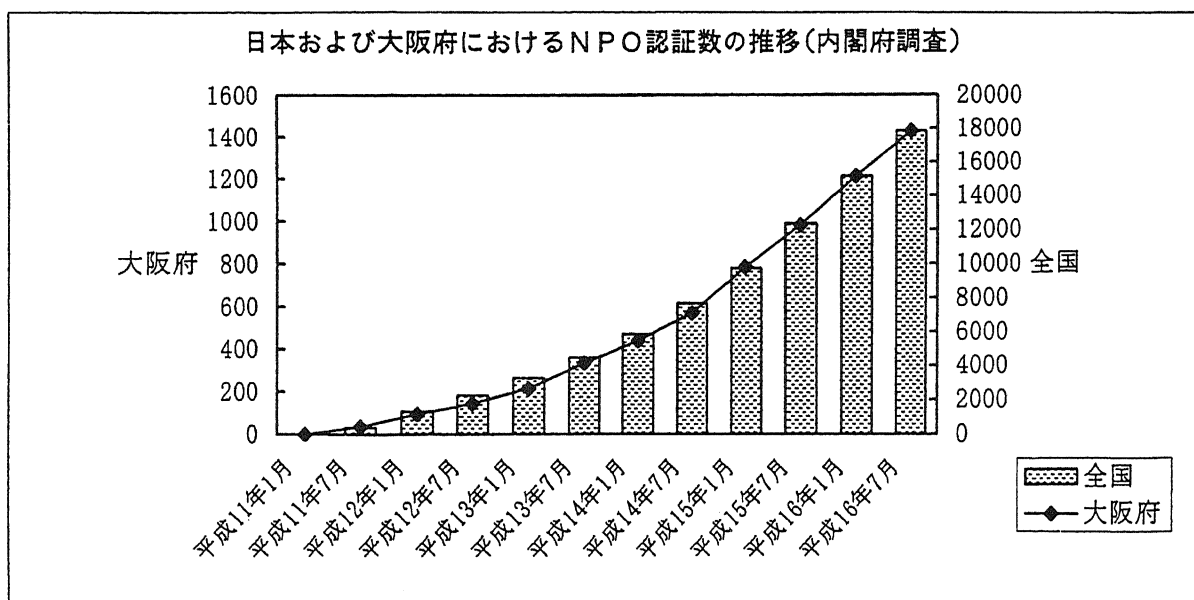
また、民間の生涯学習機関については、専門学校、カルチャーセンター、スポーツ施設などは、ここ数年は若干の漸減があるものの、10年間で見れば相当の施設数の増加をみている。

次に、現在の「生涯学習大阪計画」策定後の大きな社会の変化として、NPOの台頭と行政の

役割の変化があげられる。日本は、近代以降、行政が、主として公的サービスを担い、企業が私的サービスを担い、本来、主権者である市民が「公共」サービスの消費者的立場に位置する中で、高い経済成長と社会資本の整備が進められてきた。しかし、1980年代以降、この関係が変化し始め、「公益」を、市民、行政、企業が共に担う時代が到来しつつある。

このような社会の変化の中で、企業でも行政でもない、非営利でなおかつ公益を担おうとするNPOが次第に関心を集めるようになり、平成7年(1995年)の阪神・淡路大震災をきっかけに、その役割は社会に広く知られるところとなった。このような機運の高まりの中で、平成10年(1998年)に特定非営利活動促進法(いわゆるNPO法)が制定されることにより、公益的で組織的な市民活動に法人格の取得が認められ、平成16年(2004年)7月末現在で、全国で約18,000のNPOが、保健医療・福祉、社会教育、まちづくり、環境・文化・芸術・スポーツ、人権、国際協力、こどもの健全育成など広範な分野において活発な活動を展開している。

現在、政府は、特定非営利活動法人(NPO法人)、財団法人、社団法人、中間法人などの公益法人制度の見直しを進めているが、今後、その行方を注目しながらも、多様な担い手により、生涯学習が支えられることが望まれる。



2 大阪市における生涯学習の現状と課題

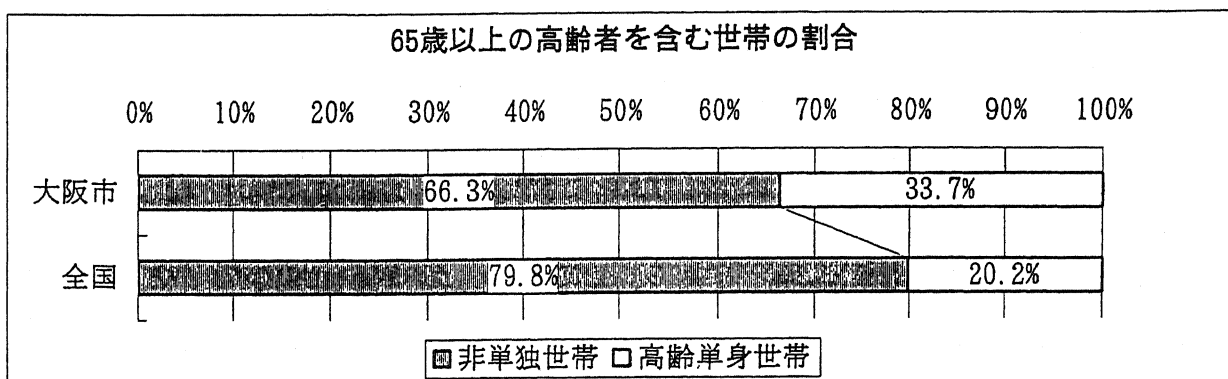
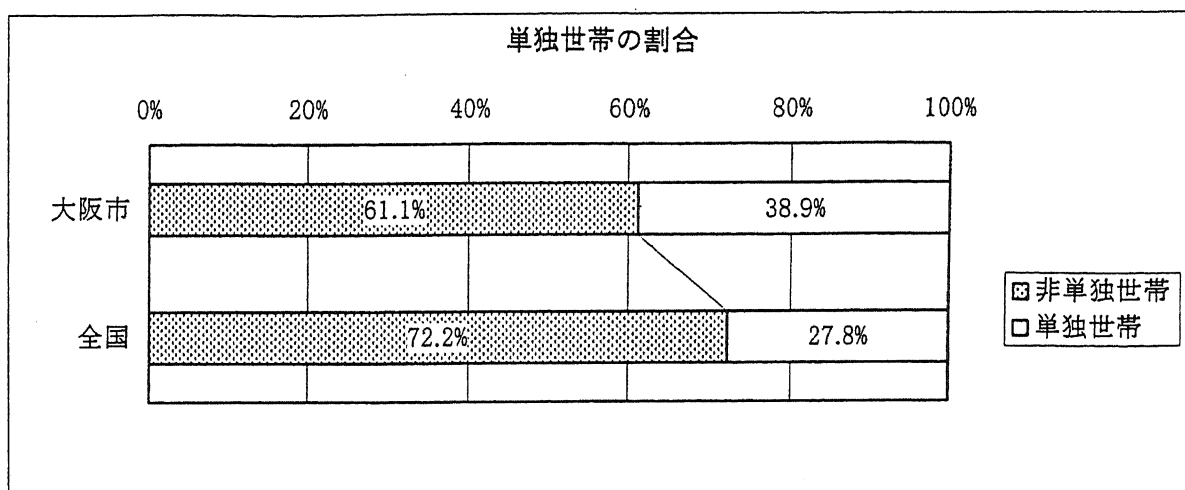
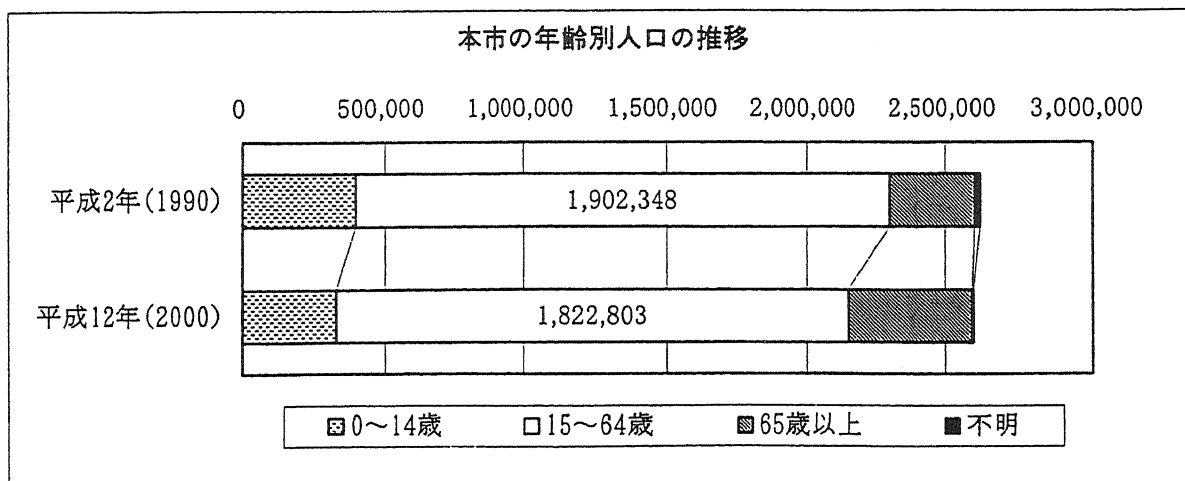
(1) 大阪市を取り巻く状況

現在の生涯学習大阪計画の策定以降、大阪市を取り巻く社会環境も変化し、グローバル化や高度情報化の進展にともなう人々の交流や情報の交換・共有などが容易になり、環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化、また高齢社会の到来などといった著しい変化がみられる。また、社会の成熟化に伴い、人々の価値観やライフスタイルが多様化するとともに、少子高齢化の進展の中で、人生で大切なものについて、自然と調和した心の豊かさや生きがいを重視する方向へと変化している。

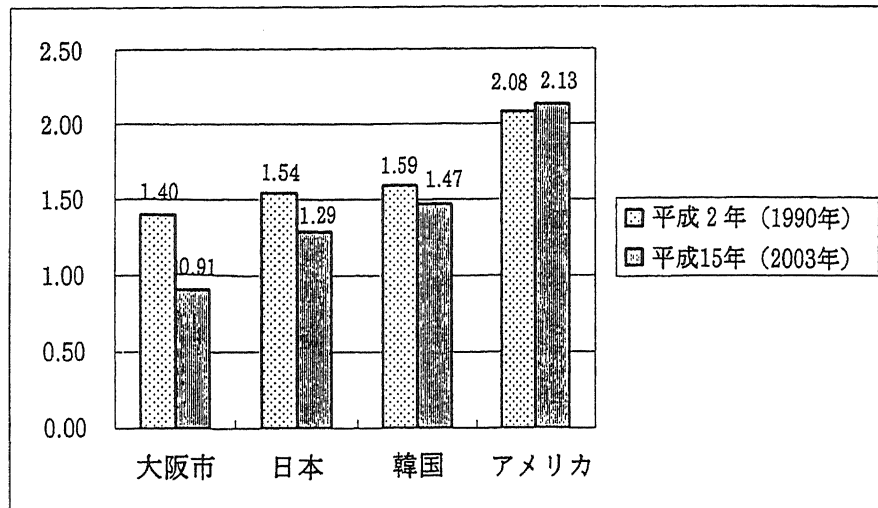
大阪市は、最近では人口こそ都心部への回帰現象で増加しているものの、全国平均を上回る

少子高齢化傾向にあり、子育て層の転出が続いている。また、単独世帯、特に高齢単身世帯の割合が高いほか、外国人登録者数は市人口の約4.6%を占めている。この外国人の人口に占める割合は、政令市をはじめとする大都市の中でもっとも高い。また、大阪市におけるインターネットの利用状況については、年齢層により大きな違いがみられるなど、情報リテラシーの問題が明らかになってきている。これらの点をふまえた上で、今後の生涯学習計画の策定が進めることが求められる。

【本市および全国の世帯数の内訳】（総務省「国勢調査」平成12年（2000年）より）



【合計特殊出生率の推移】〔内閣府「男女共同参画白書」平成15年（2003年）版より〕



※韓国・アメリカは、平成12年（2000年）

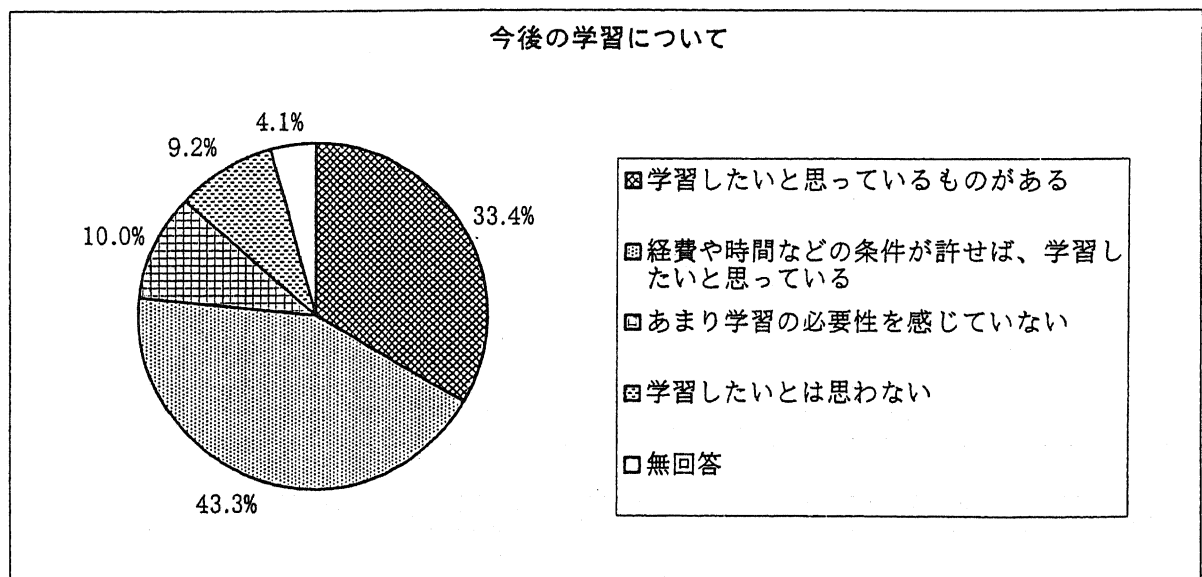
【外国人登録者数と全人口に占める割合】〔平成15年（2003年）〕

	推計人口	外国人登録者人口
大阪市	2,626,980	122,063 (4.6%)
全国	127,560,000	1,470,000 (1.2%)

※大阪府は平成15年（2003年）12月、全国は平成15年（2003年）10月

(2) 市民の意識・ニーズ

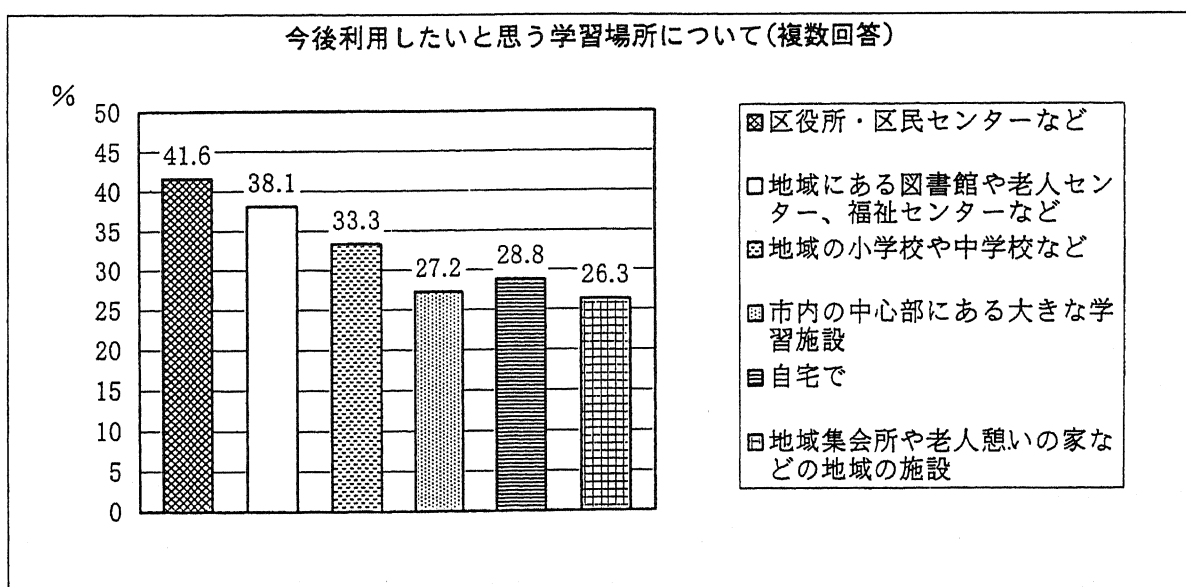
平成4年（1992年）に「生涯学習大阪計画」が策定されてから10年以上が経過し、大阪府では、平成15年（2003年）9月～11月にかけて、市民2,500人を対象に、生涯学習に関する市民の実態やニーズについて世論調査が実施された。

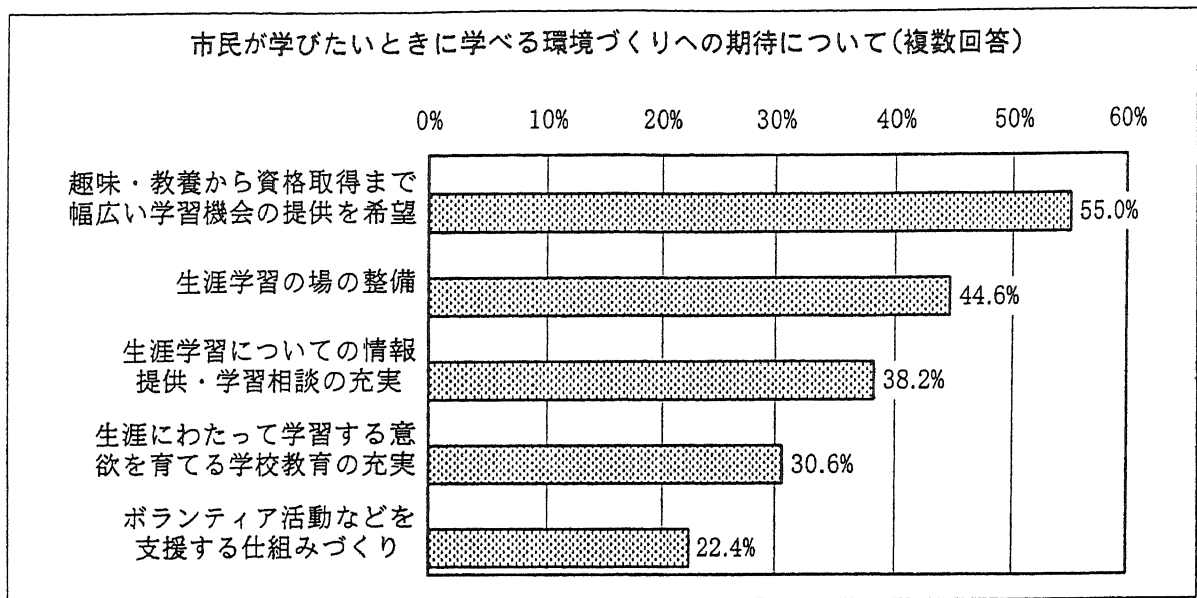


この調査結果からは、一定期間継続した学習を行ったことがある市民は約半数の46・8%と、昭和62年度（1987年度）の前回調査の37.7%よりも増えていることが明らかになっている。また、「この1年間にいちばん力を入れて学習したものの主な学習方法について」は、「自分ひとりで通信教育やパソコンなどで勉強した」が20.2%と最高ではあるものの、「スポーツや体力づくりのクラブなどに参加した」、「自主的なグループやサークル活動に参加した」、「公共機関が主催する教室や講座に参加した」が合計で35%を上回り、昭和62年（1987年）調査に比べると、グループや講座などに参加して学習した市民が増えている。さらに、「今後の学習や活動について」は、76.7%の市民が「今後、学習や活動を行いたい」と回答しており、学習や活動に対する高い意欲がうかがわれ、学習経験の割合と合わせても、市民の旺盛な学習意欲がうかがえる。

続いて、「生涯学習大阪計画」策定以降に設置された大阪市の施設の認知・利用状況については、キッズプラザ大阪や大阪歴史博物館については、約12～14%の市民が利用し、知っているが利用したことはないという市民を含めると、約50%～60%の市民が認識していることが明らかになっている。次いで、生涯学習関連施設のクレオ大阪がこれに続き、約6～8%の市民が利用、約40%前後の市民が認識しており、総合生産学習センターや市民学習センターは、2.4～3.6%の市民が利用、約23%の市民が認識しているという結果が出ている。「生涯学習ルーム」事業については、利用した市民は8.2%で、44.1%の市民に認識されていることが明らかになっている。しかし、全体を通して、まだまだ多くの市民に生涯学習関連施設は利用されているとは言いがたく、市民の高い学習意欲を考え合わせると、今まで利用の少なかった市民に、いかにアプローチしていくかが今後の課題である。

「今後利用したいと思う学習場所について」は、「区役所・区民センターなど」が41.6%、「地域にある図書館や老人センター、福祉センターなど」が38.1%、「地域の小学校や中学校など」が33.3%となっており、「市内の中心部にある大きな学習施設」の27.2%と比較しても、身近な既存の施設を使った学習を市民が希望していることが明らかになっている。





「地域における生涯学習のための環境づくりに対する支援・協力」については、「生涯学習についての情報が容易に得られるようにする」が46%、「学校や図書館など地域施設の活用を促進する」が41.4%などとなっており、地域の生涯学習に対する高いニーズを基本に、小学校区や各区などの身近な地域における生涯学習の充実を図ることが重要である。

「市民が学びたいときに学べる学習環境づくりへの期待」については、「趣味・教養から資格取得まで幅広い学習機会の提供」が55.0%、「生涯学習の場の整備」が44.6%、「生涯学習についての情報提供・学習相談の充実」が38.2%となっており、学習の機会・場の提供や学習情報の提供が重要であることが明らかになっている。

これらの調査結果をよく検討した上で、次期「生涯学習大阪計画」の策定に生かしていくことが必要である。

(3) 人権の尊重と共生

平成4年(1992年)に策定された「生涯学習大阪計画」では、計画のテーマに「人間尊重の生涯学習都市・大阪をめざして」を掲げ、生涯学習推進の基本的視点の第一に「人権の尊重」を位置づけるとともに、重点計画の「同和問題の解決に向けた生涯学習施策の推進」のもと、これまで識字、青少年育成などさまざまな取り組みを進めてきた。

平成6年(1994年)、第49回国連総会において、1995～2004年までの10年間で「人権教育のための国連10年」とする決議がなされ、「人権教育のための国連10年行動計画」が示された。大阪市においても、平成7年(1995年)12月の国の「人権教育のための国連10年推進本部」設置を受け、平成8年(1996年)4月に「大阪市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成9年(1997年)8月には、人権が尊重される「国際人権都市大阪」の実現を目標として、「大阪市人権教育のための国連10年行動計画」が策定、各局及び各行政区に「大阪市人権教育のための国連10年推進委員会」を設置し、全庁的な取り組みが推進してきた。

また、平成12年(2000年)が「国連10年」の中間年にあたることから、平成13年(2001年)3月に、これまでの取り組みを見直し、「人権教育および啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏

まえ、以後の取り組みの方向性を定めた「大阪市人権教育のための国連10年後期重点計画」が策定され、生涯学習との連携を通して、すべての人に開かれた学習機会の充実、学習教材の整備など、市民の主体的な活動を促進するため、さまざまな取り組みが進められてきた。

人権教育と生涯学習については、前述の「人権教育のための国連10年（国連総会決議）」において、「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学びまたその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」、また同行動計画において、「人権教育とは、知識と技術の伝達および態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及および広報努力」と規定されている。

一方、「生涯学習大阪計画」では、「生涯学習とは、基本的人権、自由、民主主義、ノーマライゼーションなどの人間尊重の考え方を基礎として、一人ひとりが人生のあらゆる段階や場面において、できる限りの自己実現をめざし、自分に適した手投・方法を選び、自ら進んで行う自己教育活動であるとともに、学習者がその成果を社会に広げ、よりよい社会への変革を担っていくことができるための学習のことである」としている。

このように、生涯学習と人権教育との関係は密接不可分のものであり、生涯学習を進める上で人権の視点がある必要があり、また、人権教育を進めるためには、生涯学習の考え方や手法が必要であり、今後とも大阪市の生涯学習の推進が人権教育の推進に役立ち、人権教育の推進が生涯学習の推進に役立つという観点での取り組みが非常に重要である。

平成10年（1998年）3月には、「大阪市外国籍住民施策基本方針」が策定され、外国籍住民の人権の尊重、多文化共生社会の実現、地域社会への参加を目標として、講座の実施や啓発冊子の作成等、各施策が総合的、効果的に推進されてきた。さらに、今後の外国籍住民施策のあり方について検討を行い、平成16年（2004年）に指針が改定され、今後取り組む施策のあり方等が明らかにされている。

また、歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮人の高齢者や新たに来住した外国籍住民の中には、日本語の読み書きの力が不十分であることに起因するさまざまな課題があり、大阪市では、平成5年（1993年）に策定した「大阪市識字施策推進指針」に基づき、あらゆる非識字者の文字や言葉の問題の解決をめざして、市民学習センター等における「基礎レベルの日本語教室」や「生涯学習ルーム」事業の一環として「地域識字・日本語交流教室を開催し、総合的な識字・日本語施策の推進を図っている。また、外国人が日常生活を行う上で必要な情報の多言語による提供を行い、また、大阪市ならびに各局のホームページの多言語化をはじめ、外国人のための生活情報ホームページの運営などを行っている。

平成11年（1999年）4月には、「大阪市人権行政基本方針」が策定され、人間の尊厳の尊重、平等の保障、自己決定権の尊重の達成を基本目標として施策が推進されている。また、教育委員会においても、同年8月に「大阪市人権教育基本方針」が策定され、各種の生涯学習施設等が相互に連携・協力し、人権の視点から事業内容の体系化を図ることが重要であるなど、今後の人権教育推進にかかる施策の基本的な方向性が示されている。

また、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現をめざして、生きがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくため、「大阪市人権尊重の社会づくり条

例」が平成12年（2000年）4月から施行され、市民の人権意識の高揚等、人権啓発に関する事業、人権問題に関する情報の収集及び提供並びに相談ネットワークづくり、その他人権尊重の社会づくりを推進するための事業が行われている。

このような人権行政・人権教育に関わる動向の中で、平成11年（1999年）4月に青少年会館条例が改正され、青少年会館が基本的な人権尊重の精神に基づき、広く青少年の健全育成に資する施設としての役割を果たせるよう、事業改編を行い、取り組み内容の充実を図ってきた。さらに、児童虐待、いじめなど、近年の青少年を取り巻く深刻な状況に対する取り組みを強めるため、「課題を抱えた青少年への支援」とりわけ不登校のこどもたちの「居場所づくり」や専門的な人材の導入による相談事業の創設など、青少年会館がその設置趣旨を踏まえながら、新たな役割を発揮するため、平成16年（2004年）4月、市内12青少年会館の新たな事業の創設や柔軟かつ効果的な施設運営を目指し、(財)大阪市教育振興公社を指定管理者とする指定管理者制度が導入された。

平成15年（2003年）1月には、男女がともに輝く豊かで活力ある社会をめざして、男女共同参画社会に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「大阪市男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画社会の形成をめざすための総合的な施策を推進するため、男女共同参画センターを拠点として、情報提供、研修・学習、調査・研究など各種事業が行われている。また、教育委員会においても、生涯学習施設等において、男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな視点から社会問題等をテーマとした事業が積極的に行われている。引き続き、男女がともに自立して、仕事、家庭、地域での活動を担うことができるよう啓発に努めるとともに、社会参加・参画を支援する制度の充実、またドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントをはじめとするあらゆる人権侵害をなくすための取り組みを進めていく必要がある。

今後、だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会を実現し、自らの人生を切り拓き、自己の能力を発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会を実現していくことを基本理念に、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障害者、外国人等をめぐるさまざまな人権問題について、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージにおける多様な教育活動を通じて、人権尊重の意識を高める取り組みを進めるとともに、NPOとの協働や、生涯学習と人権教育の「まなび」のネットワークづくりを進め、人権尊重の生涯学習のまちづくりを推進することが重要となっている。

(4) 地域の生涯学習支援システム整備の状況

① 市民がつくる「生涯学習ルーム」事業

大阪市では、小学校の特別教室等を活用した、「生涯学習ルーム」事業を平成元年度（1989年度）より順次実施してきており、「地域における生涯学習の拠点」づくりや、「地域に開かれた学校づくり」をすすめてきた。平成16年度（2004年度）、市内全小学校で開設となった「生涯学習ルーム」事業には、学習のきっかけづくりとして実施する「主催講座」と、参加者が主催講座修了後も継続して学習したい場合や、当初から自主的なグループとして学習をすすめる「自主運営の講座」があり、地域に広く参加者募集をする中で、参加しやすい条件づく

りをすすめてきている。平成15年度（2003年度）実績では、年間1,568講座（主催・自主運営を含めて）が開設され、参加者はのべ約40万人となるなど、大きく発展してきている。

「生涯学習ルーム」事業では、地域における生涯学習を推進するコーディネーターの役割を果たす生涯学習推進員が「生涯学習ルーム」事業の企画・運営を担っており、市民のニーズに合わせて学習内容・時間帯・運営方法を決めた上で講座が実施されている。生涯学習推進員は平成5年度（1993年度）に養成事業が開始され、平成6年度（1994年度）より委嘱されている。以後、3年毎の研修修了による再委嘱者をあわせて、平成16年度（2004年度）には、制度発足10年を経て当初からの目標であった1,000名を上回る1,020名が委嘱されている。

各「生涯学習ルーム」事業の講座内容は、手芸、書道、生花、コーラス、陶芸、民踊などの文化活動や、健康体操など、多彩に開催されている。あわせて、日本語、多文化共生、手話、福祉、環境、パソコン講座、子育てなど、現代的・地域的課題に取り組む講座も増えてきている。

一方、「生涯学習ルーム」事業は、当初、「こどもの学びの施設」であった小学校でおとなも学ぶというところから出発したため、おとなを対象とする捉え方をされてきた。しかし、生涯学習は本来、あらゆる年齢層を対象とすること、さらに小学校の施設を活用していることから、「生涯学習ルーム」事業においても、こどもとともに学ぶという視点が重視されはじめている。

「生涯学習ルーム」事業の中で、こどもも参加できるよう工夫している講座や親子を対象とした講座、世代間交流をめざす講座などは、上記であげた平成15年度（2003年度）事業全体の実績の中で、167講座（11%）、こどもの参加者はのべ約24,000名（6%）となり、この数年で増えてきている（平成15年度（2003年度）のこどもの参加者数は、平成13年度（2001年度）からみると約6倍となっている）。

この他にも、地域のおとなが日常的に学校に来ることから、こどもとおとなの日常的な出会いや交流が広がっていること、また、地域のまつりや授業・クラブ活動支援などで、おとなが学んだ成果をこどもと共有できる場を設定していることなど、「生涯学習ルーム」事業をもとに、こどもとおとなのさまざまな交流が生まれてきている。

このように、小学校がこどもとおとなの「出会いと発見の広場」となり、地域におけるさまざまな世代の市民が「まなび」を通してつながっていくことは、地域における「教育コミュニティ」づくりの重要な基盤となっている。

② 学校・家庭・地域の連携を図る「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業

「大阪市教育改革プログラム」（平成14年（2002年）2月策定）の重要な柱のひとつである「学校・家庭・地域の連携の推進」を図り、こどもの「生きる力」をはぐくむために、平成14年度（2002年度）から、学校・家庭・地域が一体となった総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりでこどもをはぐくむという「教育コミュニティ」づくりを推進することを目的とする「小学校区教育協議会－はぐくみネット」事業が始められている。

「はぐくみネット」は、小学校区の市民の中から選ばれたボランティアのコーディネーターを中心として、PTAをはじめ、「生涯学習ルーム」事業、「学校体育施設開放」事業、「児

童いきいき放課後」事業の運営委員会・実行委員会をベースに、地域の諸事業や諸団体の関係者と、保護者、学校関係者により協議会を構成している。

事業実施する各小学校区では、学校教育の内容や地域で行われる諸事業などの情報を地域に広く発信して、取り組みを地域全体に広げていくことなどに取り組んでいる。そして、授業やクラブ活動、学校行事など、学校教育に保護者や地域の人々の参画を得られるよう支援するとともに、小学校を拠点とした生涯学習・生涯スポーツの振興を支援し、こどもとおとながともに学び・交流する場の拡充を促進している。

平成15年度（2003年度）の実績（60校区計）では、協議会のメンバー1,218名、情報誌の発行部数は1回76,786部（年10回程度発行）、学校教育支援に関わるボランティア4,809名、休日や放課後にこどもとおとなが交流する取り組みは280事業で、のべ140,000が参加している。その他、地域の多くのおとなが、こどもの安全を見守る取り組みなど、多様な活動がはじまっている。

これらの実績は、「生涯学習ルーム」事業をはじめ、PTAや地域における諸事業との連携によって生み出されており、地域における諸事業が活発に実施されていることが重要な基盤となっている。同時に、「はぐくみネット」を要（かなめ）として相互に協力することで、各事業の活性化や事業成果の拡充が図られており、ネットワーク組織としての「はぐくみネット」の重要な役割となると考えられる。

今後、「教育コミュニティ」づくりをさらに推進していくためには、市民がいつからでも参加できるよう「活動が公開」されていること、市民がより「主体的に参画」できるしくみづくりを進めること、「こどもの参画」を促進し、中学生・高校生などにも広げていくことが重要となる。さらに、まちづくり活動など、地域で実施されるさまざまな諸事業と一体となった総合的な連携を検討していく必要がある。

また、「はぐくみネット」の未実施校区では、PTAをはじめ、関係する地域の諸事業・諸団体との連携をはかって開設の準備を進めることが望まれるとともに、実施校区においては、地域の諸事業との連携や、コーディネーターをはじめとした「はぐくみネット」関係者のネットワークづくりなどを一層促進する必要がある。

(5) 各区・ターミナル・広域の生涯学習支援システム整備の状況

行政区においては、区民企画室に人権生涯学習担当課長・担当係長・生涯学習相談員を置き、区ごとに生涯学習計画を策定して、その推進体制を整備し、情報の収集・提供、相談、区民を対象とした地域生涯学習推進事業を実施している。

また、現在の計画では、「広域」「ターミナル」「地域」の学習圏を設け、それぞれの学習圏ごとに、総合生涯学習センター、市民学習センターを開設し、「生涯学習ルーム」事業を展開してきた。

ターミナルに立地し勤労者層にとっても利用しやすい学習施設として、平成5年（1993年）に弁天町市民学習センターが開設され、その後、阿倍野市民学習センター、難波市民学習センター、城北市民学習センターが順次開設され、現代的・社会的課題を中心に多様な学習機会の提供と学習相談・場の提供などの機能を果たしている。また、平成14年（2002年）に、広域の

学習施設として、総合生涯学習センターが開設され、生涯学習情報の収集・発信、生涯学習ボランティアの養成・研修、新しい学習プログラムの開発、市民やNPOとの協働など、生涯学習を根底で支える機能を発揮している。

特に、高度な学習ニーズにこたえたり、職業に関連したリカレント教育の場を大学や大学院などととも提供するため、大学の総合的・専門的教育機能を広く市民に提供し、市民生活に関係の深い内容や文化教養を高めると考えられる内容を「大学連携講座」として実施してきた。また、総合生涯学習センターにおいて、経済団体や関西の12の大学などで構成する「梅田大学院コンソーシアム(準備会)」により提供される社会人のニーズに合致した高度な講座「インテリジェントアレー専門セミナー」の開催を支援している。このセミナーを含むインテリジェントアレーは、社会人大学院に正規に入学するよりも、時間・費用などの点で参加しやすく、かつ、大学開放のような市民公開講座よりは、より実践的で高度な社会人向けのコースとなっている。

さらに、この総合生涯学習センターのオープンと同時に、家庭のパソコンや公衆用端末から大阪市の生涯学習に関する事業・施設・人材・教材などの情報を調べることができる大阪市生涯学習情報提供システムが稼働している。さらに、平成16年(2004年)4月からは、生涯学習施設の空室状況の照会・予約などができるようになったほか、市内で開催される講座・イベントなどの情報を掲載したメールマガジンの配信サービスも開始されている。

生涯学習支援システムの整備とともに、総合生涯学習センターと市民学習センターの機能・役割の違いが外からは見えにくく、市民やNPOが主体的に生涯学習の担い手として成長してきたといった社会の変化を踏まえ、その再構築が必要となってきた。また、現計画では明瞭ではなかった行政区における生涯学習の推進体制が確立され、世論調査の上からも行政区単位の施設を使った生涯学習の機会の提供を求める声が強いなどの課題が出てきている。

(6) 指定管理者制度

「指定管理者制度」は、平成15年(2003年)9月2日、地方自治法の一部改正により新たに設けられた制度で、民間企業やNPOなどの団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となる制度である。

大阪には、すでに、小学校区や各行政区で取り組まれる生涯学習においては、市民主体で取り組まれてきた蓄積があり、また、全国的な活動をを行っているNPOも少なくない。今後、NPOや民間教育機関の特性や活動の広がりを見据えながら、多様な担い手により生涯学習を支えるという視点は大切であろう。

一方、大阪市の生涯学習施設で実施されている事業の内容は、人権問題をはじめとする社会的課題が中心であり、民間教育機関の提供するサービスとは、異なる点も多い。

指定管理者制度の導入にあたっては、単に経費の縮減を目的とするのではなく、継続性・中立性・平等性や施設の設置目的にあった事業の効果的な遂行能力などの点も踏まえ、透明で客観的な審査を行った上で、制度の運用がなされる必要があるだろう。

第2章 「自律と協働の社会」をつくる生涯学習の推進

1 パートナーシップに基づく協働の社会づくり

1990年代に全国各地で策定された生涯学習計画においては、いつでも、どこでも、だれでも学べる学習社会づくりをめざし、学習環境の整備を目標としてきた。その学習環境の整備の主体は、行政（学校を含む）、民間教育機関や各種の社会教育関係団体などであったと考えられる。

ところが、社会のあり方や「公共」に対する考え方は、近年、大きく変化しており、現代社会のさまざまな課題を、行政施策中心で解決することが困難になってきている。一方で、市民の「私」的努力中心に生活課題を解決することにも無理が生じてきており、多様なセクターが協働しながらその解決にあたるという、「あらたな『公共』とも呼ばれる考え方が必要になってきている。

大阪では、すでに江戸時代には、住民が一定のまちの自治を担い、橋などの社会資本の整備に自ら取り組んだり、寺子屋など民間の学習機関で多くの人々が学ぶ環境がつけられ、人形浄瑠璃・錦絵・文学などさまざまな芸能文化を発達させてきた歴史がある。この流れは、明治期以降も続き、中央公会堂をはじめ、学校など市民の手によりつくられた施設も少なくなかった。このような環境の中で、数多くの文化人、芸術家などが現在に至るまで数多く輩出されてきており、全国規模で活躍するNPOも関西に多いことなどからみても、このような市民力の伝統のうえに、市民社会の形成が進んできたことがうかがえる。

これからは、さまざまな市民セクターや行政、企業が協働して社会を担い、そこでは、自立した市民一人ひとりが、日常的に直面するさまざまな課題を自らの意思と責任において、主体的に、市民自治の観点から解決することに最大限の努力を傾ける社会である「自律と協働の社会」に向かっていくものと考えられる。

今後、行政、地域社会やNPO、企業などが、学習内容・対象エリア・目的などに応じてそれぞれの特性に応じた分野を担い、ゆるやかなネットワークをつくりながら全体として生涯学習を支えていく担い手となると考えられる。

2 「自律と協働の社会」をつくる生涯学習に求められる視点

「自律と協働の社会」をつくる生涯学習の推進にあたっては、行政、市民セクター、企業などが連携・協力してお互いに対等の立場で、自主性を損なうことなく、パートナーシップを発揮して自主的・自律的な活動を進めていくことが必要である。

今後、生涯学習のそれぞれの担い手に求められる視点として、次のような点があげられる。

(1) 情報提供と相談

「まなび」と「活動」は相互作用により深められるものであり、学習とその後の地域活動やNPO活動などへの参加について、幅広く相談に応じられる相談体制が大切である。

市民が地域社会の主役として主体的に生涯学習に取り組むためには、地域で活動や体験学習を希望する人を受け入れるグループ・団体の情報、各種の情報提供窓口や相談窓口の情報など

が不可欠である。また、さまざまな生涯学習に関わる講師情報も必要である。

今後は、各行政区の施設や生涯学習関連施設が、NPOとともに、情報提供・相談の体制をつくるとともに、ITなどを活用して、行政・NPOなどの枠を超えた生涯学習関連情報の提供が望まれる。

また、学習した後に自主グループをつくって活動を継続しようとするケースでは、講師の紹介や活動場所などの地域の生涯学習資源に関する情報を提供したり、各種相談に応じることで、活動を支援することも必要である。

さらに、グループや団体などの組織活動に対する相談機能を高め、活動の過程で異なる意見をまとめ、集団内に生じるさまざまな葛藤や対立に対処し、活動内容を高めていくためのアドバイスを行えるような方向性も重要である。

(2) コーディネート機能

現在、大阪市には、「地域」から「全市」に至るまで、さまざまな分野で活躍する人材や、行政、NPO、企業などが提供する学習機会・活動機会など、豊富な生涯学習資源が存在している。これらの資源と活動する人が有機的に結びつくことが、「自律と協働の社会」づくりには欠かせない。

① 「まなび」と活動をつなぐ

現在、地域の課題を学び、活動することをねらいとした講座等の修了者が、実際の活動や団体への参加に十分つながらないという状況がみられる。今後は、「学習」、社会への参画(活動への取り組みやNPOへの参加)、「問題解決のための提案」をひとつの連続した流れとしてとらえ、学習と活動とを結びつけることが重要である。

例えば、具体的な活動を希望する市民を、地域で活動する団体などにつなぐ機能が必要である。

② 人や組織をつなぐ

さまざまな価値観や考え方をもつ市民や組織の間の連携・協力は重要であり、それらの人と人、人と組織、組織と組織をつなぎ、調整することにより、新たな活動の深まりや発見が生まれる。ある分野で活動するグループ・団体と、すでに同じ目的をもって地域で活動している団体やNPO、企業、行政などをつなぐ機能が必要である。

③ コーディネーターに必要とされる能力

今後は、企画から実施までNPOなどが自主的に企画するタイプの講座が増えてくるものと考えられるが、この講座の企画準備の過程で、さまざまな意見を持った市民による協働作業が必要となる。その際、個々の意見を尊重しつつ、全体の合意をつくりあげるといった調整機能が重要である。講座に関わる一人ひとりの自主性を育み、支援していく能力が求められる。

また、市民が「自律と協働の社会」づくりに関わり、実際にさまざまな活動を進める中で、

メンバーや関係団体との間などで、さまざまな葛藤や対立が生じることがある。こうした事態を解決できる能力を養う学習も必要である。

(3) 体験型、問題発見・解決型の学習の推進

市民の学習機会を拡充し、市民の活動を促進するためには、地域の課題をテーマとした体験型、問題解決型の学習を推進することが必要である。また、そこでの学習は、初めて講座や地域の活動に参加する人などのニーズに合わせた多様なきっかけづくりとなることが求められる。

実施に当たっては、すでに活動を行っている機関が連携・協力し、市民が気軽に参加できる入門講座や体験イベントなどを実施することが有効である。例えば、「生涯学習ルーム」事業や市民学習センターなどで、地域の歴史や伝統をテーマに、地域のおとなから子どもまで、いっしょに演劇や芸術作品作りに取り組むなどの芸術を媒介にした「まなび」や、まちの魅力を再発見するような取り組みなどの実施が想定される。

次に、きっかけづくりの入門講座や体験イベントなどを修了した市民が、その学習で身につけた知識、技術を実際の生活の場で活用したり、新たな活動を体験できるようさらに充実した講座を、地域のグループ・団体、NPO、学校、企業などと連携し、提供することが望ましい。

(4) 地域資源と結びついた「まなび」づくり ～職業観を育てる～

これまで大阪では、さまざまな産業が育ち、市内各所で市民の産業・経済活動の営みがみられた。子どもにとっては、小さいときから身近なところで、たとえば商店街での威勢のいい声や、町工場のリズムカルな音を聞きながら育ってきた。その中で、町の匠（たくみ）、の技に興味を持ち、みようみまねで遊びのなかに取り入れたり、仕事をするおとなの満足げな顔に触れて、自分も大きくなったら、そのようになりたいと願う心の芽が育ってきた。

最近では、産業構造の変化などから、確かにかつてに比べて身近には、仕事や産業の営みを感じられる機会が減っている。しかしながら、大阪市内を見渡せば、さまざまな産業の営み、ものづくりに汗を流して働くおとなの姿、職人技の息吹がある。言い換えれば、大阪のまちそのものが職業観の育成につながるステージの要素を多分に含んでおり、そのような財産をどのように活かしていくかということが重要である。

生涯学習の分野においては、直接的な職業斡旋や資格取得のみを目的とすることはなじまないが、「まなび」が知識と世界を広げ、そこから、生き方に結びつくことから、職業観の育成や職業能力の向上につながるような学習支援の充実に努める必要がある。現在、学校教育のなかでも職場見学や職場体験活動の取り組みがなされているところであるが、大阪のまち中に存在する「資源」を活用して、青少年の職業観の育成につなげるしくみづくりが一層進められることが期待される。

(5) 地域で実施されているさまざまな事業・活動の連携・再編

現在、学校内や登下校時、あるいは公園などでの、子どもの安全確保が緊急の課題となっている。地域の多くのおとなが子どもを見守ることが重要で、さらに、まち全体で安全・安心のまちづくりを進めることが求められている。また、阪神淡路大震災の際に学校が市民の身近な

防災拠点として、重要な役割を果たしたことは、記憶に新しい

小学校区では、「はぐくみネット」のほかにも、「地域ふれあい子育て教室」事業（健康福祉局）、「百芸塾」事業（市民局）、「地域女性学級」（市民局）、「地域ネットワーク委員会」事業（健康福祉局）、「総合型地域スポーツクラブ」事業（ゆとりとみどり振興局）、「地域識字日本語教室」事業（教育委員会）など、大阪市の各部局ごとに、まちづくり活動を支える多様な事業が実施されている。各部局が、地域（小学校区）で、市民への啓発や情報提供、課題解決のための事業を実施する際には、連携を図りながら効果的に事業を実施することが重要である。

それだけに、「生涯学習ルーム」事業や小学校区教育協議会－はぐくみネット－事業を通して、これまで培われてきた「まなび」の成果を活用し、地域の教育力を高め、まちづくりに活かしていくことが求められている。

さらに、こどもの「生きる力」とおとなの「地域で暮らす活力」をはぐくむ、学校教育と社会教育が一体となった学社融合の新たな生涯学習社会の構築を検討する必要がある。これまで、それぞれに分散されていた市民や学校、行政などが力を合わせるとともに、市民が自ら考え、学び、行動する「まなび」のネットワークを活かした「教育コミュニティ」づくりへと発展することが期待される。

地域（主に小学校区単位）で実施している事業や、団体の活動の事例

事業名	内 容	所 管
小学校区教育協議会－はぐくみネット－事業	学校・家庭・地域の関係者で協議会を構成し、学校や地域の諸事業の情報を地域へ発信するとともに、地域の教育資源を学校教育に導入することや、学校を拠点とした生涯学校・生涯スポーツの振興をはかり、地域における人と人とのつながりでこどもをはぐくむという「教育コミュニティ」を推進する	教育委員会 事務局
生涯学習ルーム事業	小学校の特別教室を活用し、講座の開設などを通して地域住民に学習機会を提供するとともに、コミュニティづくりを促進する	
児童いきいき放課後事業	児童が放課後に「遊び」を心から楽しめるように遊びの空間と時間を確保するとともに、学年を超えた児童集団を形成し、児童自らがいきいきとたくましく生きる力をはぐくむ	
P T A	家庭・学校・社会における教育の振興を図り、青少年の健全育成やP T A相互の親睦をするため、社会見学、講演会、親子遠足、スポーツ活動などを実施。「こどもまつり」などを実施しているところもある	
地域識字・日本語教室	生涯学習ルーム事業と連携し、地域の住民どうしの交流を通して国際理解と識字・日本語学習の支援を図る（各行政区に1ヶ所を目標に設置）	
子供会育成会	キックベースボール・ソフトボールなどのスポーツ活動や、鼓笛	市民局

	隊・コーラスなどの文化活動に取り組む	
百芸塾	職業技能・地域の歴史文化・生活技能などのテーマで、地域の祖父母や親世代とこどもが直接ふれあい、体験して学べる事業として実施している	市民局
地域女性学級	単位女性会で、身近な生活課題の解決にむけた地域活動に活かすため、年間テーマを設定して学習活動を実施している	
青少年指導員	スポーツ大会・レクリエーション大会・枚庭キャンプなどを実施し、青少年健全育成に取り組む	
人権啓発推進員	「人権研修会」を実施し、地域に根ざした活動として人権啓発に取り組む	
ネットワーク委員会活動	高齢者がいきいきと安心して暮らせるよう健康づくりや生きがいづくりを支援し、相談や友愛訪問等を行う	健康福祉局
小地域ネットワーク活動進事業	地域住民の協力を得て、社会福祉協議会が高齢者・こども・障害者が地域で安心して暮らせるように、地域ボランティアの育成、施設等との協働活動、個別援助活動（見守り、家事援助等）、グループ援助活動（喫茶活動、世代間交流事業、子育て支援活動等）を実施している	
地域ふれあい子育て教室	地域で安心して子育てができるように、保護者やこどもの健康について助言し、参加者どうしの交流をすすめる。地域の会館等で定期的実施する他、保育所やトモノスの事業との共催などでも実施している	
学校体育施設開放事業	体育館や運動場などの学校体育施設を市民の健康づくりや地域のスポーツ振興の拠点として活用する（中学校・高等学校・養護教育諸学校でも実施）	ゆとりとみどり振興局
総合型地域スポーツクラブ	いろいろな種目のスポーツを地域で誰もが気軽に楽しむため、クラブを設立している（クラブ結成の単位は、小学校区・中学校区・行政区などさまざま）	

3 行政の役割

行政が担う役割として、今後、学習相談や学習情報の提供にとどまらない総合的な情報提供のしくみをつくり、地域社会で生涯学習を担う人材の養成など、市民の「まなび」を通じての社会参画のきっかけづくりや、人と人がつながるためのコーディネート機能の発揮や学習環境整備がより一層求められている。

(1) 行政内のヨコ軸の推進体制の整備

大阪市はひとつの部局の規模が相当大きく、各部局ごとに市民への啓発事業や情報提供を通して、課題解決のための事業を実施するケースも多い。これらの課題は相互に関連しており、

すべての部局が自ら、課題解決のために施設を設置したり、きめ細かな地域（24区～小学校区）で事業を実施し、市民への啓発や情報提供、課題解決に当たることは困難であるとともに効果的ではない。

このような各部局の事業については、その対象が、「全市」なのか、「区域」なのかに応じて、総合生涯学習センター、市民学習センター、各区施設などと連携して、実施できるような形態も検討されてよいであろう。

今後、各部局で実施されている生涯学習関連事業をより効果的かつ有効に実施し、なおかつ、社会的に必要な課題に市民とともに取り組んでいくために、職員などを対象として、ノウハウの相互共有を図り、コーディネート機能を向上させることが必要であろう。また、教育委員会には大阪市の各部局で行われる市民向けの講座の情報のつなぎ役としての役割を担うことが期待される。

(2) 学校 ～「地域に開かれた学校づくり」の推進～

地域における生涯学習の推進にあたっては、今後、学校においては、「地域に開かれた学校づくり」を進めていくことが一層重要となろう。

第一に、学校教育に地域の教育資源を導入するなど、学校・家庭・地域の連携を深めることにより、今日の、不登校・いじめ、問題行動など、こどもに関するさまざまな問題の解決を図り、学校教育の一層の充実や活性化を図ることが期待されている。また、こどもの「生きる力」をはぐくむことも必要とされている。そのためには、地域でのボランティア活動や職業体験、自然・環境・歴史・文化にふれる体験など、本物にふれる活動に参加・参画することが必要であり、それらの実現には、家庭・地域に開かれた学校づくりが欠かせない。

第二に、地域社会の共有財産である学校の施設等を地域に開放することにより、地域における生涯学習の振興を図り、コミュニティづくりに資することができる。特に小学校は市民にとって徒歩圏内にあり、育児期の保護者や高齢者、障害者など移動に困難がある市民にとっても通いやすい場所なのである。大阪市において、「地域に開かれた学校づくり」の推進は、社会・経済などの激しい変化に対応し、だれもが生きがいをもって地域社会の中でいきいきと活動できる「生涯学習のまちづくり」の根幹につながる施策となっており、学校の施設・教育機能の地域への開放の意義は大きい。

学校に地域の教育資源を導入することと、学校の施設等の地域への開放は、双方向的な営みであり、地域の教育力の向上と学校教育の充実が、同時に進められることが必要である。

(3) 各区 ～組織間の連携・調整～

各行政区には区役所、区民センターのほか、地域図書館をはじめとする目的別施設などを含めるとさまざまな施設がある。今後は、より一層市民の視点から、これらの施設や団体が実施する事業の実施時期や内容の調整を図るなどの、地域社会やNPOが取り組む活動を支援する役割を高める必要がある。

具体的には、小学校区をはじめ地域でさまざまな講座やイベントなどを体験した市民が、その学習で身につけた知識、技術を実際の生活の場や活用したり、新たな活動を体験できるよう、

さらに充実した講座を、地域のグループ・団体、NPO、学校、企業などと連携し、提供することが望まれる。

さらに、市民の主体的な「まなび」を促進する意味から、簡単な打ち合わせや印刷・コピーなどが可能で、必要な各種生涯学習資源に関わる情報を手に入れられる環境を、区内の各施設でも有していく必要がある。また、学習した後に自主グループをつくって活動を継続しようとするケースでは、講師の派遣や活動場所などの地域の生涯学習資源に関する情報を提供したり各種相談に応じるなどの支援も必要である。

(4) 生涯学習関連施設 ～行政と市民と企業を結び支援するコーディネーター～

生涯学習施設は、行政と市民と企業をつなぎ、支援していく中間支援組織的役割が期待される。そのためには、「情報の提供・相談機能」、「地域やNPOで活躍する市民コーディネーターに対するサポート機能」、「行政と市民と企業などのコーディネート機能」を充実させ、「まなび」と活動がつながるネットワークを築き、市民の社会参画を支えることが求められる。

さらに、総合生涯学習センター・市民学習センターについては、生涯学習推進員をはじめ、「はぐくみネット」コーディネーターなど小学校区レベルで地域の「教育コミュニティ」づくりに資する人材の養成が重要であろう。

次に、博物館・美術館・図書館などの専門施設は、学芸員や司書などの専門職員がおり、膨大な資料・文化財や図書といった資源を持つ生涯学習施設である。今後は、これらの生涯学習資源を有機的に活かし、すべての市民の「まなび」や好奇心を支援することに視点を置いて、多様な学習形態をデザインし、「総合的な学習の時間」や開発教育、環境教育、人権教育、多文化理解教育等に資するとともに、地域に出向いたり、地域と連携した事業の推進が望まれる。

4 市民セクターの役割

市民が社会の活動に関わりを持てば持つほど、多くの新しい課題に直面し、そこに新たな学習意欲が生じる。今後、市民が、「自律と協働の社会」づくりに向けて、こうした「まなび」と活動を相互に経験することにより、「市民力」が高まり発揮されていくと考えられる。今後、市民には、自主的な学習はもとより、行政や企業と連携した「まなび」と活動のサイクルのなかで、自分たちで考えたり提案できる「市民力」を培うことが求められる。

「市民力」を培うには、市民が地域の主人公として、また、自治の主体として、諸課題の解決に向けて個人としてかかわったり、あるいはそうした活動を行う各種の団体を組織したり、行政、学校、企業などと連携・協力・協働し合いながら活動し、あわせて地域社会づくりの責任を担っていくことが必要であり、こうした活動を促進していくことが生涯学習の重要な機能として期待される。

〈地縁型組織とテーマ型組織〉

P T A、青少年団体、女性団体、スポーツ団体などは、民間の自主的な社会教育活動を行う団体として地域社会において重要な役割を果たしてきている。今日、市民が主体となった地域社会づくりに向けた市民の参画活動に関しても、こうした社会教育関係団体への期待が寄せられている。

る。

一方、福祉、まちづくり、自然環境保護などさまざまな分野におけるNPOの活動が盛んになっており、その活動への期待は大きい。NPOは、明確な目的と専門的な知識・経験を持ち、先駆的に課題に取り組み主体的に行動しており、地域において、各種市民団体や社会教育関係団体とともに、それぞれの特色を発揮して、地域社会づくりのために連携して活動していくことが求められている。

(1) 地域社会 ～「教育コミュニティ」づくりの主役～

地縁的つながりが希薄化している現在、いかに市民の地域への関心を高めていくかが重要であり、地域活動に参加するきっかけとして、趣味・稽古事や各種のボランティア活動への参画などを媒介に、人と人とのつながりを深め、地域社会の一員としての絆を育むような裾野の広い生涯学習の取り組みが必要である。

そのため、市民が社会参画に意欲を持ち、充足感が得られるよう、初めての人でも気軽に参加できるようなきっかけづくりの講座や催しの実施が重要である。すでに活動を行っている地域の団体、NPO、行政、企業などと連携・協力し、市民が気軽に参加できる入門講座や体験イベントなどを実施することが望まれる。

このような地域の営みに支えられて、成熟した大阪のまちづくりを進めることで、地域の子どもからおとなまでが、いっしょに古い歴史や文化といった大阪の文化資源をテーマに、演劇や芸術作品などをつくりあげたり、まちの魅力を再発見し、それを誇りと自信をもって、まちの外にも発信するような「まなび」も生まれてくると考えられる。

日ごろ家庭生活や地域活動に関わることの少ない市民の参加を促進するために、地域で実際に活動する体験型の講座を充実し実施する必要がある。また、「教育コミュニティ」の活動や地域行事、「生涯学習ルーム」等で実施される各種の学級・講座などは、だれもが参加しやすいよう開催の場所や方法に配慮することが大切である。また、子育て中の保護者などが仲間づくりができるような支援や場の提供も大切である。

さらに、学ぶ意欲が持てなかったり、学習のチャンスや機会に恵まれなかった市民に、学ぶ喜びを味わえる機会を提供する取り組みを通して、身近な地域活動や学習への参加を促していくことが大切である。

小学校区を拠点とする「生涯学習ルーム」事業、「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業は、現在においても「教育コミュニティ」づくりを中心としながら、さらなる広がりを見せ始めている。

また、地域社会の課題は複雑で多様であるので、生涯学習関連機関などが相互に連携・協力し、学習の成果と活動とをつなぐコーディネート機能を向上させて、住民が学習活動と地域活動を交互に繰り返して行えるようにしなければならない。

そのためには、各機関がそれぞれの得意分野での力を発揮しながら連携・協力することで、市民の地域社会づくりを支えるさまざまなコーディネート機能を高め、また、そのコーディネートの核となる人材の養成を行うことが重要である。

(2) NPO ～専門性とフットワークへの期待～

NPOは、今後、その専門性や柔軟性・先駆性といった特性を活かし、行政や地縁型の集団では取り組むことが難しい面を中心に活躍することが期待される。おもに、講座・催しの企画・立案や受託、市民の学習をサポートする情報の提供とその専門性や民間機関としての立場を活かした相談機能、コーディネート機能の発揮、さらに、市民がさまざまな課題について自分たちで調べ、それを整理して課題を発見し、計画を立て地域社会に提案し、振り返り考察するといった一連の流れを支援し、市民の提案能力や評価能力を支援することなども考えられる。

NPOには、こうした役割を通して、市民一人ひとりが、地域社会は自分たちが形成していくものだという意識を持ち、地域のさまざまな課題について理解し、自らの意思で選択し、参画し、決定に責任を持ち、自らの可能性を十分に発揮し活動していくことを支援していくことが期待される。

5 企業と高等教育機関の役割

(1) 企業 ～市民サポーター・パートナーへ～

企業は、さまざまな手法で生涯学習の分野をはじめ、社会貢献のための活動に取り組んでいる。芸術文化の分野での資金的な援助を主としたメセナ活動の時代を経て、社会貢献や社会的責任（CSR）、NPOとの協働、社員（就業者）に対するボランティア休暇・休職制度の導入の拡充など、この間の企業の貢献は、資金や物的援助のみならず、人的な面でも広がりを見せ始めている。

このような傾向は、企業による地域社会の維持発展に対する社会的責務の自覚に加え、社員（就業者）の社会的課題に対する意識の高まりや人材育成等の観点があると考えられる。また、例えば国際的な環境基準の取得に企業をあげてとりくむことにみられるように、環境への配慮や対応を重視した経営理念を掲げるなど、社会的な課題に対する企業貢献度が経営に直接影響する状況にもなっている。

企業は、さまざまな資源を有しており、社会を構成する一員として、社会的課題に対して、自発的かつ直接的な対価を求めずに、自らの資源を投入していく取り組み（フィランソピー）を行っている。

企業活動は経営ということを中心に営まれるとことから、長引く不況などの影響が否めないものの、企業は地域社会において活動する主体として、市民や各種団体、NPO等とともに地域課題に対応していくことが、社会的に要請されている。教育や環境をはじめ社会的課題に対し、社員（就業者）および消費者や投資家等が関心を高めていることにとともに、企業の社会的責任（CSR）は、経営にも影響を与える重要な要素となっている。

生涯学習の分野においても、以上の考えを踏まえた企業の取り組みが期待される。具体的には、市民や団体の「まなび」の支援として、直接的な資金や物的の援助のみならず、今後は、より一層、「まなび」の場の提供、こども・青年の職場体験の受け入れ、企業からの出前講座などの貢献、あるいは、企業が市民とともに協働して取り組むことにより、社会的課題への対応が進み、そのプロセスでお互いが有益なものを得られるような取り組みに力点がおかれるべきであろう。

(2) 大学 ～18歳人口中心から社会人へのひろがり～

市民が急激に変化する社会環境に対応し、主体的な学びを継続的に推進していくためには、学びを支援する多様なしくみが必要であり、民間企業、NPO、行政に加え、研究や知識、教育に関して高度な最新のノウハウが集積している大学等高等教育機関の役割が重要である。

最近、社会変革に対応したカリキュラムの改革、評価制度の確立、入学試験・制度の多様化など大学改革が謳われている。将来にわたって学生が高い職業意識を醸成するためのインターンシップ制度の導入、また、働きつつ学ぶ社会人等に対して、昼夜開講制や夜間大学・大学院、都心部へのサテライト教室の設置の動きが急速に進んでいる。今後、社会人に対する高度な学習ニーズに応える場として、大学・大学院に正規に入学して履修するコースは各大学・大学院のサテライトオフィスを中心に担うことが期待される。また、現在総合生涯学習センターで実施している「インテリジェントアレー専門セミナー」のような、正規の大学・大学院への入学コースと一般の大学開放の中間を埋めるプログラムによる高度な人材養成に取り組むことも重要である。

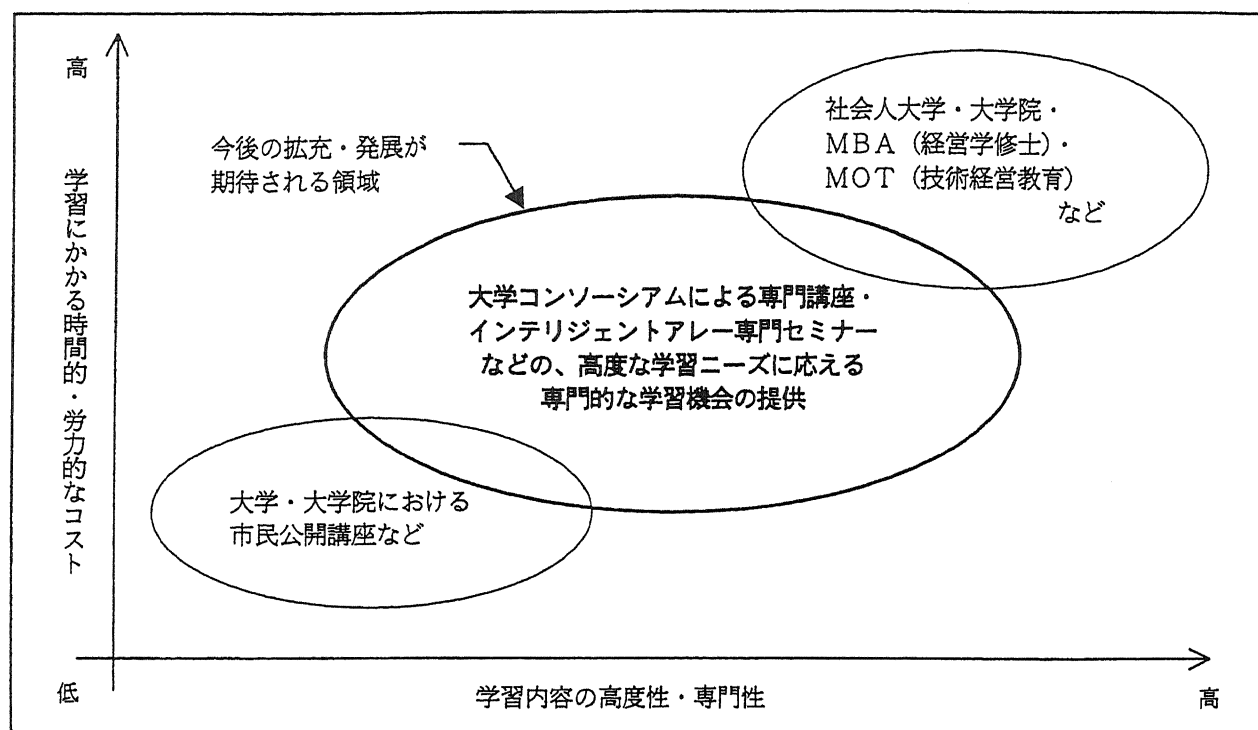
また、多数の大学が包括的な協定を結び、単位の互換制度を確立している例も増加している。さらには、飛躍的なIT (information technology) の発展により、たとえば、インターネットを活用したインタラクティブ (双方向的) な授業を取り入れるところも出始めている。

ITを活用した取り組みは、時間的、空間的に制約されがちな社会人向けの大学・大学院には適しており、単位認定のための基準との関係があり、直接の講義と組み合わせた多様な広がりが見られる。

いうまでもなく、大学での学習が人生の糧として身につくことなく、単なる履歴であるという状況は、個人的にも社会的にも不幸であり、損失が大きい。理論や知識は実践と結びつくことにより有益であり、そこから理論が磨かれるものである。

大学が今後より一層、学生にとって社会との、また、社会人にとって未知なる知識への結節点となりうるために、個々の特徴を有しつつ、コンソーシアム (共同事業体) やネットワークにより、他の大学や研究機関、行政 (社会教育施設等含む) と連携を強化し、より豊かな生涯学習社会の実現に向けて取り組むことが期待される。

インテリジェントアレーの概念図



第3章 大阪の生涯学習のこれから超える

1 地域の歴史・文化や地域社会に根ざした「まなび」のネットワークづくり

大阪は、都が難波（なにわ）に定められて以来、1350年余りの歴史を持つ都市である。海に面した難波は、昔より水運に恵まれ各地から人や物が集まり、大坂本願寺あとに大坂城が築かれ城下町を形成した後、江戸時代には、華やかな元禄文化が花開き、「天下の台所」と呼ばれるほどの賑わいをみせた。海外からの人、物、文化がいち早く到着する国際都市としての顔を持つ大阪では、文化・学問への関心が高まり、豊かな文化が形成されてきた。また、寺子屋など民間の学習機関で学ぶ人々も多く、江戸～昭和初期にいたる経済発展を支える原動力の一つとなった。明治期以降も、市内の学校の相当数が市民の手によりつくられるなど、自立した市民がまちを担うことで培われてきた大阪の豊かな歴史や文化は、いまなお、大阪のまちのいたるところに見出すことができ、その大阪の資源とでもいうべき歴史や文化を継承し発展させていくことが重要である。

(1) 大阪を知り大阪に誇りをもてる環境づくり

マスメディアによって全国的に流布している大阪のイメージは「商売のまち・大阪」「お笑いのまち・大阪」などステレオタイプなものであり、必ずしも大阪の全体像を伝えるものとはいえない。しかも、そのイメージが強固なものであるが故に、大阪市民自身の「大阪」に対するイメージをも形成している側面がある。大阪の歴史・文化を継承し、発展させていくためには、まず市民に大阪の持つ多様な魅力を伝えていく必要がある。

また、大阪は古くから、文化芸術都市としての性格を持っているが、その魅力を市民に伝え

るためには、これまで「大阪文化」に関する資料を収集、保存、企画展示してきた博物館、美術館、図書館施設などで、大阪文化の奥深さや多様性を伝えるような企画を実施することが有効である。

今後、博物館・美術館などそれぞれの施設が単独での企画展を行うだけでなく、市内の関連施設で“大阪”にまつわる共通テーマでの企画展を同時期開催するなど、市民が大阪のまちが文化芸術都市であることを意識し、大阪に誇りを持てる機会を提供していくことも必要であろうと思われる。例えば、大阪城天守閣、大阪歴史博物館、大阪市立美術館、国立文楽劇場や、図書館、男女共同参画センター（クレオ大阪）や中央青年センターなどの上町台地付近を中心に南北に集積している施設が連携し相互支援をしながら、「大阪の歴史」を共通のテーマに企画を実施したり、天保山から中央図書館、中之島の国立国際美術館や東洋陶磁美術館、中央公会堂など東西に連なる河川や堀の近くに立地する施設が、「水の都」を共通のテーマに企画を実施するといった、手法を考えられる。

このような、まちを回遊しながら、その土地の風土や歴史や魅力を、楽しく知り体験できるエコ・ミュージアム的な取り組みは、一定の規模を持つ施設がまちに点在している大阪でこそできる事例となるであろう。

その際、既存の枠にとらわれないテーマや手法を用いることがポイントとなる。これまでにない切り口から歴史や文化にアプローチすることにより、これまで歴史・文化に興味のなかった市民にもアピールできる。大阪の歴史、人物伝だけではなく、考え方、価値観、生活態度など、人の生き方としての“大阪イズム”（「思想としての大阪」）をも含めたテーマ設定をすることや、体験・体感型の事業を実施することで、大阪の「文化力」を回復させていく糸口となると考えられる。

また、これまでの限定された“大阪”に対するイメージをより豊かなものにするためには、マスメディアとの連携を図ることも重要である。

(2) 大阪の「歴史・文化資源」を気づき活かす

① 大阪の「歴史・文化資源」と新しい価値の創造

大阪は、豊かな歴史や文化を持つ都市であるが、その歴史や文化を新たな文化や価値を生み出す“資源”として再確認し、積極的に活用していくことが必要である。

例えば、時代を追って「歴史・文化資源」をたどってみる。

「大坂」の人々に愛され発展してきた浄瑠璃（文楽）は、大阪の代表的な古典芸能であり、現在では、国立文楽劇場でさまざまな演目が上演されている。その代表的演目の一つ、「曾根崎心中」のモデルとなったお初・徳兵衛の比翼塚のある露天神社（お初天神）のある曾根崎新地や北新地は、現在でも繁華街としてにぎわいを見せ、作者である近松門左衛門の墓は谷町7丁目のビルの谷間に現存する。また、大阪商人の信仰を集めた四天王寺界隈から上寺町～下寺町にいたる地域をはじめ、天満周辺を中心に露天神社（お初天神）までつづく寺院群は、寺町としての風情を今も伝えている。さらに、空堀商店街周辺では町家の外観をそのまま利用したカフェや雑貨店などの入った複合ショップが次々とオープンしており、町家を見直すきっかけづくりとなっている。これなどは、古いものを活かしながら、現代的な事業を

展開することで、新しい文化を創り出している事例であるといえる。

明治時代から昭和初期にかけて建てられ重要文化財等に指定されている洋風建築が普段見慣れたまちなみになじんでいる。北区にあり、重要文化財に指定されている旧桜ノ宮公会堂は、現在大阪市内の小中学生の絵画や工作进行を展示するユースアートギャラリーとして活用されているが、これなどは文化資源の有効活用のひとつの事例といえるだろう。

次に、このような歴史的遺産や建造物だけでなく、まちとそれを取り巻く自然がつくりだす景観も歴史・文化資源ととらえることができる。例えば、大阪は古くより水運が発達し、水の都として発展してきたが、市内を流れる川や川にかかる橋がつくりだす景観も大阪の特色ある景観である。また大阪は西側が海に面しているため、美しい夕陽が見られ、鎌倉時代には歌人藤原家隆が「ちぎりあればなにわの里に宿り来て波の入り日を拝みつるかな」と詠んだことから「夕陽丘」の地名がおこるなど上町台地の高台から望む夕陽は昔から格別であったようである。このような地名とそれにまつわる物語、スポット（場所）なども歴史・文化資源としてとらえることが可能である。

さらに“形あるもの”のみが、歴史文化資源になりうるものではない。“文化”とは社会の成員としての人間の精神の働きによってつくりだされたものすべてをさすのであり、そのすべてが、“資源”になりうる。

大阪には、漫才、落語、新喜劇等の芸能としての「お笑い」の文化があるが、日常的な市民の会話においても、「大阪人がふたり寄ったら漫才になる」といわれるように日常生活文化の中に「笑い」の文化が息づいている。これは、大阪が昔から人や物が流通する商いのまちであり、人間関係を円滑に維持、発展させるために会話を大切にし、「対話の文化」を発展させてきた結果であり、大阪人のコミュニケーション能力や、自己客観力の豊かさを表すものであるといえる。

「商人のまち・大阪」「お笑いのまち・大阪」というステレオタイプな大阪に対するイメージは一面的で、もっと多面的な大阪の姿を発信していくことが必要であるが、このような大阪における笑いの文化についても、文化資源として再評価することで新しい価値をつくりだせる可能性が高い。

さらに、大阪の「市民力」も、大阪の持つひとつの資源であろう。大阪では、古くから相互扶助と自治の精神に支えられた社会が今も健在で、例えば、商店街や地域の町工場が今もしっかりと地域社会に根付いているのは、このような伝統に支えられていることと無関係ではあるまい。また、数多くの外国籍住民が居住している大阪のまちには、多文化が共生する魅力がある。大阪の外国籍住民の多数を占める韓国・朝鮮籍の住民の多くは、歴史的経緯のある人々とその子孫であるが、生まれ育った大阪の地で、自分のルーツを大切にしながら、「在日コリアン」としての文化を築いており、生野区の「コリアタウン」などには、食・音楽など魅力ある文化を体験しようとする人々が訪れ、大阪の新しい観光名所にもなっている。現在では、他都市から、大阪の地域に密着したこのような「資源」にふれるため、修学旅行の際のフィールドワークとしてとりあげられるなど、大阪の「歴史・文化資源」の多様性が大きな魅力となってきた。

このように、大阪が育んできた豊かな「歴史・文化資源」は市内の随所に見出すことがで

き、今も大阪市民の生活に密着した場所で息づいている。日常の生活の中に息づく文化の持つそれぞれの物語を発見し、読み替える作業が、歴史・文化を資源として再認識し、新しい価値を生み出していくことにつながる。

② 文化資源を発見するためのきっかけづくり

大阪市内には、市民にとって日常の見慣れた風景の中に溶け込んでしまってもすれば見過ごされがちな、長い歴史に育まれた「文化資源」が随所に存在する。このような“資源”は、長年住み慣れた土地に「外からの視点」が入り込むことで、改めて顕在化することが多い。文化には、歴史文化、芸術文化、生活文化があるが、人々の日常生活が育む生活文化にも視点をあてる必要がある。

その例として、天王寺区の下寺町の寺院や空堀地区の町屋を活かし、アートや演劇などのイベントを開いて市民の関心を高め、この地の歴史的文化的蓄積を再認識するきっかけをつくろうとする取り組みや、近年国際的にも高く評価され全国から注目されているような都市も見受けられる。

このような市民が地域づくりに主体的に関わることは、これまで培われてきた歴史・文化の継承とともに、新しい文化の創造にもつながるものであろう。

今後は、「生涯学習ルーム」事業や市民学習センター等で活動している市民グループが、自らのまちを探索しながら、見失われがちなまちの歴史や魅力を再発見し物語にまとめたり、学芸員やアートマネジメントの民間専門家などのサポートを受け、地域の魅力を芸術や作品や演劇などの形でアウトプットし、より多くの人に紹介するしかけをつくっていくような取り組みが想定される。

このような取り組みは、非日常的であるとともに、自分たちの住むまちの魅力や日常の課題を考えるきっかけとなり、参加することの楽しさを感じさせるものである。さまざまな作品を見るためにやってきた多くの人々と、地域の課題もまちの魅力も分かち合うといった可能性が大きく、具現化にむけた今後の検討が望まれる。

2 市民主体の生涯学習の推進

(1) 未来を担う「ひとづくり」

今後の社会においては、市民一人ひとりにとって必要とされる能力とは、どのようなものであり、どのような生涯学習施策が求められるのであろうか。

まず第一に、コンピュータをはじめとするさまざまなメディアを利用し、多様な情報を収集処理し活用する能力（情報リテラシー）があげられる。

第二に、多文化共生の問題をはじめ、価値観の多様化が一層進行していく社会において、合意を形成していくためには、お互いの意見を尊重しながら、“さわやかに自己主張”できるコミュニケーション能力の涵養が一層重要になってきた。

第三に、自分の人生や「生き方」を設計する力である「キャリアプランニング」能力である。変化のスピードが速く多様な価値観が存在する現代は、大学でもキャリアプランニングの授業が行われるなど、自分の生き方のモデルを探すのが難しい時代であると言われている。一人ひ

とりの市民が自らの人生を設計し、自分の「生き方」を発見し、つかみとる力を養うことができるような環境づくりが求められる。

学校教育においても、基礎的な知識や技能を身につけることはもとより、学校を卒業した後も、直面する課題に対応するために学ぶ力、すなわち「自己教育力」を育てることが重要である。そのためには、「総合的な学習の時間」を中心に子ども自身が調べ学ぶ力を育てたり、市立図書館や博物館などとの連携や地域の学校への支援・協力の充実など、学校教育段階で基本的な自己教育力を高めるための取り組みが、まず、必要であると考えられる。家庭はもとより、地域において、生活の知恵やコミュニケーション能力、そして、社会規範の獲得など、「生涯学習ルーム」事業や「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業で取り組まれているような「まなび」も、非常に重要な要素である。

さらに、平成16年度（2004年度）より開始された青少年会館の「ほっとスペース」事業など、ひきこもりや不登校などの課題を抱えた青少年の社会参画の力を育てていく試みも重要で、今後の全市的な展開が望まれる。小学校区レベルでは、「はぐくみネット」による取り組みが始まっているが、小学生の時期から、学校でおとなとともに学び、おとなの学ぶ姿を身近に見て育つことが、自己教育力を形成する上では有効であると考えられる。「大阪市教育改革プログラム」にあるような、子どもたちが大阪の歴史や文化などへの関心を高めるような取り組みも大切であると考えられる。

次に、今後の生涯学習施策の推進にあたっては、これまで主体的に関わることの少なかった若年層、勤労者層の積極的な参画を促進するような取り組みが必要である。また、今後数年のうちには、いわゆる団塊の世代がリタイアの時期を迎える。高度成長期に育ち、仕事や趣味などを通して多種多様な経験をしてきたこの世代が、持てる知識・技能を活かし、地域の生涯学習の主体として社会参画できるような意識的な働きかけが大切である。

生涯学習に取り組む人々を支える人材の育成も大切である。大阪市では、「生涯学習ルーム」事業の企画・運営などにあたるコーディネーターである生涯学習推進員の養成や生涯学習インストラクターバンクといった事業で、主体的な市民による生涯学習の担い手の養成が行われているが、このような市民が市民の「まなび」を支え励ます取り組みは今後も拡充し定着を図るべきであろう。また、人権、福祉や防災、環境などのさまざまな地域での取り組みを総合的につないでいく、地域づくりの担い手としての役割も期待される。さまざまな意見を調整し対話を促していくというファシリテーターとしての能力をもつ人材が求められる。今後は、これらの人材と、それを求める人々をつなぎ活かすための、市民によるネットワークづくりへの支援や情報提供も大切である。

大阪市においては、さまざまな機会に多様な手法で人権問題解決に向けた取り組みを進めているが、現在においても依然として、同和問題をはじめ、女性、障害者、高齢者、子ども、外国人などに関する人権問題が存在しており、すべての人々の人権が尊重される豊かな社会の実現のため、市政のあらゆる分野において必要な施策を積極的に推進することが重要である。「未

来の大阪を担う『ひとづくり』においては、市民が、人権問題を正しく理解し、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識を向上させるように努めることが大切である。そのためには、生涯学習の果たすべき役割は極めて大きく、すべての市民が人権尊重の視点に立って、自主的な学習活動を推進できるよう支援することが重要である。

(2) 市民主体の生涯学習の「しくみづくり」

今後、市民主体の生涯学習を展開していくためには、市民が学習に関心を持ったり必要を感じたときに、活動の場や課題の解決につながるような、「自律と協働の社会」づくりにつながる「しくみ」が必要であろう。

大阪市では、現在の生涯学習大阪計画に基づき、関西圏の中核都市として学習の拠点づくりを進めてきた。総合生涯学習センターや市民学習センターでは、今までに、数多くの市民が、学びを通じて交流を深め、「まなび」のネットワークをつくり、社会に参画してきた。今後、この「まなび」の広がりを支えていく上で、市民に身近な「小学校区」とその「小学校区」の集合体でもあり一定の広がりを持った「区」域と、勤労者層にも利用しやすいターミナルや全市を想定した「広域」を、学習圏のベースとすることが必要である。

「小学校区」では、地域におけるコーディネーターが中心となって、生涯学習活動にともなう楽しみや、主体的に社会に参画する充足感を市民一人ひとりが共有できるよう、多様な学習機会の提供や、「教育コミュニティ」で行われる。「まなび」と活動の循環（サイクル）づくりが求められる。

「区」域では、行政、地域に存在する各種団体や市民グループ、学校、民間教育機関、NPO、企業の連携を図りながら、充実した学習機会の提供や、地域の生涯学習資源に関する情報の提供・各種相談といった支援のほか、組織間のコーディネートに力を入れることが必要である。

「広域」では、総合生涯学習センター、市民学習センターをはじめとするさまざまな生涯学習関連施設がNPOや企業とともに、「小学校区」や「区」域で展開される市民の「まなび」のネットワークづくりと協働しながら、市民の社会参画に対する取り組みやネットワーク化を支援することが望まれる。

これらの考え方を踏まえ、中核施設としてより高度な機能を果たす総合生涯学習センター、ターミナルに立地する市民学習センターは、今まで蓄積されてきた市民主体の生涯学習のしくみを十分に活かした上で、それぞれの近隣区を中心に市内全域をカバーしながら、地域における生涯学習を支えるコーディネーターなどの人材の研修・養成などを担い、学習グループやNPOと連携したネットワークを築き、より効果的で総合的な生涯学習施策を推進するべきである。

次に、市民による主体的な活動を中核として、地域における生涯学習や「教育コミュニティ」

づくりを進めていくためには、市内全小学校区での日常の取り組みを担う人材の養成・研修、日常のアドバイスや情報提供など、きめ細かな支援が重要であり、各センターに地域生涯学習を支援するため、社会教育主事などの専門職員を配置して、よりきめ細かな連携・支援を行い、地域の生涯学習を支援していくといった方向性が考えられる。

その上で、従来、各部局が個々に実施してきた市民ボランティアの養成をはじめとするさまざまな事業を、今後は、各行政区、小学校区の地域単位で見つめ直し、各局のもつ資源を市民のニーズに合わせ、総合的にわかりやすい形で提供するといった方向性が望まれる。例えば、「出前講座」のような取り組みも必要であろう。

さらに、博物館・美術館・図書館などの専門施設は、学芸員、司書といった専門職員や膨大な資料・文化財や図書といった自らの持つ豊富な生涯学習資源を活かし、地域と連携した事業の推進が望まれる。キッズプラザ大阪やこども文化センター、青少年会館や中央青年センター、男女共同参画センター（クレオ大阪）などの目的別施設についても、貸室や講座・催しで施設を利用する市民のみならず、それぞれの設置目的に応じて学習ニーズを抱える市民やNPOへの情報提供や相談に関する機能を高めることも重要であろう。

これらの「しくみ」を築くためには、教育委員会が中心となって、区役所、市民局をはじめ関係各部局と連携・協力することが必要不可欠である。さらに、各施策の実施にあたっては、高齢者や障害者、外国籍住民などの社会参加を促進するとともに、男女が共同して「まちづくり」を担うことが必要である。

あわせて、市民セクターと行政と企業が、人権尊重と共生の視点にたち、「協働」して社会的課題を解決するといった認識をもち、市民一人ひとりの課題の解決に向けて、「自ら学び自ら活動」できるような「しくみ」をつくることが望まれる。

(3) 「まなび」の成果を活かした「まちづくり」

今日、「まちづくり」において、これまでの行政主導の「『まなび』のための『まちづくり』」から、市民自身が主役の「『まなび』による『まちづくり』」への萌芽がみられるようになってきている。今後は、市民が「まなび」を通して社会に参画し、自らのまちのありようを考え、また新たな課題に出会い、「まなび」を深めていくという循環（サイクル）が求められつつある。

現在、地域社会には、人権、福祉、教育、青少年の健全育成、少子高齢化、防犯、環境、防災、経済などのさまざまな課題が存在している。その解決には、地域で暮らし、学び、地域をよりよいものとしていこうとする市民自身の力が不可欠である。

生涯学習施策の役割は、市民の主体的な「まなび」と、だれもがいきいきと安心して暮らし続けることができる「まちづくり」の相互作用による循環（サイクル）をつくることにある。例えば、学校を拠点とする地域の「まちづくり」については、「生涯学習ルーム」事業や「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業という、これまで培われてきた「まなび」をベースに、その成果を活用し、きめ細かな地域の教育力づくりやまちづくりに活かしていくことが重要である。

今後は、市民や学校、行政などが力を合わせ、「『まなび』の成果をいかしたまちづくり」を進めるためには、こどもからおとなまで、より多くの市民の主体的な参画を促進し、市民による市民のための「教育コミュニティ」づくりへと発展することが期待される。さらに将来的には、地域で育まれた「まなび」を中心としたネットワークが、あらゆる地域課題に対して、市民が自ら考え、ともに学び、行動するための架け橋となることが期待される。

次に、市民が、学んだ成果やこれまでに身につけた知識や技術・経験を、地域での活動に活かすための情報が、十分に共有されていない状況があり、活動したい市民と地域で活動する団体などの受入側をつなぐコーディネート機能の充実が望まれる。現在、大阪市には「小学校区」から「区」域、「区」域から「全市」に至るまで、さまざまな分野で活躍する人材や、生涯学習関連施設、NPO、民間教育事業者などが提供する学習機会・活動機会など、豊富な生涯学習資源が存在している。これらの資源と活動する人を結びつけることが、「まなび」と「自律と協働」のまちづくりの循環（サイクル）には不可欠である。

今後は、わたしたち市民一人ひとりが、社会の主人公として主体的に生きる力をつけるため、自分にあった形で、この「まなび」の循環（サイクル）をいかにつくっていくかが問われてこよう。そして、大阪が古くから培ってきた、市民主体のまちづくりの伝統や豊かな地域文化の土台に立って、大阪の歴史・文化や地域社会に根ざした「まなび」のネットワークづくりを進め、地域社会やNPO、行政、企業などが互いに連携・協働し、いきいきと活力ある大阪をめざし、生涯学習を推進することが必要である。

○ 地域課題を解決する県社会教育施設のあり方について

(提言 平成17年2月 秋田県社会教育委員の会議)

はじめに

急激な時代の変化の中で、社会教育を取り巻く環境もまた大きく変わりつつある。

平成15年6月には、これまでの基準が大幅に緩和されて、国の関与が減り自治体の自主性が高められる内容となった「公民館の設置及び運営に関する基準」が告示された。

また、平成15年9月に一部改正された地方自治法が施行され、「公の施設」の管理方法が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に移行されたことにより、社会教育施設もこの制度の活用が可能となり民間事業者にも門戸が開かれた。

さらに、今年度になって多くの市町村では合併協議が急速に進展し、地方自治体ごとに独自の方針で進められてきた社会教育行政は大幅な見直しが迫られている。

国では、平成16年3月の中央教育審議会生涯学習分科会報告において、こうした変化に対応する社会教育施設のあり方に言及し、これまでの公民館や図書館などの取り組みが現在の社会の要請に必ずしも適合していないことを指摘して、施設と民間教育事業者や団体・NPOとの連携を一層進めたり、学習機会の提供について改善したりすることを提言している。

県社会教育委員の会議では、昨年度、これまで県が進めてきた家庭教育支援、読書活動推進、青少年の体験活動の推進の取り組みへの評価を行いながら、地域教育力の活性化という緊急の課題について、総合的な取り組みを行うこと等を提言したが、今年度は、前年度の提言を踏まえながら、地域教育力活性化や地域課題に貢献するための県社会教育施設のあり方はどうあればよいかについて、計4回にわたって協議を重ねてきた。

協議では、11の県社会教育施設が果たしてきた役割を評価しつつも、地域の要請や課題に十分応えるために、事業の見直しや民間団体等との連携強化により機能を高度化して、「学校教育」「子ども・高齢者」「青年・成人」に一層支援を図ることの必要性や、市町村合併に伴う県と市町村の役割の見直しが図られる中、社会教育施設における県と市町村の役割分担や連携・補完のあり方などが各委員から出された。

県教育委員においては、県社会教育施設への提言の趣旨が活かされるようお願いするとともに、地域教育力活性化や地域課題に切り込む社会教育の一層の取り組みを期待するものである。

1 地域社会への支援を進める県社会教育施設のあり方について

(1) 現状と課題

県社会教育施設は全部で11施設ある。各施設はそれぞれの設置目的にそって運営されており、利用対象も施設によって異なっているが、昨年度は約94万人の県民に利用された。

県教育委員会では青少年に対して、平成11年度から「あきたセカンドスクール事業」を実施し、各教科や総合的な学習の時間等における体験的な学習活動を、県教育施設等を舞台に実施

し、学校教育を支援してきた。

こうした学校と社会教育施設等が一体となって新たな学習活動を創出する本県の取り組みは、都道府県レベルにおける学社融合の先導的事業と評価されている。

しかし、住民ニーズの多様化や高度化などに対応し、地域課題解決への貢献が社会教育施設に求められてる現在、各施設の取り組みは、今日の社会の要請に必ずしも十分に適合しているとは言えない。具体的には、次のような課題がある。

- ① 情報収集・提供について
 - ・各社会教育施設の情報が、県民に十分届いていない。
- ② 利用者の意識について
 - ・施設利用について、利用者の意識に大きな差がある。
 - ・青年・成人は、主催事業に主体的に参加しようとしにくい。
- ③ 事業運営や学習プログラムについて
 - ・他の社会教育施設や関係団体との連携・交流事業が、積極的に行われていない。
 - ・施設が提供するプログラムと利用者のニーズが、必ずしも合致していない。
 - ・世代交流型のプログラムや、高齢者対象のプログラムが少ない。
 - ・青年・成人対象の事業が少ない。
- ④ 人材の育成・確保について
 - ・ニーズの多様化に対応できるだけの職員の数が足りない。
 - ・施設の運営を支援するボランティアや民間団体（グループ）が、一層必要となってきている。
- ⑤ 利用の拡大について
 - ・冬季のプログラムが少なく、冬季の利用が少ない。
 - ・施設によっては、アクセスが悪く利用しにくい。
 - ・PTAや関係団体の利用が少ない。

こうした課題を解決し、各社会教育施設が一層課題解決に貢献できるよう、本会議では具体的に「学校教育支援」「子ども・高齢者支援」「青年・成人支援」を各施設が重点的に行っていくべきと考え、そのあり方について3つの分科会を設定し、以下の提言をまとめた。

(2) 学校教育支援のための提言

- ・学校のニーズを把握する。
- ・子どもや学級担任に確実に届く情報発信を工夫する。
- ・総合的な学習の時間などに対応した地域教材やプログラムを開発する。
- ・セカンドスクール支援のサポーターを養成する。
- ・出前授業や体験講座を実施する。

学校のニーズを把握する。

学校が施設にどのような学習プログラムを求めているのか、アンケートを実施するなどして、教員や子どもたちのニーズを的確に把握する。

子どもや学級担任に確実に届く情報発信を工夫する。

農業科学館ではセカンドスクールのプログラム情報を、学級担任の人数分印刷して各学校に配布するなどして、セカンドスクールの利用増に大きな成果を挙げている。

広報紙やチラシ、ポスター等の紙媒体で情報を発信する場合には、情報を末端まで効率よく伝達する方法や、情報の発信時期を再考する。

また、インターネットなどの電子媒体の活用により、メルマガ・動画などを配信し、その他メディアの活用を工夫する。

さらに、小・中学生の調べ学習に対応できるように、各教育施設のホームページに、子ども向けサイトやキッズコンテンツを立ち上げたり、子ども向けガイドブック（利用の手引き）を作成したりするなどして、プログラム情報や専門的な知識を子どもたちが自由に得られるようにする。

総合的な学習の時間などに対応した地域教材やプログラムを開発する。

各教科、道徳、特別活動はもとより、例えば、生涯学習センターでは、「国際理解」分野、少年自然の家や農業科学館、博物館、子ども博物館では「環境」分野、図書館では「情報」分野というように、総合的な学習の時間などに新教育課程に対応した学習効果を高めるプログラムや地域教材の開発を進める。

また、県内の高等教育機関や研究機関と連携して専門性の高いプログラムを開発し、より高度な学習要求に応えることができるようにする。

さらに、周辺施設との有機的連携を一層進め、学習効果を高める活動実践例やおすすめプログラムの充実を図る。

セカンドスクール支援のサポーターを養成する。

セカンドスクールを支援するボランティア指導者の養成講座等を実施し、人材をデータベース化し、その活用を図ることによって、教員や子どもたちの多様な学習ニーズに対応できるようにする。

また、森の案内人、自然観察指導員、ボーイスカウト、キャンプ協会、カヌー協会、読み聞かせグループなどの民間のセカンドスクール支援団体（グループ）との連携を図るとともに、時には活動の拠点も提供するほか、セカンドスクールプログラムの指導やサポートをする学生等を受け入れたり、学生等による体験講座を実施したりして、広く民間との協働を進める。

出前授業や体験講座を実施する。

少年自然の家では、冬場の閑散期に積極的な出前授業を実施しているが、その他の施設に

においても各施設の専門性を生かした「出前授業・講座」等を実施するほか、施設のサービスが受けにくい地域に対して、「出張展示」「巡回展示」「所蔵資料の活用教室」等を実施する。

また、長期休業を利用した5年研・10年研などの教員研修の機会に、施設のプログラムを実際に体験したり、施設職員と情報交換・交流を深めたりできるような内容を組み入れ、教員に施設の理解を深めてもらったり、PTAの研修事業等の会場を提供したりするなど、施設のプログラムを体験できる実践的な学習機会を提供することにより、保護者にも施設の理解を深めてもらう。

(3) 子ども・高齢者支援のための提言

- ・子ども・高齢者に確実に届く情報発信を工夫する。
- ・世代間交流型事業の実施や高齢者対象のプログラムを開発する。
- ・子ども・高齢者支援のボランティアを養成する。
- ・子ども・高齢者のためのハード面の改善をする。

子ども・高齢者に確実に届く情報発信を工夫する。

子ども・高齢者の視点に立ったパンフレットの作成やホームページの改善を行うとともに、今まで以上にテレビ、ラジオ、新聞等のメディアを活用し、子どもや高齢者に確実に届く情報提供を行う。

また、出前講座等の機会に施設のPRをする。

世代間交流型事業の実施や高齢者対象のプログラムを実施する。

学校との連携や周辺の施設との連携を図りながら、幅広い世代が参加し交流できるプログラム開発と事業の実施を行う。

また、団体利用ばかりではなく、個人利用やファミリー利用のプログラムも開発する。

さらに、子ども・高齢者のリピーターの拡大を図るために、ステップアップ講座を実施したり、ポイントカードを作成したりする。

子ども・高齢者支援のボランティアを養成する。

少子高齢化が進んでいる本県の状況から、子どもと高齢者支援を視野に入れたボランティアの養成を行う。

子ども・高齢者のためのハード面の改善をする。

施設内の段差やトイレの配慮など、子どもや高齢者に優しいハード面の改善を行うとともに、施設までのアクセス方法の改善について、長期的な展望に立って関係者へ働きかける。

(4) 青年・成人支援のための提言

- ・青年・成人に確実に届く情報発信を工夫する。
- ・青年・成人提案型事業の実施や、青年・成人支援プログラムを開発する。
- ・青年・成人層の交流拠点として施設を提供する。

青年・成人に確実に届く情報発信を工夫する。

各施設のホームページでの情報提供を行いながら、青年・成人を対象に情報の探し方を教える講座なども行う。

また、青年・成人層が多い大学や企業、関係機関等に、情報を直接「見せに行く」ことも工夫する。

なお、各施設での情報提供はこれまで通り行いながら、将来的には、生涯学習センターに情報を一元化し、ホームページを見ると各施設の実施する事業や講座の情報が全部わかるというようにすることも検討する。

青年・成人提案型事業の実施や、青年・成人支援プログラムを開発する。

青年・成人層が、自ら企画して講座、研修会、交流会等の事業実施ができるような「青年・成人提案型事業」を実施するほか、3年間くらいのスパンで青年・成人支援のユニークでインパクトのあるモデル事業を実施し、学習プログラムの開発を図る。

青年・成人層の交流拠点として施設を提供する。

まちづくりや地域活性化に取り組む青年・成人層の育成プログラムを開発し、活動の交流拠点として県社会教育施設を活用できるようにする。

なお、その際、乳幼児を持つ親が利用しやすくなるよう、授乳室や託児室を設けるなどの施設の改善についても検討する。

2 機能高度化を進める県社会教育施設のあり方について

(1) 現状と課題

これまで社会教育施設では、その設置目的に沿って、施設の職員が運営できるプログラムを前提に事業を構想し実施してきた。

しかしながら、構想も実施も施設内職員が行うといった形は、ともするとプログラム硬直化や前年踏襲主義を生み出し、新たな事業の構築が難しくなるという側面を持つ。また、地域のニーズが多様化し、地域課題に対しても複合的な取り組みが求められている状況に対して、単独施設での取り組みは有効性を欠く場合が多い。

11の県社会教育施設職員は現在約180名おり、この職員が県の社会教育振興に総体として取り組むという立場で事業を構想し実施できるならば、このスケールメリットは個々の施設の成果

を積み上げたものよりもはるかに大きなものとなるだろう。

こうした観点からこれからの施設運営を考える場合、施設単独事業から施設間連携事業への転換を図る必要がある。

また、各施設が事業を計画する際には、住民の要求や課題、実態などの把握が前提となるが、各施設における地域への窓口が、来所者と来所者によるアンケートのみであるという例が少なくない。そのため、各施設では運営協議会を置き、協議会からの意見を運営に生かすシステムもとっているが、多くの施設は年1回開催であり、十分とは言い難い状況である。各施設の事業における民間団体・教育事業者・NPO等との連携状況（共催）は、平成16年度に実施した約100の事業中4事業となっており、極めて少ない状況である。

地域課題は、住民とともに解決することが基本であり、ボランティア団体やNPO、地域団体、社会教育団体との協働は、住民ニーズの把握の直接の手段であるとともに、課題解決という事業目的達成への主要な方法である。

これまでも各施設においては、いわゆる施設ボランティア団体を置いて運営協力を仰いだり、事業ごとに地域の団体に声をかけて協力してもらうなどの取り組みを行ったりしてきた。

そうした際には、職員がボランティアを施設業務の下請けといった誤ったとらえ方や、人集めのためのご都合主義に陥ることのないよう研修を深めながら、引き続き団体等との連携を一層進めていく必要がある。

さらに、市町村合併の進展により、各市町村の社会教育施設と県施設のあり方についても見直しが必要である。

各施設では、ホームページや紙媒体等での情報提供を行っているほか、新聞やテレビ・ラジオ等のマスコミを利用して、利用者に行事や施設について案内を行っている。

しかし、必要とされている利用者に確かに情報が届いているか、また、情報が一方通行になり、利用者の声が施設に届いているかなど、課題も多く、実効性のある情報提供と双方向の情報システムを構築することが、施設の機能高度化にとって必要であろう。

(2) 機能高度化のための提言

- ・施設単独事業から、施設間連携事業への転換を図る。
- ・ボランティア・NPO・地域団体等との協働を進める。
- ・市町村施設との役割の明確化と相互連携を進める。
- ・実効性のある情報収集・提供を行う。
- ・指定管理者制度導入への十分な検討と慎重な対応を行う。

施設単独事業から、施設間連携事業への転換を図る。

生涯学習課を中心として施設職員による連絡協議会を設置するなどして情報交換や企画提案などを行い、各施設単独の事業等の充実はもとより、県全体の社会教育の課題を見据えて連携して解決していくといった視点に切り替えていく必要がある。

例えば「青少年教育における体験活動の推進」といったテーマで各少年自然の家と青少年交流センター・子ども博物館が、また「世代間交流」というテーマで生涯学習センターと各少年自然の家が連携事業を実施することが考えられる。

また、図書館と美術館や、博物館と青少年交流センターといった組み合わせのように、設置目的が異なる施設間の共同作業による事業展開は、地域課題へのアプローチがより効果的・効率的になる可能性の大きいほか、それぞれの施設の機能が多様化して施設運営がより充実するものとなるだろう。

ただ、こうした施設間連携事業については施設間の組み合わせの問題や、参加者を施設間でどう輸送するか、予算をどう措置するのかといった課題もあり、連絡協議会等で検討する必要がある。

ボランティア・NPO・地域団体等との協働を進める。

第一に、事業を団体とともに参画する機会を増やす必要がある。共に事業を構想し、共に実施して評価を行うことが協働であり、少しずつその機会を増やし、手をつなぐ団体を増やす必要があろう。

第二に、各施設で継続してボランティア養成講座を開催することである。青少年の居場所づくりが始まっているが、成人にとっても、ボランティア活動などを行ったり情報収集や講座への参加などがゆったりと行える社会教育施設が居場所となれば、施設はさらに住民に身近なものになるだろう。なお、養成講座受講者については、登録や活用の推進を図るため、ボランティア養成のねらいを明確化しながら県全体での体制づくりも必要となろう。

市町村施設との役割の明確化と相互連携を進める。

11施設のうち、3少年自然の家、近代美術館、農業科学館、埋蔵文化財センター以外は秋田市に設置されている。また、3少年自然の家については主に各地区の青少年を対象にしているが、他はすべて全県の住民を対象に事業を実施している。

秋田市以外は各市町村に同様な施設がほとんどないことから、これまで事業や資料・所蔵品等の重複した事例が少なく、役割分担を図る必要が生じなかったが、今後、市町村合併の動向によっては、様々な問題が生じることが予想される。

基本的には、市町村では地域住民のニーズに沿って施設整備を行うほか、多様な学習機会の提供が求められ、一方県の施設においては、広域的な事業や各市町村が実施困難な事業を補完的に実施するほか、指導者・支援者の養成や研修、県域や全国の情報提供などにより市町村に対して支援を行うことが、県と市町村それぞれの役割であると考えられる。

しかしながら、県民にとっては、県と市町村の施設を区別する意識はなく、役割の明確化は必要だが、差別化するのではなく、それぞれの役割を生かした上での連携が求められている。

一昨年より、近代美術館では移動展が大館市や八森町と共催で実施されているが、こうした市町村との共催・連携事業を他施設でも一層推進すべきである。また、市町村の課題に応じて、県施設と各市町村施設が連携した事業も、県施設が率先して取り組む必要がある。

実効性のある情報収集・提供を行う。

第一に、施設での利用者説明会や、学校や職場に出向いての出張説明会など、直接職員と利用者が向き合う場を設定することである。こうすることで、利用者に直接働きかけることができるほか、利用者からの声も直接聞くことができるなど、紙媒体等よりも範囲は狭いが、確かな情報提供と収集ができるであろう。

第二に、IT環境の整備を進め、多様なサービスを利用者に提供する必要がある。例えば県立図書館では、ビジネス支援のための情報を、必要な利用者を募って提供するシステムを今年度より開始した。また、生涯学習センターにおいても昨年よりメールマガジンを提供している。こうした取り組みを各施設でも実施するとともに、ホームページの子ども向けのコンテンツを提供するなど、情報を必要としている住民にターゲットを絞って提供する必要があるだろう。

第三は、各施設間の情報を共有するシステムなどをつくることである。例えば現在、各施設ではそれぞれ利用者に満足度調査などを行っているが、各施設でのアンケート項目の共通化を図って利用者の声を各施設で共有するシステムをつくり、県全体としての施設の評価や今後の方向を探ることができるようにする必要がある。こうした取り組みは、各施設が現在検討している事業評価の確立にも寄与し、評価を生かした次年度からの事業へとつながると考えられる。

指定管理者制度の導入への十分な検討と慎重な対応を行う

平成16年12月に示された「あきた教育新時代創成プログラム」では11施設すべてが指定管理者制度導入検討対象施設とされたほか、12月の「秋田県新行財政推進プログラム(案)」においては、生涯学習センターを除くすべての施設の検討時期が明示されるなど、指定管理者制度導入への道筋が示された。

確かに、指定管理者制度により、民間参入による業務の効率化や住民サービスの向上をもたらす可能性はあるものの、社会教育施設への導入については、「教育」という観点からの運営や職員の専門性、責任の所在など、様々な課題がある。

また、これまで述べてきた、施設間連携、地域団体やNPO・ボランティア団体との連携、実効性のある情報収集・提供、市町村支援などを指定管理者が実施できるのかについても明らかではない。

いずれにしても、導入の可否については、社会教育の充実・振興を阻害することのないよう、十分な検討が必要である。また、指定管理者制度導入に際しても、何をどう指定管理者に委託するのかといった事柄や、指定管理者決定のプロセス等については明確な説明責任を十分に果たしながら、慎重な対応をお願いしたい。

○ 眼差しが（目）が輝いている子どもを育てるために子どもたちが健全な社会生活を送るための、家庭と地域、行政の関わりと果たす役割について

～子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるためには～

(答申 平成17年3月 埼玉県社会教育委員会議)

はじめに

埼玉県社会教育委員会議は、平成15年8月1日に埼玉県教育委員会からの諮問「子どもたちが健全な社会生活を送るための、家庭と地域、行政の関わり方と果たす役割について～子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるためには～」を受けた。

現在、不登校やいじめ、学級崩壊など学校教育における問題や青少年の関わる問題行動が増加し、集団生活に適應できない子どもや道徳心、社会規範が身に付いていない子どもが多くなっていることが大きな社会問題となっている。

本県では、各成長発達段階期の子どもを持つ親を対象とした「すこやか子育て講座」や「乳幼児子育て電話相談」、指導者育成の「子育てネットワーク養成講座」などを通しての、家族教育の支援事業を展開してきている。

しかし、社会性や耐性の未熟さから衝動的な行動を起こしてしまう子どもが増加している事例を見ると、子どもの発達段階や多様性に即した複数の機関の連携や子育て支援の体制づくり、しつけや適切な子育ての条件づくりに、今こそ学校や保育所はもとより、家庭や地域、行政が一体となり取り組むべきときと考える。

県教育委員会では、「生きる力」をはぐくむ教育を一層推進するための取組として、小・中学校の子どもたちを対象として、「学力」、「規律ある態度」、「体力」の3つの分野について、その学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な内容を「教育に関する3つの達成目標」として取りまとめた。

そこで、社会教育委員会議では、諮問を緊急の課題と受け止め、特に就学前の乳幼児期における教育の在り方を中心とし、答申に向け検討を進めてきた。また、子どもたちに関わる諸問題を子ども自身の問題としてだけでなく、子どもたちを取り巻く大人を含めた問題としてとらえ、家庭や地域、それを支援する行政の関わり方と役割について検討した。したがって、子どもに対するのは親と限定することなく、大人全体が子どもたちを育てていくこととし、大人（親）という表記を用いた箇所がある。

なお、検討に当たり、次の3つの視点を基礎とした。

- 1 大人は子どもたちのために「家庭で愛され、学校で認められ、地域社会で必要とされるよう

な居心地のよい環境や居場所」をつくる責任があること。

- 2 「健全な社会生活を送る子ども」像として、将来への期待や憧れ、夢や希望で「眼差し(まなざし)(目)が輝いている子ども」と位置付けること。
- 3 子どもは、「大人(親)の言うとおりに育つとは限らない」が、「大人(親)の行動や姿を見て、それを手本として育つ」という考えに立ち、大人(親)も含めて、基本的な生活習慣や規範意識を前向きに身に付けること。

1 大人の子どもたちへの関わりの現状と課題

(1) 子どもたちを取り巻く環境

現在、核家族化や少子化が進むとともに、家族や世帯、そして労働の形態が多様化し、共働きの家族も多くなった。また、親の仕事からの帰宅時間が遅くなっている、単身赴任で片方の親が家庭に居られない、親の離婚の増加などの傾向が多く見られるようになってきている。そのため、家族全員が総力を挙げて子育てをするという価値観や命を育てていくことの尊さ、食事をするものの意味の確認、食そのもののバランスへの配慮、親と子どもが会話をし、触れ合う食育の機会などが減っている。さらに、地域では、人間関係の希薄化が進み、地域の人々との交流や異年齢の子どもがいっしょに遊ぶ機会も減少している。

そのような中で、子どもは無防備な状態で、家の中でテレビやビデオ、DVD、ゲーム、コンピュータを受け入れる生活が多くなり、人間形成をする上で重要な「乳幼児期に経験すべき様々な関わり(親とのスキンシップや会話、自然体験、子ども同士・仲間遊びのなかでの忍耐や順番を待つ、人と自分のものの区別をつける、集団の中での善悪の判断などを学ぶことや親以外の大人との交流等)の機会」に十分浴することなく育てられている。また、インターネットや携帯電話の普及に対して、親たち、大人たちも未知の世界といえるバーチャル(仮想的)な空間に埋没することで、現実的な社会と仮想的な社会を混同し、現実感をなくすことが懸念されている。このような情報化社会のルールとマナーを学ぶことなく容易に情報機器に触れられる状況では、心身の健全な発育、特に脳の発達段階において重要な乳幼児期の子どもたちをこれらの機器が発する電磁波などの脳・神経・視覚障害などへの影響から守り、防御するすべがないことが多い。

(2) 非行問題行動の現状とその原因

子どもたちの非行問題行動は、大人に対するメッセージ(訴え)であると受けとめたい。

「もっときちんとしつけてほしい。何を基準に生きてらよいか。自信を持って信じられることを教えてほしい。」「感情で一方向的に怒るのではなく、理性でしっかり叱ってほしい。」「静穏さと温かさの中で、じっくり話を聞いてほしい。」「小さい時に、心の底から抱きとめてほしかった。」「私たち子どもの命を、大人(親)は本当に大切に思っているの?」「地元地域で“俺たちは”じゃまなの?」

埼玉県少年非行白書(平成15年度版)によれば、本県の少年非行は平成6年ごろから始まった多発期にあり、犯罪で警察に検挙された少年は都道府県別では5番目に多く、その約7割が

中学生・高校生であり、憂慮すべき現状である。また、学校でのいじめ、不登校、暴力行為も、依然として深刻な状況である。

その原因は、社会環境の変化などによる学校、家庭、地域それぞれの要因が複雑に絡み合い、それらが複合して更に深刻な問題状況を生み出している。「子ども同士の悪い上下関係を切れない」など子ども自身の問題とともに、「子どもが学力や進学の問題で、強いプレッシャーを感じている」「大人が子どもの生き方のモデルになっていない」「子どもの面倒を見ないなど家庭が崩壊している」「子どもがほっとできる居場所がない」など、大人や社会の子どもへの関わりが希薄化したという問題もあろう。

このように子どもの心が荒れ、問題行動や非行に至る原因として、本人や学校の問題のほか、家庭の問題（基本的な生活習慣やしつけが徹底されていないなど）や地域社会の問題（地域の連帯感の希薄化、子どもの遊び場の減少、遊び内容の変容など）があり、「社会全体で子どもを大切に育てるという関わり意識が失われている」あるいは、「関わり意識をあえて求めようとしない」「ゆっくりと丁寧に関わる時間をもつことができない」「はじめから『あの子はしょうがない、親が親だから』などとあきらめてしまう」「関わっていても大人に『子育てにおける子ども像』がなく、具体的な方法が分からない」など、それらが場合により絡み合っていることがあげられる。

こうした成長期の非行問題行動は、どの子にも起こりうる問題であるからこそ、乳幼児からの子育てが重要である。

しかし、現在の子育ては「育て方やしつけはこうあるべきである」と画一的になりがちであり、それが子どもと親へのプレッシャーとなり、子どもだけでなく親自身も枠からはみ出せず、苦しんでいる状況にあるように思われる。そして、大人の子どもへの関わり方の問題点として「親が生き方の負のモデルになっている」「子どもの居場所をつくる配慮に欠けている」「次世代の担い手である子どもを育てる価値を大人が評価していない」「タイミングのよい言葉かけやアドバイスの機会を逸したり、大人の一方的な都合と感情でしゃべるが、相手の言葉を聞こうとしない」「必要な時にしっかり叱れない」「子どもから、友達との悪い関係性をうち明けられた際に、断ち切れるよう支援することができない」ことなどが挙げられる。

「非行問題に対するタイミングのよい言葉かけは、こうあるべきだ」との一律の対応で済む問題でもない。タイミングがよければ、声をかけられる子どもと大人の双方が納得しあえるために効果が高いことが多い。しかし、そのタイミングに声がかけれなかったとしても、次の機会や別の大人がじっくりと子ども自身の理解や言葉の発達に応じていけばよい。それにより、非行問題行動の原因・背景や構造について、子ども自身や親、周りの大人に新たな気づき生まれ、大人にとっても正すべき点が見えてくる。

また、声をかけることは、“肥え（心の栄養）をかけること（人の心に元気と栄養が与えること）”でもある。そして、大人の相槌が子どもの感性を刺激していく。多様な場面での子どもへの言葉かけが必要であり、すぐに、成果が見られなくとも続けていくことが大切である。

かつては、子どもの非行問題行動を見かけたら、たとえ自分の子どもでなくとも「悪いことは悪い」と注意するなど、周りにいる大人や地域の人々のしつけによって子どもが規範意識を身に付けていった。しかし、最近では子育ての負担が母親のみにかかり、地域全体で子育てを

支えるしくみや他人の子どもに関心を持つ人が少なくなったことが非行問題行動の増加の原因の一つではないかと考える。

(3) 子どもたちの教育の課題

子どもたちに、まず、教えることは「人としての生き方」である。

つまり、「将来の夢を描くこと」「他者への思いやり」「人の話を聞くなどの忍耐力や自己反省できる能力」を身に付けることから始めたい。そのためには、子どもの成長段階に応じた道徳心や規範意識を大人がきちんと見極めて「陶冶(じょうや^{とうや}じじくりとしみこませていく)」させていく、言い換えれば、子どもたちに大人が人としての生き様、つまり自分の姿を通して、学ばせていくことである。

乳幼児期の子どもは、発達段階から見ても、正しい判断をすることは難しい。

そのため、親や大人は、善悪の判断や望ましい行動のとれる基礎となる考え方を、幼児期から機会をとらえて繰り返し、教え育む姿勢と、子どもの判断や行動が正しいときにはその芽を認め、褒め、伸ばす態度が必要である。また、子どもは、親や大人の背を見て様々なことを学ぶ。親や大人が、子どもの模範となる生活や行動に心がけたい。

また、高度経済成長期に大きく価値体系が変化し、さらに情報化（IT化）の時代となり、経験豊かな年配者が自分の生き方や価値観などについて、後輩や若者に語る機会が減少した。その結果、日常的な知恵や地域の伝統・文化などについても、家族や地域の人々の間で話題として話そうとする意欲や聴く努力が希薄になってきている。子どもも大人の話を知りたいが、その機会や場面が決して多くはないのが現状である。

その代わりに、マスメディアが一方的な情報を流し、これを実体験の伴わないまま大人も子どもも一律に信じるようになってきている。従来の双方向のコミュニケーションによる言葉の刺激や反応により得られる人と人との関わりなどは、状況に応じた適切な人間関係を構築するのに重要である。このような相互の会話を通して、相手を理解し、微調整しながら、より納得しあえる結論を導き出すという経験や実感が子どもの成長には大きな栄養となる。そのため、子どもの問いかけに、大人は真剣に眼を見て聞（聴）き、答（応）えるという信頼関係を築き上げるべきである。

さらに、これからの子どもには、多くの実体験をさせたい。本物（地域社会や他者・異年齢児・自然・芸術文化等）との関わりを通して、自分で感じ、考え、癒されたり鍛えられる経験により、自己の判断によって行動する力を獲得させたい。このような体験活動を大人が率先して行い子どもに見せることで、その楽しさや危険を回避する知恵を子どもに伝えられるよう、家庭や地域、行政が地域の人材や資源を有効に活用し、状況に応じて創出していくことが必要である。

2 家庭や地域の教育力低下の現状と課題

(1) 親の教育意識と家庭の教育力の現状

育児ノイローゼや児童虐待が増加している現状を見ると、地域や他者から疎外された閉鎖

的な空間で、孤独と不安の中で自信のないまま、子育てを楽しめずに悩む親の姿が窺える。そのため、「少しでもゆとりを持つこと」や「他人と異なる多様な子育てがあること」「子どものタイプに応じて、我が家流、自分流の子育てがあつてよいこと」などに気付くためには、おおらかに子どもと親の関係を客観視できる「地域の眼差し^{まなざし}や、第三者の存在、子育てをしている親への声かけや地域とのかかわりを認識できるきっかけ」が必要である。さらに、子どもと親が対一の関係で常に緊張している子育てではなく、子どもと親、そして地域の複数の人々との関わりの中で、親が子育ての原則や知恵を学び、子どもも多彩な大人がいることを感じられ、感性を育てあえる地域環境が望ましい。

また、個性や個人の価値観を尊重する風潮の中で、子どもを社会の宝物として育てるというより、自分の所有財産として自分好みの服装に着飾らせペットを扱うかのように親の都合でのみかわいがる親や、幼児期に必要なしつけをすることよりも、早期教育に熱心な親も見受けられる。さらに、子どものしつけや教育に関心を持ち熱心な親もいれば、あまり熱心でない親もいるなど、親の意識は多様で家庭によって大きな差があるように思われる。

また、家庭の教育力を考えたとき、親の仕事からの帰宅時刻が遅い状況の中で、家庭自体が規則正しい生活のリズムを営むことが難しく、そのため、子どもの基本的な生活習慣を育てていくことも困難になっているのではないかと。

親が家事を行う際、身近に子どもの世話をしてくれる人がいないこともあり、子どもを静かにさせるために、テレビやビデオ等のプログラム内容を吟味することもなく見せる、あるいは育児教材として市販されているものを子どもだけに見せてあたかも「保育するロボット」として利用することもあるようである。

このような現状では、子どもと親とのふれあいが十分でないばかりか、親自身が「子どもの思春期までを見通した教育観（自立できる力を育てる）を培う」ゆとりと時間を持っていないように思える。

(2) 地域社会の状況と教育力の現状

現在は、人工の流動が激しく、地域の地縁性が薄れ、他の家庭や住民に対して無関心な社会と言える。別な言い方をすれば、都市型社会では「他人に無関心なこと」が生活していく上での知恵のようにもなっているとも考えられる。

そのため、他の家庭や子どもに対する地域住民の関心は薄く、他の家の子どもを誉めたり、叱ったりすることも少なくなり、地域で子どもの教育を担い、支援しようとする意識や機能が低くなったように思われる。そのことが、育児ノイローゼや児童虐待等の増加の背景の一つになっていると言える。

地域で子育てをサポートする人材として、活力ある経験豊かな高齢者がおり、課題の多い子育てを支援することや親や家族の子育て中の悩みを解消する上で活躍することが期待される。また、高齢者は「直接、子育ての当事者ではない」という心のゆとりがあり、高齢者自身にとっても、子育てを応援することが生きがいにつながるはずである。

(3) 家庭や地域の教育力向上のための課題

現在の家庭における親や地域の教育力の低下の現状、またその背景を考えると、個々の家庭や地域に対して、「教育力を高めましょう」と呼び掛けるだけでは、この状況を打開していくことはできないと考える。

今こそ、地域の支援を受けながら、親が自信を持って子育てができるよう、まず、行政が「眼差しの輝いている子ども」を育てる取り組みを社会に率先して提案し、これまでより一歩踏み込んで、全体的かつ具体的な家庭教育への支援方を緊急に展開していく必要がある。

3 大人が子どもとともに身に付けたい生活習慣や規範意識

生活習慣や規範意識の醸成のために、まず、大人が手本となり、子どもとともに生活習慣を見直し、子どもの発達に応じ規範意識や言語感覚・感性を育てたい。

学ぶことは「真似ぶ」ことでもあり、子どもは身近な人のあるがままを真似していく。さらに、おままごとや「ごっこ遊び」により繰り返し、徐々に子どもの心身に身近な人のあるがままの姿が定着していくものである。子どもの見ている対象は、親であり、祖父母や地域の人々であり、教師や保育士、子ども同士でもある。真似したいと思える魅力的な人々や場面が増えることが重要である。

- ・子育ては、赤ちゃんや子どもと過ごすかけがえのない時間である。この喜びを大人が実感するとともに、子どもに子育ての喜びを伝えていこう。
- ・それぞれの子どものよさを、どのようにとらえ伸びようとするかを支援するかという視点で、おおらかに子どもを見つめ、大人の子どもを観る目（子ども観）を磨き直そう。
- ・親子または、大人と子どもがいっしょに行動する共同体験や協働作業の場を大切にし、感動を共有し、親子・大人と子どもの一体感を味わう機会を増やそう。

(1) 大人が子どもとともに身に付けたい生活習慣

〈乳幼児期〉 「時間を守る」

「あいさつをする（いつでも、元気に声をかけるなど）」

○ 子どもとともに早寝早起き

子どもにとって、母乳・ミルクや食事の時間、就寝時間、遊ぶ時間などが一定であると1日の生活リズムが身につく、これは心身の発育や心の安定に欠かせない。特に、早寝早起きは、子どもがよい生活のリズムを身につける上で重要である。大人の夜型の生活に子どもを引き込まないように注意したい。

○ 親子でのあいさつ

あいさつは、人との関わりの中で、自分の存在を自覚し、望ましい人間関係を作る第一歩である。子どもの顔を見て、まず、大人からあいさつやありがとう、ごめんなさい、どうぞの言葉を子どもにかける。

〈各年齢期〉

- 家庭を子どもがほっとする居場所にするには、時にはテレビや音楽のスイッチを切り、静かで穏やかな音環境を作る必要がある。親子で話し合ったり、子どもがじっくり考えたりする時間にするとともに、大人は子どもの繊細な感情を読み取る能力を磨く時間にした

(2) 大人が子どもとともに身に付けたい規範意識

〈乳幼児期〉 「決まりを守る」「お手伝いする」

- 家族の決まりをみんなで守る。
決まりを守ることは、家族や学校、地域社会の秩序を保ち、集団生活を営むために大切である。家族で決まりを決め、みんなで守る習慣を作る。
- 小さくてもお手伝い
手伝いは、家族への帰属意識が高まるとともに、基本的な生活の技能が身に付く。子どもの年齢や発達段階に応じて、できることはどんどん手伝う意識と態度を身につけさせる。

〈各年齢期〉

- 子どもの規範意識を高めるためには、良いことをしたら誉め、悪いことをしたらしっかり叱る。機会を逃さずにタイミング良く言葉かけをするとともに、笑顔などの豊かな大人の表情も効果的である。

(3) 大人が子どもとともに身に付けたい感性・言語感覚

〈乳幼児期〉 「感性を磨く」「読書」「自然とのふれあい」

- 親子で読書
読み聞かせや読書は、子どもに豊かな言語環境を与え、心も育てる。大人が読書する姿を子どもに見せるとともに、良い絵本や本を選び、ひざの上に子どもをのせるなどして読み聞かせをしたい。
- 家の近くで、四季を見つける。
身近な生き物（動・植物や昆虫、魚等）や季節、気候風土（空・雲・風の変化等）から、日本の豊かな四季を見つけるなどの自然体験を通して、子どもの五感を研ぎ澄まし、感性を育てる。

〈各年齢期〉

- 大人が正しく、美しい日本語で子どもに話しかけることで、子どもの言語感覚は豊かになる。また、できるだけ本物に触れさせることで、感性も高まると考える。
- 子どもの感動をともに分かち合える大人であり続けること、大人自身の眼差しが輝き、大人自身が心の広がりを持ち続けることが重要である。

4 家庭と地域、行政の関わり方と果たす役割

(1) 家庭の関わり方と果たす役割

ア 親の関わり方

子どもを育てる上で、最も重要なことは、子どもをあるがままに受け止めて（目を見て会話する・子どもの話を傾聴する・一緒に遊ぶ・やって見せる等）親が尊厳と感謝を持って子育てしていることを伝え、それを大人（親）も意識しつづけることである。また、良いことをした時は誉め、悪いことをした時は毅然として叱り、基本的な善悪の判断は幼児期に徹底して身につけさせることが必要である。子どもの意欲を喚起する言葉かけも重要である。言葉かけは、一度であきらめず何度でも理解できるように行うことで、子どもの意識に定着していく。これらは、子どもの発達に応じて、時期を逃さずタイミングよく行うとより効果的である。

さらに、他の家族や地域と数多く関わりを持つ機会を、子どもと一緒に親も持つことが社会性を身につける上で必要である。

イ 親の果たすべき役割

子どもは、親を見て育つ。親の言動を通して、人としての基本を身に付けると言っても過言ではない。その意味において、親は、子どもにとって最も安心ができ、様々なことを教えてくれる最高の教師のような存在である。

将来、子どもが社会や他人に迷惑をかけることなく、自分自身を大切に、幸福で健全な社会生活を送っていけるように、また、地域で必要とされる人となるように、しつけや基本的な生活習慣をきちんと身に付けさせることは、親の責任である。そして、愛情と毅然たる信念（教育観）をもって、子どもの発達段階に即した支援を行い、成長を見守っていかねばならない。このように子どもと接し、自信を持って子育てすることは、親にとっても価値のあることである。そして、父親と母親は、その役割を相応に担うとともに、子どもにとって魅力ある親となるよう、人間としての魅力を磨き、自分自身の人生を充実させていくことが大切である。

また、親は子どもと高齢者の交流の機会を多様に用意し、人生の先輩としての高齢者から「高齢者の知恵」「伝統文化が伝承されてきた理由」「技や能力を繰り返し磨き、身に付けることの意味」について、学ぶことができるよう配慮したい。

さらに、高度情報化社会を生きていくこれからの子どもたちに対処していくためには、大人たちも情報リテラシー（情報化社会のルールやマナー、情報の読み方、発信の仕方、玉石混交で氾濫する情報の評価、情報選択眼や子どもの発達にふさわしい内容かどうかの判断、情報侵入への制御と対策など）を身に付ける必要がある。また、刻々と進化する情報機器に対応し、情報社会の中で悪意の攻撃による被害を受けないため、自己防衛すべき手段を身に付けたり、子どもたちがバーチャル（仮想的）な空間に埋没し、現実感をなくすことのないように心を配る、電磁波等にさらされることの危険性を十分認識し、対策を打つことにより、乳幼児期の子どもを保護する必要がある。

(2) 地域の関わり方と果たす役割

ア 地域の関わり方

人は意識をしないにもかかわらず、お互いに助け合い、関わり合って社会生活を営んでいる。

特に、子育て中の親は、身近な子育て仲間や地域の支援、育児経験者の経験談や知恵を求めている。

また、子どもたちは将来の地域の担い手である。例えば、登校・下校時にあわせて地域の高齢者や住民が買い物や散歩に出かけるように配慮するだけでも、子どもたちとの接点が生まれる。声をかけ合うことで大人と子どもの交流が生まれ、不審者等からの被害を防止することにもつながり、地域社会も成熟していく。

地域の人々が、地域の子どもを持つ家庭に関心を持ち、親とともに子どもを見守り、いっしょに育てようと積極的に関わるのが重要である。

イ 地域が果たしたい役割

本来、誰でも、他人に何かを頼むということは遠慮がちである。そこで、地域の周りの人々が、子育て中の親に声をかけるなど、地域側からアプローチする体制と雰囲気構築していく必要がある。

例えば、他の家の子どもを一定期間預かり、他の子どもや家庭を知る取り組みや子どもの情報を地域内で気軽に連絡し合えるような取り組みを実施していくことが望まれる。そのためには、子育て中の家庭に対して、子育てサークルのリーダーや仲間、自治会長や区長、民生・児童委員、PTAの役員、経験豊かで元気な高齢者など、様々な人々が必要に応じた交流ができるような機会を期待したい。

また、ひとつの家族では難しい門限を守る意識の醸成なども、地域との協力を背景とすれば進めることが可能となろう。

(3) 行政の関わり方と果たす役割

ア 行政の関わり方

これまで、子育ては各家庭における親の考えに基づくもので、他人や行政が介入することはタブーとされてきた傾向がある。しかし、これまで述べてきたとおり、家庭における子育ての現状、地域の教育力の低下の現状を考えたとき、行政が子育て環境の改善を図る施策を積極的、かつ、緊急に実施する必要がある。

イ 行政の果たすべき役割

子育て中の親を支援し、子どもを育てる環境の改善を図るために、「子育て中の親に対する直接的支援」と「地域の教育力の向上」の施策が重要である。実施の際には、縦割りの施策ではなく、多くの関係部局や関係者が一体となった家庭教育・子育て支援となるよう配慮していかなければならない。また、一律な施策ではなく、各家庭の置かれている状況や親の意識の度合い等を勘案して、誰にでも何らかの効果や有益になる事業や仕組みとしたい。こ

うした多種多様で個別的、具体的な施策の展開には、市民団体やNPOなどとの連携が不可欠である。

さらに、現在、県で行っている「彩の国5つのふれあい県民運動」（「自然」「人」「本」「家族」「地域」とのふれあい）と関連させて、誰もが参加できる「眼差しが輝く子ども」をつくる全県的な運動を起こし、気運を醸成する方法がある。

「行政は、家庭や地域の子育ての協働のパートナーとして、明日の担い手である『眼差しが輝く子ども』を育てるという役割を担うこと」が求められており、例えば、次のような方法も考えられる。

【子育て中の親に対する直接的支援】

- ・子どもや親（大人）と一緒に体験活動をし、様々な環境（他者・地域社会・自然等）と関わるプログラムを作成し実施する。
- ・子どもの発達段階に即した、親の関わり方や子どもに必要な関わりを示したリーフレットを作成し、企業の協力を得て父親等の啓発を推進する。
- ・読書を通しての子育て運動（ブックスタート・親子読書・読み聞かせ等）を展開する。
- ・県立青少年教育施設を活用して、親子で宿泊しての自然体験や子育て仲間交流会等を実施する。その企画・運営に多様な年代の人々の参画を促し、社会的な取り組みへと拡大する。

【地域の教育力の向上】

- ・県で取り組む家庭教育運動（「どうぞ」「ありがとう」「すみません」の3つの言葉と「笑顔」の1アクション運動・「誉めて叱って」子どもを育てる運動等）を展開する。
- ・社会教育施設だけではなく、地域の諸機関（児童相談所、保健所、警察署等）との連携による子育て運動の支援策を講じる。
- ・県民運動で楽しく子育てができるという雰囲気づくりや子育てについて風通しのよい地域づくりの推進をする。

(4) 家庭と地域、行政の連携の在り方

子どもは家庭をその成長の原点・基盤としながら、地域社会と様々な関わっていく中で社会的な存在として、成長していく。また、子どもが日々成長していくように、親も子育てを通して、親として成長していく“育自する”存在である。

家庭と地域、行政は、「子どもの育ち」を応援するとともに、「子育てを通しての親自身の学び」を支えるための視点で連携する必要がある。

また、意識もライフスタイルも家族の形態も多様化した今の時代を生きる親を幅広く支援することが重要であり、そのためには、子ども会やPTA等との連携のほか、公的な機関では手が届きにくい親に対して口コミを含めた草の根レベルの働きかけを行っている子育てサークルや子育てネットワーク・NPO等との連携も必要である。さらに、父親や男性の子育て参加の観点から、企業等との連携も欠かせない。

家庭と地域、行政がよりよく連携するための課題のほか、それぞれの内部にも連携の課題がある。例えば、家庭では父親と母親、親と祖父母の連携の問題、行政では家庭教育行政と子育て支援行政の縦割り意識の問題等がよく指摘される。

このような課題を踏まえて、家庭、地域、行政の持てるそれぞれの資源や蓄積してきた経験や知恵を十分に活用し合うことが連携であるとの考えから、県内にあるすべての人材や団体、施設が一丸となって、乳幼児期から思春期までの子育てを支えるための環境づくりを目指していくことが望ましい。

そこで、地域の子育て問題にすぐに対応できるような子育て支援ネットワークや絆を築くために、住民に身近な公民館などがその拠点となり、地域の取りまとめ役（コーディネーター）を果たしていくことを提案する。

県教育委員会は、県内全域を見通し、家庭の教育力向上を図るため、安定的、継続的な家庭教育行政を行う必要がある。そのため、県教育委員会は、施策面で市町村と役割を分担し、各市町村の家庭教育支援の基盤となる条件を整備するとともに、家族と地域、行政の連携においても、リーダーシップを発揮し、連携を促進する施策を積極的に進めてほしい。例えば、次のような施策も考えられる。

- ・家庭環境・子育て支援における行政の施策や地域の取り組みがわかる検索しやすい情報ネットワークを構築する。

県内の家庭教育支援におけるよい連携事例の収集と紹介
公民館などの地域社会資源や地域の人材の紹介など

- ・数多くの公民館などが地域における家庭教育支援の拠点となるよう、市町村に働きかける。
- ・子育て中の親や子どもを育てている大人が、「眼差しの輝く子どもを育てる」上で必要な情報リテラシーを身につけるために、具体的な事例に応じた学習メニューを検討する。特に、情報化社会における情報選択能力を開発する。
- ・企業・事業者の社会貢献活動などが、「子育てという大きな社会の宝物づくり」を意識したものとなるよう呼びかける。
- ・子育てに関する成果が得られるような事業とするため、一層の行政間の連携を図る。この「連携体験」により、職員の資質や潜在的能力の開発の絶好の機会とすることもできる。
- ・家庭教育支援の全体像がわかり、親のニーズに応じた支援、特に人や場の紹介、情報提供のできる忍耐力のあるコーディネーターを養成する。
- ・社会教育主事や図書館司書のような有資格者を活用する。
- ・子育てに関する電話相談の相談窓口の一本化と専門性のある対応システムを検討する。

おわりに

子どもを育てることは尊い人類としての営みである。子育ての尊厳を再び地域社会に醸成するには、大きな社会の宝物を育てているという価値観を、親、家族、大人、地域、行政が共通に認識することから始まる。少子化が続く現代、子育てより就労に価値があるとの風潮があるとしたら、そ

の発想や意識を切り替えるための思い切った取り組みが必要である。

行政は、このような現象に対して意図的に、県民の意識啓発と具体的支援体制の確立を目指した政策を展開する責務がある。これまでの現象や時流への後追いの施策だけではなく、先駆的な取り組みが求められている。

子どもたちは、21世紀社会の担い手である。同時に、子どもを育てることは、次代の親を育てることに通じる。行政が果敢な家庭教育支援施策を展開していくことを切望する。

未来を見すえた政策により、時代をリードし、「大人も子どもも眼差しが輝いている社会づくり」を埼玉が先導することを目指したい。

○ 県民の生涯学習を支える地域教育システムの構築

(報告 平成17年3月 兵庫県社会教育委員の会議)

はじめに

平成15年7月、兵庫県生涯学習審議会から「兵庫における包括的な生涯学習システムの構築—関係機関の協働で実現するあらゆる県民のための生涯学習基盤の整備—」の提言がなされました。

この提言では、「成熟の時代にあっては、市民の創造性が発揮できる社会を築く必要があり、生涯学習を通じて能力向上を図り、その成果を活動に反映できる機会を充実させることが求められている。そこで、県民の生涯学習を支援するため、県、市町、民間、NPO等の様々な教育機関が各々の役割と責務を果たしながら、相互に連携し、学習ニーズの高度化、多様化に対応できる仕組みとして『包括的な生涯学習システム』を構築する必要がある。」として、今後、本県のめざすべき方向性が示されています。

この提言を実現するためには、様々な生涯学習関係機関や団体、施設がそれぞれの特色を生かして取り組まなければなりません。

中でも、生涯学習の中核を担う社会教育においては、

- 継続的な学習活動や地域課題に対応した独自の活動を進めるためには、日常的な生活圏にあつて気軽に訪れることができる地域の公民館や図書館などの社会教育施設が重要な役割を担う。
- 自己実現を図るための新たな学習や地域貢献をめざす専門的な学習など、住民の学習ニーズが多様化・高度化している今日においては、学習要求を啓発し、学習条件を整え、学習効果が高まるよう支援する社会教育指導者の役割は重要である。

という領域の中で、提言の実現化に向けた取組を推進していかなければなりません。

そこで、地域社会における課題を解決するために、地域の教育力や教育環境を高める仕組みづくり「県民の生涯学習を支える地域教育システムの構築」というテーマのもと、新たな社会教育の視点に基づく審議を行い、その方策についてまとめました。

I 県民の生涯学習を支える地域教育システムの構築

1 地域教育の現状と課題

(1) 地域教育とは

「地域」について、その区域の捉え方にはいろいろなケースが想定できます。小中学校区程度の住民の身近な生活共同体として扱うもの、市町などの基礎的自治体の行政区域共同体として扱うもの、あるいは、県民局など県行政の地方域の共同体として扱う場合などがあります。このように重層的に捉えることができる「地域」を、本委員会では、子どもから高齢者まで多様な地域住民の生活の場であるコミュニティ共同体として想定します。

また、「地域教育」についても、「地域の中で行われる教育」、「地域のための教育」、「地域について行う教育」、「地域とともに行う教育」の4つの視点で捉えることができます。本委員会

では、これらを包括して「地域教育」を地域の課題に対して、地域住民が主体的に課題形成していくことを支援する教育活動として位置づけます。ここで言う「課題形成」とは、検討に値すべき課題に気づき、それを引き出し、掘り下げ、方向付けをしてみることに、そのための手だてや計画を構築してみることに、そして、それを実践してみることを意味します。つまり、地域コミュニティの単位で行うことを前提とし、その中で学習の手だてを具体的に提供していくための環境を整備したり、成果が現れるよう支援する活動です。

(2) 現状と課題

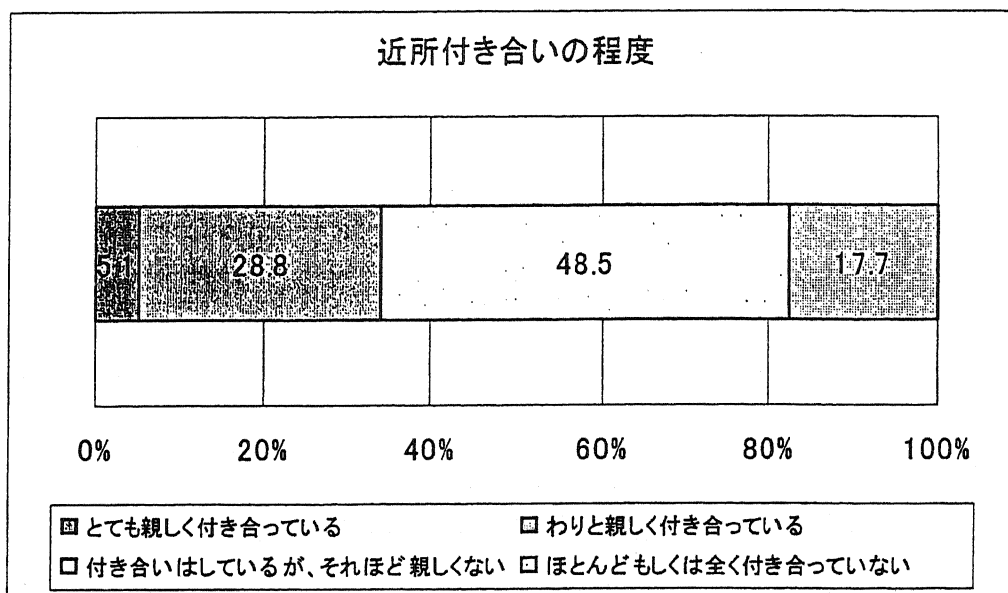
ア 情報の提供

自己実現を図る学習を行うために、あるいは、学習成果を生かした社会貢献を始めるために、多くの人が必要とする知識や情報を手軽に入手できる環境を求めています。しかし、地域にある豊富な学習資源や施設、機関等の事業について、それらの情報が必ずしも住民に十分提供されているとは言えない現状があります。また、どこへ行けば必要な知識や情報が得られるのか、それが分かる手だても十分ではありません。つまり、情報が流通する仕組みがまだ確立されてはいないのです。

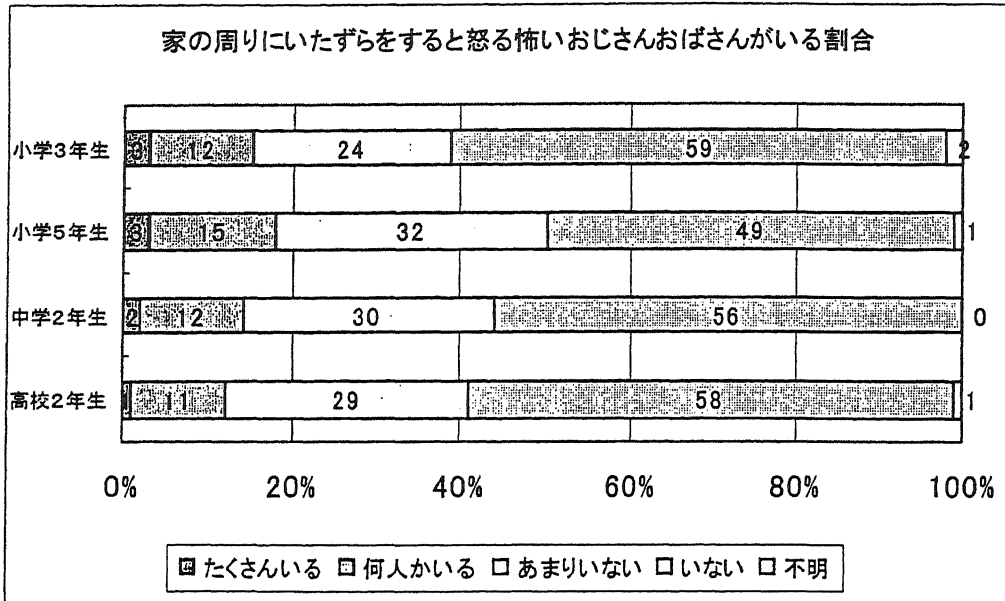
イ 地域コミュニティ

大震災を経験し、私たちは地域コミュニティの果たす役割の大きさを実感しました。また、その再生の取組も県内各地で行われています。

しかしながら、便利さ、機能性を重視する生活は、隣近所と関わりを持たずに生活することが一般的で、ときにはわずらわしさから、近所づきあいに背を向けるといったこともまだまだ少なくありません。こうしたことが、人間関係や連帯感の希薄化、家庭の孤立化、青少年の規範意識の低下といった、地域コミュニティにおける社会問題、地域問題を派生させる要因にもなっています。



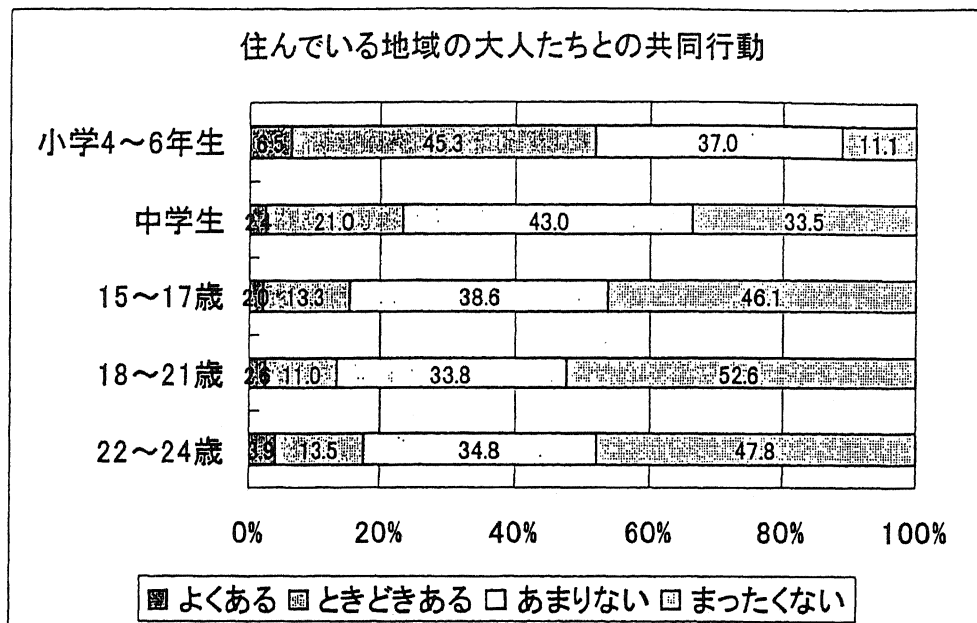
内閣府「国民生活選好度調査」(2004年)により作成



地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査報告書（子どもの体験活動研究会）より

さらに、各地で学習機会の提供や社会教育施設等の整備が行われる中、現代的・地域的課題の解決に取り組む指導的な役割を担う団体は、ボランティアな団体も含めて多様化しています。そして、それぞれの団体が独自に事業や活動を展開していることが多く、機能的なつながりや相互連携がとれていない現状があります。

また、事業対象について、子ども、大人、高齢者などそれぞれの階層に対する取組が一般的であり、「大人と子ども」あるいは「高齢者と子ども」など、地域全体を対象とした有機的なつながりや生活場面に即したかかわりの中で、成果が生まれるような取組は少数です。



第2回青少年の生活と意識に関する基本調査より（平成13年内閣府）

ウ 学校と地域教育

地域教育という価値観の導入によって、学校が地域活動に積極的に参画する事例が数多く見られるようになってきました。

例えば、生徒が土曜日に地域に出向き、地域住民とのふれあい交流など様々な活動を通して自分たちの地域を学ぶ体験活動を行っている中学校、あるいは、自治会と共催して「ふるさとのつどい学習発表会」を開催し、地域と連携を深めている小学校、さらに、地域住民に対して年に数回アンケート調査を実施し、学校が地域に果たせる役割について検討を重ねている小学校など、地域や学校の独自性を生かした取組が行われています。

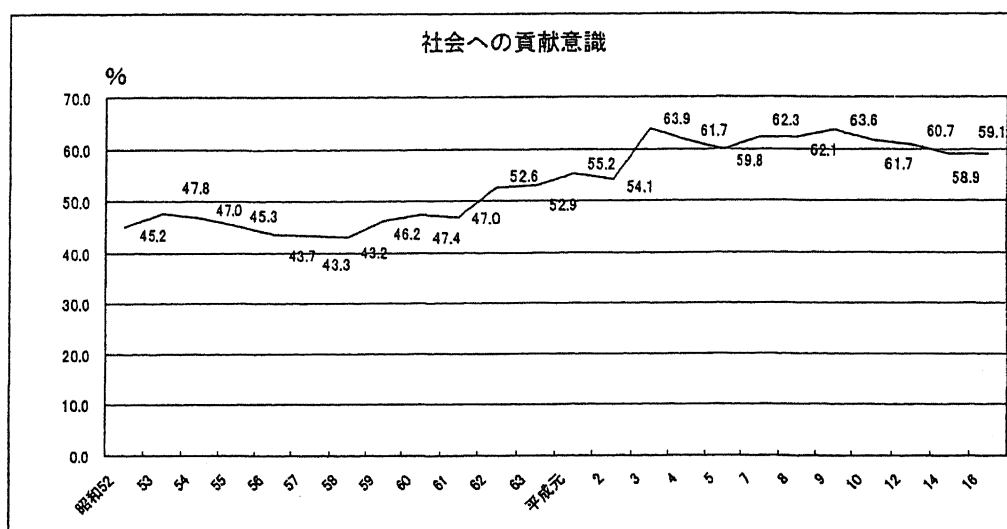
エ 市町合併からみた社会教育施設

県内の半数以上に及ぶ市町がかかわる大規模な合併が進みつつある現在、公民館等社会教育施設の統廃合に伴う住民サービスの大きな変化や低下を懸念する声が聞かれます。

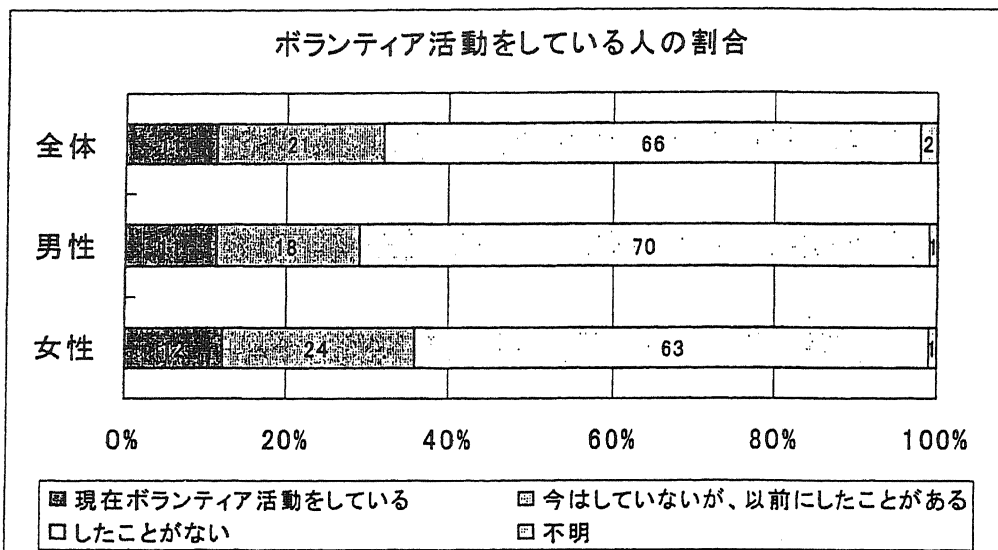
このような中、市町にあっては、合併後の社会教育指導体制の再構築など地域の基盤整備をいかに充実していくかが急務となっています。また、県にあっては、全県的な社会教育体制の推進を図る観点から、社会教育主事の派遣など人的支援を行っていくことが求められています。

2 地域教育システムの必要性

「地域教育システム」とは、地域教育を推進していくための仕組みであり、多様化する住民の学習ニーズに応え、現代的・地域的課題に対応した学習を進め、情報を適切に提供するためには、その構築が求められています。



社会意識に関する世論調査（内閣府）より



地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査報告書（子どもの体験活動研究会）より

また、現代的・地域的課題に対応するため、学校、公民館、自治会等の関係機関や団体からなる地域コミュニティの活性化に向けた組織が立ち上がり、取組をすすめている地域も、少数ではありますが出現しています。しかし、そこでの取組やプログラムはイベント的なものに終始しており、日常的、継続的な成果を得るまでには至っていません。

本来のサービスをプログラムの提供にとどまらず、成果をいかに地域化、一般化していくかということが重要です。そのためにも地域教育システムが必要となります。

3 地域教育システムの核となる施設

地域教育システムを構築する上で、その活動の場となる施設として、地域にあり生涯学習活動の拠点として位置づけられている公民館を採り上げることとします。

ここで言う公民館とは、社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館だけではなく、公民館と同様の事業を行うことを目的とするコミュニティーセンターやふれあいセンター等の市町教育委員会が所管する地域の身近な施設も含むものとします。

公民館が設置された当初から見れば、時代背景、社会構造、国民意識やその成熟度が大きく変化してきている中、地方分権の推進に伴う定量的、画一的な基準の大綱化、弾力化、また、多様化、高度化する学習ニーズや国際化、情報化等の進展に伴う現代的な課題への対応などを踏まえ、平成15年6月6日付けをもって、従来の「公民館の設置及び運営に関する基準」が改正されました。これにより、地域の学習拠点としての機能、地域の家庭教育支援拠点としての機能、奉仕活動・体験活動の推進、家庭、学校及び地域社会との連携等や地域の実情を踏まえた運営が明確に位置づけられました。

県内各地に隈無く設置され、地域住民にとって最も身近な学習施設である公民館は、社会的要請に的確に対応し、地域住民が気軽に集えるコミュニティーのためのサービスを総合的に提供する拠点へと大きく転換することが求められています。そして、これからは、少子高齢化、地域の教育力の低下、さらには若者の不就労の問題など地域の課題に取り組み、地域の問題解決の発信

場所としての機能が必要とされています。さらに、公民館の持っている学校、家庭、地域をつなぐ機能を生かし、子育て支援機能、青少年育成機能、コミュニティ形成機能を発揮していくことも重要です。

このようなことから、新しい時代の生涯学習推進の拠点として、地域教育システムを構築する上で、公民館を核とする施設に位置づけることがふさわしいと考えられます。

〈公民館活動の現状（平成14年度社会教育調査報告より）〉

平成14年度の社会教育調査速報によると、全国の公民館数は18,819館となっており、前回調査の平成11年とほぼ同数である。講座・学級の開設状況では、平成13年度は約35万4千件と前回に比べ約8万件の増加、受講者も1,100万人以上に上っている。公民館での講演会や文化事業などの諸集会に参加した人の数も2,500万人を超え、さらに、その他での公民館施設利用者数は約2億2,200万人などとなっており、他の学習・文化施設と比べてもその規模は大きく、まさに生涯学習活動のための中核的施設として重要な役割を果たしていると言える。

しかし、その内容を見ると公民館での事業はいわゆる講座・学級が多く、館側の一方的な学習機会の提供、受講生の動員、講座の実施、参加者数での評価に終わっている側面が強い。地域における課題に地域住民が主体的に学習し、活動するという社会教育活動にまで高まっていない。また、公民館の大きな目標であったはずの地域社会づくりという視点が、十分意識的に追求されているとは言えない状況にあるなどといわれている。

学習内容別に講座・学級数を見ると、趣味や稽古事を含めた「教養の向上」が59%、「体育・レクリエーション」が14パーセントを占め、「市民意識・社会連帯感」が5.8%、「職業知識・技術の向上」は5.7パーセントとなっており、内容が文化・教養系に大きく偏る傾向となっている。

4 公民館を核とした地域教育システムに求められる機能

(1) 人材養成・発掘

地域住民が主体的に課題形成をしていくためには、地域住民の中からその担い手を養成しなければなりません。

そのためには、まず、住民が地域を知り、地域に対する関心を高め、地域の一員であるという自覚を持つことが前提になります。そこで、祭りや民俗芸能などの伝統文化活動や地域の山や川を歩くウォークラリーや海辺の観察会のような自然体験活動を実施することで、地域を見つめ地域のよさを体感できる機会や場を提供したり、そこへの参加を促したりして、地域についての関心を高める手だてを充実することが必要です。さらに、地域における子育て支援の現状や青少年を取り巻く環境などについて問題意識を持ち、地域の課題解決に向けて取り組もうとする意欲を高めることも大切です。

次に、地域住民の活動を側面から支援するコーディネーターを養成することも必要になります。

地域社会には職業や経験を通して培った高い資質や能力を持った人たちがいます。このよう

な人たちを発掘し、専門的な知識や技能などを活かした調整役として、地域住民の活動を支援してもらうことで、よりよい地域教育環境を整備することができます。そして、この人たちにとっても、これまで身につけた成果を生かすよい機会になり、新たな活動への意欲付けにもなります。

また、職員の専門性を高めることも重要です。

それは、地域住民の課題解決に向けた主体的な取組への支援や、活動を側面から支援する住民や公民館ボランティアとの調整は、高度な専門性をもった職員が担うべき職務だからです。

例えば、県内のある公民館では、地域課題の解決に向けた住民への支援を進める中、職員のコーディネートにより、住民自身が活動の企画・実施を行い新しい事業を創り出すなど、大きな成果を上げています。

(2) ボランティアとの協働、活動支援

これまでは、ボランティア活動の担い手というのは高齢者や主婦層が中心になっていました。しかし現在では、勤労者、若者も含めた幅広い世代へ、活動の担い手が少しずつ広がっています。そして、今後団塊の世代が退職し、多くの人たちが地域に戻ってくることが予測されることから、ボランティア活動への参加者はさらに増えると考えられます。このような県民のボランティアに対する意識の高まりの中で、兵庫県内では約7,000名（平成14年度社会教育調査による）の人たちが、公民館に関わるボランティアとして活動しています。

ボランティアの活動分野が福祉から教育、環境、まちづくり等へと広がりを見せているなか、これらのボランティアとの協働をすすめることで、多様な現代課題や地域課題に柔軟に対応することができ、その解決に向けた地域住民の取組を支援することができると思います。

協働にあたっては、ボランティアが公民館の求めに応じて活用される存在として位置づけられるのではなく、ボランティア自らが活動を提案し、職員とともに新たな活動を創り上げていく存在とならなければなりません。

一方、ボランティアが、地域課題の解決に向けて取り組んでいる活動を側面から支援することも重要です。ボランティア活動への支援としては、活動情報や活動の機会、場の提供、実践活動につながる学習機会の充実、活動拠点の充実、様々なボランティアをつなぐネットワークづくりなどが考えられます。

公民館がこのような支援を行う場合には、公民館の活動をサポートするボランティアを支援するだけでなく、広く地域活動にかかわっているボランティアを支援していくことが必要です。

(3) 住民の居場所づくり

地域住民が主体となる活動を展開するには、その活動の拠点となる場を確保することが必要です。その活動拠点としては、県内各地に設置され、住民に身近な生涯学習の拠点として位置づけられるとともに、地域社会との連携や地域の実情を踏まえた運営が法的に規定されている公民館こそふさわしいと考えます。

公民館が設置された当初は、地域住民がいつでも自由に集える場や活動の拠点として活用されていましたが、コミュニティの再構築や活性化が重要な地域の課題としてその解決が求めら

れる今こそ、公民館は、住民が身近につどえる場所として、あるいは顔と顔が見える関係を培う場所として、その役割をさらに強めていかなければなりません。そして、各地域において、課題の解決に向けて住民の合意を得る場や時間に制約されない会議をする場、また具体的な活動を行う場として公民館が位置付けられると、住民のつながりやコミュニケーションを一層深めることができます。

また、学校週5日制の中で、子どもたちの居場所としての公民館の役割も重要です。ランドセルをしょって公民館に行ったり、一度家に帰ってから公民館に行くことは、これまでなかなか考えのつかないことでした。

さらに、県の事業である「ふるさと文化再発見アクションプラン事業」や平成16年度から始まっている「子どもの居場所づくり推進事業」においても公民館に子どもの居場所としての機能が求められています。

(4) 地域住民への情報の提供、収集

ニーズに合った学習機会を選択したり、新しい学習機会を求めようとするとき、整理され体系化された学習情報の提供は重要です。

例えば、私たちは食べたいものがある場合に、まずメニューを見て探します。一方、何を食べようか迷っているときには、食欲をそそる表現で記されたメニューへ自ずと目がいきます。つまり、学習機会の選択を迷っているときには、食べる気にさせる、言い換えれば、学習意欲を高める情報の提供こそ重要になります。こうした情報提供を公民館や図書館が担うことが必要です。

また、近隣施設の事業や行事の情報、施設間の情報ネットワークの構築や子育て、高齢者介護などに関わる相談支援活動的な情報の提供も大切です。中でも、相談支援活動においては、必ずしも施設の職員がすべて対応する必要はなく、地域実態について理解している人が公民館に滞在し相談業務を行うことも考えられます。そして、公民館がそうした人たちが集うスペースとして位置づけてみることも必要です。

II 地域教育システムの機能を生かす仕組みづくり

ここでは前章において述べてきた地域教育システムに求められる機能を生かすために必要となる具体的な方策について、

- 地域活動の推進拠点となる公民館活動の新たな展開
- 公民館等学習拠点のネットワーク化

という2つの視点から述べていきます。

1 地域活動の推進拠点となる公民館活動の新たな展開

公民館はこれまでから、生涯学習社会の構築に向けた時代の要請に応じて、地域住民の教育、文化の向上のための施設としてその役割を果たしてきました。しかし、今日、多くの現代的・地域的課題が山積し、地域の活動拠点として新たな展開が期待されています。

この新たな展開とは、地域住民の参画と協働のもと、地域づくり、人づくりに向けた取組を意味します。

そして新たな展開にあたっての具体的な方策としては、「参画と協働」に関わる人材を養成したり発掘すること、ボランティアとの協働や活動支援により課題の解決につながる取組を推進していくこと、地域において顔と顔の見える関係を再創造するために地域の居場所づくりの活動を展開することなどが挙げられます。

(1) 人材養成・発掘に向けて

ア 人材養成事業

(ア) 地域の課題解決に取り組む担い手を養成すること

これからの人材養成は、趣味・嗜好を追求する活動の担い手ではなく、計画的かつ継続的に地域課題の解決に向けた取組をすすめる担い手の養成が求められます。

そのための方策としては、地域課題に対する住民意識の高揚や住民主体の課題解決に向けた取組支援など以下の方策が考えられます。

- ・地域の歴史や文化、自然などに関する情報を収集して地域の魅力を紹介するなど、地域のよさを体感できる機会や場を提供し、地域に対する愛着を高める事業を展開する。
- ・各種の講座等の終了後に、そこで学んだ地域住民が、学習成果を活かした新たな事業を企画し、展開できるよう支援する仕組みを確立する。
- ・これまで職業生活を中心にしてきたため、地域との関わりをあまり持っていなかった人々を地域住民として迎え、地域課題の解決に向けた積極的な参加を促すための機会とその仕組みをつくる。

モデル事例 1	「新しい地域とわたしの再発見セミナー」(熟年者のための地域デビュー講座)
<p>○ 退職者層などが、スムーズに地域社会にとけ込むことができるようにするとともに、身近な地域社会への関心を高めることをめざす。</p> <p>○ 地域のくらしや地域での趣味や学習活動を展開していく上で役立つ、また必要なことを体験的に学んでいく。</p> <p>○ 講座を終了した人たちが気軽に集まり、交流を楽しみ深めながら、新たなグループとして、地域でいろいろな活動が展開できるように働きかける。</p>	

モデル事例 2	「地域の魅力再発見セミナー」(ふるさとのよさを見つめ直すセミナー)
<p>○ 地域づくりの人材を育成することにより、そこで学んだ人材が新たなリーダーとなり、住民主体の事業の企画・運営を目指す。</p>	

- 地域づくりの講座を修了した人材が、企画委員となり「地域づくり」のテーマのもと、ふるさと再発見をねらいとする講座の企画・運営を行う。
(史跡巡り、町おこし、町の名人、町の起こりなど)
- 講座修了生の有志による講座の企画・運営委員会を組織し、公民館職員の援助のもとに、住民主体による講座を実施し、人材の養成に努める。

モデル事例 3	「世代間いきいき交流事業」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の豊富な知恵や技を地域の子や孫の世代に伝える機会や場を提供することによって、高齢者の生涯学習活動・生きがいを支援する。また、子どもたちが先人の知恵や技を再発見する機会とする。 ○ 学校週5日制への対応として、土曜日などに高齢者と子どもたちが様々な体験活動に取り組むとともに交流を深める。 (米作り体験と収穫祭、昔の行事体験、昔の遊び大会、子育て世代の親との交流、地域ふれあいスポーツ大会、公民館まつりなど) ○ 公民館がこうした趣旨の地域活動を積極的に把握し、広報や会場提供等により支援するよう努める。 	

(イ) 地域住民の活動を側面から支援するコーディネーターを養成すること

地域課題の解決に向けた自主的で継続的な活動が展開されるためには、より専門的な知識や技能を生かして地域住民の活動を支援したり、地域住民同士や活動グループ間の調整を行うコーディネーターが求められます。こうしたより専門的な意識や技術を持った人材を発掘し養成するためには、以下の方策が考えられます。

- ・ 公民館を地域の様々な世代がいつでも自由に集い、活動することができる場として活用し、そこに集まる多くの人々の中から、職業や経験をとおして培った高い資質や能力をもった人材を発掘する場とする。
- ・ 公民館等において、ワークショップやフィールドワークなど参加者主体の新たな学習方法を取り入れ、地域課題の解決に向けコーディネーターとしての資質を備えた人材の養成に取り組む。

モデル事例 4	「地域指導者のためのコミュニケーションスキルアップ講座」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種団体の催し物等、人前で人を引きつける話し方の基本を学習し、各団体における今後の活動に役立てる。 	

- 「魅力的な聞き方、話し方」「話し合いのリーダーシップ」について、ワークショップ等を通して楽しみながら学び、地域指導者のリーダーシップ養成をめざす。

モデル事例 5	「地域づくりキーパーソン養成講座」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民参加型の手法を取り入れた地域づくり講座を行うことによって、地域住民自らがよりよい地域づくりに参画するとともに、地域づくりの核となる人材の養成をめざす。 ○ 地域の現状や地域に関する情報を集め、地域診断を進めながら、それぞれの課題に対応したこれからの地域づくりについて学ぶ。 ○ グループ活動によるフィールドワークも行い、ワークショップを体験し、その手法も学びながら、地域づくりやそのあり方について実践的に学ぶ。 	

モデル事例 6	「プログラムプランニング実践講座」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の企画・運営をとおして、地域住民の活動を支援したり、地域住民や活動グループ間の調整の能力を養うことを目指す。 ○ 「プログラムプランニング実践講座」を受講するとともに、並行して地域住民対象の「地域について学ぶ講座」のプログラムを企画し、開催時にはコーディネーターとして参加し、主体的に運営に関わる。 ○ 参加体験型の手法を多く取り入れるなど、実践講座参加者の持つ職業や経験をとおして培った資質や能力が十分に引き出せるようにする。 	

イ 公民館職員等の資質向上

地域住民の地域的課題に対する意識が高まるにつれ、その活動を支援する公民館の館長・主事・運営委員等には、高い専門性と資質の向上が求められます。

これまでから、公民館職員には、地域課題の解決に向けて、自治会、老人会、婦人会、子ども会をはじめ、NPO、ボランティア団体、高等教育機関、企業など、様々な機関や団体を協働させていくコーディネート能力を持つことが期待されています。

こうした能力を向上させるためには、公民館職員自らが研鑽に努めることはもとより、市町及び県教育委員会にあっては、公民館職員の資質向上のための研修機会を一層充実させていくことは言うまでもありません。

加えて、コミュニティワーカーとしての能力も、新たに公民館職員に求められています。コミュニティワーカーとは、住民自らのボランティア活動や地域課題を解決するための主体

的な取組を支援する人のことを言います。公民館職員には、単にこうした活動を支援するだけでなく、その活動そのものが「地域住民にとっての学び」として捉え、その学びをより効果的に、充実したものになるよう教育的な視点から支援を行うことができる能力が求められています。

しかし、最も重要なことは、公民館職員自身が、常に地域の教育資源や地域住民の活動の実態などの地域情報を収集するという意識を高くしておくことです。

そのためには、日頃から地域住民との人間関係づくりに努め、公民館ならではの情報収集網を確立することが重要です。

モデル事例 7	「公民館職員（スタッフ）パワーアッププラン」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館職員に求められる専門的・実践的な知識・技術についての研修を行い、公民館職員の力量をより一層高める。 ○ 「公民館を核とした地域づくり」について、地域診断やフィールドワーク等をとおして、地域の実態やその資源を把握、理解しながら、これからの公民館の課題や役割について検討を深めるとともに、コミュニティワークを具体的に展開する能力を高める。 	

(2) ボランティアとの協働、活動支援に向けて

ア ボランティアとの協働の推進

ボランティアとの協働を進めていくためには、ボランティアに公民館職員の補完的役割を期待するのではなく、対等な関係を基盤としなければなりません。

そのためには、まず公民館職員がボランティアとともに学び、公民館職員主導ではなく相互の合意により活動を決定すること、さらには役割を明確に分担し、企画段階から情報と作業を共有することなど、協働にあたっての基本的な部分を認識しておく必要があります。

また、ボランティアとの協働の取組が一過性のイベントで終わることなく、地域に根付いた継続的なものとすることも必要です。

例えば、ボランティア団体やNPOと協働して地域における子育て支援活動に取り組む場合、互いに子育て支援の方策を出し合い、それを実践し、事業後の評価を行うことにより、次の段階における新たな方策が導かれ、その活動が継続していけるように支援することが必要です。

モデル事例 8	「ボランティアとの協働による地域子育て支援活動」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区の子育て支援にかかわるボランティア団体やNPOと公民館が交流・協働して、子育て支援の方策について企画、実践、評価する機会を設定し、地域における子育て支援の充実とグループの自立に向けた支援をめざす。 	

- 子育て支援に関わるグループが地域の子育ての支援に向けてできることを話し、企画を立て、グループごとに実践するとともに、評価・検証する機会を設定し、活動を振り返るとともに、継続した活動が展開できるようにする。

モデル事例 9	「NPOとの連携による地域環境学習」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の環境に対する意識の高まりを受け、生活環境に視点を向け、地域に残された自然にふれ、野生生物の調査等を通して、環境の改善や保護を目指したまちづくりに貢献する。 ○ 植物、昆虫、渡り鳥、天体などの観察、調査をはじめとするフィールドワークのほか、将来に向けて生活環境全体を意識した町のデザインを自分たちで考えるなどの内容とする。 ○ 計画段階からNPOと住民の打合せを行い、参加者の要望が十分に反映された活動内容となるよう配慮する。 	

イ ボランティアの活動支援の充実

ボランティア活動への支援としては、活動情報や活動機会の提供、学習機会の充実、活動拠点の充実、ボランティアをつなぐネットワークづくりなどが挙げられます。

活動情報や活動機会を提供する場合には、個人が日常的に活動に参加できるように、参加者の能力や経験、興味や関心に応じて、身近に参加できる多彩な活動の機会が用意されることが必要です。

また、活動のための部屋を確保するなど、継続的な活動支援に向けた取組も大切です。

これらのボランティアへの活動支援をより具体化すると、以下のような取組が考えられます。

- ・ ボランティアの需要と供給に関する情報、学習機会に関する情報などを提供するとともに、相談を受け付ける。
- ・ 広報誌等でボランティアの活動紹介を行う。
- ・ 公民館におけるボランティアの受け入れを促進する。
- ・ 公民館も含めて、地域をあげて定期的にボランティアに取り組む事業を実施する。
- ・ 社会教育指導者研修などの研修機会をボランティア関係者に開放する。
- ・ 学習プログラムや事業の企画立案、運営のための研修機会やプログラムを提供する。
- ・ 公民館内に活動拠点となる場を確保する。
- ・ 公民館にボランティア団体の専用コーナーや掲示板を設置する。
- ・ 社会福祉協議会、地域福祉施設との連絡・調整を密にする。
- ・ シンポジウム、フォーラム、交流集会などの開催を通じたネットワーク化を推進する。

モデル事例10	「地域活動ボランティア立ち上げ講座」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で活動するボランティアグループと連携し、その養成や協力を受けるなどして、地域において主体的に活動する「地域活動ボランティア」を養成する。 ○ 講座修了後、すぐに地域活動ボランティアとして活動できるよう、活動計画の企画立案から、地域におけるサポータークラブ立ち上げのノウハウまでを幅広く学ぶ内容とする。 ○ すでに活動しているボランティアの協力を得て、プログラム開発、組織づくり、地域での活動展開等活動に必要な配慮事項について適切なアドバイスを得ることができるようにする。 	

モデル事例11	「ボランティア活動継続支援事業」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的なグループ運営の考え方や方法などグループの運営マネジメントについて学習する機会を提供することにより、各団体やグループの活動が効果的に継続・展開することをめざす。 ○ グループワークをとおして、各団体やグループが抱える問題点や課題を見つめ直し、グループ活動の目的、魅力について振り返るとともに、地域活動のプランニングや参加者による自主企画を体験する内容とする。 ○ 継続的な活動に必要なハード面（活動拠点の確保）の支援を行うとともに、公民館の講座、イベントへの企画段階からの参加の機会を提供するなど、各団体やグループとの連携を具体的に進める呼びかけも行う。 	

(3) 住民の居場所づくりに向けて

地域課題の解決を図っていくためには、多数の地域住民やボランティアなど各種の団体が、その意義や展望、方向性を共有することが不可欠であり、関係者が集い、情報交換や交流を行うことができる身近な活動拠点としての役割を公民館が担っていくことが求められます。

公民館に地域住民が気軽に集える専用スペースを確保し、希望に応じた活動が展開できる「地域の居場所」とし、世代を越えた地域住民の交流が図れるようにすることで、新たな取組が企画・実施される契機となり、地域的課題の解決に向けた活動が前進するものと考えます。

さらに、子育てや高齢者介護も含めて、共通の課題を持った人が集まり課題を分かち合える場所、さらに深刻な問題な課題を抱えている人が集い、解決について考えることができる居場所など、地域の実情に応じた「居場所づくり」も望まれます。

現在、兵庫県において取り組まれている、子どもたちが安心・安全に過ごせる「子どもの居場所づくり」は、地域住民と子どもとの交流をとおして、地域の一員としての自覚と地域への愛着を生むきっかけとなります。また、異年齢の子どもとの交流をとおして、年下の子どもへ

の思いやりなど豊かな心が育まれることとなります。

今後とも「子どもの居場所」については、積極的な取組を期待します。

「居場所づくり」として具体的には、以下の取組などが考えられます。

- ・ 談話スペースの設置
- ・ 作品展示コーナーの設置（サークルや児童生徒の作品展示）
- ・ 喫茶コーナーの設置
- ・ 幼児用遊技コーナーの設置
- ・ 相談コーナーの設置とボランティア相談員の配置
- ・ テレビ・ビデオ機器の設置（随時利用可能）
- ・ インターネット利用可能なパソコンの設置（随時利用可能）
- ・ 図書検索端末機の設置
- ・ 生活情報サービスの提供

モデル事例12

「子どもたちとの週末余暇活動」

- 公民館を舞台に講座やサークルで学んだ知識や技能を子どもたちとのふれあい活動に生かすことにより、完全学校週5日制に対応する子どもたちの居場所を創り出す。
- 子ども会や地域青少年団体の育成者や保護者の協力を得て、企画・運営組織をつくり、昔のおもちゃづくり、焼きもの作り、郷土料理体験、地域の「祭り」との連携など子どもたちが参加体験できる内容とする。
- 企画・段階から子どもたちが参加できるようにし、子どもたちの希望が十分生かされるように配慮する。

モデル事例13

「ふれあいサロン」づくり（異年齢交流サロン）

- 公民館を地域住民が気軽に集える「地域の居場所」とし、世代を越えた地域住民の交流が図れるようにする。
- 公民館に住民が気軽に集える専用スペースを確保するとともに、ボランティアや地域住民の有志からなる「ふれあいサロン」の運営組織が、参加者の希望に応じた活動を展開する。
- 住民の希望を取り入れた活動内容を計画するとともに、活動内容を事前に地域へ周知し、住民の参加が得やすいように工夫する。

モデル事例14	「子育て交流塾」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てについて様々な課題を持った人たちが集まり、課題を分かち合ったり、解決について考えることができるようにする。 ○ 子育て中の親同士がお互いに抱える課題や関心事を共通項としながら楽しく交流することとおして、リフレッシュ、リラックスできる場となるようにする。 ○ 楽しみの場となるだけでなく、相互学習も行うことにより、啓発グループとしての機能も持つよう支援を行う。 	

2 公民館等学習拠点のネットワーク化

住民が地域課題の解決に向けて主体的に取り組んでいくためには、住民の求める様々な情報が適切に提供される必要があります。

公民館等の学習拠点となる施設においては、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを活用し、住民の視点に立った情報の提供・収集に努めていかなければなりません。

また、市町域を越えて、公民館等学習拠点のネットワーク化を図ることで、多くの公民館が有する学習資源の相互活用や多様な情報の収集・提供ができるだけでなく、広域化する住民の学習域に対応した共同事業や連携事業の展開も可能となります。

(1) 公民館を核とする学習拠点施設のネットワーク化

ネットワーク化にあたっては、県内の各地域に設置され、全県組織を持っている公民館のネットワークを構築することからはじめ、他の社会教育施設、さらには、NPOや民間団体とのネットワーク化を進めていくことが期待されています。

ア 公民館共同事業の開催

すでに図書館においては資料の相互貸借に見られるように、近隣市町間での住民の相互利用が行われており、公民館においても住民の多様で高度化する学習ニーズや広域化する学習域に対応するため、近隣市町の住民の相互利用が可能となるような施設間の連携など、共同事業・連携事業を推進していくことが必要です。

モデル事例15	近隣公民館連携「市民学習講座」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣の公民館が連携し、公募により指導者を募り、多様な講座を開催することにより、住民の多様な学習ニーズに対応する。 ○ 絵画、工芸、演芸、邦楽、洋楽、外国語、パソコン等学習成果を生かしたい公募による講師により多彩な講座を開催する。 	

- 公民館連携事業実施にあたり、企画・運営の役割分担等について、公民館同士で事前に十分協議しておく。

イ 公民館と他の施設との連携事業の開催

他の施設との連携では、他の行政機関との連携、高等教育機関との連携、民間教育事業との連携等が考えられます。

ある町では、公民館と他の生涯学習施設が連携し、地域の伝統文化を継承、発展させる事業を行うことで、公民館が地域文化の集積の場になるとともに、人の交流も深まり、地域づくりに貢献しているという報告があります。

モデル事例16	「公民館と児童館の連携」
<ul style="list-style-type: none"> ○ 完全学校週5日制に対応し、学校が休みである土曜日を利用して、地域の大人と子どもがともに学び、ともにふれあうことを通して豊かな心を育てる。 ○ 体験を通して子どもたちが地域の伝統や文化について学ぶとともに、異年齢の子どもたち同士が交流を深めることができる内容とする。 ○ 公民館は学習プログラムの編成、事業の運営、参加者の募集を受け持ち、児童館は小中学生の指導を担当するなど、それぞれの専門性を生かし、主体性を発揮した連携を行う。 	

(2) 学習意欲を高める情報の提供

地域住民が学習意欲を持続し、高めていくためには、多様な分野の様々な情報を的確に得ることが望まれます。そのためには、兵庫県が行っている生涯学習情報ネットワークシステム「ひょうごインターキャンパス」などを活用して、公民館が有する学習機会情報をはじめ、講師情報、講演記録など質の高い多くの学習情報の共有化を積極的に図ることが求められます。

また、地域住民や関係施設、団体等から地域生活の充実を図るための様々な情報を収集し、提供する地域の情報センター的役割を公民館が果たしていくことも望ましいと考えます。

モデル事例17	公民館情報の共有化事業
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の公民館等のネットワーク化を図り、連携を深めるとともに、学習者の広域化にも対応しながら学習資源の相互活用等をめざす。 ○ 兵庫県公民館連合会が核となり、県内の各公民館や生涯学習施設が発信するホームページとリンクすることで、幅広いネットワーク化を図り、学習資源の相互活用を行う。 	

- 施設同士、互いのメリットとなる学習資源（プログラム情報、指導者情報など）の相互活用を進める。

(3) 相談支援活動の充実

地域住民の自主的な活動を奨励するためには、自らの活動における悩みや疑問を自ら解決していく手助けとなる相談機能を充実させていくことが望まれます。

公民館職員がその専門性を生かして相談機能を果たしたり、学習相談ボランティアを養成することも重要ですが、同時に相談機能の充実に向けて、住民の抱える課題の適切且つより専門的な相談先の紹介など、情報の総合窓口的な役割を果たすことが必要です。そのために、学習情報センター的機能を公民館等、地域の社会教育施設が共同で構築することなどが考えられます。また、インターネット等の高度情報通信技術を活用した新たな相談機能の充実に向けた調査・研修を進めていくことも必要です。

モデル事例18	生涯学習活動支援システムの構築
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習に関わる相談や情報提供について、ITを活用した支援システムを構築し、より多くの地域住民の学習活動の充実を図る。 ○ 携帯電話やパソコンを活用した相談への対応、学習機会情報や学習プログラムなど多様な学習情報の提供を行う。 ○ いつでも、どこでも気軽に相談でき、身近な情報から市町域を越えた学習情報まで幅広い情報が得られるよう、多数の社会教育施設やボランティアグループの参加を呼びかける。 	

おわりに

これまで述べてきたように本会議では、県民の生涯学習を支える地域教育システムを構築していくために必要な基本理念、その理念を実現するために必要な具体的方策について審議を行ってきました。

地域教育システムの構築に向けては、各地域ごとにその特性に応じて多様な推進方策があると考えられますが、何にもまして重要なことは、住民の主体性に基づき、住民自らが参画し、協議、実践できるシステムを構築しなければならないということです。そのためには、住民のニーズを受け止め、その展開の糸口をともに考え、支援する施設のスタッフや機能の整備、充実が望まれることです。

県内の半数以上に及ぶ市町がかかわる合併が進みつつある現在、合併に伴う公民館等の統廃合によって、市町の社会教育推進体制が決して後退することがないよう願うとともに、あわせて県内の各地域における地域教育システムの構築に向けた取組を通して、本県の社会教育・生涯学習が一層推進されることを期待してやみません。

IV 市区町村における社会教育委員の会議の 答申・建議等

IV 市区町村における社会教育委員の会議の答申・建議等

- 社会教育団体への補助金のあり方について
(提言 平成16年4月 東京都西東京市社会教育委員の会議)
- 町田らしい生涯学習推進(支援)計画策定に向けての重要施策について
(第2次答申 平成16年4月 東京都町田市社会教育委員の会議)
- 宇美町総合型地域スポーツクラブの設立に向けて
(提言 平成16年5月 福岡県宇美町社会教育委員会議)
- 生涯学習ボランティアシステムの整備と活用についての提言
(提言 平成16年5月 愛知県半田市社会教育審議会)
- 青少年が読書に親しむ環境を整備するために
(答申 平成16年6月 第4期東京都葛飾区社会教育委員の会議)
- 市民が生き生きと暮らす社会教育を
(提言 平成16年6月 神奈川県藤沢市社会教育委員会議)
- 昭和市生涯スポーツ・レクリエーション社会構築のための基本的在り方と振興施策について
(答申 平成16年8月 東京都昭島市社会教育委員会議)
- (仮称)生涯学習市民大学のあり方について
(答申 平成16年9月 埼玉県北本市社会教育委員の会議)
- ふれあいのまちづくり
～地域交流のひろがりに向けて～
(提言 平成16年10月 神奈川県鎌倉市社会教育委員会議)
- 大月市生涯学習推進計画を推進するための方策について
(提言 平成16年11月 山梨県大月市社会教育委員会)
- 松井田町における青少年の家族及びその周辺での体験活動の今日的意義と推進の具体策について
(答申 平成16年11月 群馬県松井田町社会教育委員会議)
- 地域の教育力を活用した生涯学習のあり方について
(答申 平成16年12月 第24期東京都品川区社会教育委員会議)
- 「卓袱台の上の箸」
食卓を中心とした家庭教育のあり方について
(建議 平成17年2月 群馬県太田市社会教育委員会議)
- これからの本市社会教育のあり方について
(報告 平成17年3月 群馬県前橋市社会教育委員会議)
- 古賀市社会教育委員提言(第31集)
(提言 平成17年3月 福岡県古賀市社会教育委員会議)

- 今後の生涯学習活動の方策について
～学習講座から、これからの学習方策（内容）について～
（中間報告 平成17年3月 長野県東御市社会教育委員会議＜生涯学習分科会＞）
- 今後の郡上市における家庭や学校、地域社会のあり方について
（中間報告 平成17年3月 岐阜県郡上市社会教育委員の会）
- 公民館活動の活性化に向けて
（提言 平成17年3月 静岡県島田市社会教育委員）
- 新市（加東市）における社会教育の推進体制について
（答申 平成17年3月 兵庫県加東郡社会教育委員の会議）
- 社会教育施設における市民参加・参画のあり方について
（答申 平成17年3月 群馬県高崎市社会教育委員会議）
- 「中学生の地域参画を促進する社会教育のあり方」について
（提言 平成17年3月 東京都瑞穂町社会教育委員の会議）

V その他の答申・建議等



V その他の答申・建議等

1 公民館運営審議会の答申・建議等

- 公民館利用団体登録に制度導入に関わる諸課題について
(答申 平成16年7月 東京都昭島市公民館運営審議会)
- 使用料及び減免制度の見直しについて
(答申 平成16年10月 大阪府豊能町立公民館運営審議会)

2 図書館協議会の答申・建議等

- 静岡県における図書館のビジネス支援施策について
－「静岡型ビジネス支援図書館」の提言－
(提言 平成16年11月 静岡県ビジネス支援図書館連絡協議会)
- 町田市立図書館公式ウェブサイトについての提言
～21世紀の図書館を目指して～
(提言 平成17年2月 第10期東京都町田市立図書館協議会)
- 区立図書館サービスの基本的なあり方について
(提言 平成17年3月 東京都新宿区立図書館運営協議会)
- これからの豊中市立図書館の運営のあり方について
(提言 平成17年3月 大阪府豊中市立図書館協議会)

3 その他の協議会等の答申・建議等

- 「生きる力」を醸成するための環境づくり
～心豊かでたくましく生きることのできる青少年を育む社会の実現をめざして～
(提言 平成16年6月 第18期北九州市青少年問題協議会)
- (仮称)西東京市体育館の管理・運営について
(提言 平成16年7月 東京都西東京市スポーツ振興審議会)
- インターネット社会の進展に対応した青少年施策のあり方
(意見具申 平成16年8月 静岡県青少年問題協議会)
- 東村山市子ども読書活動推進計画に向けて
(提言 平成16年9月 東京都東村山市子ども読書活動推進計画策定協議会)
- 立川市における今後のスポーツ振興のあり方について
(答申 平成16年9月 東京都立川市スポーツ振興審議会)
- 「東京スポーツビジョン」の実現に向けた今後の取組について
(提言 平成16年12月 第20期東京都スポーツ振興審議会)
- 青少年をめぐる社会的諸問題の解決にむけて
－インターネットの有害情報への対応、青少年の性に対する関わり方等について－
(答申 平成17年1月 東京都青少年問題協議会)

- 未来へ！ふるさとねりま
～共に育つ「要場所づくり」のすすめ～
(答申 平成17年2月 東京都練馬区地域教育力・体験活動推進協議会)
- 「ふるさと文化再発見アクションプラン」の評価と今後の展開
(審議報告 平成17年3月 兵庫県ふるさと文化再発見推進協議会)
- 那覇市スポーツ振興基本計画の在り方について
～「市民が元気にかがやく生涯スポーツ社会“なほ”」を目指して～
(答申 平成17年3月 沖縄県那覇市スポーツ振興審議会)

平成16年度 都道府県・指定都市等における生涯学習・社会教育に関する答申・建議等

平成18年4月

編集・発行 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園1-2-43

TEL (03) 3823-0241

FAX (03) 3823-3008

URL <http://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>
